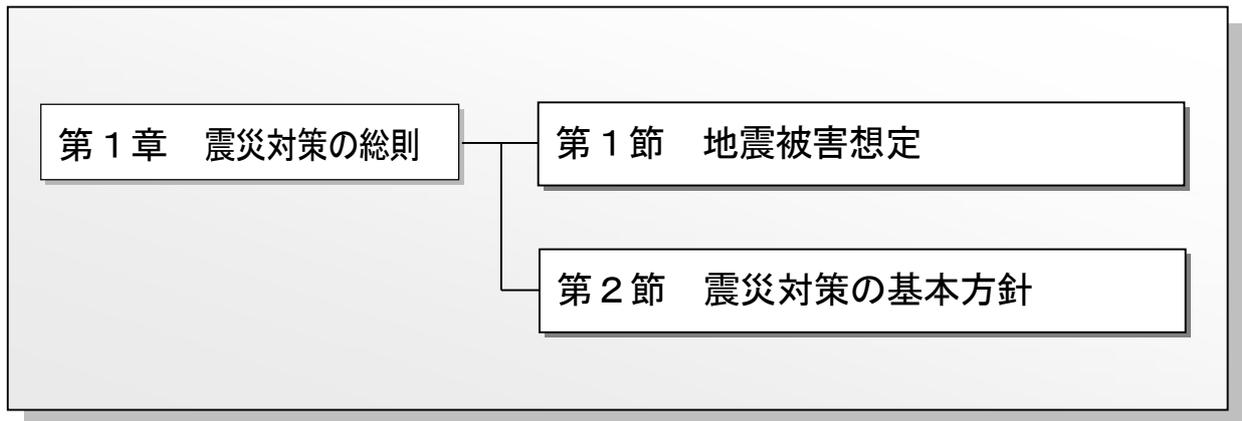


## 第2編 震災対策計画

### 第1章 震災対策の総則

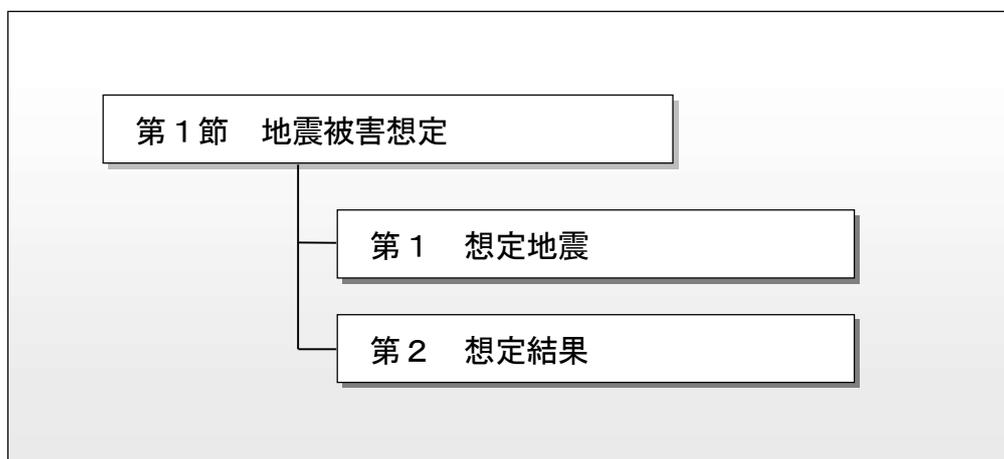
【 施策の体系 】



#### 第1節 地震被害想定

地震被害想定とは、地震が発生したときの地盤の揺れの大きさや、人的被害及び建物被害等の程度を予想するもので、震災に対する防災計画を作成する場合、地震が起きたときに、どの程度の被害が発生するかを推定することにより、その被害の程度に応じた効果的な防災対策を立てることができる。

【 地震被害想定 】



第 1 想定地震

平成 19 年度埼玉県地震被害想定調査以後、地震調査研究推進本部等による活断層調査やプレート境界地震の長期評価が進み、また、中央防災会議ではそれらの調査を取り入れつつ、首都直下地震の地震被害想定を実施している。また、産業技術総合研究所の活断層・地震研究センターの活断層データベースにも活断層の評価がまとめられている。

埼玉県では、このような新しい調査結果を取り入れつつ埼玉県の地震環境を考慮して、震源を設定した。これらの資料をもとに、最新の科学的知見や過去の被害地震を踏まえ近い将来に発生する可能性が高いか、ないし、県の直下にあり地震が発生した場合に県内の被害が大きいと考えられる地震について、次に示す五種類の地震を想定した（「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成 26 年 3 月、埼玉県）」参照）。

【 想定地震の概要 】

地震のタイプ	想定地震名	マグニチュード	説明
海溝型	東京湾北部地震	7.3	フィリピン海プレート上面の震源 深さに関する最新の知見を反映
	茨城県南部地震	7.3	※今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率：70%
	元禄型関東地震	8.2	過去の記録等で、首都圏に大きな被害をもたらしたとされる巨大地震を想定（相模湾～房総沖） ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%
活断層型	関東平野北西縁断層帯地震	8.1	深谷断層と綾瀬川断層を一体の断層帯として想定 ※今後 30 年以内の地震発生確率：ほぼ 0%～0.008%
	立川断層帯地震	7.4	最新の知見に基づく震源条件により検証 ※今後 30 年以内の地震発生確率：0.5%～2%

【 想定地震の断層位置図 】

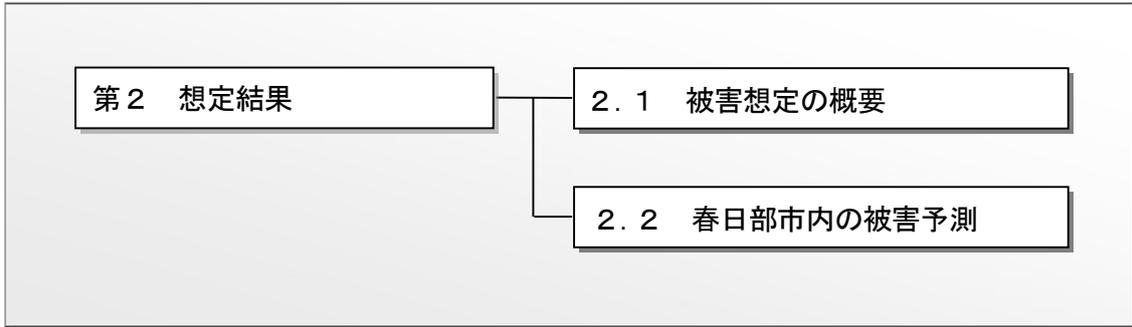


【 被害想定の予測条件 】

区分	内容	条件
物的被害	火災	夏 12 時 風速 8 m/s、冬 18 時 風速 8 m/s
人的被害	死傷者	夏 12 時 風速 8 m/s、冬 5 時 風速 8 m/s、 冬 18 時 風速 8 m/s
	避難者	冬 18 時 風速 8 m/s
	帰宅困難者	平日 12 時・18 時、休日 12 時・18 時

資料) 埼玉県地震被害想定調査報告書 (平成 26 年 3 月、埼玉県)

## 第 2 想定結果



### 2.1 被害想定概要

埼玉県が想定した五種類の地震による被害想定概要について、予測震度は下表に示すとおりである。

#### 【 想定地震の予測震度 】

想定地震名	県内の最大震度	最大震度となる市区町村	春日部市の最大震度
東京湾北部地震	6 強	南部を中心に 11 市区町	6 弱
茨城県南部地震	6 強	東部を中心に 5 市区町	6 強
元禄型関東地震	6 弱	南東部を中心に 15 市区町村	6 弱
関東平野北西縁断層帯地震	7	中部から北部を中心に 18 市区町	6 強
立川断層帯地震	6 強	南中部を中心に 5 市	5 強

また、液状化しやすい箇所は、地震動がそれほど大きくなくとも、液状化が発生する可能性が高いことを意味する。埼玉県では、東部に低地が広がることから、全体的な傾向として、東部で液状化しやすくなっており、春日部市においても、液状化のしやすい箇所が見られる。

地震動による急傾斜地被害予測については、対象とした急傾斜地崩壊危険箇所数は、埼玉県全体で 1,999 箇所を有しているが、その多くは山地が広がる西部に集中しており、春日部市においては、斜面被害の危険性が高い箇所は存在しないとの予測結果となっている。

### 2.2 春日部市内の被害予測

埼玉県地震被害想定調査に基づく春日部市内の被害想定は、以下に示すとおりである。

この中で最も本市に大きな被害をもたらすと考えられるのは茨城県南部地震で、建物被害については、木造建物全壊が 1,076 棟、非木造建物全壊が 104 棟と予想されている。人的被害については、死者が 54 人、重傷者が 58 人、軽傷者が 603 人に及び、避難者は 17,919 人、帰宅困難者は 19,848 人と予想されている。

一方、ライフラインへの影響は、茨城県南部地震で上水道と都市ガスへの影響が大きいと予測されている。

【 県の地震被害想定結果 】

区分	種 別	被害内容	単位	東京湾 北部	茨城県 南部	元禄型 関東	関東平野北 西縁断層	立川断層	備考
建築物	木 造	全壊数	棟	116	1,076	78	196	0	
		全壊率	%	0.18	1.71	0.12	0.31	0.00	
		半壊数	棟	802	4,703	405	1,258	1	
		半壊率	%	1.28	7.49	0.64	2.00	0.00	
	非木造	全壊数	棟	22	104	15	19	0	
		全壊率	%	0.04	0.17	0.02	0.03	0.00	
		半壊数	棟	54	222	33	71	0	
		半壊率	%	0.09	0.35	0.05	0.11	0.00	
	全建物	全壊数	棟	138	1,180	93	215	0	
		全壊率	%	0.22	1.88	0.15	0.34	0.00	
		半壊数	棟	856	4,925	438	1,329	1	
		半壊率	%	1.36	7.84	0.70	2.11	0.00	
火災	—	焼失棟数	棟	82	671	50	81	8	冬18 時 風速 8m/s
		焼失率	%	0.10	0.84	0.06	0.10	0.01	
		焼失棟数	棟	25	217	15	27	4	夏12 時 風速 8m/s
		焼失率	%	0.03	0.27	0.02	0.03	0.01	
人的被害	建物・ 火災等 による 死者	建物倒壊	人	2	53	1	14	0	茨城 県南 部(火 災)は 冬18 時。 その 他は 冬5 時
		ブロック塀等	人	0	0	0	0	0	
		火災	人	0	1	0	0	0	
		合計	人	2	54	1	14	0	
	死傷者	死者	人	2	54	1	14	0	冬5 時 風速 8m/s
		重傷者	人	2	58	1	15	0	
		軽傷者	人	93	603	42	192	0	
		死者	人	1	25	0	8	0	夏12 時 風速 8m/s
		重傷者	人	2	32	1	11	0	
		軽傷者	人	56	285	28	126	0	
		死者	人	1	37	0	11	0	冬18 時 風速 8m/s
		重傷者	人	3	43	1	12	1	
軽傷者	人	66	381	31	142	0			

人的被害	避難者	1日後	人	1,249	9,406	752	1,765	32	冬18時 風速 8m/s	
		一週間後	人	4,005	17,919	752	4,898	32		
		1ヶ月後	人	1,249	11,175	752	8,969	32		
	帰宅困難者	(外出先)	県内	人	11,464	11,391	11,417	11,479	10,272	夏12時
			都内	人	20,625	16,646	20,665	20,668	19,387	
			他県	人	8,093	7,872	7,529	7,868	1,656	
			合計	人	40,181	35,910	39,611	40,015	31,315	
		(外出先)	県内	人	7,029	6,985	7,000	7,039	6,299	冬18時
			都内	人	12,647	10,207	12,671	12,673	11,887	
			他県	人	4,962	4,827	4,617	4,825	1,015	
合計			人	24,638	22,019	24,288	24,536	19,201		
帰宅困難者 (市内)		人			20,244	19,848	19,338	20,264	11,672	平日 12時
					15,796	15,474	15,212	15,714	9,026	平日 18時
				20,005	19,446	19,080	20,039	11,499	休日 12時	
				15,659	15,202	15,073	15,600	9,098	休日 18時	
ライフライン	上水道	被害箇所数	件	86	394	0	91	0		
		断水人口	人	41,769	132,733	56	44,067	10	1日後	
	下水道	被害延長	km	227	268	195	229	66		
		機能支障人口	人	59,267	69,992	51,005	59,827	17,359		
	都市ガス	供給停止件数	件	32,232	53,218	13,623	39,046	0		
		供給停止率	%	56.7	93.6	24.0	68.7	0.00		
	電力	地震直後	停電世帯数	世帯	3,449	29,497	2,318	5,362	0	火災 なし
			停電率	%	3.77	32.23	2.53	5.86	0.00	
		1日後	停電世帯数	世帯	617	5,212	409	906	10	冬18時 風速 8m/s
			停電率	%	0.67	5.69	0.45	0.99	0.01	
電話	不通回線数	件	81	649	47	88	7	冬18時 風速 8m/s		
	不通率	%	0.10	0.77	0.06	0.10	0.01			

注) 小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがある。

注) ただし、季節・時刻の条件を示していないものは被害が最大の場合の想定結果であり、また、それぞれの項目について風速が最大の場合の結果を示している。

注) 表中の帰宅困難者（外出先）は、春日部市民が県内の他市町村や都内などに通勤・通学で外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人を指す。

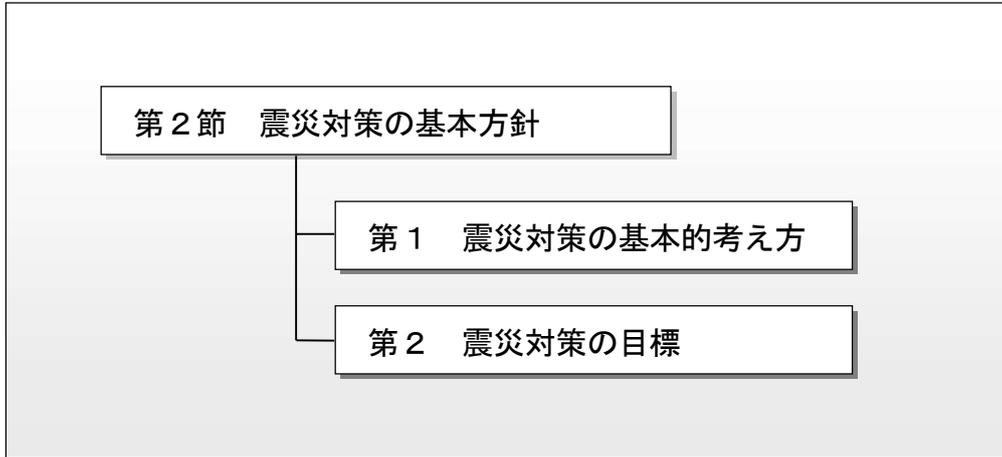
帰宅困難者（市内）は、市外在住の方が市内に通勤・通学などで所在している時に、地震発生により自宅に戻れなくなり、市内に留まり帰宅困難となる人を指す。

※帰宅困難者については、「第2編第2章第2節第9 帰宅困難者対策 9. 1 帰宅困難者の定義」を参照。

資料) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」(平成 26 年 3 月、埼玉県)

## 第2節 震災対策の基本方針

### 【 震災対策の基本方針 】



### 第1 震災対策の基本的考え方

本市の震災対策は、想定する地震による被害の内容及び規模等を可能な限り具体的に把握し、予想される被害の程度に応じた、より具体的な「予防対策計画」かつ実践的な「応急対策計画」を策定するとともに、「復旧・復興対策計画」により、各部局や防災関係機関等が連携を図りながら、地域の復興と被災者の生活再建を迅速に図ることを基本とする。

### 第2 震災対策の目標

春日部市地域防災計画（平成27年2月改訂以降）においては、最も大きな被害をもたらすと考えられる地震は「茨城県南部地震」であるが、「茨城県南部地震」に比べ被害の規模はやや小さいものの、切迫性が高いと考えられている「東京湾北部地震」への備えも重要と考えられる。そのため、震災対策の対象とする地震は、「茨城県南部地震」及び「東京湾北部地震」が挙げられる。

県調査報告書によると、「埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」では想定する地震を、東日本大震災の経験を踏まえ、首都直下地震に備えた最新の科学的知見及び予測手法に基づき見直した結果、震度等の想定が前回の調査（平成19年9月）とは異なっている。

ゆえに、春日部市地域防災計画における震災対策の目標についても変化がみられた。

なお、防災関係機関等が具体的な応急対策を講じるフレームとして、救助・医療、避難生活、応急復旧、要配慮者の観点から設定する対策の目標値は、各項目における最大値を採用するものとする。

「茨城県南部地震」及び「東京湾北部地震」による震災対策の目標は以下の表に示すとおりである。

【 震災対策の目標 】

項 目		対象とする地震		単 位	東京湾北部地震	茨城県南部地震
マグニチュード				—	7.3	7.3
本市の震度				—	6弱	6強
建物 被害	木造	全壊数		棟	116	1,076
	非木造	全壊数		棟	22	104
	全建物	全壊数		棟	138	1,180
人的 被害	死者			人	2 (0.00)	54 (0.02)
	重傷者			人	2 (0.00)	58 (0.02)
	軽傷者			人	93 (0.04)	603 (0.25)
生活 支障	避難者（1週間後）			人	4,005 (1.68)	17,919 (7.52)
	帰宅困難者	(外出先)		人	40,181 (16.87)	35,910 (15.08)
		(市内)		人	20,244 (8.50)	19,848 (8.33)
ライフ ライン	上水道	断水人口		人	41,769 (17.60)	132,733 (55.97)
	下水道	機能支障人口		人	59,267 (24.99)	69,992 (29.51)
	都市ガス	供給停止件数		件	32,232 (56.7)	53,218 (93.6)
	電力	停電世帯数(地震直後)		世帯	3,449 (3.77)	29,497 (32.23)
	電話	不通回線数		件	81 (0.10)	649 (0.77)

注) 欄中の ( ) 内の数字は、平成 26 年 8 月 1 日現在の春日部市の人口 238,157 人、世帯数 101,169 戸に対する割合 (%) を示す。ただし、都市ガスは、供給停止件数の需要家件数に対する割合 (%)、電話は不通回線数の需要家回線数に対する割合 (%) を示す。

注) 帰宅困難者(外出先)は、春日部市民が県内の他市町村や都内などに通勤・通学で外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人を指す。

帰宅困難者(市内)は、市外在住の方が市内に通勤・通学等で所在している時に、地震発生により自宅に戻れなくなり、市内に留まり帰宅困難となる人を指す。

資料)「埼玉県地震被害想定調査 報告書」(平成 26 年 3 月、埼玉県)



## 第2章 震災予防計画

地震の発生を予測することは現状では困難であるため、震災対策は、地震が発生してもその被害をいかに軽減するかの予防対策が最も重要となる。

地震による被害を軽減するためには、危険性の高い木造住宅密集地区における耐震・不燃化事業の推進、老朽化RC造建物に対する耐震診断や補強計画等を推進し、災害に強い都市構造への転換を進めるとともに、災害時の活動体制の整備や飲料水、食料、生活必需品の備蓄等を行い、災害に強い防災体制を整備することも必要である。

さらに、阪神・淡路大震災等の教訓に見られるように、大規模地震に被災した場合、行政の力だけでは災害応急活動にも限界があるため、行政と市民が一体となって地域ぐるみの防災体制を構築する必要がある。

このため、市は、震災予防計画を以下の施策をもって推進するものとする。

### 【 施策の体系 】

#### 第2章 震災予防計画

#### 第1節 震災に強い都市環境の整備

#### 第2節 震災に強い防災体制の整備

#### 第3節 市民の協力による防災対策

## 第1節 震災に強い都市環境の整備

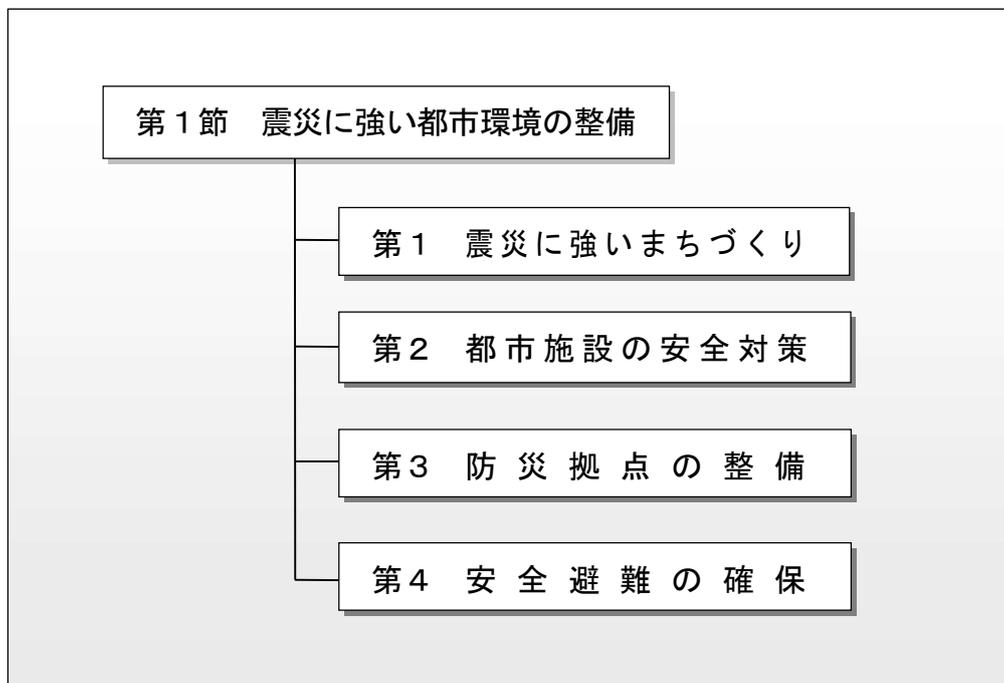
本市の市街地の大半は、地震に対して弱い沖積低地に立地し、また木造住宅密集地区もこれらの地域に多く分布しているなど地震に対して脆弱な条件を抱えており、被害の軽減、あるいは拡大を防止し、円滑な救援・救護活動を実施するためには、安全な市街地の整備、防災空間の確保、交通ネットワークの整備により地震に強い都市空間の形成が必要である。

また、公共建築物、交通施設、ライフライン等への機能障害は、市民生活に多大な影響を与えることから、迅速な消防活動、救援・救護活動の展開と都市生活の早期復旧を図るため、各施設の耐震性の向上を重点とした都市施設の安全化を図る必要がある。

また、本市の市道は、市域を南北に縦断する江戸川、大落古利根川、中川等の多くの河川により東西方向が分断されており、地震災害時には、橋梁の破損等による被災地の分断を招く可能性があることから、地域特性に応じた防災拠点の整備とそのネットワーク化及び安全な避難環境の整備を図る必要がある。

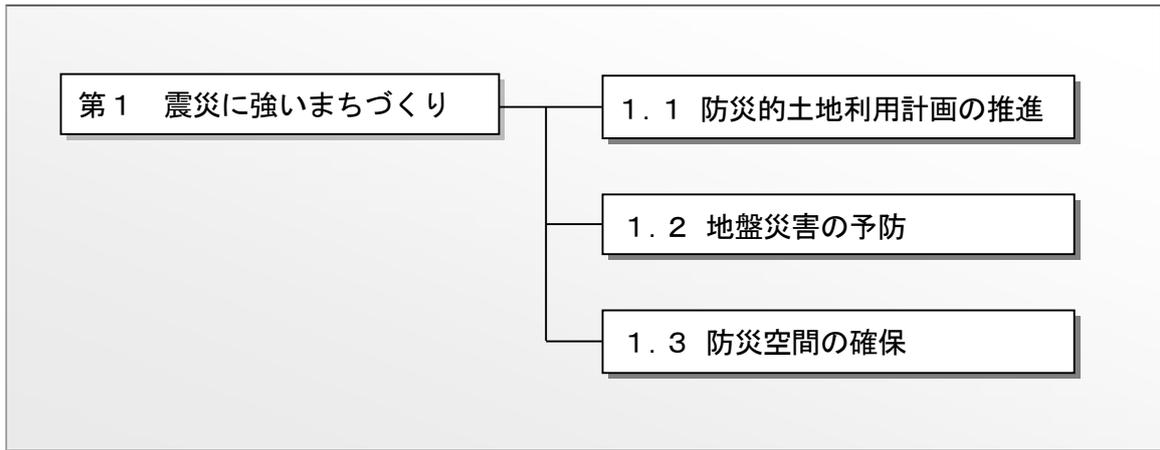
すなわち、本市の震災に強い都市環境の整備に係る事項は以下に示すとおりである。

### 【 震災に強い都市環境の整備に係る事項 】



## 第1 震災に強いまちづくり

地震の発生による建築物の倒壊、延焼による火災拡大を最小限に防止し、震災に強い都市づくりを行うため、以下に示す施策を定める。



### 1.1 防災的土地利用計画の推進 ⇨ 『都市整備部』

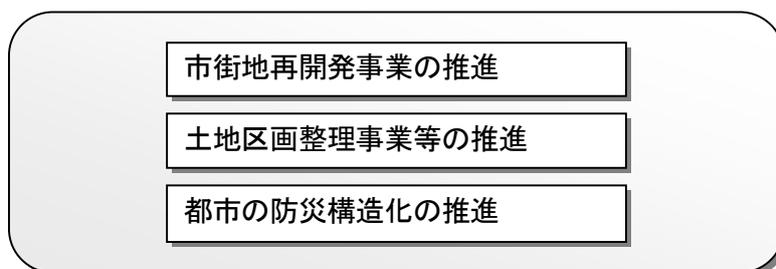
#### 《現 状》

平成17年10月1日、旧春日部市と旧庄和町との合併により新しい春日部市がスタートした。平成30年4月1日現在、新市の面積は、66km<sup>2</sup>で、このうち約34%が市街化区域、約66%が市街化調整区域となっている。また、市街化調整区域には農業振興地域があり、全市域の約45%を占めている。

#### 《方 策》

市は、防災都市づくりのマスタープランとなる「都市における震災の予防に関する計画」に基づき、各種事業を総合的に展開するとともに、防災に配慮した計画的な土地利用を図り、震災に強い都市づくりを推進する。

そのため、市の防災的土地利用計画は、以下の方策をもって推進するものとする。



(1) 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業は、市街地における道路、広場、公園等の公共施設と建築物を総合的かつ一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、商業・業務施設を適切に配置して経済基盤の強化を図るとともに、オープンスペースの多い地震災害に強い安全な都市づくりを実施する。現状では既成市街地を中心に地震による建物倒壊、延焼火災の危険性がある地区があり、今後とも、都市機能の充実と快適で安全な生活環境の確保のために、地区の特性に応じた事業化を計画的に推進する。

(2) 土地区画整理事業等の推進

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図り、安全で安心して暮らせる都市づくりを進めるものであり、市街地再開発事業と並んで都市整備の中核的な手法である。

市においても、土地区画整理事業が積極的かつ計画的に進められており、令和2年3月31日現在24地区586.88haの事業が完了し、1地区33.6haの事業が施行中である。また、1地区31.4haの事業が計画決定されている。

今後とも、一般市街地の体系的な住環境の改善、整備を図るとともに、良好な市街地空間を形成するため、計画的に土地区画整理事業等を推進する。

(3) 都市の防災構造化の推進

本市の市街地は、木造住宅が密集し、防災上の危険度が比較的高い地区が多く存在する。そのため、市は、道路・公園等の整備や老朽住宅の建替等の際に、安全で良好な市街地に改善し、防災性の向上を図ることが求められ、個別の事業により対応を行っている。

今後とも、都市基盤等の整備に合わせ、災害に強い都市の防災構造化を推進する。

1.2 地盤災害の予防 ⇨ 『環境経済部、建設部、都市整備部』

《現 状》

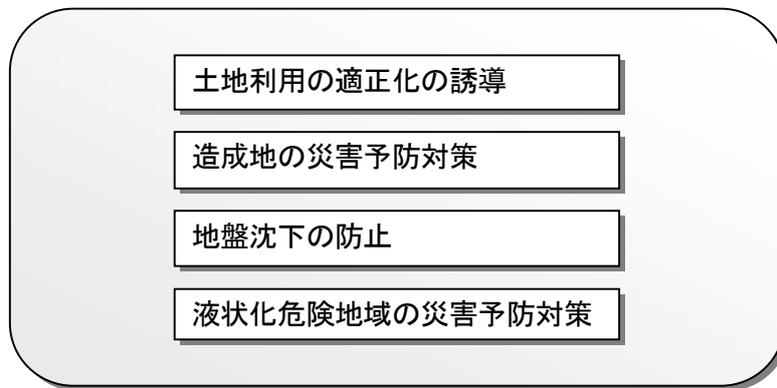
広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、地震による水害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下は、建築物、土木構造物の耐震性を劣化させる可能性のあることも指摘されている。そのため、資料編に掲げる本市における地盤沈下の状況への留意が必要である。

なお、本市域には砂防法や地すべり等防止法に定める危険区域はないが、大半は河川により運ばれた土砂が積み重なってできた沖積低地であり、関東大震災の際にも市内を流れる河川に沿って分布する自然堤防上に液状化が多く発生した。

⇨ 『【資料編(1)】第1「地盤沈下状況一覧」』参照

## 《方 策》

市の地盤災害の予防は、以下の方策をもって推進する。



### (1) 土地利用の適正化の誘導

土地利用による災害を防止し、市民の安全を確保するため土地利用の適正化の誘導を図る。

#### □都市的土地利用の誘導

- 市街化区域については、適正な規模の区域の設定、用途地域に基づく建築規制等を行い、また、地区計画制度や建築協定、緑化協定により良好な市街地環境形成を図る。
- 土地区画整理事業や市街地再開発事業、道路、公園、公共下水道等の整備による都市施設の整備を推進し、都市機能が充実した良好な生活環境、都市環境を備えた市街地を形成していく。
- 市街化調整区域から市街化区域に編入する場合は、原則的に秩序ある面整備とし、適正な規制・誘導により快適で良好な環境を創出するとともに、計画的な土地利用転換に努める。
- 市街化区域内の都市基盤が未整備の集団的未利用地については、土地区画整理事業等の施策を推進して、計画的な住宅地の形成を図る地域と、緑地環境として保全する地域とに区分し、秩序ある土地利用の促進を図る。

#### □自然的土地利用の誘導

- 市に残されている森林や緑地の保全を図り、環境保全、防災、レクリエーション等、都市の安全性や快適性を支える空間として、保全・活用に努める。

### (2) 造成地の災害予防対策

#### □災害防止に関する指導

- 造成地に発生する災害の防止は、都市計画法において、規定されている開発許可に関する指導を行う。  
また、造成地は、巡回等により違法開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

□災害防止に関する指導基準

- 宅地造成により生じる人工崖面は、高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- 宅地造成地の地盤が軟弱である場合には、地盤改良を行う。
- がけ地による災害の防止は、高さ2mを超えるがけ地付近の建築行為について、建築基準法に規定されている建築確認等の審査を行う。

(3) 地盤沈下の防止

市は、県が実施する地盤沈下関連調査結果等をもとに、地盤沈下の激しい地域とこれらの地域における建築物等の耐震性劣化状況の把握に努める。

(4) 液状化危険地域の災害予防対策

地震による液状化現象が予測される地域に対しては、地盤を改良する工法、構造物で対処する工法などの各種対策工法の普及に努める。

1.3 防災空間の確保 ⇨ 『建設部、環境経済部』

阪神・淡路大震災の大規模延焼地区の焼け止まり状況を調査した結果、道路、空地、耐火造・耐（防）火壁及び注水等消火活動が、焼け止まり要因として報告されている。

これは、都市公園や緑地が、子供の遊び場やレクリエーションの場、あるいは都市景観の構成要素として重要な役割を果たすだけでなく、地震災害時における延焼防止あるいは避難場所として防災上重要な役割を有しており、市街地における防災空間（オープンスペース）の確保は地震に強いまちづくりを推進する上で基本的課題であることを示している。

《現 状》

市の公園及び耕作地の概況を以下に示す。

【公園状況】 [平成29年3月31日現在]

数（箇所）	面積（ha）
222	72.2

資料) 公園緑地課

【農地経営耕作地面積】 [平成27年2月1日現在]

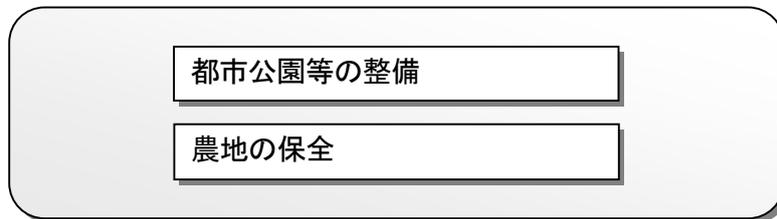
田	畑	果樹園	計（ha）
1,555	247	19	1,821

資料) 農林水産省「2015農林業センサス」

## 《方 策》

市は、今後とも都市公園の整備を積極的に推進するとともに、緑地・農地の保全により市街地における防災空間の確保を推進する。

本市の防災空間の確保は、以下の方策をもって推進する。



### (1) 都市公園等の整備

- ア．都市公園の新設、既設公園の充実、再整備を図る。すなわち、震災時の避難地となることを想定した公園施設の設置等を行う。
- イ．平常時においては市民に潤いを与え、火災時等には延焼防止の効果がある緑化協定や保存樹林の指定、生垣設置の推進に努める。
- ウ．住区基幹公園の整備の均衡を図り、周辺住民に親しまれ、身近な避難地となる公園をスポット的に整備していく。

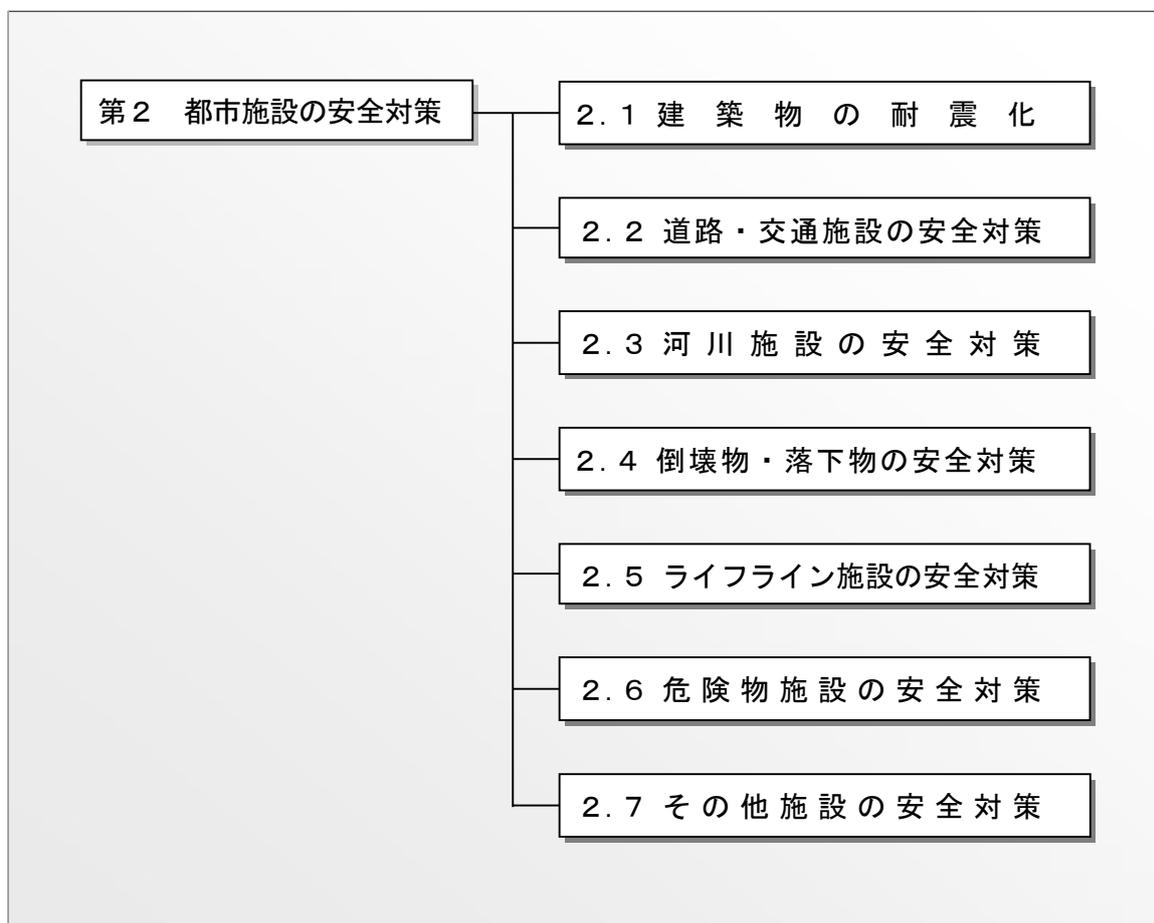
### (2) 農地の保全

農地は、防災上、被災者への生鮮食料の供給等重要であることはもとより、市街化区域における農地は火災の延焼防止として重要な機能を担っていることから、今後とも、生産緑地法等により保全を図っていくものとする。

## 第2 都市施設の安全対策

大規模地震によって生ずる老朽化木造建物又は木造建物密集地からの出火、延焼を最小限にとどめるため、市は必要な施策を講ずる。

また、防災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものであり、このため、市及び関係機関は、災害発生後、直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設ごとに耐震性の強化や被害軽減のため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講ずる。



2.1 建築物の耐震化 ⇨ 『建設部、都市整備部、関係各部』

《現 状》



(1) 公共建築物

市の主要な公共建築物は、市庁舎や庄和総合支所等の行政施設、市立医療センターや保健センター等の医療・保健施設、文化会館や公民館等の文化・コミュニティ施設、学校等の教育施設、体育館等のスポーツ施設等があり、これらの公共建築物は災害時には防災活動拠点としての機能を果たすこととなる。

(2) 一般建築物

粕壁地区、武里地区は、木造建物が密集しており、火災による延焼の危険性の高い地域となっている。

また、市の建築時期別構造別の住宅数の計は、平成25年10月1日現在全部で93,470棟あり、そのうち昭和56年以前に建築された住宅は24,440棟で全体の約26.1%を占めている。

【 建築時期別、構造別の住宅数 】

[平成25年10月1日現在]

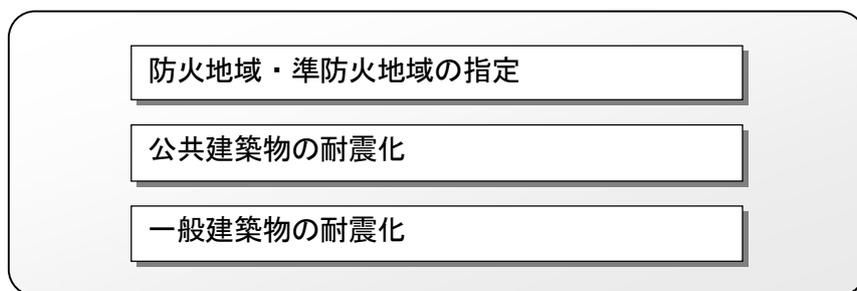
区分	木造	防火木造	RC・SRC造	S造	その他	総数
昭和45年以前	2,620	1,700	4,980	110	-	9,400
昭和46年～55年	5,520	6,570	2,460	480	-	15,020
昭和56年～平成2年	4,200	8,240	4,720	1,700	-	18,850
平成3年～12年	3,870	8,680	8,270	740	30	21,590
平成13年～17年	1,470	3,690	1,060	270	-	6,490
平成18年～22年	1,610	3,890	2,450	640	10	8,600
平成23年～25年9月	680	2,990	580	310	-	4,560
総 数	22,620	40,160	25,710	4,860	110	93,470

注) 「総数」には建築の時期「不詳」を含む。

資料) 総務省統計局「平成25年住宅・土地統計調査報告」

《方 策》

市の建築物の耐震化は、以下の方策をもって推進する。



(1) 防火地域・準防火地域の指定

市は平成 31 年 3 月 31 日現在、防火地域として 8.9ha を、準防火地域として 21.2ha を指定しており、今後も避難場所周辺、延焼遮断帯となり得る避難路の沿道等、防災上重要な地域を中心に、防火地域及び準防火地域の指定の拡大に努める。

(2) 公共建築物の耐震化

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。

このため、公共建築物に対しては、平常時における利用者の安全確保と合わせて、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性確保が求められるため、耐震化の促進に取り組む必要がある。

平成 18 年 1 月 26 日には耐震診断・改修の促進等を目指して耐震改修促進法が改正されており、市は、本庁舎、出先機関、消防署を始めとする防災拠点施設及び学校、公民館等について、昭和 56 年の新耐震基準以前に建築された施設を対象に、計画的かつ重点的な耐震化を図るものとする。

(3) 一般建築物の耐震化

① 耐震診断

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、市はそのための助言、指導及び支援を行っており、今後ともより一層の助言等に努める。

② 耐震化対策

市は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性や補助制度の活用について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、以下の耐震化対策を講ずる。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○建築物の耐震診断、改修等に関する市民のための相談窓口を設置する。</li><li>○耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及に努める。</li></ul> |
|--|

## 2.2 道路・交通施設の安全対策 ⇨ 『建設部』

### 《現 状》

市の幹線道路は、国道が3路線（一般国道4号、同バイパス、一般国道16号）、県道が12路線あり、交通の要衝となっているが、こうした幹線道路は比較的整備されているものの、通過交通の増大や交通渋滞等も見受けられるほか、高速道路や自動車専用道路も整備されていない。

また、市の市道は、市域を南北に縦断する江戸川、大落古利根川、中川等の多くの河川により東西方向が分断されており、地震災害時には、橋梁の破損等による被災地の分断を招く可能性がある。

こうした中、市は、平成4年7月に設立した埼玉県東部中央都市連絡協議会で、近隣市町間との連携を強化し広域的道路網の整備を推進するための調査研究を行っているが、今後の道路整備については、緊急輸送や避難路、延焼防止等の防災機能の充実を図り、計画的かつ重点的に整備を進める必要がある。

また、橋梁については、老朽化しているものや耐震基準を満たしていないものは、計画的に架替や補強等を実施し、地震災害時における橋梁機能の維持を図る必要がある。

### 《方 策》

道路・橋梁は、単に人や物の輸送を分担する交通機能を有するのみならず、地震災害時には、火災の延焼防止効果や避難路、緊急物資の輸送ルートとなる等の多様な機能を有している。

市の道路、交通施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 道路の整備

道路は地震災害時には避難、救援・救護、消防活動等に重要な役割を果たすのみならず延焼防止のオープンスペースとして、地震災害に強い都市づくりに向けて重要な役割を果たす。

このことから、国及び県と連携して幹線道路の整備を促進し、道路網のネットワーク化を図ることにより、救援・救護、消防活動にも有効な、生活に密着した道路の整備を促進する。

なお、一般国道4号、同バイパス、一般国道16号の3路線、及び主要地方道さいたま春日部線、主要地方道春日部菖蒲線の2路線は、災害時には最優先して復旧される道路として、県により、それぞれ第一次特定緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路に指定されていることから、これらの位置関係より、特に、緊急輸送、避難路等の機能を有する防災効果の高い都市計画道路等については、各種の都市計画事業との調整を図りながら、計画的に整備を進めるものとする。

#### (2) 橋梁の整備

地震災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障がないようにするため、橋梁の新設、架替、老朽化した橋梁の補強、補修等を計画的に進める。

## 2.3 河川施設の安全対策 ⇨ 『建設部』

### 《現 状》

市の河川は、利根川水系の江戸川、中川、大落古利根川、新方川の流域に分かれ、市内に9本の一級河川（江戸川、中川、新方川、会之堀川、大落古利根川、古隅田川、隼人堀川、倉松川、首都圏外郭放水路）と9本の準用河川（安之堀川、旧古隅田川、備後川、中之堀川、幸松川、動瀨堀川、庄内領悪水路、18号水路、打田落し）がある。

市域の大半が河川により運ばれた土砂が積み重なってできた沖積低地であることから、降雨時には浸水や冠水の被害が生じている。

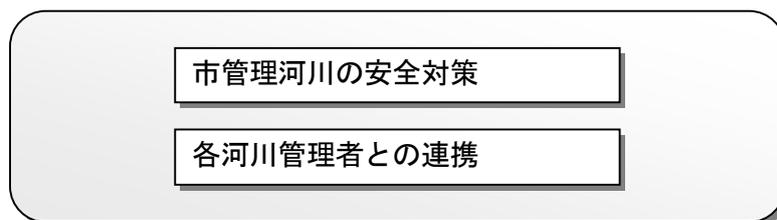
このため、平成3年度には、総合治水計画を定め、河川の改修、調整池、生活排水路、排水機場、流出抑制施設の整備を進めている。

また、市は、1ha以上の開発行為では調整池の設置を、それ以下の開発についても流出抑制施設の設置を指導している。

今後、中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会を通じて連携を図り、総合的な治水対策を実施していく必要がある。

### 《方 策》

市の河川施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 市管理河川の安全対策

地震災害時における河川施設の安全化に努めるとともに、河川や降雨に関する的確な情報収集を実施し、出水に迅速に対応できる体制を整えるように努める。

#### (2) 各河川管理者との連携

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所（江戸川上流出張所）及び埼玉県越谷県土整備事務所は、各々の管理河川に関し、堤防等の耐震診断、河道改修・浚渫等により、地震による水害発生を未然防止に努めてきており、今後もより一層の耐震対策の実施を図る。

市は、これら各河川管理者の予防対策に積極的に協力し、市域に係わる河川施設の安全化を促進する。

## 2.4 倒壊物・落下物の安全対策 ⇨ 『都市整備部、建設部』

### 《現 状》

ブロック塀は、安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、震度5弱程度の地震でもブロック塀の倒壊による死傷者が発生することが1978年宮城県沖の地震で明らかになった。その後の平成30年大阪府北部地震等においてもブロック塀の被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。

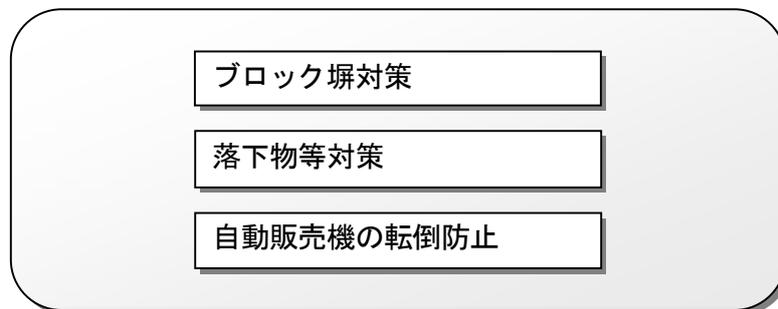
### 《方 策》

新設ブロック塀の安全性については、建築行政の中で指導の強化を図る一方、既存のブロック塀についても安全対策を実施できるよう、既存のブロック塀の補強方法を含む適切な指導の徹底を図る。

また、商業地域など人通りの多い道路に面する地上3階建て以上の既存建築物（落下の危険性のある広告塔、看板等の屋外広告塔、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及び屋外空調機等）を対象に実態調査を実施し、安全対策の指導を行い、安全を確保していくものとする。

特に、緊急輸送道路や避難路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物についてはより徹底して確認作業を行うものとする。

市の倒壊物、落下物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) ブロック塀対策

- ア. 避難路、避難場所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀（石塀を含む。）の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。
- イ. ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性についてパンフレットの配布、ポスター及び市広報誌等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等について知識の普及を図る。
- ウ. ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、実態調査に基づき、危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励する。また、生垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。
- エ. 地域のまちづくりである地区計画を定める場合、垣又は柵の構造は生垣又は透視可能なフェンスとするよう努める。

(2) 落下物等対策

① 安全性確保の周知徹底

適宜、耐震、防災診断等を実施し、認識を喚起する。

② 屋外広告物等の規制

屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。

(3) 自動販売機の転倒防止

市は、関係団体と連携して、自動販売機の設置者・管理者に対し、自動販売機の地震に対する安全対策の重要性について、普及・啓発に努める。

2.5 ライフライン施設の安全対策 ⇨ 『建設部、水道部、関係事業者』

《現 状》

市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設は極めて重要である。また、地震発生直後の応急対策活動を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要である。

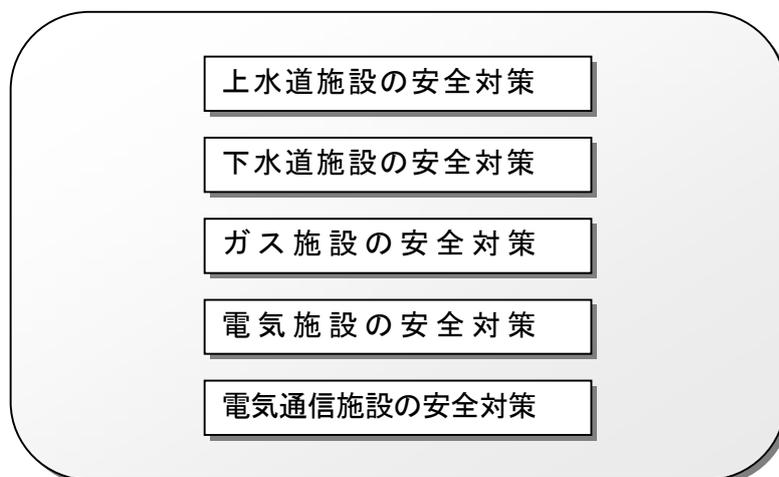
このため、本市及び各事業者は、ライフライン施設について、従来から施設の整備を実施しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、相互協力関係の充実に努める必要がある。

《方 策》

震災直後における情報の伝達・確認、消防活動、救急・救護等の応急対策を進めるうえで、ライフライン施設の果たす役割は欠かすことができない。

このため、上下水道、電気、ガス、通信施設については、従来から施設の整備を行ってきたが、今後も、よりいっそうの施設強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進する。

本市のライフライン施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



(1) 上水道施設の安全対策 ⇨ 『水道部』

市の水道事業管理者は、水道施設の常時監視、点検を強化して保全に努めるとともに地震による被害を最小限にとどめるため、順次計画的な耐震化工事の推進に努める。  
また、災害応急対策の諸活動を迅速かつ確に実施できる体制の充実を推進する。

(2) 下水道施設の安全対策 ⇨ 『建設部』

□管路施設

管路施設の耐震対策として、耐震性に優れた塩ビ管での整備を順次進めており、平成17年度より一部液状化を考慮した整備を行っている。

今後は被災した場合には影響が大きく、復旧にも困難を極めるポンプ場等の直結部や河川、国道、鉄道の横断部等の管渠について、耐震診断を実施し、必要に応じ耐震化工事を実施するなどの耐震対策を進める。また、管路の敷設にあたっては、液状化を考慮して、埋戻し材、基礎材、継手材にも配慮し、管路計画に当たっては、ループ化や系統化などのバックアップ手段を考慮する。

□ポンプ場、処理場

ポンプ場、処理場については、耐震化を図るとともに、施設と流入、流出部の不等沈下による損傷を防止するため、当該部の耐震化を図る。

また、被害を受けた場合に備え、各処理場間のネットワーク化を検討する。

(3) ガス施設の安全対策 ⇨ 『東彩ガス株式会社』

東彩ガス株式会社は、次に示す「都市ガス災害予防計画」に従い地震・防災にのぞんでいる。

① 施設の安全化

□供給施設

主要なガス導管・ガスホルダー・ガバナ等のガス工作物は、ガス事業法等の諸法規に準拠し建設しており、阪神・淡路大震災規模の地震に十分耐えるよう設計されている。また、ガス導管にバルブを設置し、緊急時に地域を分割しガスを遮断できるよう施工している。災害・事故に対処するため、緊急要員・緊急車両を待機させ、関係機関と連絡体制も整備している。

□通信施設

電話回線は災害時優先電話となっており、通信の安定確保を図っており、また無線機を装備し災害時の通信として備えている。

主要な整圧器等は、圧力等遠隔監視できるようになっている。

② 予防計画

□保安設備

ガス経年管については、耐震性の優れたポリエチレン管への入れ替えを促進するとともに、整圧器の遠隔監視の増強を図る。

□通信設備

定期点検修理を行い、災害時に支障のないよう維持管理する。

③ 防災教育訓練計画

非常時の緊急措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。さらに、公共機関が実施する大規模地震を想定した総合防災訓練に参加し、災害応急対策措置の訓練を行う。訓練は動員・出勤・応援体制・設備の復旧体制及び通信連絡等について、定期的実施する。

(4) 電気施設の安全対策 ⇨ 『東京電力パワーグリッド株式会社』

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を実施するとともに、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。具体的には設備ごとに次の耐震設計方針に基づき実施する。

【耐震設計方針（東京電力パワーグリッド株式会社）】

設 備	構造物	耐震設計方針
変電設備	機器	電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」による。
	建物	建築基準法による。
送電設備	架空電線路	電気設備の技術基準による電気設備の技術基準による風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準これに基づき設計する。
	地中電線路（給油装置、終端接続箱）	電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」による。
配電設備	架空電線路	電気設備の技術基準による風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

資料) 東京電力パワーグリッド株式会社「防災業務計画」から抜粋

(5) 電気通信施設の安全対策 ⇨ 『東日本電信電話株式会社』

東日本電信電話株式会社は、地震等の災害時において電気通信サービスを確保するため、平常時から設備の防災構造化を実施するとともに、地震等の災害が発生した場合には早期復旧を図るため、組織、要員、資機材及び輸送力等の万全の体制を期する。

□電気通信設備防災計画（東日本電信電話株式会社）

- 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
- 主要な中継交換機を分散設置する。
- 通信ケーブルのとう道化及び地中化を推進する。
- 主要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。
- 公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。

## 2.6 危険物施設の安全対策 ⇨ 『消防部』

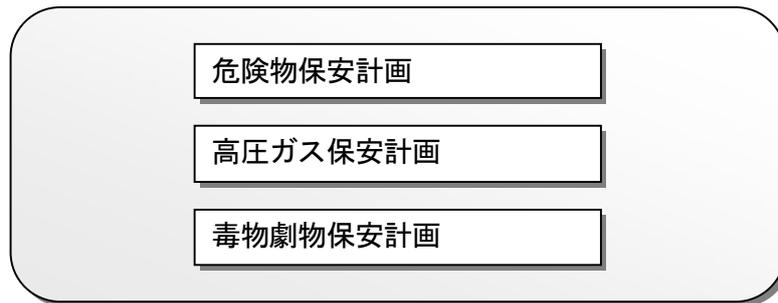
### 《現 状》

本市の危険物施設には、製造所、屋内貯蔵所、給油取扱所等が設置されている。

⇨ 『【資料編(1)】第2「危険物施設設置状況一覧」』参照

### 《方 策》

市内にある危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため以下の方策をもって指導し、地震時の災害を防止する。



#### (1) 危険物保安計画

- ア. 法令に基づく立入検査を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造設備の適正及び貯蔵、取扱いの基準遵守を指導して災害の未然防止を図る。
- イ. 事業所の管理責任者及び危険物取扱者に対し、火災予防思想の普及を図る。
- ウ. 事業所等における危険物取扱者の有資格者の養成を指導し、危険物による災害防止を図る。
- エ. 危険物を貯蔵、取扱う事業所における自主管理体制の確立を図る。

#### (2) 高圧ガス保安計画

##### ① 消防部による対応

- ア. 施設の実態を把握し、防災対策について研究する。また教育訓練を行い、災害予防活動を推進する。
- イ. 立入検査を実施し、防火設備の保守管理等について指導するとともに、防火管理者等による自主的保安体制の確立を図る。
- ウ. 火災等の災害については、その原因を調査し、防災上必要な資料を収集し防災対策を樹立する。

##### ② 市による対応

LPガスを使用している一般家庭に対し、容器の転倒防止措置等保安管理について認識を高めるための普及啓発活動を行う。

#### (3) 毒物劇物保安計画

##### ① 消防部による対応

- ア. 貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。
- イ. 防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

## 2.7 その他施設の安全対策 ⇨ 『消防部』

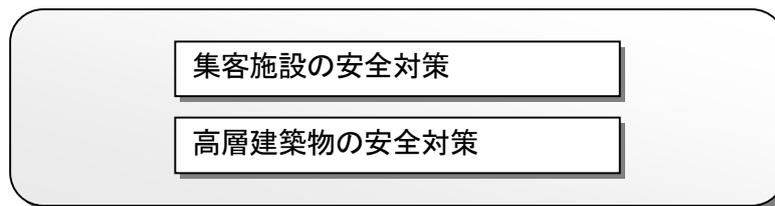
### 《現 状》

市内には、学校、病院及び市民文化会館等不特定多数の人が出入りする施設、並びに高層の建築物が建てられている。

⇨ 『【資料編(1)】第3「防火対象物件数」』参照

### 《方 策》

市内のその他施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 集客施設の安全対策

学校、病院及び市民文化会館等多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

#### (2) 高層建築物の安全対策

東日本大震災では、震源から離れた東京都内（23区の震度は「5強」）で長周期地震動を観測し、新宿センタービルなどの超高層ビルが最長13分間、最大108cmほど揺れた。

震源地が遠く通常の地震動を感じない場合でも、地質構造によっては増幅して伝搬することがあり、超高層建築物等の固有振動数と一致した場合は、中層階・上層階で大きな揺れを発生させ、エレベーターケーブルの切断や家具類の転倒等の被害を発生させる。この地震動は周期が長く、避難行動等の防災行動を取ることが困難になることが多い。

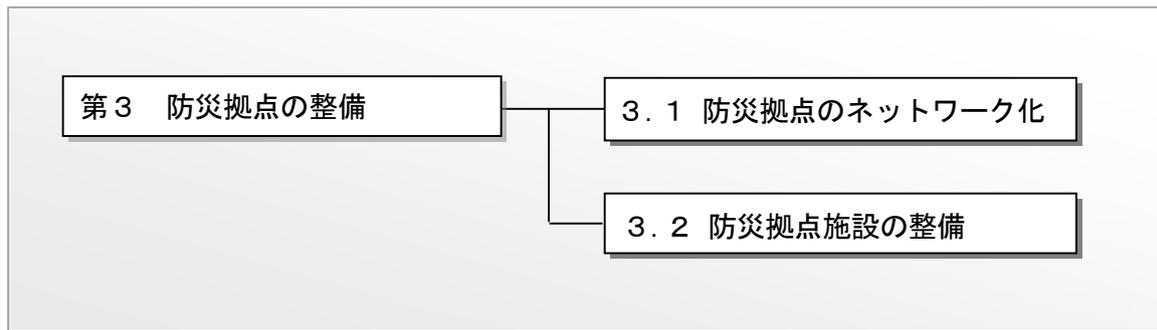
そのため、本市に47棟ある高層建築物（消防法第8条の2 高さ31mを越える建物）の管理者に対し、指導・助言を行い、防災組織の充実を図る。

### 第3 防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

防災拠点の整備は次の施策により推進する。



#### 3.1 防災拠点のネットワーク化 ⇨ 『市長公室』

##### 《課題》

防災拠点は、平常時には食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄場所であるが、災害が発生した場合には、直ちに市民の避難場所、負傷者の救護場所、活動要員の拠点場所、災害情報の収集・伝達の場所として利用される。

これらの防災拠点は、地域の社会的特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に配置、整備する必要がある。

また、地震災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

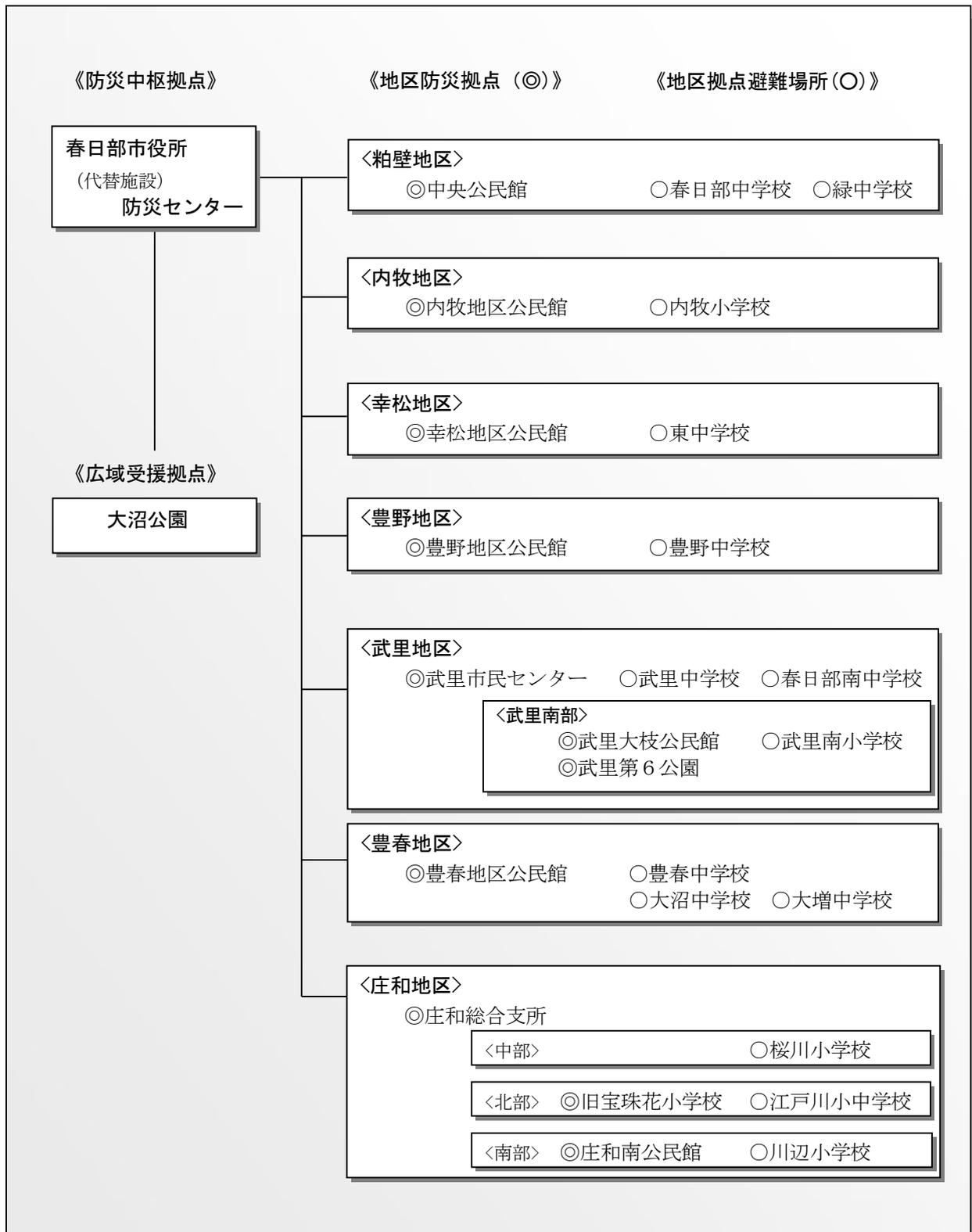
##### 《方策》

地震災害時の応急対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、市役所を防災中枢拠点に市内に7箇所の地区防災拠点を設け、各々に地区拠点避難場所を設定した。

なお、庄和地区は、地理的条件により、南部と北部にも地区防災拠点と地区拠点避難場所を設定した。また、武里南部に対しては、地区内に武里団地を対象とした地区防災拠点と地区拠点避難場所、及び新方川右岸を対象とした地区防災拠点を設定した。

さらに、広域的な受援の拠点として、大沼公園を設定した。

【 防災拠点のネットワーク 】



⇒ 『【資料編(1)】第4「防災ブロック区分一覧」』参照

### 3.2 防災拠点施設の整備 ⇨ 『市長公室』

#### 《課題》

地震災害時の応急対策を円滑に実施するためには、応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

#### 《方策》

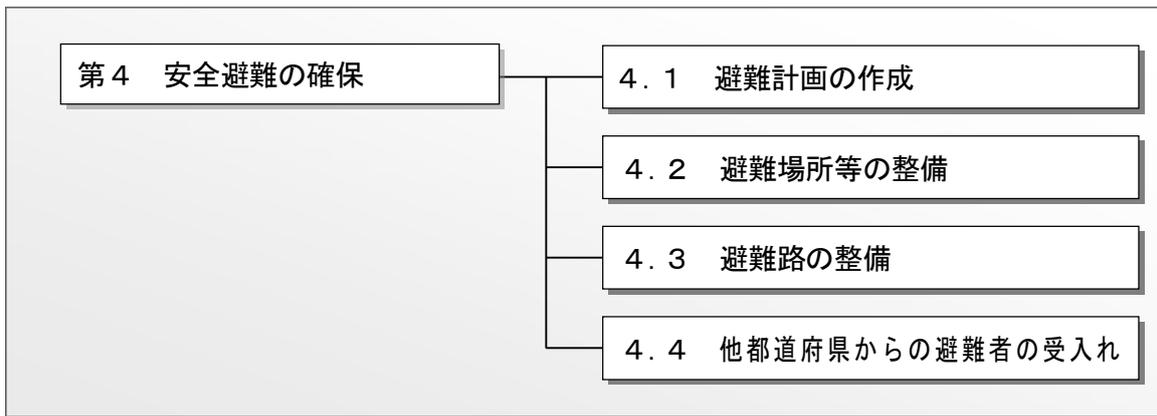
本市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、本部と連携し地区ごとの地区防災拠点、長期の避難生活に耐えられる避難拠点や物資拠点等とその役割、施設については資料編に掲げる。

⇨ 『【資料編(1)】第5「各種防災拠点施設名一覧」』参照

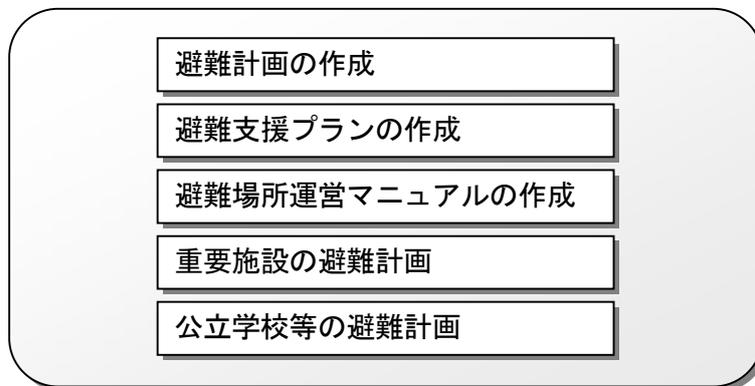
## 第4 安全避難の確保

地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難行動を行えるように、平常時から避難に必要な体制の整備を図る。

安全避難の確保は、以下の施策により推進する。



### 4.1 避難計画の作成 ⇨ 『市長公室』



#### (1) 避難計画の作成

市は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて避難支援組織の確立に努める。

#### (2) 避難支援プランの作成

市民の迅速・円滑な避難を実現するため、特に、自力での避難が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者の避難活動を支援するため、自治会及び自主防災組織等の協力の下、避難支援プランを作成する。

(要配慮者については「第3節 市民の協力による防災対策 第4 要配慮者の安全確保」を参照)

#### (3) 避難所等運営マニュアルの作成

円滑に避難場所等の運営ができるように、あらかじめ避難場所等の開設、運営、閉鎖など

管理運営上に関して定めたマニュアルを作成する。避難場所等、運営マニュアルの作成にあたっては、避難場所等におけるプライバシーの保護のため、女性、高齢者、障がい者、子供を持つ家庭等の視点について配慮するとともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努めることとする。

#### (4) 重要施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- ア. 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における、収容施設の確保、移送の実施方法等
- イ. 高齢者、障がい者及び児童施設においては、それぞれの施設の地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食などの実施方法
- ウ. 不特定多数の人々が入り出す都市施設では、周辺環境や状況に応じて避難場所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法など
- エ. 工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携など

#### (5) 公立学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、学校などの実態に即した適切な避難対策を立てる。

### 4.2 避難場所等の整備 ⇨ 『市長公室、総合政策部、市民生活部、福祉部、建設部、学校教育部、社会教育部』

#### 《課題》

避難場所は、地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難活動を行えるようにするためには欠かすことのできないものである。また、平常時には市民の防災及び地域コミュニティの活動場所として、地震災害時には被災者の収容、救援及び情報の伝達場所として整備を図る必要がある。

市は、災害による被害を最小限にとどめるため、学校、公民館、都市公園等の公共施設を活用し、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）等の整備を図る。

また、市民は本市が整備する一時避難場所とは別に、自主防災活動等を通じて、地震災害時に一時的に避難する空地等の把握に努める。

【春日部市における避難者数の想定】

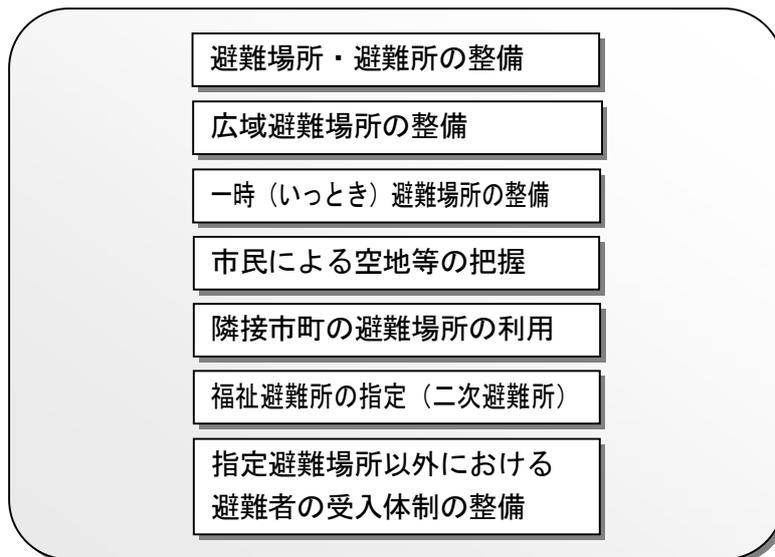
地区	人口	避難者数の想定	
		東京湾北部 地震	茨城県南部 地震
粕壁	47,267	人口の 1.7%	人口の 7.5%
内牧	13,768		
幸松	22,183		
豊野	19,081		
武里	54,923		
武里団地	9,354		
豊春	43,436		
庄和	37,499		
合計	238,157	4,005	17,919

資料) 人口は、春日部市住民登録世帯人口調査 (平成 26 年 8 月 1 日現在)

注) 避難者数の想定は埼玉県地震被害想定調査報告書 (平成 26 年 3 月、埼玉県) によるもので、市全域としての想定となっている。

《方 策》

本市の避難場所等の整備は、以下の方策をもって推進する。



## (1) 避難場所・避難所の整備

### ①避難場所の指定（指定緊急避難場所）

地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失などにより生活の場を失った被災者、家屋に対する危険が生じる恐れのある者、及び市外からの来訪者等で帰宅できない者の一時的な安全を確保できる場所で、学校、公民館等の施設や敷地を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

なお、本市の避難場所の整備状況は資料編に掲げるとおりである。

#### □避難場所の要件

- 被災地の最寄りの場所に設置できるよう市内全域に確保する。
- 公園等については、公有地で相当規模の面積を有し、その場所や周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

### ②避難所の指定（指定避難所）

被災者の家屋に対する危険が予測される場合や、家屋の倒壊等により生活の場が失われた場合等に、被災者が一定期間滞在し、生活の本拠地とする場として、学校、公民館等の公共施設を活用し、指定、整備する。なお、避難場所と避難所は兼ねることができる。

#### □避難所の要件

- 被災地の最寄りの場所に設置できるよう市内全域に確保する。
- 被災者の生活の本拠地となり得る設備、施設を有すること。
  - ・ 宿泊できる施設であること。
  - ・ 避難所における非常用電源、携帯電話等の通信機器等のほか、被災者による災害情報の入手に必要な設備が確保できること。
  - ・ 洋式トイレなどの要配慮者にも配慮した設備を確保できること。
- 地震災害時の安全が確保できる施設であること。
  - ・ 原則として、耐震・耐火構造であること。
- 要配慮者が利用しやすいよう、多目的トイレ、スロープ、エレベーター、手すり等を整備するなど施設のバリアフリー化を推進すること。
- 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを受け取ることのできる体制を整備すること。

◇ 『【資料編(1)】第6「避難場所・避難所一覧」』参照

## (2) 広域避難場所の整備

地震災害時に発生する大規模な延焼火災から一時的に避難し安全を確保する場所で、大規模都市公園等を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

#### □広域避難場所の要件

- 面積 10ha 以上（原則）
- 空地又は耐火建築物の敷地で構成される土地で、非耐火建築物の面積（原則として2%以下のもの）
- 避難人口 1 人当たり面積はおおむね 2 m<sup>2</sup>程度

◇ 『【資料編(1)】第7「広域避難場所一覧」』参照

### (3) 一時（いっとき）避難場所の整備

避難場所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所で、都市公園、運動場等を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

なお、本市の一時避難場所の整備状況は資料編に掲げるとおりである。

#### □一時避難場所の要件

- 1 ha 程度のオープンスペースが確保されていること。
- 一定の地区単位で集団を形成するため、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。
- 四方に出入り口があり、常時出入り口が確保されていること。
- 公有地であること。

◇ 『【資料編(1)】第8「一時避難場所一覧」』参照

### (4) 市民による空地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めするために集合する場所で、神社仏閣、団地の広場や緑地等を活用し、市民が自主防災活動を通じて把握する。

#### □把握する空地の目安

- 高齢者・子どもを含むすべての人にとって避難が容易な場所であること。
- 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- 市民によく知られた地域に密着した場所であること。

### (5) 隣接市町の避難場所・避難所の利用

市は、隣接する蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町及び越谷市と災害時における避難場所の相互利用に関する協定を締結している。

そこで、市域の周辺地域に住む住民が隣接市町への避難が望ましい場合、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように隣接市町との間で避難内容の確認等を行い、これを住民に周知する。

### (6) 福祉避難所の指定（二次避難所）

要配慮者に対する必要な生活支援等を一時的に行うために、二次避難所として「福祉避難所」についても指定の促進を図る。福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定し、あらかじめ協定等により災害時の受入体制及び移送体制等について事前の整備に努める。

### (7) 指定避難所以外における避難者の受入体制の整備

避難所に指定される小中高校、大学は、平常時から多数の学生が利用しているため、災害時に学生自体が帰宅困難者となり、外部からの避難者の受入れが困難となる場合がある。このような状況に備えて、学校以外の避難所（近隣の公民館等）利用や大規模民間施設との協定締結による利用の必要性を検討するとともに、災害時に円滑な施設の利用が行えるよう、日頃から定期的な打合せを行う等、綿密な連携に努めるものとする。

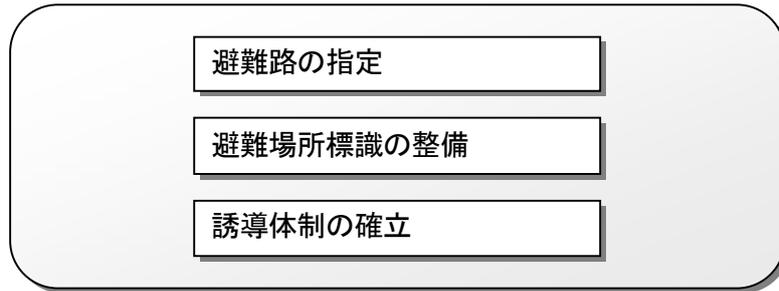
#### 4.3 避難路の整備 ⇨ 『市長公室、建設部、都市整備部』

##### 《課題》

安全な避難活動を実施するためには、避難場所等の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等避難誘導體制の整備を図る必要がある。

##### 《方策》

本市の避難路の整備は、以下の方策をもって推進する。



##### (1) 避難路の指定

避難路は、被災地から広域避難場所を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

###### □避難路の要件

- 避難路は、おおむね8 m以上の幅員を有するものとする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路沿いには、火災・爆発等、危険が伴う工場がないよう配慮する。
- 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- 避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

##### (2) 避難場所標識の整備

安全な避難を実施するため、避難場所標識の整備を以下の事項に従って実施する。

###### □案内標識・誘導標識の整備

案内標識を整備する。この場合、必要に応じて外国語併記にする等外国人住民へ配慮した整備に努める。  
また、誘導標識は適切な避難誘導が実施できるよう配置して見直しを検討する。

###### □一覧標識の整備

一覧標識を用いて、市民や来訪者等に対し市内の避難場所を周知するため、駅前等を中心に、本市の施設案内や観光案内等との併記等を考慮して作成する。

##### (3) 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難の勧告・指示を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。

このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位、誘導體制を検討しておく必要がある。

□避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位を原則とする。

- ① 病弱者、傷病者、障がい者
- ② 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
- ③ 上記以外の一般住民
- ④ 防災従事者

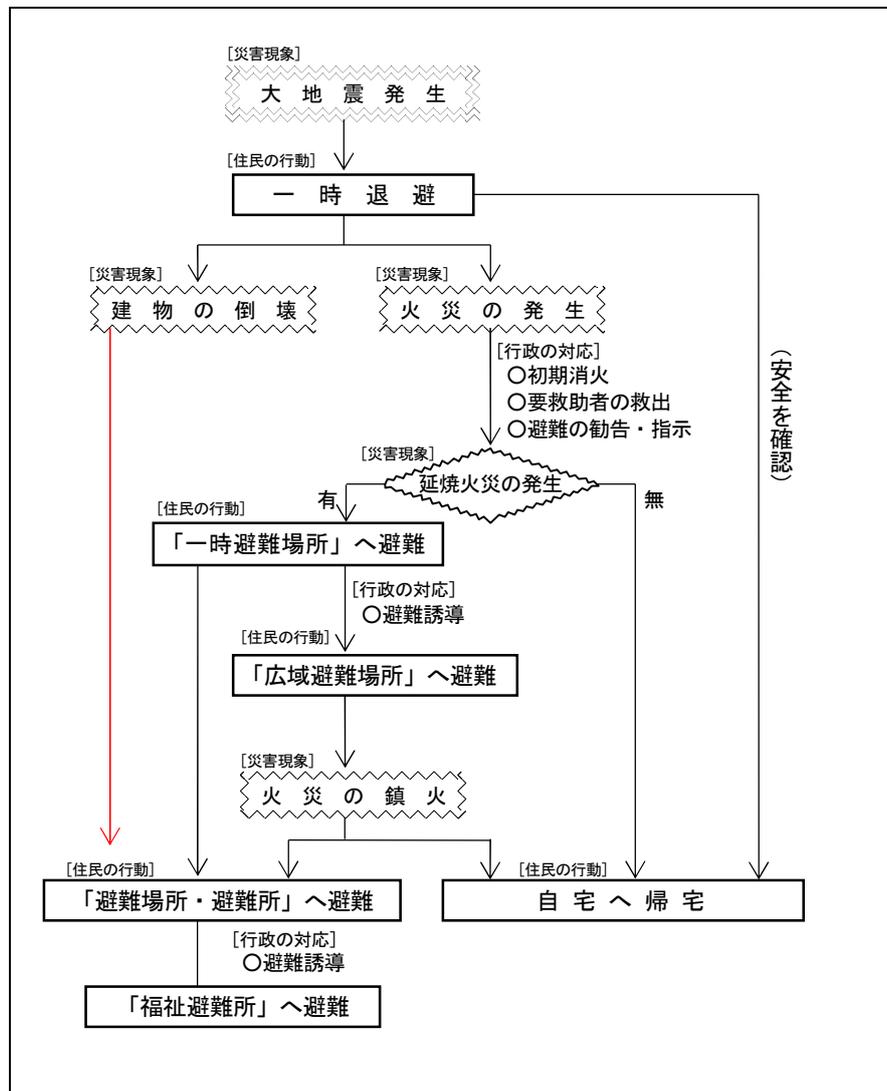
□誘導體制

警察官は、避難者の安全を確保するため、必要に応じ交通規制を行う。

□避難方式

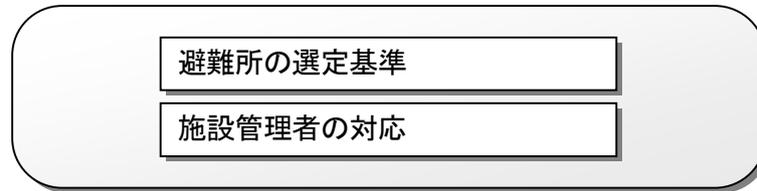
避難誘導に際しては、地域の環境条件及び被害特性を考慮し、段階避難（一時避難場所 → 広域避難場所 → 避難場所・避難所 → 福祉避難所）あるいは、直接避難が適切かを、地域の環境条件及び被害特性を基に、あらかじめ検討する。

【 避難行動の流れ 】



#### 4.4 他都道府県からの避難者の受入れ⇨『市長公室』

大規模災害時において、他都道府県知事から避難者の受入れについて要請があった場合は、本市に避難してきた者を収容し保護するための避難所を選定し、当該施設と協議のうえ、確保するものとする。



##### (1) 避難所の選定基準

選定基準は、おおむね次のとおりとする。

- ア. 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
- イ. 耐震・耐火構造の建物等を利用する。

##### (2) 施設管理者の対応

避難所として選定された施設管理者は、必要時に当該施設が迅速・円滑に避難所として開設できるように維持管理に努めるものとする。

## 第2節 震災に強い防災体制の整備

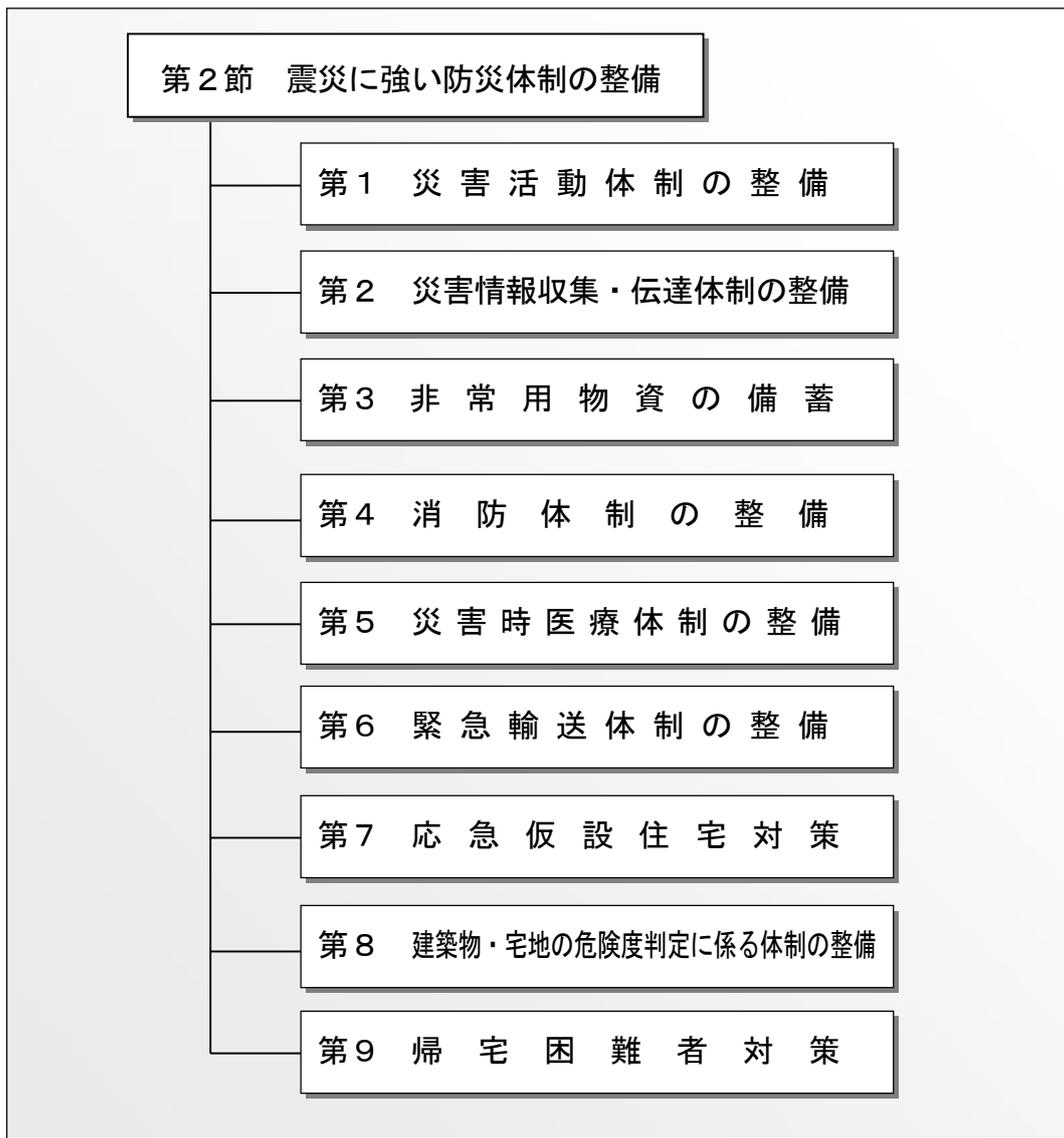
阪神・淡路大震災以降の大規模な地震では、これまでの想定を上回る規模の地震であったため、職員の動員、情報の収集・伝達などの初動体制、消防活動、救援・救護及び医療をはじめとする災害応急対策活動、広域的な連携体制、物資等の備蓄及び受け入れ・搬送など様々な面で混乱が生じた。

本市においても、近年著しい都市化の進展と人口の増加に伴い、大規模な地震が発生した場合は、その被害規模は阪神・淡路大震災と類似した都市型の地震被害となる可能性が高いといえる。

これらのことから、今後本市で起こりうる地震災害に、迅速、的確かつ柔軟に対応するため、阪神・淡路大震災等が残した教訓を踏まえ、平常時からの備えを充実するとともに、地震発生直後の緊急対応力の強化を図り、災害に強い防災体制を構築する。

震災に強い防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。

### 【 震災に強い防災体制の整備に係る事項 】

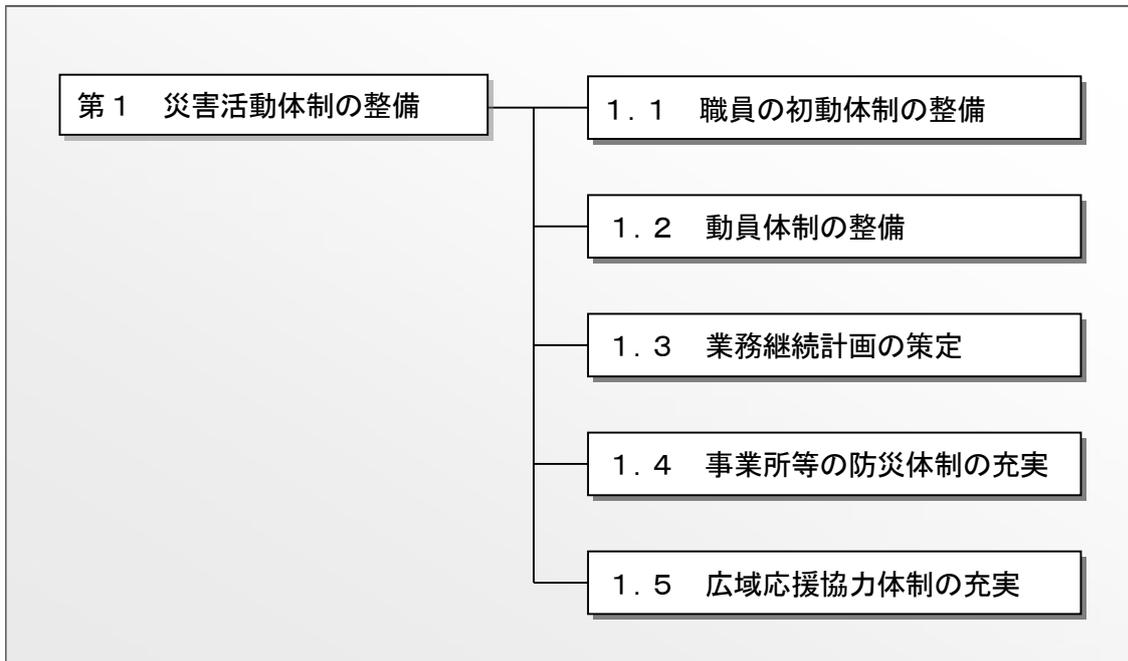


## 第1 災害活動体制の整備

本市において、東京湾北部地震又は茨城県南部地震が発生した場合、建物倒壊等の被害区域は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制を始めとした緊急対応体制及び広域応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。

災害活動体制の整備は、以下の施策により推進する。



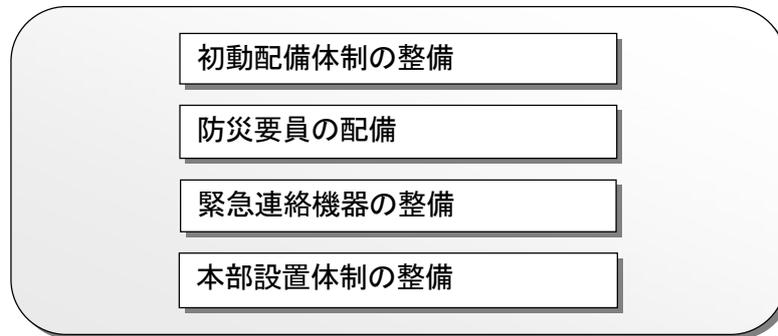
### 1.1 職員の初動体制の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』

#### 《課題》

市では、阪神・淡路大震災の教訓に鑑み、特に、夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信の輻輳により職員間の連絡が途絶した場合でも、あらかじめ地震の規模に応じた参集基準を定め、職員が独自の判断で自主参集し、速やかに情報収集や防災対策が出来るよう初動体制の整備を行う。

## 《方 策》

本市の職員の初動体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



### (1) 初動配備体制の整備

突然の大地震に対しても、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、震度4以上の地震に対しては自動的に防災体制を立ち上げるべく初動体制の整備を図る。

### (2) 防災要員の配備

阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信の輻輳、職員自身の被災という悪条件のなかで、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じたこともあるため、市では、時間内・時間外を問わず震度4以上の地震に対しては震度階級に応じた職員の動員計画を定め、迅速に所定の部署に参集し、速やかに情報収集にあたるスタッフとして防災対策課を中心に防災要員を配備するものとする。また、職員動員計画には、災害対応の長期化を考え、職員の動員人数、ローテーションを定めるものとする。そのため、防災要員の選定に際しては、所属部署だけでなく居住地にも配慮するものとする。

### (3) 緊急連絡機器の整備

市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員に対しては緊急連絡機器等を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。

### (4) 本部設置体制の整備

災害対策本部は災害対策を実施する市の中核組織であるため、市庁舎のなかでも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、災害対策本部室に予定する場所の耐震診断及び補強、自家発電機の確保を行うことが重要であり、また、通信機材をはじめ情報収集の機具及び設置に必要な器材、文房具、等災害対策本部に必要なものを耐災害性の確保された場所に保管しておくことが必要である。

また、関係防災機関、団体や自主防災組織の代表者名簿等においては、平常時から、保管してある場所を統一しておき、災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

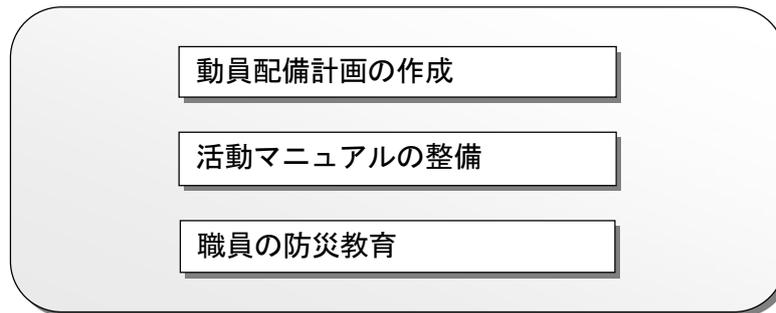
## 1.2 動員体制の整備 ◀ 『市長公室、各部共通』

### 《課題》

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するための体制を整備する。

### 《方策》

本市の動員体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 動員配備計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、実践的な動員配備体制を整備しておくものとする。

各所属長は、配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、市長に報告するものとする。防災対策課は、この報告を基に職員の動員配備のための対応計画を定めなくてはならない。

#### (2) 活動マニュアルの整備

個々の職員が、地震発生直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各部において実践的な活動マニュアルを作成し周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

##### □活動マニュアルの記載事項

- 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- 災害時における体制（動員・連絡体制等）
- 防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト
- 個人別覚書（携帯品等）

#### (3) 職員の防災教育

各所属長は、職員に対し防災対策要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部課の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。

□職員防災教育

- 方法及び機会
  - ・ 新任研修
  - ・ 職場研修
  - ・ 見学、現地訓練等の実施  
応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練等の各種訓練を継続的に実施する。
  - ・ 防災活動手引き等印刷物の配布  
課ごとに、職員に対し活動マニュアルの周知徹底を図る。
- 習熟内容
  - ・ 市の地域の災害特性
  - ・ 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
  - ・ 初動時の活動要領
  - ・ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
  - ・ 過去の主な被害事例
  - ・ 防災知識と技術
  - ・ 防災関係法令の運用
  - ・ その他の必要な事項

□防災担当職員の教育

防災対策課の職員は、防災要員として本市の防災活動の中枢を担わなければならない。  
そのため、日ごろから地域防災計画に習熟することはもとより、防災関係の研修会、講演会等に参加することにより、防災に係る知識と技術、防災に係る関係法令の習得に努める。

1.3 業務継続計画の策定 ⇨ 『市長公室、各部共通』

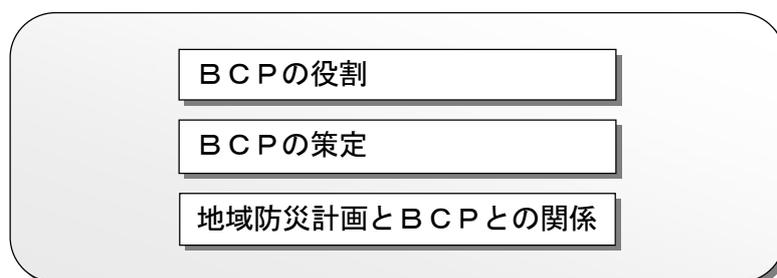
《課題》

大規模な地震による災害発生時において、非常時優先業務の内容、必要人員、業務目標、遂行順序を明らかにする業務継続計画の策定が全国各地で進められている。

本市においても、業務継続計画を策定し、限られた人員での業務の整理や代替施設や電源などのバックアップについて明確化された。今後も、継続した内容の精査を行っていく必要がある。

《方策》

本市の業務継続計画の策定の検討は、以下の方策をもって推進する。



### (1) BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、発生した災害に適切に対応するとともに、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容としては、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、メールや電話等の自動配信を通じた迅速な職員安否確認などが典型である。

業務継続の取り組みは、次の特徴をもっている。

- ア. 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること
- イ. 災害発生後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと
- ウ. 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること
- エ. 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること
- オ. 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること
- カ. 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること

### (2) BCPの策定

BCPでは、災害発生後に応急活動を行わなければならない状況において、本市の通常の行政サービスのうち、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要がある。

このため、市は、災害時に本市の各部局の機能が最短の期間で復旧し、優先度かつ継続性の高い通常業務を行うために、業務継続計画を策定する。

### (3) 地域防災計画とBCPとの関係

地域防災計画は、市民の生命、身体及び財産を災害から守るための予防・応急・復旧対策等に重点を置いており、ほとんど自らが深刻な被害を受けることを想定しておらず、自らは無事で住民や事業所の救援に全力で当たれる前提となっているため、深刻な被害を受けた場合における業務の継続が考慮されていない。

BCPは、自らの深刻な被害を想定して合理的に対応を考える計画である。

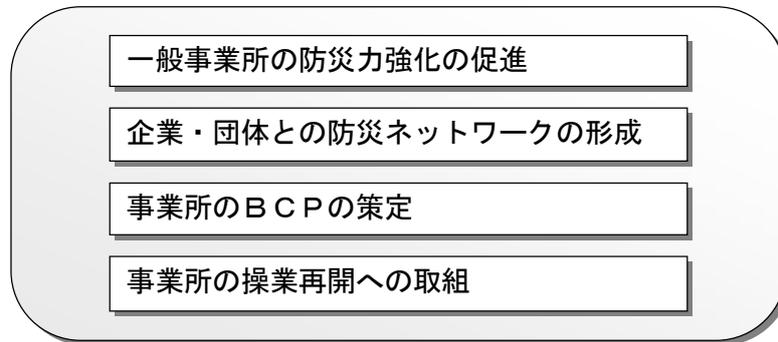
## 1.4 事業所等の防災体制の充実 ⇨ 『市長公室、各部共通』

### 《課題》

地震等の大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

## 《方 策》

事業所の防災体制の充実は、以下の方策をもって推進する。



### (1) 一般事業所の防災力強化の促進

事業所が災害発生後、速やかに事業継続できるよう防災力の強化を促進するとともに、自主的な防災組織の整備の促進及び事業所と地域との一体化を目的として、県とともに関係機関の協力体制の確保に努める。

また、一般事業所を対象とした防災意識の向上を図るための事業の実施など、本市は、防災組織整備の支援指導を行っていく。

### (2) 企業・団体との防災ネットワークの形成

災害時において、地域の企業・団体が、得意分野の物資等を提供する協力体制の充実を図るため、協定締結企業等の拡大に努め、企業・団体との防災ネットワークの構築を促進する。

また、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、災害時の被害の拡大を防止する。

### (3) 事業所のBCPの策定

災害時の事業所の果たす役割を認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定が求められる。

そのため、事業所における、BCP策定等の自主的な防災対策を促進するため、BCP策定に関する啓発を行う。

### (4) 事業所の操業再開への取組

中小事業所・商店を対象とした操業再開に向けての融資の検討や、BCP策定におけるサプライチェーンの検討を啓発する。

## 1.5 広域応援協力体制の充実 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

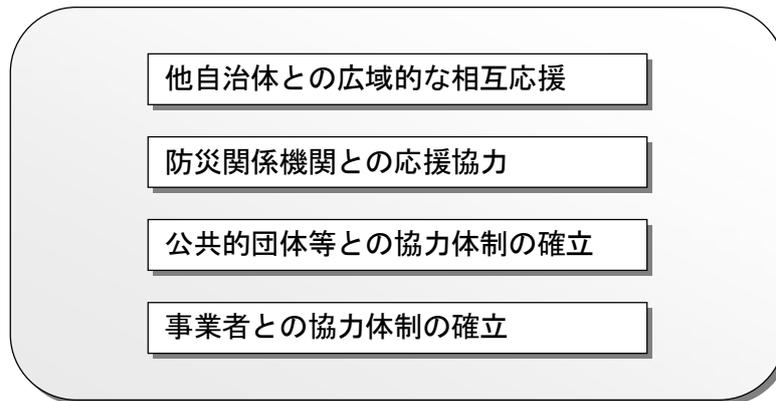
## 《課 題》

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するための体制を整備する。

## 《方 策》

本市の動員体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

なお、地震災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。



### (1) 他自治体との広域的な相互応援

市は、他自治体と広域応援体制に関する協定等を締結しており、今後とも広域応援が円滑に実施できるよう協定内容の充実を図るとともに、広域応援体制の充実に努める。

⇨ 『【資料編(1)】第9「災害時における相互応援協定」』参照

### (2) 防災関係機関との応援協力

地震災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県等からの職員派遣要請に対応するため以下に示すような整備を図るものとする。

#### □職員派遣要請に対応するための資料整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。

#### □職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

(3) 公共的団体等との協力体制の確立

市内又は分掌事務に関係する公共的団体に対し、地震災害時において応急対策活動等に積極的な協力が得られるように、防災に関する組織の充実を図るよう指導し、また、相互の連絡を密にし協力体制を整える。

これらの団体及び協力業務は、次のとおりである。

□協力体制の確立に努める公共的団体等

○ (一社)春日部市医師会	( 南 1-1-7(東部地域振興ふれあい拠点施設 6 階	736-7522)
○ 南彩農業協同組合春日部支店	( 南 2-4-30	736-5501)
○ 埼玉みずほ農業協同組合庄和中央支店	( 上金崎 30-13	746-3611)
○ 春日部商工会議所	( 粕壁東 2-2-29	763-1122)
○ 庄和商工会	( 西金野井 256	746-0611)
○ 春日部市商業協同組合	( 粕壁東 2-2-29	754-8020)
○ 春日部ボランティアセンター	( 中央 2-24-1(春日部市総合福祉センター	「あしすと春日部」2 階) 762-1081)
○ 浜川戸ボランティアセンター	( 浜川戸 2-9-1(西部第 3 区画整理記念館内)	763-3335)
○ 武里ボランティアセンター	( 大枝 89 武里団地 7-4(春日部市健康福祉	センター「ゆっく武里」1 階) 733-3380)
○ 牛島ボランティアセンター	( 牛島 1510-13	763-8957)
○ 庄和地区ボランティアセンター	( 米崎 389-3	745-1030)
○ (公社)春日部青年会議所	( 粕壁東 1-22-10 3 階	761-0032)
○ 春日部交通安全協会	( 大沼 1-82	735-0111)
○ 春日部市社会福祉協議会	( 中央 2-24-1	762-1081)
○ 赤十字奉仕団	( 中央 6-2(市役所内)	736-1111)
○ 春日部市連合婦人会	( 中央 6-2(市役所内)	736-1111)
○ その他(生活改善推進委員会)		

□公共的団体等との協力業務

- 異常現象、危険な場所等を発見したときの関係機関への連絡
- 地震災害時における広報等
- 出火の防止及び初期消火
- 避難誘導及び避難場所内での救援
- 被災者の救助業務
- 炊き出し及び救援物資の調達配分
- 被害状況の調査
- ボランティア団体の受付

(4) 事業者との協力体制の確立

大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品・石油類燃料等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を平常時に確立しておく。

本市と事業者等との協力に関する協定の締結状況は、資料編に掲げるとおりである。

⇒ 『【資料編(1)】第10「事業者との協力体制一覧」』参照

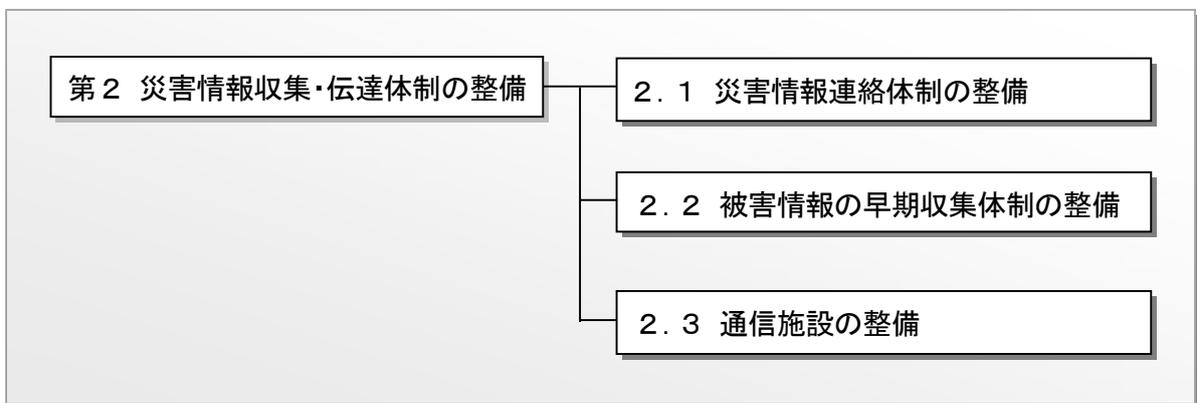
## 第2 災害情報収集・伝達体制の整備

大規模地震が発生した場合、本市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、処理できるシステムを構築する必要がある。

特に通常の勤務時間以外に地震が発生した場合でも、迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。また、休日や夜間に地震が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

災害情報収集・伝達体制の整備は、以下の施策により推進する。



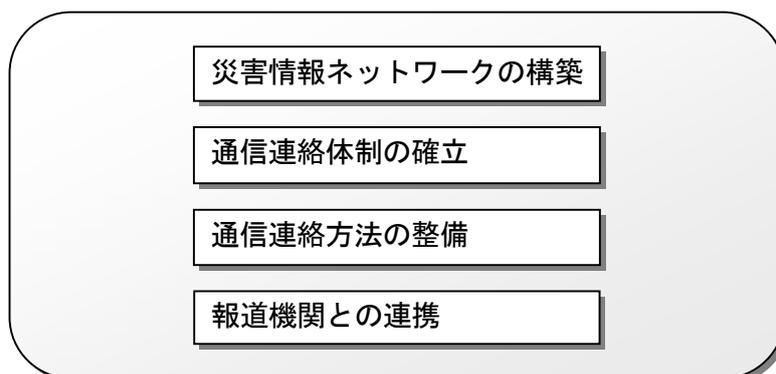
### 2.1 災害情報連絡体制の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』

#### 《課題》

災害時における本市及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うための体制を整備する。

#### 《方策》

本市の災害情報連絡体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



(1) 災害情報ネットワークの構築

市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。  
 なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

□防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、本市が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。  
 このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

□防災機関との連携強化

本市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファックス番号等）を相互に通知し、地震災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

【 本市の主な通信手段 】

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関等
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線(同報系)	災害対策本部 → 市内各所
	市防災行政無線(移動系)	災害対策本部 ～ 防災拠点・避難所等
	災害対策用携帯電話機	災害対策本部 ～ 市内各所

(2) 通信連絡体制の確立

本市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。  
 そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

(3) 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びファックスを使用して行うよう体制の整備を図る。

また、通信網の多ルート化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話、ツイッター等の通信手段の活用を図る。

(4) 報道機関との連携

地震災害時には、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、市民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。この点、テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体である。

このことから、正確かつ迅速な情報提供を行うなど、報道機関との連携に努める。

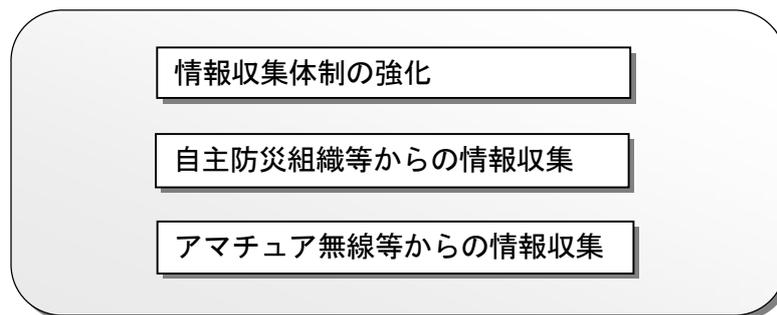
## 2.2 被害情報の早期収集体制の整備 ⇨ 『市長公室』

### 《課題》

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

### 《方策》

本市の被害情報の早期収集体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 情報収集体制の強化

地震発生直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

#### (2) 自主防災組織等からの情報収集

地震発生直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

#### (3) アマチュア無線等からの情報収集

地震災害時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者等との協力体制を整備する。

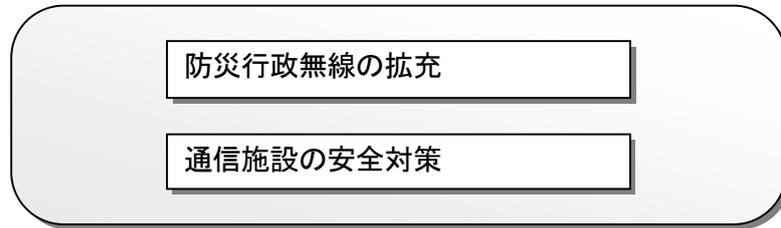
## 2.3 通信施設の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』

### 《課題》

市及び防災機関は、防災活動拠点、出先機関、避難場所、地元住民及び事業所等に対し、被害情報等の収集、災害情報等の伝達を行うための体制を整備する。

## 《方 策》

本市の通信施設の整備は、以下の方策をもって推進する。



### (1) 防災行政無線の整備

市は、昭和 61 年より防災行政無線の整備を進め、平常時における行政放送、地震災害時における非常通信手段として、市民生活に密着した無線の整備を行っており、平成 28 年にはよりクリアな音質による放送で、秘匿性・拡張性が高いデジタル式防災行政無線を整備した。

デジタル式防災行政無線では、市内各所にいる市民に対し一斉に情報伝達する「同報系」を、難聴地域に対応し市内全域への確実な伝達をするため再送信子局を設置するとともに、防災中枢拠点と地区防災拠点、地区拠点避難場所等との通信を確実なものとするため、これらの施設へ半固定型や、機動性のある車載型・携帯型の「移動系」防災行政無線を配備した。

### (2) 通信施設の安全対策

地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

#### □通信施設の安全対策

- 非常用電源の確保  
停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源、携帯電話電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
- 通信システムのバックアップ化  
通信システムを多ルート化し、バックアップシステムを整備する。
- 地震動への備え  
災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施すものとする。

⇨ 『【資料編(1)】第 11 災害時通信施設一覧』参照

### 第3 非常用物資の備蓄

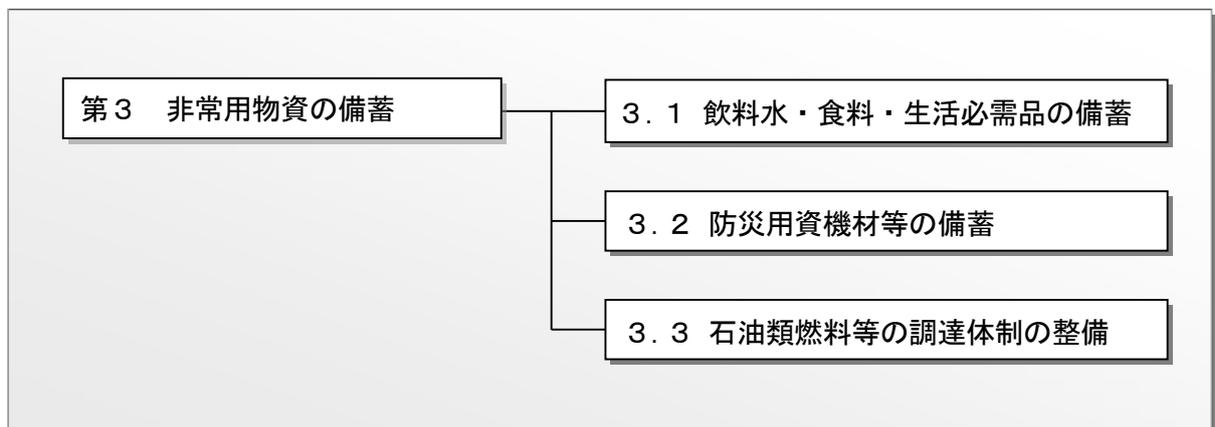
市は、地震災害時の市民生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を実施しており、今後もより一層の非常用物資の備蓄に努めるとともに調達体制の整備を推進する。

備蓄数量の目標値は、震災対策の目標である東京湾北部地震及び茨城県南部地震の被害想定結果を目安とした。

地震発生の季節及び時間帯等は、現状では事前に特定できないため、最悪のケースにも対応できるよう品目を選定する必要がある。

さらに、飲料水、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を十分配慮した品目を補充する必要がある。

非常用物資の備蓄等の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。



#### 3.1 飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ⇨ 『市長公室、水道部』

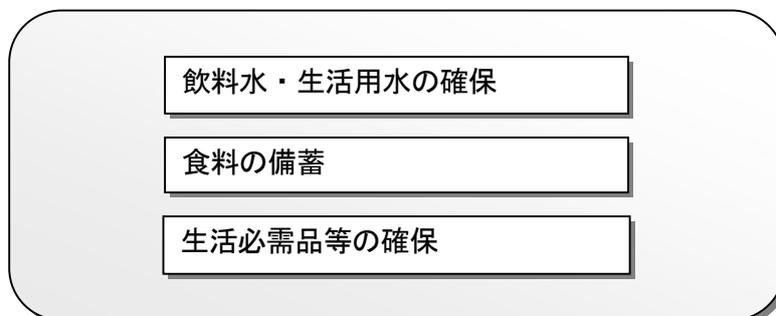
##### 《課題》

地震災害時に被災者の生命の安全を確保するとともに、心身の安定を図るため、特に飲料水・食料・生活必需品の供給は重要である。

このため、市は、飲料水・食料・生活必需品等の確保及び供給に関する整備を推進する。

《方 策》

本市の飲料水・食料・生活必需品等の確保及び供給に関する整備は、以下の方策をもって推進する。



(1) 飲料水・生活用水の確保

地震災害時における飲料水・生活用水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要なことである。

市は、これまでに、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備、及び飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を実施してきており、今後とも応急給水資機材、飲料水等の確保の充実に図る。

また、水道施設の耐震化の整備を推進することにより、災害時においても飲料水を確保する。

① 行政備蓄

応急給水の対象者は、被災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

飲料水の給水量は、1人1日3ℓを最低限の目安とする。

なお、被災後は、次第に生活用水の需要も増えるので、復旧の状況に応じ、逐次給水を増量する。

【 一日当たりの給水目標 】

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ /人・日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ /人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	100 ℓ /人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	250 ℓ /人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

□必要な給水量の推定

- 「東京湾北部地震」への備えの場合  
断水人口は、約 41,800 人と想定されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約 20,300 人、災害対応従事者約 1,800 人と想定される。  
本市が必要とする給水量の目標は以下のとおり。  
約 63,900 人 × 3ℓ/日 × 3日分 =  
約 575,100ℓ = 約 600 m<sup>3</sup>
- 「茨城県南部地震」への備えの場合  
断水人口は、約 132,800 人と想定されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約 19,900 人、災害対応従事者約 1,800 人と想定される。  
本市が必要とする給水量の目標は以下のとおり。  
約 154,500 人 × 3ℓ/日 × 3日分 =  
約 1,390,500ℓ = 約 1,400 m<sup>3</sup>

□応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、飲料水ろ過装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進する。

□水質検査体制の整備

貯水槽等の比較的汚染が少ない水源について、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査を行える体制を整備する。

② 個人備蓄

各家庭において、日ごろから地震災害に備えて飲料水を備蓄し、また、生活用水として浴槽等に貯水するよう啓発する。

③ 井戸等の活用

□プール水、受水槽の貯留水の活用

プール、受水槽等の比較的汚染が少ない水源について、管理者の了解を得て、生活用水の水源として利用できるよう確保を図る。また、必要に応じて飲料水ろ過装置等により浄水、水質検査を経て、飲用の適否を判断する。

□市民所有井戸の活用

市民が所有する井戸で、地震災害時に市民に開放できるものを、災害用井戸として指定し、地震災害時の市民の生活用水の確保を図る。

□事業所等所有井戸の活用

市内の事業所及び公衆浴場等の所有する井戸について、地震災害時に生活用水として活用できるよう協定の締結等を検討する。

- ⇨『【資料編(1)】第12「水道施設の現況(貯水施設)」』参照  
⇨『【資料編(1)】第13「小中学校プールの現況」』参照  
⇨『【資料編(1)】第14「応急給水用資機材一覧」』参照

## (2) 食料の備蓄

### ① 備蓄量の推定

事前に避難者用を1.5日分、帰宅困難者用を1日分、災害対策従事者用を3日分の物資を備蓄しておき、これ以降については、民間業者から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。

なお、量及び品目が不足するときには、救援物資として広く援助を求める。

#### □備蓄品目（例）

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。そのため、必要に応じて要配慮者に配慮した食物アレルギー対応食品や嚥下しやすい食事等を確保し、供給する。例示すると以下のとおりである。

○主食品 アルファ米、乾パン、クラッカー等

○乳児食 ミルク、離乳食等

○その他 保存水（ペットボトル水）、缶詰、レトルト食品、カップ麺等

#### □必要な備蓄量の推定

##### ○「東京湾北部地震」への備蓄目標

避難者数は、約4,000人と予想されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約20,300人と想定される。

①避難者	約4,000人×1日3食×1.5日分	= 約18,000食
②帰宅困難者	約20,300人×1日3食×1日分	= 約60,900食
③災害対策従事者	約1,800人×1日3食×3日分	= 約16,200食

本市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

①避難者+②帰宅困難者+③災害対策従事者=約95,100食

##### ○「茨城県南部地震」への備蓄目標

避難者数は、約18,000人と予想されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約19,900人と想定される。

①避難者	約18,000人×1日3食×1.5日分	= 約81,000食
②帰宅困難者	約19,900人×1日3食×1日分	= 約59,700食
③災害対策従事者	約1,800人×1日3食×3日分	= 約16,200食

本市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

①避難者+②帰宅困難者+③災害対策従事者=約156,900食

□市の備蓄計画

茨城県南部地震に対する備蓄目標である約 156,900 食については段階的に備蓄するものとし、不足分については協定等による調達で対処するものとする。  
 また、乳児へのミルクについては、3日分は本市が備蓄し、それ以降分については協定等による調達で対応する計画である。

□県の備蓄計画

県では、地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口の3日分に相当する量を目標として、県、市町村及び住民が備蓄するものとしている。

供給対象者	県・市町村	住民
避難住民	1.5日分（合計3日分）	3日分
災害救助従事者	3日分	—

② 個人備蓄

各家庭において、日ごろから地震災害に備えて食料を最低3日間（推奨1週間）分備蓄するよう啓発する。

③ 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、地震災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに市域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

④ 備蓄品の管理

備蓄品の点検を定期的実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

◇ 『【資料編(1)】第15「備蓄品等保管場所一覧」』参照

◇ 『【資料編(1)】第16「備蓄品一覧」』参照

⑤ 炊き出し実施体制の整備

地震災害時における食料の炊き出しについては、炊き出し実施場所となる小中学校の給食施設を活用し、給食担当職員を中心に婦人会等社会教育関係団体及びボランティアによる要員の確保を図る。

なお、現有炊き出し施設は都市ガスを使用しており、地震災害時に都市ガスの供給が停止した場合災害協定を締結しているガス事業者に要請する。

### (3) 生活必需品等の確保

#### ① 備蓄量の推定

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

なおかつ、不足するときは、救援物資として広く援助を求める。協定業者にお願いする生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

必要な量を求めるためには、以下のような方法で定めていく。

#### □生活必需品の備蓄量の想定

- 「東京湾北部地震」への備えの場合  
避難者数は、約4,000人と想定されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約20,300人と想定される。  
吉毛 布・保温シート（公的備蓄）  
4,000人分の毛布と20,300人分の保温シートの備蓄を目標とする。  
吉生活必需品等  
避難場所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について24,300人分の応急分を備蓄する。  
それ以上については、協定等による調達を予定する。
- 「茨城県南部地震」への備えの場合  
避難者数は、約18,000人と想定されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約19,900人と想定される。  
吉毛 布・保温シート（公的備蓄）  
避難者数37,900人分の毛布又は保温シートの備蓄を目標とする。  
吉生活必需品等  
避難場所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について37,900人分の応急分を備蓄する。  
それ以上については、協定等による調達を予定する。

#### ② 個人備蓄

各家庭において、日ごろから地震災害に備えて生活必需品等を最低3日間（推奨1週間）分備蓄するよう啓発する。

#### ③ 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの救援を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

#### □民間との協力体制

- あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。
- 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、把握確認する。
- 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。

④ 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

従って、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

特に、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資等についても供給できるよう備蓄していく。

### 3.2 防災用資機材等の備蓄 ⇨ 『市長公室』

#### 《課題》

震災時における救出救護活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図るものとする。

#### 《方策》

本市の防災用資機材の備蓄は、以下の方策をもって推進する。

#### 防災用資機材等の備蓄

##### (1) 防災用資機材等の備蓄

震災時における救出救護活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、各避難場所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

#### □備蓄品目

- 浄水装置
- 発電機
- 炊飯器
- かまどセット
- 非常用飲料水袋
- 投光機
- 懐中電灯
- 防水シート
- 簡易トイレ
- 仮設トイレ
- 移送用具（リヤカー、担架等）
- 救出用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）等
- 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土のう袋等）

### 3.3 石油類燃料等の調達体制の整備 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

#### 《課題》

地震災害時に特に重要な施設を確保するとともに、石油類燃料等の調達体制を整備することは重要である。

このため、市は、石油類燃料等の確保及び調達体制に関する整備を推進する。

#### 《方策》

本市の石油類燃料等の調達体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

#### 石油類燃料等の調達体制の整備

##### (1) 石油類燃料等の調達体制の整備

災害時に特に重要な施設で、市が指定する施設に対し、災害時における人員及び物資等の輸送、公用車輛等に必要な石油類燃料等の調達、非常用電源（自家発電設備等）や非常用通信手段の整備ができるよう市内の供給業者との協定締結に努め、平時から連絡調整を行い、災害時における石油類燃料等の調達の確保に努める。

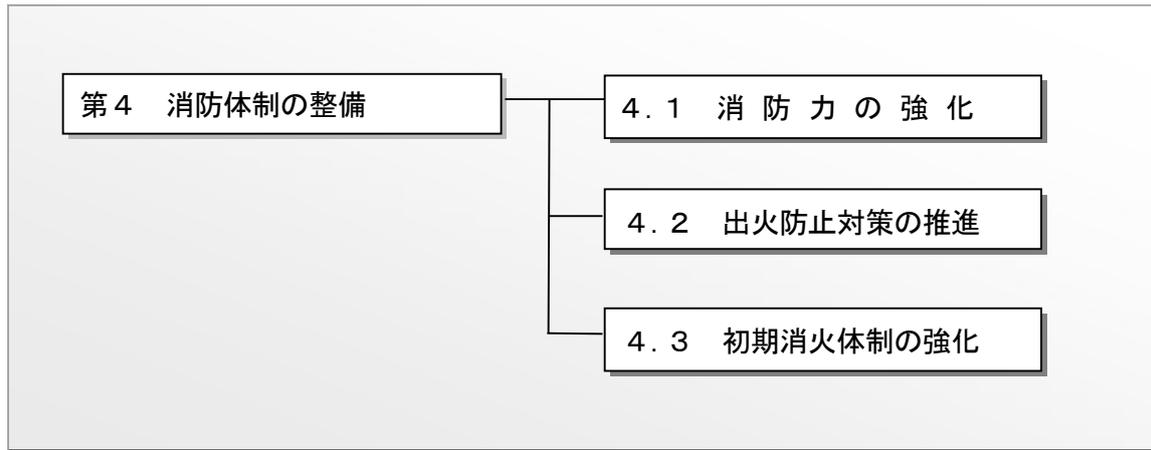
特に重要な施設の例は以下のとおりとする。

病院（災害拠点病院）、防災拠点など

## 第4 消防体制の整備

地震に伴い発生する火災は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがある。

地震火災による被害をできるだけ少なくするためには、日ごろからの出火防止を基本とした予防対策の推進が極めて重要である。



### 4.1 消防力の強化 ⇨ 『消防部』

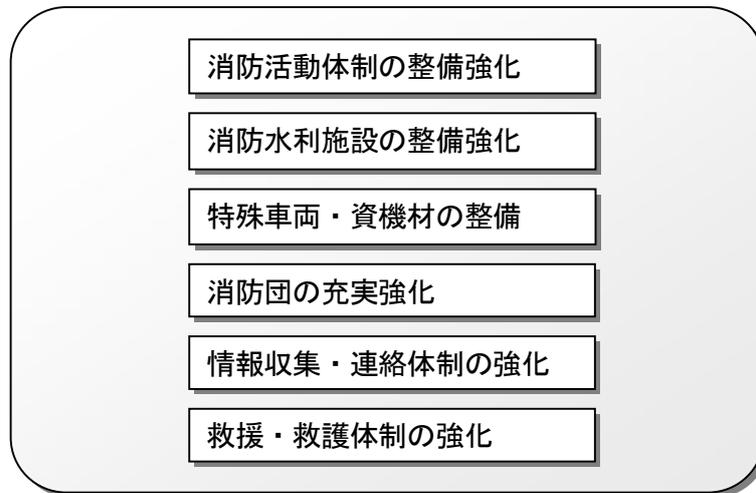
#### 《課題》

大地震による同時多発火災や大規模火災の際には、市民及び事業所等の協力により、出火防止と初期消火の徹底を図っても各種の制約が発生し、通常消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、消防体制の整備を推進する。

《方 策》

本市の常備消防及び消防団の消防力の強化は、以下の方策をもって推進する。



(1) 消防活動体制の整備強化

大規模な火災、救助、救急の各種事案に対応するため、資機材の充実及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図る。

また、地震規模、地域、風速等を考慮した火災等の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、消防活動基準を整備して職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図るとともに、隣接地域の市町との連携を深め、消防力の整備強化を図る。

消防・救急無線については、デジタル化の整備が完了し、通信の秘匿性向上、通信の高度化が図られた。

⇨ 『【資料編(2)】第1「消防本部組織機構図」』参照

(2) 消防水利施設の整備強化

地震発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることが予測されるため、防火水槽など消火栓以外の消防水利の機能の確保を図る。

⇨ 『【資料編(1)】第17「消防水利設置状況（設置数）」』参照

□防火水槽の整備

既設の防火水槽の配置状況等を勘案しながら、消防水利の適正な維持管理を図る。

□自然水利の確保

河川、水路、ため池等については、地震災害時に消防用水として流水を活用できるよう検討する。

(3) 特殊車両・資機材の整備

現有する救急自動車や消防ポンプ自動車等の更新整備を図るとともに、地震災害時に機動力を発揮する支援車、人員搬送車及び資材運搬車等の特殊車両の整備増強に努める。

また、特殊車両の増強に併せ、各種消防活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。

⇨ 『【資料編(1)】第18「消防車両配置状況」』参照

(4) 消防団の充実強化

現有する消防ポンプ自動車の更新整備を図るとともに、地震災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防との連携及び自主防災組織等との協力体制の充実を図る。また、消防団車庫の整備及び地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

⇨ 『【資料編(1)】第19「消防団編成状況」』参照

(5) 情報収集・連絡体制の強化

被害を最小限にとどめるため、効果的な消防力を整備するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の活動体制の整備を図る。

(6) 救援・救護体制の強化

大規模災害の発生時は、本市の消防力では対応が困難となる。広域的な応援が必要になると予測されるため、他の防災関係機関と連携を図り、救援・救護体制の整備を図る。

4.2 出火防止対策の推進 ⇨ 『消防部』

《課題》

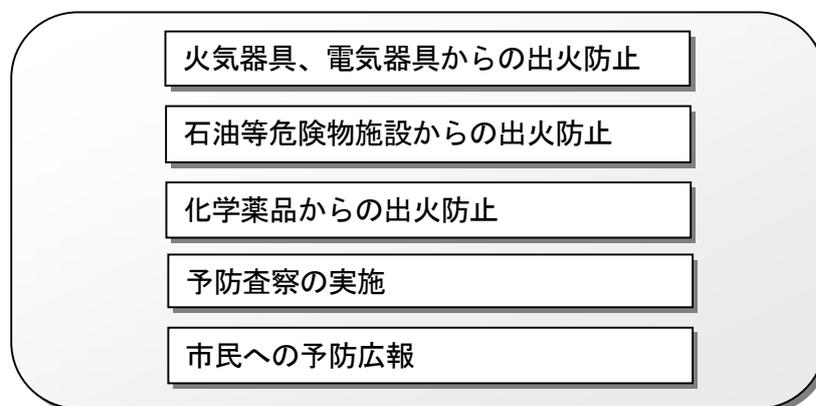
地震発生直後の出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具危険物施設、化学薬品からの出火がある。

そのため、出火防止対策として、出火の危険につながる要因についての安全化対策の推進、市民の防災知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施し、地震発生直後における出火をできる限り防止する。

《方策》

地震火災の予防は、対震自動ガス遮断装置等のハード的な予防対策のみならず、学校や研究機関における化学薬品の適正管理等のソフト的な予防対策も併せ、総合的な出火防止対策を推進する必要がある。また、阪神・淡路大震災では地震後数日間にわたり新たな出火が続き、ライフライン復旧後に電熱器具及び電源コード類の発火を原因とする火災が発生した。こうした今までの地震火災ではなかった要因による火災に対する配慮も必要である。

本市の出火防止対策は、以下の方策をもって推進する。



(1) 火気器具、電気器具からの出火防止

火気器具等は、過熱防止装置、対震自動遮断装置、対震自動消火装置等の安全装置付きが普及してきているが、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火を防止するため、地震発生後、避難するときはブレーカーを落とす等の方法を含め、その普及啓発を積極的に推進する。

(2) 石油等危険物施設からの出火防止

市内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入り検査を実施し、危険物の安全確保を図るため指導する。

(3) 化学薬品からの出火防止

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震により棚等から落下したり、容器が破損しての出火の危険性が大きいいため、これらの安全策を講ずるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理をするように指導する。

(4) 予防査察の実施

市内にある防火対象物等を貯蔵又は取り扱っている事業所等に立ち入りによる予防査察を行い、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を把握しておくとともに、火災予防上の不備・欠陥事項については是正指導を行う。

(5) 市民への予防広報

市民の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、市広報紙への掲載、懸垂幕、ポスター掲示等を実施する。

一般家庭の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

#### 4.3 初期消火体制の強化 ⇨ 『消防部』

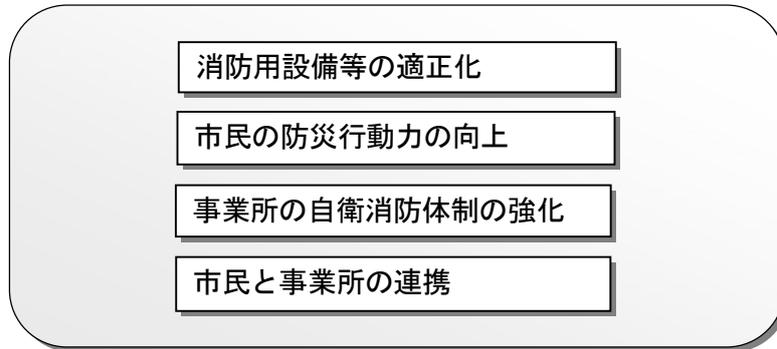
《課 題》

地震直後の火災の延焼を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

このため、消防用設備等の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化、並びに防災教育、防災訓練を通し市民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

《方 策》

本市の初期消火体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



(1) 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

(2) 市民の防災行動力の向上

市民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握するとともに、市民一人ひとりの防災行動力を高め、自治会等を単位として自主防災組織の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

(3) 事業所の自衛消防体制の強化

消防本部は、震災時における事業所の自衛消防体制を確立するため、防火管理者の選任義務がある事業所に消防計画を作成させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を促進する。

(4) 市民と事業所の連携

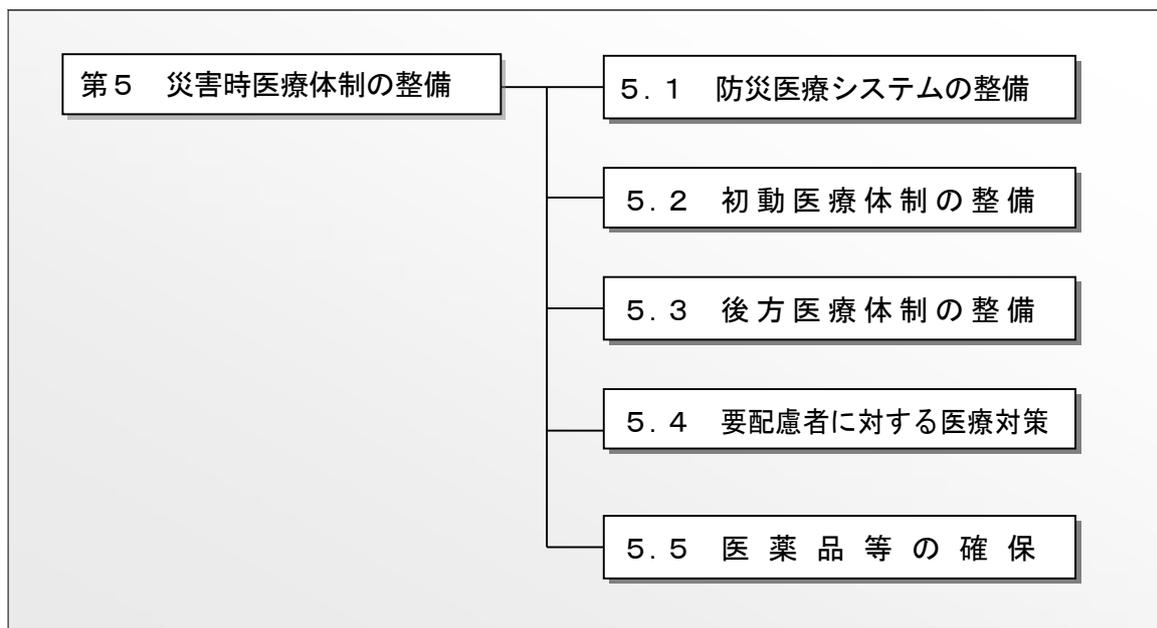
計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、市民の防災行動力を一層高めるとともに、家庭、自主防災組織及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

## 第5 災害時医療体制の整備

本市では、茨城県南部地震が発生した場合、重軽傷者あわせて661人の負傷者が発生すると予想されており、市は、これら負傷者に対し迅速かつ的確に救助や医療救護を実施する必要がある。また、これらの負傷者が特定の医療機関に集中した場合は、医療機能の低下や医薬品の不足等も予想される。

このため、地震災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

医療体制の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。



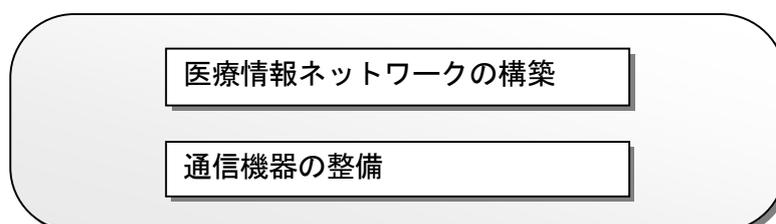
### 5.1 防災医療システムの整備 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

#### 《課題》

地震災害時における市災害対策本部、医療救護所、医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため、医療情報の連絡体制の整備を図る。

#### 《方策》

本市の防災医療システムの整備は、以下の方策をもって推進する。

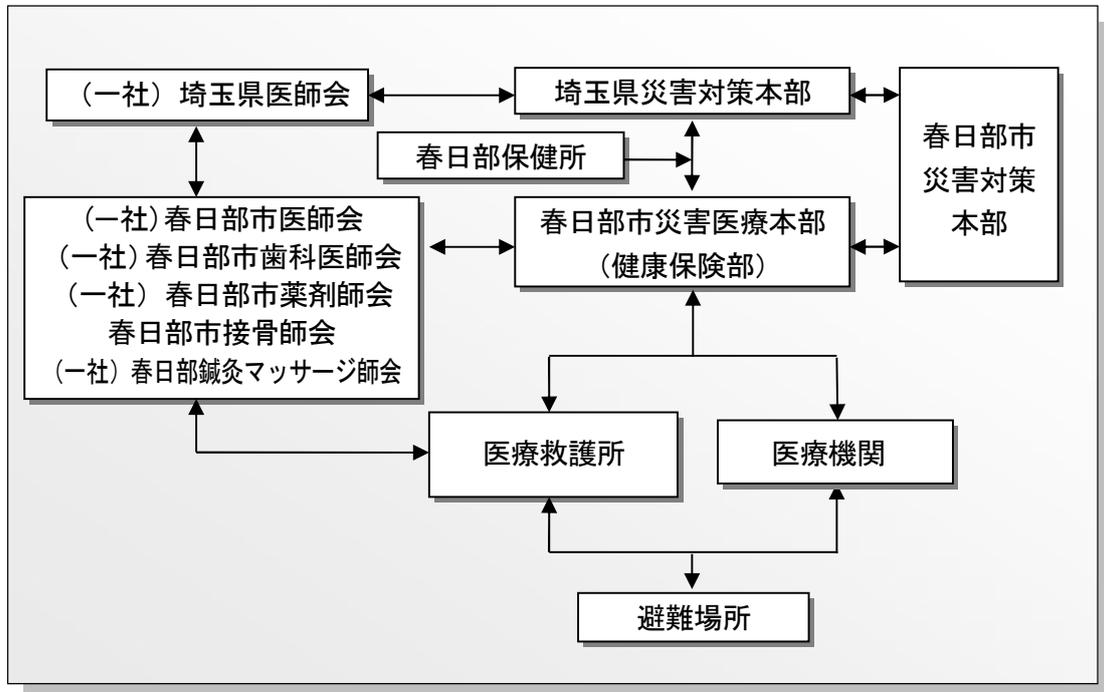


(1) 医療情報ネットワークの構築

市災害対策本部、医療救護所、医療機関及び防災関係機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療情報を迅速に収集・伝達する。

医療情報の連絡網の全体構成は次のとおりである。

【 医療情報の連絡網 】



(2) 通信機器の整備

医療救護所及び医療機関を含めた地震災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

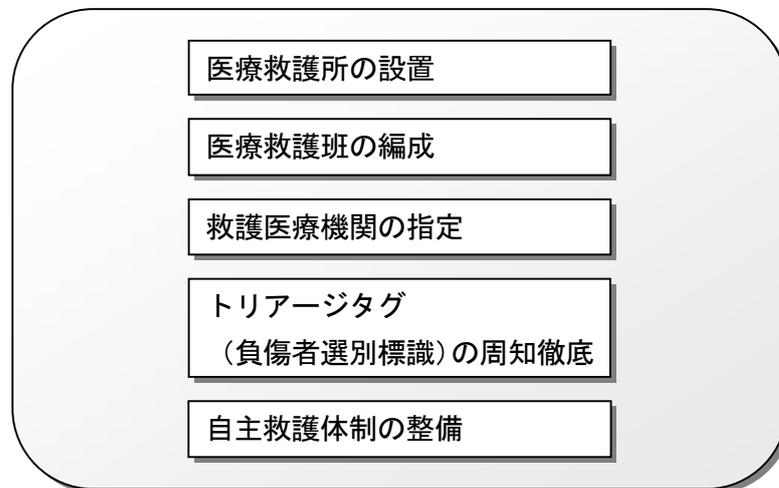
## 5.2 初動医療体制の整備 ⇨ 『健康保険部、医療センター、消防部』

### 《課題》

初動期の医療は、地震発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものである。交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制について「春日部市災害時医療救護マニュアル」を平成30年3月に策定した。今後も、具体性かつ実効性の確保に向け、更なる整備を図る。

### 《方策》

本市の初動医療体制の整備は、「春日部市災害時医療救護マニュアル」に基づき、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 医療救護所の設置

医師会、歯科医師会、薬剤師会、接骨師会、鍼灸マッサージ師会、公的医療機関及び地域の自主防災組織との協議結果に基づき、初動期における医療活動を実施する医療救護所の設置に必要な対策を推進する。

##### □設置基準・設置場所

- ・医療機関の診療能力を超えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき。
- ・医療機関が多数被災し、十分な診療機能を発揮できないと判断したとき。
- ・災害発生から時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあるとき。
- ・設置場所は、被災地に近接する地区拠点避難場所（医療救護所）とする。

##### □必要資機材

医療救護所には、無線系通信機器等の必要資機材の整備を図る。

#### (2) 医療救護班の編成

初動医療に従事する医療救護班の編成に必要な対策を推進する。

医療救護班の構成は、最低限、医師：1人、看護師：2人、業務調整員：1人の4人編成を原則とする。

(3) 救護医療機関の指定

市は、地震災害時の救護医療機関を、医師会と協議し指定する。

なお、本市の県指定救急告示医療機関は春日部市立医療センターをはじめ7施設である。

【 救急告示医療機関（埼玉県指定（春日部市関連））】

施設名	所在地	電話番号 (048)	診療科目	病床 総数
春日部市立 医療センター	中央 6-7-1	735-1261	内・循内・血内・呼内・神内・消内・ 糖尿代謝内・小・外・消外・乳外・ 小外・整・脳・呼外・形・皮・泌・ 産婦・眼・耳・精神神経・放・病理・ 麻・歯外	363
医療法人梅原病院	小淵 455-1	752-2152	呼・内・胃・外・整・肛	126
秀和総合病院	谷原新田 1200	737-2121	内・循内・消内・呼内・糖内・内内・ 腎内・神内・内視内・人工透析内・ アレ・リウ・外・呼外・消外・乳外・ 整・脳外・形・肝外・食外・大外・ 内視外・皮・泌・婦・眼・リハ・放・ 麻・病理・臨床・救・肝内・放射線 診断科	350
医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	緑町 5-9-4	736-1221	内・外・整・呼・循・消・脳・形・ 泌・麻・皮・眼・耳・婦・心血・神 内・緩内・糖尿病・代謝内科	404
みくに病院	下大増新田 97-1	737-1212	外・消内・消外・循内・整・内・大 腸・肛外・リハ・神内	48
医療法人社団嬉泉会 春日部嬉泉病院	中央 1-53-16	736-0111	内・循	60
医療法人社団全仁会 東都春日部病院	大畑 652-7	739-2000	内・外・整・消内・小・泌・脳外・ 皮・形・肛・循内・アレ・リハ・人 工透析内科	184
医療法人光仁会 春日部厚生病院	緑町 6-11-48	736-1155	内・整・泌・皮・リハ・形・脳	190

資料) 春日部保健所管内（春日部市・松伏町）の病院

(平成 31 年 3 月 31 日現在、埼玉県保健医療部医療整備課)

(4) トリアージタグ（負傷者選別標識）の周知徹底

本市及び医療関係機関は、初動期における医療処置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度を色別表示したトリアージタグを用いたトリアージの周知徹底を推進する。

◇ 『【資料編(2)】第3「トリアージタグ」』参照

(5) 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、軽傷者に対しては避難場所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

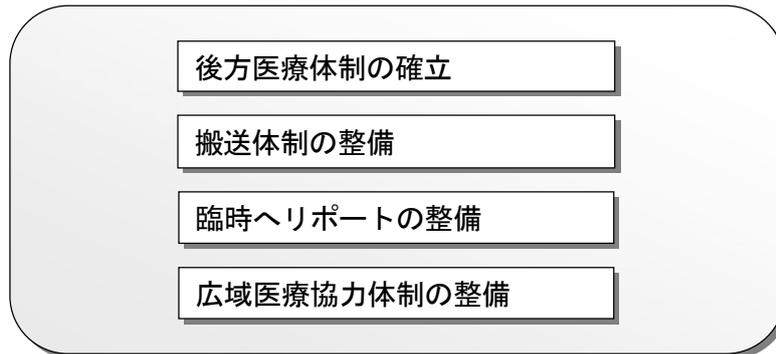
### 5.3 後方医療体制の整備 ⇨ 『健康保険部、医療センター、消防部』

#### 《課題》

医療救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

#### 《方策》

本市の後方医療体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 後方医療体制の確立

市は、救護医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命処置が必要な患者等を後方にて治療対応する救命救急センターや災害拠点病院を中核とした後方医療の体制について、県との協議の上確立を図る。

⇨ 『【資料編(1)】第28「救急救命センター一覧」』参照  
『【資料編(1)】第29「災害拠点病院一覧」』参照

#### (2) 搬送体制の整備

救護医療機関から遠距離にある被災地内の医療救護所からの負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、公用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

##### □搬送順位

負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。

##### □搬送経路

負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

【負傷者搬送体制の流れ】⇒2-215 ページの流れ図を参照

#### (3) 臨時ヘリポートの整備

市では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、臨時ヘリポートを設置する。

⇨ 『【資料編(1)】第20「臨時ヘリポート指定地」』参照

#### (4) 広域医療協力体制の整備

本市では茨城県南部地震によって661人の負傷者が発生すると予想されており、この場合医師、看護師等の不足や医薬品及び医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。

このため、広域医療協力体制について、県内外の自治体との相互応援協定に基づき、円滑な協力体制の整備に努める。

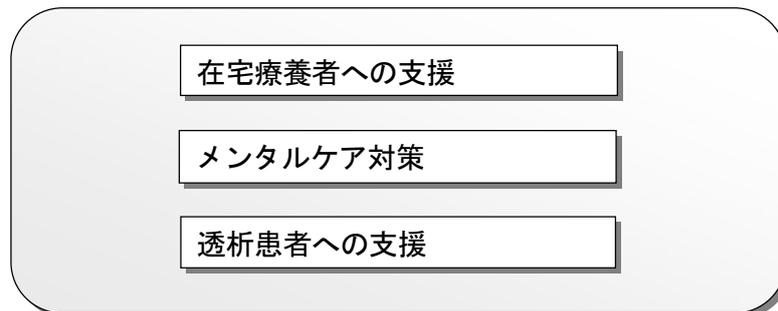
### 5.4 要配慮者に対する医療対策 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

#### 《課題》

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊婦及び外国人住民等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障がいの発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策の推進に努める。

#### 《方策》

本市の要配慮者に対する医療対策は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 在宅療養者への対策

##### ① 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進する。

##### ② 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

#### (2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

#### (3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受け入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い、整備を図る。

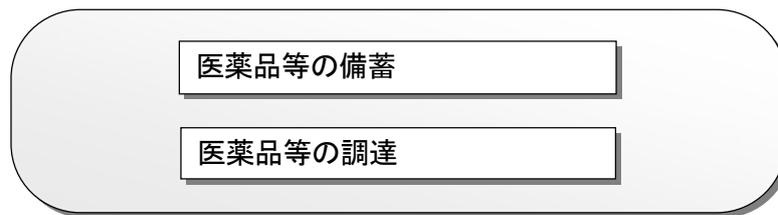
## 5.5 医薬品等の確保 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

### 《課題》

地震災害時に、医薬品等の確保に関する必要な対策を推進する。

### 《方策》

本市の医薬品の確保は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 医薬品等の備蓄

市は、地震災害時に医療救護班、医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制に実効性が確保されるよう、医師会・薬剤師会等関係機関と継続的に協議を行う。

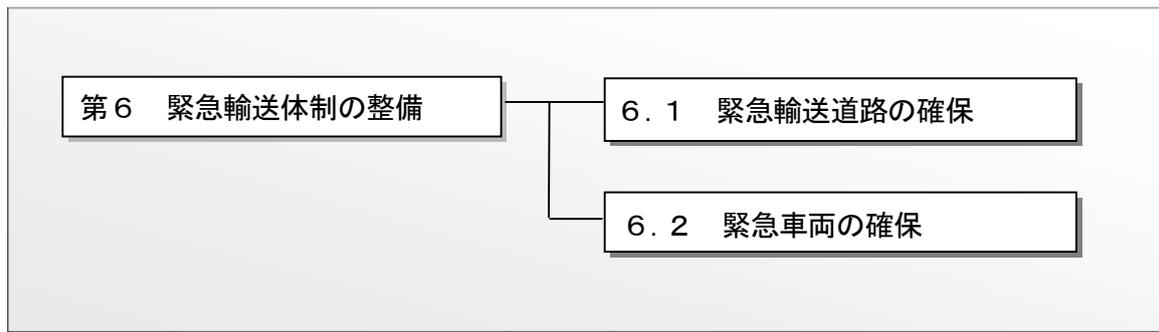
#### (2) 医薬品等の調達

市は、地震災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定に基づき、調達体制の整備を図る。

## 第6 緊急輸送体制の整備

地震災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議の上、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備を促進するための必要な施策を以下に示す。



### 6.1 緊急輸送道路の確保 ⇨ 『市長公室、建設部、都市整備部』

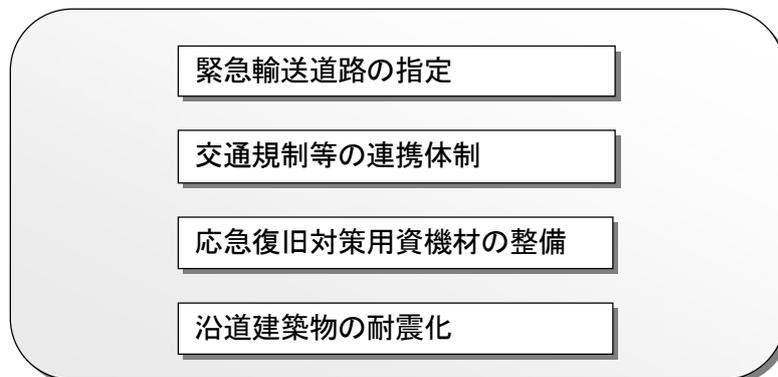
#### 《課題》

地震災害時において、救援・救護活動等の必要な人員と物資の輸送を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、市は、地震災害時に緊急輸送に用いる道路を指定するとともに、交通規制の実施及び緊急輸送道路の応急資機材に関する整備を推進する。

#### 《方策》

本市の緊急輸送道路の確保は、以下の方策をもって推進する。



(1) 緊急輸送道路の指定

県は、一般国道4号、同バイパス、一般国道16号の3路線、及び主要地方道さいたま春日部線、主要地方道春日部菖蒲線の2路線を災害時には最優先して復旧される道路として、それぞれ第一次特定緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路に指定している。

市は、地区防災拠点及び地区拠点避難場所等の配置をもとに、これらの県指定の緊急輸送道路を中核に、地震災害時における救援・救護活動などに必要な人員と物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するための道路について、緊急輸送道路として指定する。

◇ 『【資料編(1)】第21「緊急輸送道路一覧」』参照

(2) 交通規制等の連携体制

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対する的確に情報伝達ができる体制を、埼玉県及び防災関係機関との連携の上で整備に努める。

(3) 応急復旧対策用資機材の整備

市は、地震災害時の緊急輸送道路の応急復旧対策活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧対策用資機材の整備を推進する。

(4) 沿道建築物の耐震化

災害時に救命活動や物資輸送を行う緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を図る。

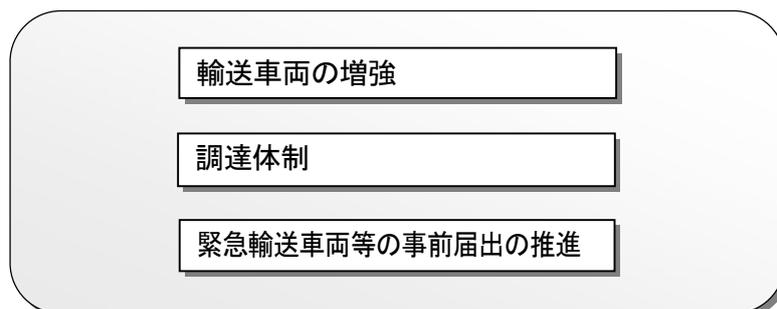
6.2 緊急車両の確保 ◇ 『市長公室、財務部』

《課題》

地震災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

《方策》

本市の緊急車両の確保は、以下の方策をもって推進する。



(1) 輸送車両の増強

地震災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から、本市と災害協定を締結している埼玉県トラック協会春日部支部と協力、連携を取りながら検討を進める。

(2) 調達体制

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、地震災害時に迅速に調達できるよう関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(3) 緊急輸送車両等の事前届出の推進

市は、地震災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

◇『【資料編(1)】 第22 「市 保 有 車 両」』参照

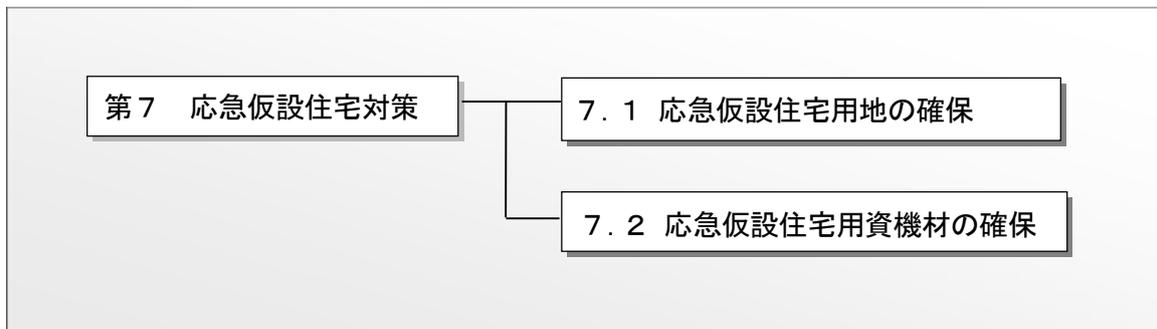
## 第7 応急仮設住宅対策

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、また市はその設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

このため、あらかじめ応急仮設住宅の設置計画を策定し、想定被災世帯数に応じた応急仮設住宅を迅速に供給できるよう設置場所、資機材及び人員の確保体制を確立することが重要である。

応急仮設住宅対策の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。



### 7.1 応急仮設住宅用地の確保 ⇨ 『市長公室、財務部、都市整備部』

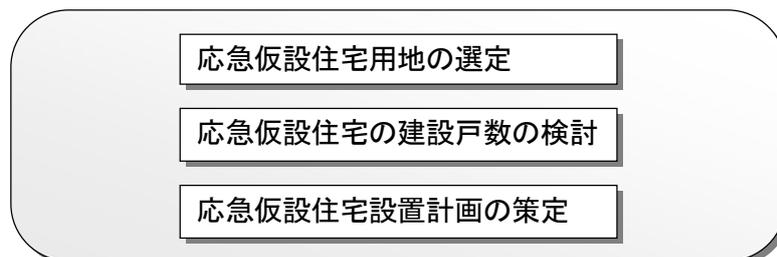
#### 《課題》

市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保しておくことが重要である。

仮設住宅の用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

#### 《方策》

本市の応急仮設住宅用地の確保は、以下の方策をもって推進する。



(1) 応急仮設住宅用地の選定

市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地及び建設可能な私有地等の中から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保するものとする。そのため、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い建設に適切な予定地を選定する。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を検討する。

□ 予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 居住地域と隔離していない場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

(2) 応急仮設住宅の建設戸数の検討

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による被害想定結果から得られた木造建物の全壊棟数、非木造建物の全壊棟数及び必要仮設住宅数を参考に検討する。

(3) 応急仮設住宅設置計画の策定

次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

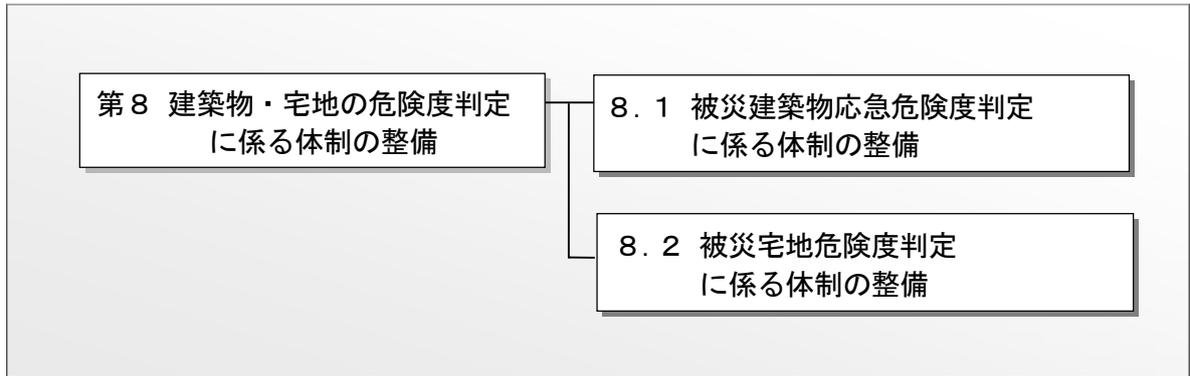
- ア. 応急仮設住宅の着工時期
- イ. 応急仮設住宅の入居基準
- ウ. 応急仮設住宅の管理
- エ. 要配慮者に対する配慮

7.2 応急仮設住宅用資機材の確保 ⇨ 『都市整備部』

市は、(一社)プレハブ建築協会、市建設業界及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

## 第8 建築物・宅地の危険度判定に係る体制の整備

被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定は、大地震により被災した建築物及び宅地を調査し、その後に発生する余震などによる建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性について判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としている。



### 8.1 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備 ⇨ 『都市整備部』

市は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図るとともに、本市の被災建築物応急危険度判定士の緊急連絡体制の整備を図る。

### 8.2 被災宅地危険度判定に係る体制の整備 ⇨ 『都市整備部』

市は、造成された宅地に対しても建築物の応急危険度判定と同様に、その危険度を判定することにより、二次災害の軽減・防止と震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び県との協力体制により、被災宅地危険度判定体制の整備を図るとともに、本市の被災建築物応急危険度判定士の緊急連絡体制の整備を図る。

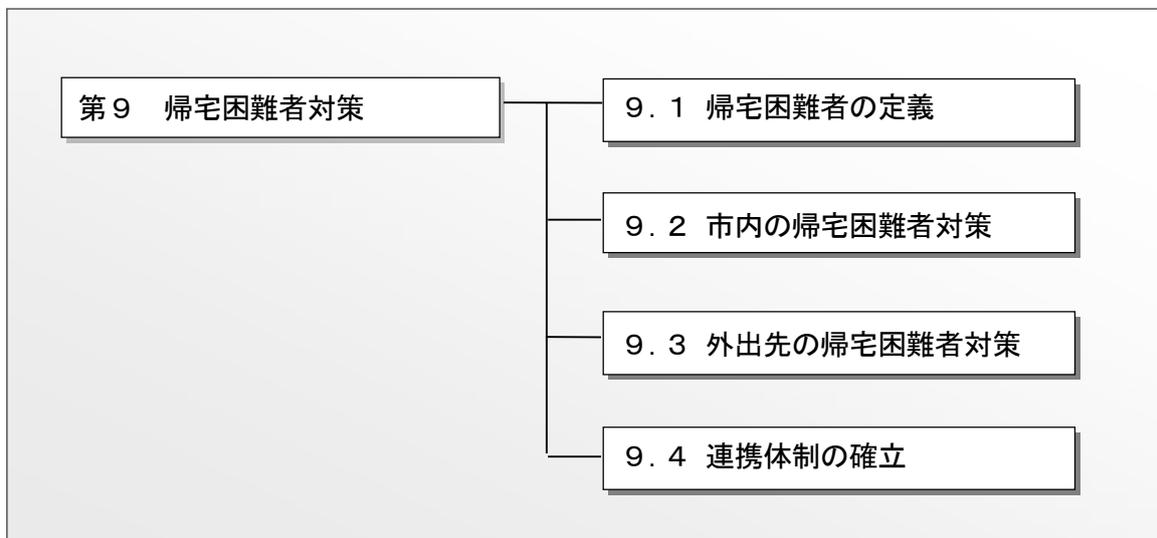
## 第9 帰宅困難者対策

東日本大震災では、安全確認のため都内を含む広範囲で鉄道が運休したほか、幹線道路では大渋滞が発生し、路線バスの運行や代替輸送も困難になり、大量の帰宅困難者が発生した。

このような事態に対して、本市では初めて帰宅困難者対策を実施したが、関係機関との連携体制、支援施設の数や運営方法等、課題が浮かび上がり、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性を顕在化させた。

これらのことから、今後起こりうる地震災害に備え、災害時に発生の見込まれる帰宅困難者に対して正確な情報提供、適正な誘導や対処など適切な支援を実施するため、市民への帰宅困難になった場合の対処方法の啓発や、災害時における情報提供方法や徒歩帰宅者への具体的な支援策等を講じる必要がある。

帰宅困難者対策を推進するための必要な施策を以下に示す。



### 9.1 帰宅困難者の定義 ⇨ 『市長公室』

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止するため、外出先で足止めされることとなる。

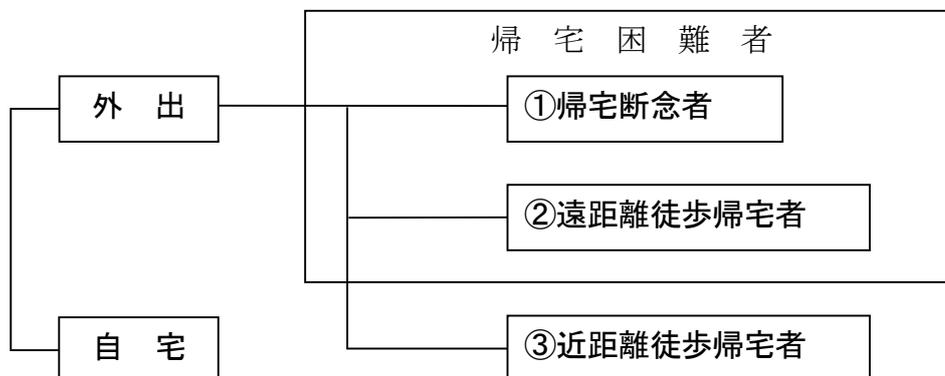
このため、徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、困難となる者をいう。

#### 【本市における帰宅困難者の定義】

本市の帰宅困難者対策の対象となる帰宅困難者は、市内で災害時に交通機関等が広域に障害を受け、通常の帰宅ができなくなった者（市内の帰宅困難者）、市外で災害時に交通機関等が広域に障害を受け、通常の帰宅ができなくなった者（外出先の帰宅困難者）に区分する。



中央防災会議の首都直下地震避難対策等専門調査会による、帰宅困難者の考え方は次のとおりである。



① 帰宅断念者：自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人

② 遠距離徒歩帰宅者：遠距離を徒歩で帰宅する人

③ 近距離徒歩帰宅者：近距離を徒歩で帰宅する人

出典：内閣府資料

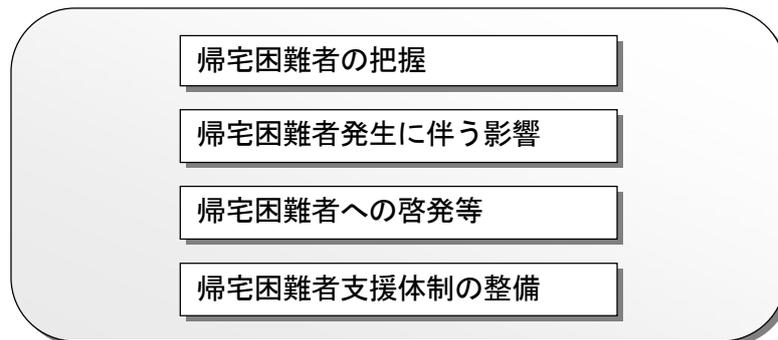
## 9.2 市内の帰宅困難者対策 ⇨ 『市長公室』

### 《課題》

東日本大震災では、地震発生直後から鉄道各線が運行を停止して、当分の間復旧の見通しが立たない中で、市内において多くの帰宅困難者が発生した。こうした膨大な数の帰宅困難者への対応は、大規模地震による多数の死傷者・避難者が想定される中であって、「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

### 《方策》

市内の帰宅困難者対策は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 帰宅困難者の把握

市内の帰宅困難者とは、春日部市外の在住者で春日部市に通勤・通学等で来訪している時に、地震が発生したために自宅に戻れなくなり、春日部市内に留まる人を指す。

平日に災害が発生した場合、事業所や学校等でも多くの帰宅困難者が見込まれることから、市内の帰宅困難者数は本市への流入人口等のデータを踏まえ、20,244人を想定している。

#### □ 帰宅困難者数の算定方法（従来）

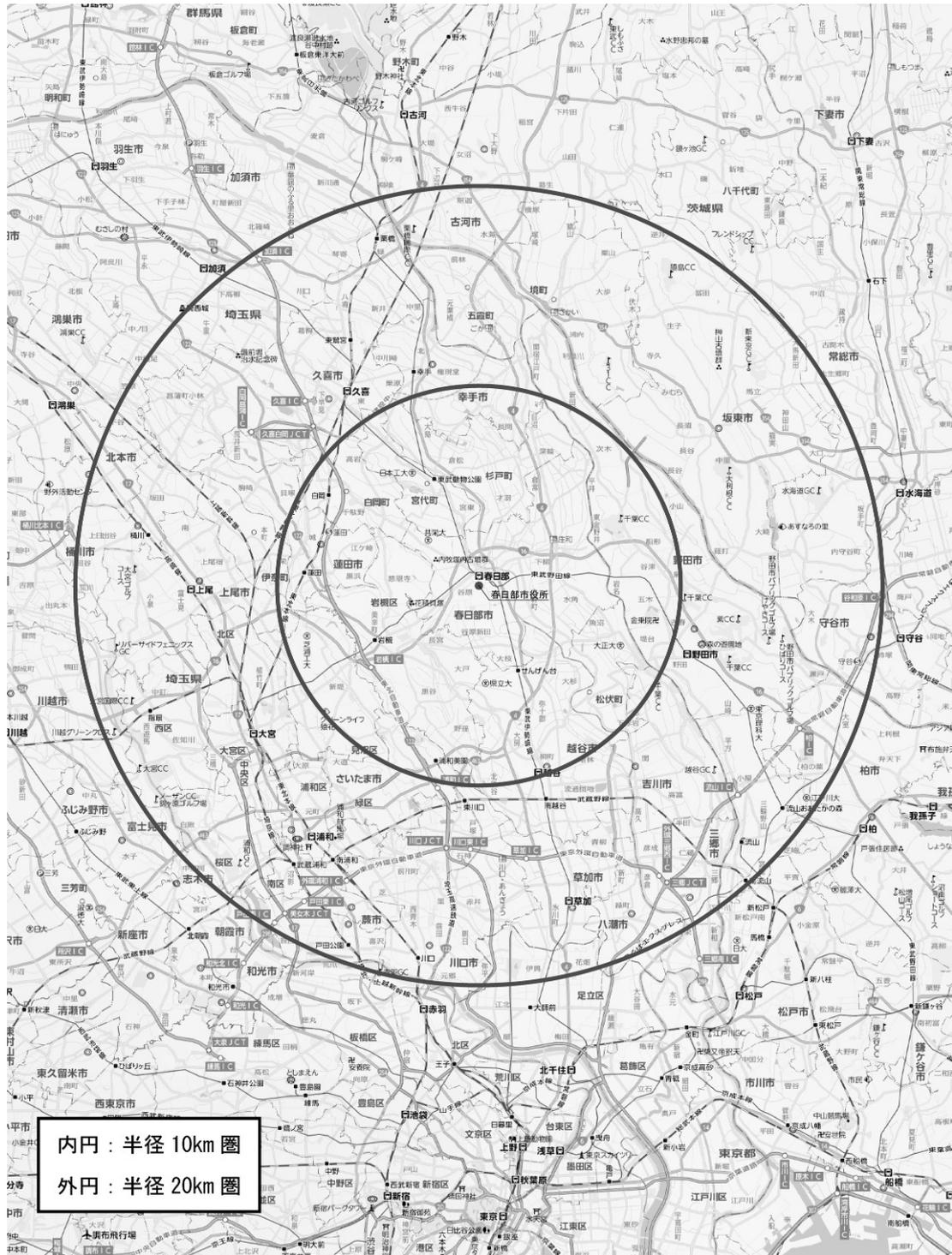
- ①震度6弱以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断されとしたこと。
- ②帰宅経路は（市区町村間の距離）は庁舎間の距離で代表させるとしたこと。
- ③帰宅距離10km以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能としたこと。
- ④帰宅距離10km～20kmの者は、1km長くなる毎に帰宅可能者が10%ずつ低減するとしたこと。
- ⑤帰宅距離20km以上の者は、全員が帰宅不可能としたこと。

#### 【春日部市の流入人口と流出人口】

昼間 人口	夜間 人口	流入人口			流出人口			昼夜間 人口比率
		通勤者	通学者	計	通勤者	通学者	計	
192,794	232,709	26,062	5,891	31,953	64,875	8,412	73,287	82.8

資料) 国勢調査 (平成27年10月1日)

【春日部市役所を中心とした半径 10 km、20 km圏内】



【 春日部市からの各市区町村の距離 】

距離	都県	自治体名
10 km以内 <帰宅可能>	埼玉県	さいたま市見沼区、さいたま市岩槻区、越谷市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
10 km～20 km <一部帰宅困難>	埼玉県	さいたま市（見沼区、岩槻区以外）、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、伊奈町
	茨城県	坂東市、五霞町、境町
	千葉県	野田市、流山市
20 km以上 <全員帰宅困難>	埼玉県	川越市、加須市、鴻巣市、志木市、北本市、富士見市、ふじみ野市、川島町、吉見町など
	茨城県	古河市、常総市、取手市、守谷市、八千代町など
	群馬県	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町など
	千葉県	市川市、船橋市、松戸市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市など
	東京都	北区、板橋区、足立区、葛飾区、その他市区部
	栃木県	栃木市、小山市、野木町など

(2) 帰宅困難者発生に伴う影響

① 非居住者の増加

鉄道の運行停止に伴い市内において帰宅困難となる人が発生し、市外から本市に就業・通学等している約 20,300 人も市内において帰宅困難者となることが考えられる。

② 駅前滞留者の発生

春日部市では、市外から本市に通勤・通学等している約 20,300 人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、春日部駅等では、帰宅できない駅前滞留者が発生し混乱する。

(3) 帰宅困難者への啓発等

① 事業所等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、水や食料等の備蓄、帰宅困難者対策計画の策定、水及び食料等や情報の入手手段の確保</li> <li>○ 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保</li> </ul> |
|--|

## ② 徒歩帰宅の心得7カ条の普及

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。

### 【 徒歩帰宅の心得7カ条 】

<留まる>

1. 連絡手段、事前に家族で話し合い
2. 携帯も、ラジオも必ず予備電池

<知る>

3. 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
4. 災害時の味方、帰宅支援ステーション

<帰る>

5. 職場には、小さなリュックとスニーカー
6. 帰宅前には、状況確認
7. 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

## (4) 帰宅困難者支援体制の整備

### ① 一時滞在施設の確保

災害時において市内で帰宅困難になった滞在者の一時的な受け入れを行うための施設（以下「一時滞在施設」という。）を事前に指定しておくものとする。

駅前等において帰宅困難者が滞留することが生じた場合、鉄道事業者と相互に連携するほか、警察署とも連携し、速やかに帰宅困難者に対し一時滞在施設への誘導を行う。

なお、指定避難所と一時滞在施設は兼ねることができる。

### ② 帰宅困難者への情報提供

駅前等に滞留する帰宅困難者及び一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、鉄道及びバス等の公共交通機関の運行状況等について適時情報提供を行う。

### ③ 観光客への対策

観光施設や宿泊施設の協力を得ながら、地理に不案内な観光客に対して、避難場所の周知や安全の確保を図るための対策を実施する。

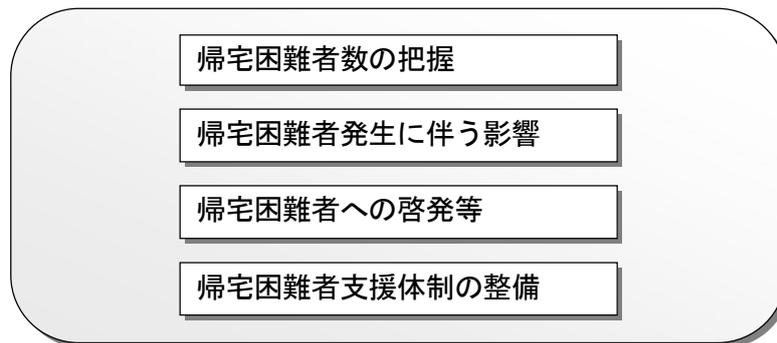
### 9.3 外出先の帰宅困難者対策 ⇨ 『市長公室』

#### 《課題》

本市からは、毎日約 32,000 人（国勢調査、平成 27 年 10 月 1 日、以下同様）の市民が県外に通勤・通学（都内へは約 25,000 人）しており、埼玉県全体では 107 万人以上にのぼることから、東京圏で大規模地震が発生した場合には、多くの人が東京など県外で帰宅困難になることが予想される。

#### 《方策》

外出先の帰宅困難者対策は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 帰宅困難者数の把握

外出先の帰宅困難者とは、春日部市民が県内の他市区町村や都内などに通勤・通学や私用などで外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人を指す。

本市から市外に通勤・通学している人は、毎日約 73,000 人であるが、そのうち県外には約 32,000 人、そのなかで都内に通勤・通学している人は、約 25,000 人となっている。

「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成 26 年 3 月、埼玉県）によると、本市における外出先の帰宅困難者数は、東京湾北部地震が発生した場合、40,181 人と想定されており、その多くが都内での帰宅困難者である。

#### 【 帰宅困難者数想定結果 】

被害内容	単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	備考
外出先) 県内	人	11,464	11,391	夏 12 時
外出先) 都内	人	20,625	16,646	
外出先) 他県	人	8,093	7,872	
合計	人	40,181	35,910	
外出先) 県内	人	7,029	6,985	冬 18 時
外出先) 都内	人	12,647	10,207	
外出先) 他県	人	4,962	4,827	
合計	人	24,638	22,019	

資料) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成 26 年 3 月、埼玉県）

注) 小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがある。

(2) 帰宅困難者発生に伴う影響

① 地域の災害対応力の低下

約 40,000 人の市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

② 都内帰宅困難者

県外に通勤・通学している約 32,000 人の大部分は都内で帰宅困難となるが、都内全体では 517 万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

(3) 帰宅困難者への啓発等

① 市民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認</li><li>○ 災害時の行動は、状況を確認して無理のない計画を立案、実施すること</li></ul> |
|--|

② 災害用伝言ダイヤル等のPR

災害発生時には、一般電話や携帯電話等の電話がかかりにくい場合でも、安否等を確認できる災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板等の開設を行うため、平常時から安否等の確認方法について広報紙や市ホームページ、安心安全メール等によりPRする。

③ 徒歩帰宅の心得7カ条の普及

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなどを内容とする「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。（「徒歩帰宅の心得7カ条」は、9.2 (3) ② 徒歩帰宅7カ条の普及の「徒歩帰宅7カ条」を参照）

(4) 帰宅困難者支援体制の整備

① 帰宅困難者への情報提供

交通障害の発生により徒歩帰宅者が発生した場合、徒歩帰宅者に対し安全な帰宅経路選択のための道路情報の提供を行う。

## 9.4 連携体制の確立 ⇨ 『市長公室』

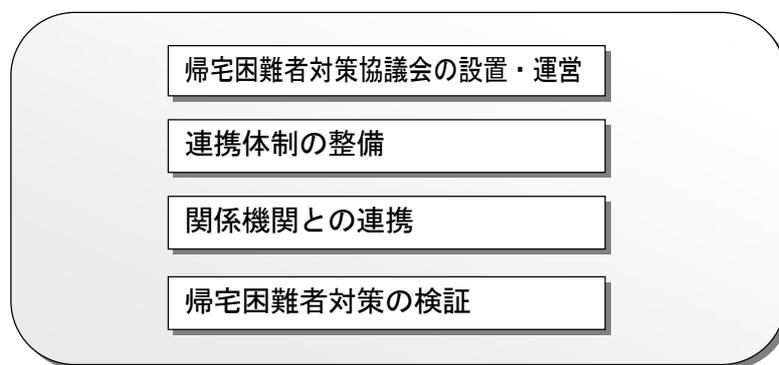
### 《課題》

大規模地震が発生した際、市や消防・警察関係機関等が初動体制を確立するまでには相当の時間を要し、また初動期においては救命救助活動に重点を置くため、帰宅困難者に対する公的な支援には限界がある。

そのため、帰宅困難者への情報提供や避難誘導について、関係機関等との連携に取り組むことが重要となる。

### 《方策》

帰宅困難者対策における連携体制の確立は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 帰宅困難者対策協議会の設置・運営

市が設置する帰宅困難者対策協議会は、県、市、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成される。市は、協議会を通じて、平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となるよう、広域の関係機関等との連携を強化する。

#### (2) 連携体制の整備

災害時に迅速に帰宅困難者への対応を実施することができるよう、各事業所、各交通機関並びにその他防災関係機関が相互に連携・協力できる体制の整備に努める。

なお、交通障害が長期化し帰宅困難者の避難場所等への誘導が必要になった場合の、誘導体制について検討する。

#### (3) 関係機関との連携

一時休憩所として徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を埼玉県と締結しているガソリンスタンドやフランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）等の関係機関と連携する。

#### (4) 帰宅困難者対策の検証

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や主要駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、市民への啓発のほか、東京都及び区、県及び県内市町、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討する。

## 第3節 市民の協力による防災対策

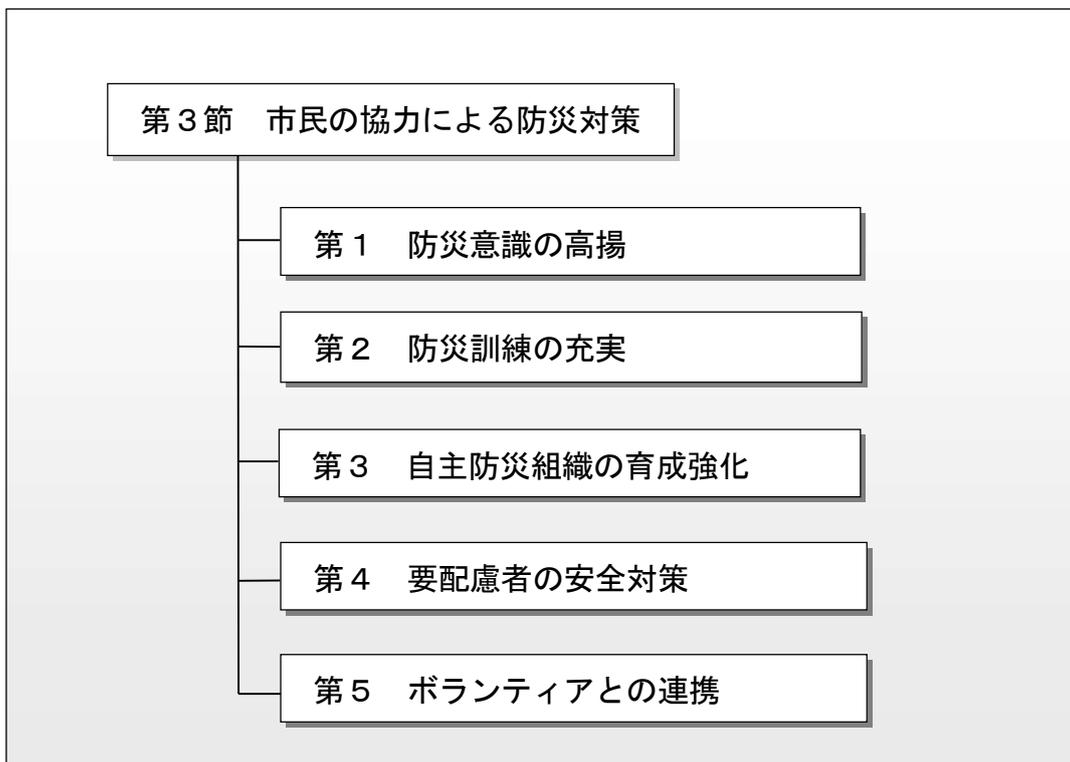
市民や事業所の日ごろの地震災害への備えと地震災害時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、市は、自主防災組織の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、地震災害時に被害を受けやすい高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊婦及び外国人住民等のいわゆる要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

本市が実施する市民の協力による防災対策に係る施策を以下に示す。

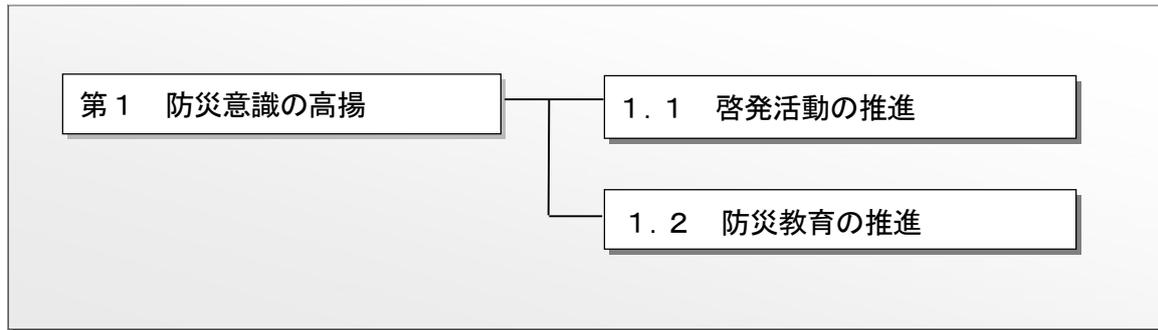
### 【 市民の協力による防災対策に係る事項 】



## 第1 防災意識の高揚

地震による被害を未然に防止し軽減する上で、市民の果たす役割は極めて大きいことから、市民が生涯を通じた教育活動により防災行動力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。

以下に、市民の防災意識の高揚を促進するための必要な施策を定める。



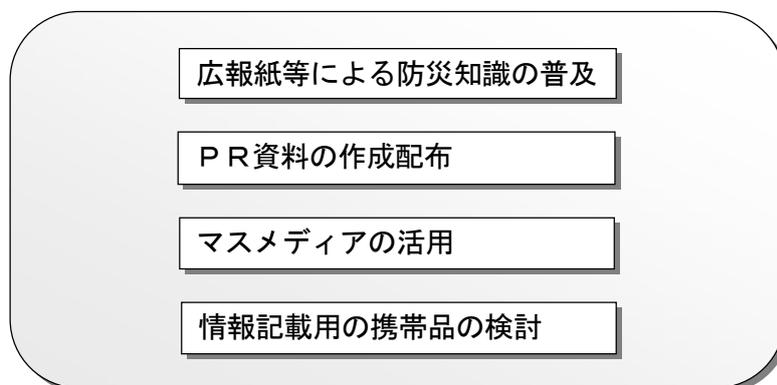
### 1.1 啓発活動の推進 ⇨ 『市長公室、消防部』

#### 《課題》

市は、市民等を対象に各種防災広報を実施しており、今後ともPR資料の作成配布、講演会・研修会の開催等を実施し防災広報の充実を図り、地震災害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

#### 《方策》

本市の啓発活動の推進は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 広報紙等による防災知識の普及

広報紙や市ホームページに防災関連記事を随時掲載し、広く市民に防災知識を普及する。

(2) PR資料の作成配布

防災知識の普及啓発を図るため、広く市民に向けた防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料の作成、配布を目的に応じた適切なメディアを選択して実施する。

(3) マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて、広く市民に対して防災意識の高揚を呼びかける。

(4) 情報記載用の携帯品の検討

地震発生時、避難場所で要配慮者等に適切なケアなどができるように、緊急連絡先や持病、普段服用している薬、アレルギーなどの自分自身の情報を記載できる、共通様式の携帯品の様式や普及方法について検討する。

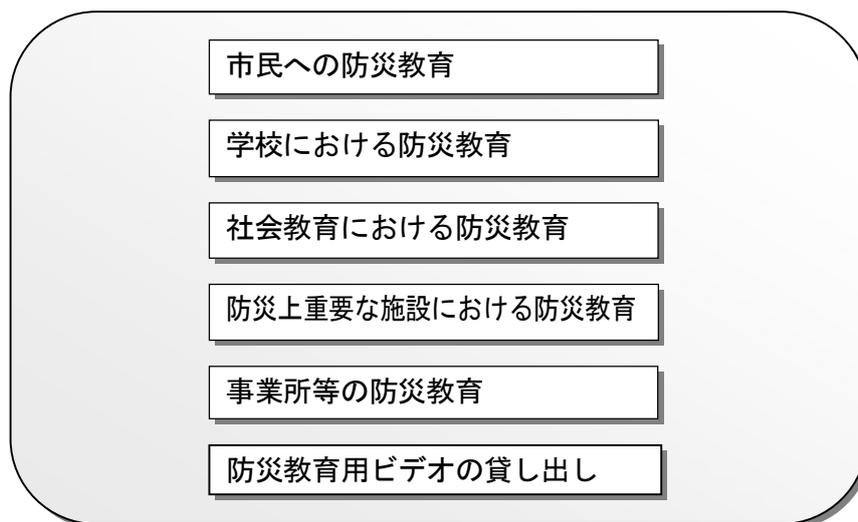
1.2 防災教育の推進 ⇨ 『 市長公室、学校教育部、社会教育部、消防部 』

《課 題》

市は、児童・生徒、各種社会教育関係団体や事業所の防災担当者、施設の防災対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

《方 策》

本市の防災教育の推進は、以下の方策をもって推進する。



(1) 市民への防災教育

市民一人一人が日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動の仕方について指導をする。

□自主防災組織への参画

市は、自主防災組織の訓練の一環として職員の派遣を行う。また、自治会、関連する団体、出前講座の派遣要望を受けた場合は、特例として扱う。

□講演会、研修会の開催

火災予防運動、防災の日、防災とボランティアの日、危険物安全週間、国民安全の日、救急の日、119番の日等の行事を通じて、地震災害・風水害・その他災害等についての学識経験者、防災関係機関の担当者、防災士及び災害体験経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を市民に広く普及する。また、地域の防災リーダーを養成するための研修会を開催する。

□防災センターにおける教育

市は、防災センター展示室に防災展示や体験コーナーなどを設け、市民の地震や火災などの災害予防対策の学習を図っているが、今後ともこれらの施設や展示内容等の拡充することにより、市民の防災教育を推進する。

□緊急地震速報の普及・啓発

気象庁が発表する緊急地震速報は、震源近くでの地震波をキャッチし地震の震源や規模、想定される震度等を事前に素早く伝えることから、地震の被害軽減を目指し発表される。市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

□地域特性等に応じた災害対策の啓発

自宅周辺の地盤状況等の地域特性や、戸建住宅や中高層マンションといった建物特性に応じた災害対策を啓発する。

□市民の備蓄の推進

災害から自分の身を守るための知識の習得や、家庭や職場における備蓄など、市民一人ひとりの自助の取り組みを促進することが、地域の防災力の向上のために不可欠である。特に高層マンションなど、停電時に物資の運搬が厳しくなる場所での備蓄や、物資を運ぶための燃料の備蓄など、公的機関ではカバーしきれないものについての備えが市民一人ひとりであれば、地域防災力は格段に向上する。このため、あらゆる機会をとらえた普及啓発により市民の備蓄を推進する。

## (2) 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、教育活動の全体を通じて実施する。特に避難、災害発生時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導をする。

### □学校行事としての防災教育

安全な行動や規律ある集団行動の体得を図るため、避難訓練を行うとともに、防災に関する専門家や地震災害・風水害・その他災害体験者の講演、起震車等による地震模擬体験や煙体験ハウスを用いた煙体験等を実施する。

### □教材等による防災教育

理科や社会科、学級活動等を通して、地震災害・風水害・その他災害等の恐ろしさや、現在の防災対策、地震災害時の正しい行動等について、ビデオ教材等を活用した学習を行う。また、自宅、学校及び地域に関する防災マップを作成したり、地域の防災施設や設備を見学したりする等、身の回りの環境を地震災害の観点から見直させることにより、防災を身近な問題として意識させる。

### □緊急地震速報における防災教育

地震による強い揺れを事前に知らせる緊急地震速報を活用した避難訓練を行うことで、児童・生徒自らが適切な対応行動を取り、その場に応じた避難ができるようにする。併せて、避難訓練の事前指導及び事後指導の充実を図ることで、防災意識のより一層の向上を図る。

### □教職員に対する防災研修

地震災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び地震災害時に、特に留意する事項について研修を実施、学校防災マニュアルを作成し、その内容の周知徹底を図る。

#### 【具体的な研修内容】

- ア. 地震、その他災害について
- イ. 教職員の安全確認と安否確認の方法について
- ウ. 児童・生徒の安全確認と安否確認の方法について
- エ. 児童・生徒の保護者への引渡し等の方法について
- オ. 避難場所の開設と運営について（初動）
- カ. 防災教育年間計画
- キ. 訓練計画
  - 教職員の安全確認
  - 児童・生徒の安全確認
  - 避難経路（校舎の安全確認方法）、避難場所等の確認
- ク. 救護・応急処置
- ケ. 緊急地震速報を利用した避難訓練

### (3) 社会教育における防災教育

市民各層の防災意識を高めるための次のような事業を積極的に展開する。

- 公民館等の社会教育施設において防災教室などの市民への学習の場を設ける。
- P T A、婦人会等の各種社会教育関係団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

### (4) 防災上重要な施設における防災教育

病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店など防災上重要な施設における施設管理者が実施する防災教育に対して支援を実施し、施設における防災知識の普及啓発の促進を図る。

#### □病院及び社会福祉施設における防災教育

- 病院及び福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。
- 夜間・休日等の災害発生に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な防災知識の周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。

#### □ホテル及び旅館における防災教育

宿泊者の安全確保を図るためには、災害発生時の災害情報の宿泊者への周知、かつ、避難誘導が最も重要である。このため、事業者は従業員に対して、消防用設備等、誘導避難及び救出・救護等に重点をおいた教育及び訓練を実施する。

#### □その他不特定多数の人が集まる施設

ターミナルビル、大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

### (5) 事業所等の防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、事業所等の社会的な位置づけを十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。そのため、市は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、事業所における防災教育の推進、環境の整備に努める。

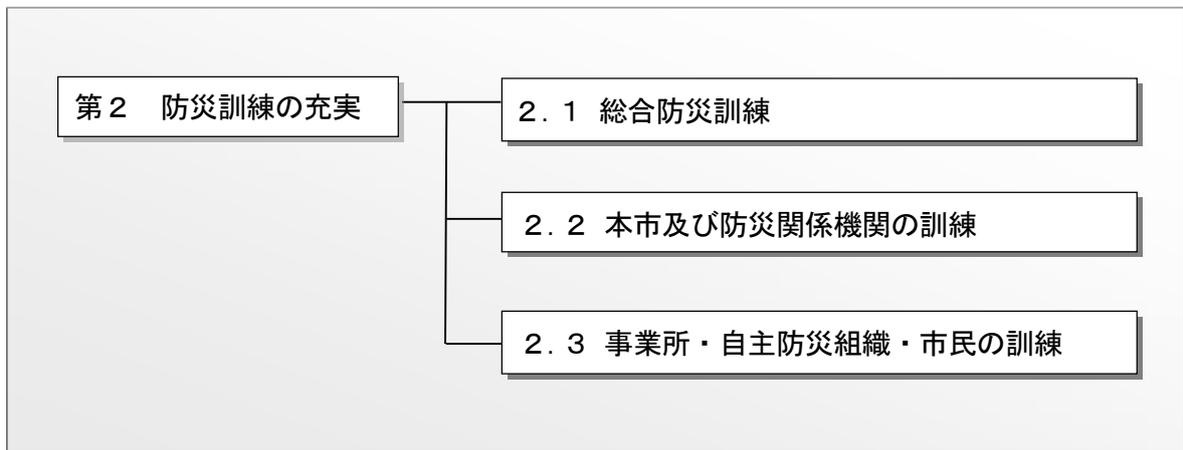
### (6) 防災教育用ビデオ等の貸し出し

市は、自治会及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成及び活動の活性化、防災意識の高揚のためのビデオやDVDなどの貸し出しを行い、防災知識を広く普及する。

## 第2 防災訓練の充実

市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力のかん養を図るとともに、行政と市民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を以下に定める。



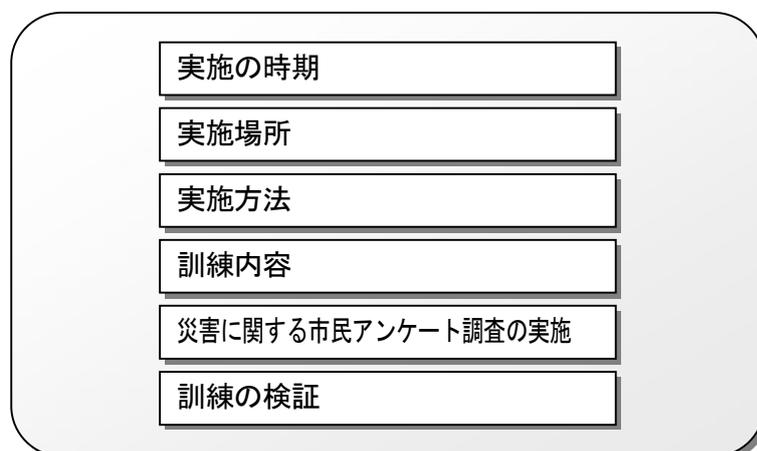
### 2.1 総合防災訓練 ⇨ 『市長公室、関係各部』

#### 《課題》

大規模な地震の発生を想定して、地震災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

#### 《方策》

本市の総合防災訓練は、以下の内容から抽出して実施する。



(1) 実施の時期

防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び実施する。

(2) 実施場所

総合防災訓練に適した場所とする。

(3) 実施方法

本市の主催又は埼玉県並びに他市との共催により、防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。

(4) 訓練内容

本市が主とする内容

- 災害対策本部等の設置運営訓練
- 災害情報の伝達収集・広報訓練
- 災害現地調査訓練
- 避難誘導訓練
- 避難場所・救護所運営訓練
- 応援派遣訓練
- 道路応急復旧訓練
- 水防訓練
- 自主防災組織等の活動支援訓練
- 火災防御訓練
- ライフライン応急復旧訓練
- 個別訓練 等

防災関係機関が主とする内容

- 消火訓練
- 情報伝達・広報訓練
- 救出救助訓練
- 救急救護訓練
- 災害医療訓練
- 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練
- ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
- 救援物資輸送訓練
- 交通規制訓練等

□自主防災組織・市民が主とする内容

- 初期消火訓練
- 応急救護訓練
- 炊き出し訓練
- 巡回点検訓練
- 要配慮者の安全確保訓練
- 避難訓練
- 避難誘導訓練

(5) 災害に関する市民アンケート調査の実施

地震災害・風水害・その他災害等に対する市民の関心や意識を高めしていくため、必要に応じ、市民に対し、要望等を聞くアンケート調査を実施する。

(6) 訓練の検証

訓練の準備段階では、実施機関等の役割を確認するとともに、防災組織体制における問題点等を抽出し、防災組織体制の実効性を点検する。また、訓練終了後には、訓練の分析・評価を行い、必要に応じて今後の訓練のあり方等の見直しを図る。

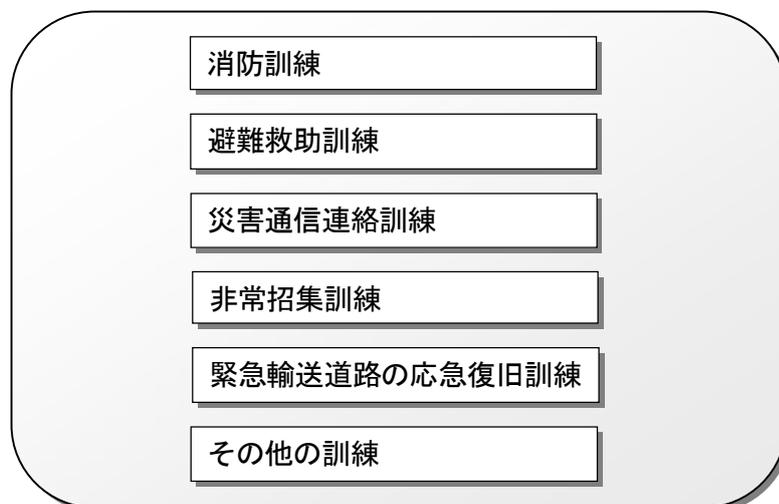
2.2 本市及び防災関係機関の訓練 ⇨ 『市長公室、消防部、関係各部』

《課題》

本市及び防災関係機関は、地震災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

《方策》

本市及び防災関係機関の訓練は、以下の方策をもって推進する。



### (1) 消防訓練

消防機関は、市民の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

実施の時期及び回数

地震災害・風水害・その他災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

実施場所及び方法

市内の適切な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。

訓練内容

- 初動出動対応訓練
- 災害情報収集活動訓練
- 遠距離中継送水訓練
- 大規模災害対応訓練
- 消防団、自主防災組織等との連携活動訓練
- 非常招集訓練
- その他消防に関する訓練

### (2) 避難救助訓練

災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次により避難救助訓練を実施する。

実施の時期及び回数

総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。

実施の場所

学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

実施方法

- 市による避難救助訓練  
市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て毎年1回以上実施する。
- 保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練  
施設管理者は、地震災害時の幼児、児童・生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等の災害対応力が弱い者の生命・身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対して避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

### (3) 災害通信連絡訓練

地震災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害通信連絡訓練を実施する。

□実施の時期及び回数

総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。

□実施方法

本市の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。

□実施事項

- 災害に関する予測、警報の通知及び伝達
- 被害状況報告
- 災害応急措置についての報告及び連絡

□訓練内容

- 通信連絡訓練
- 非常無線通信訓練
- 衛星通信訓練

(4) 非常招集訓練

市及び各防災関係機関は災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。併せて本部運営訓練及び情報収集・伝達訓練も併せて実施する。

□実施の時期及び回数

総合防災訓練の際又は効果のある日を選び実施する。

□実施方法

市防災計画及び各防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

(5) 緊急輸送道路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、埼玉県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

(6) その他の訓練

市及び防災関係機関は、上記訓練のほか、図上訓練及び避難所の運営訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

これらの災害対応に資する訓練については、常に検証を行い、計画の不備、課題の把握及び職員の災害対応能力の向上に努める。

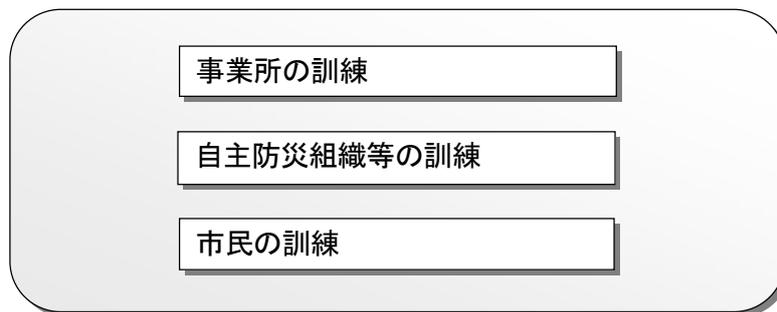
## 2.3 事業所・自主防災組織・市民の訓練 ⇨ 『市長公室、消防部』

### 《課題》

地震災害時に自らの生命及び安全を確保するため、事業所、自主防災組織及び市民は、平常時からの訓練により地震災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

### 《方策》

本市の事業所、自主防災組織及び市民の訓練は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報及び避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、本市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

#### (2) 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、本市及び消防機関等の指導の基に、地域の事業所とも連携して、年1回以上の組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練、災害図上訓練(DIG)、避難所運営訓練(HUG)及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

#### (3) 市民の訓練

市民は、「自らの命は自ら守る」という認識、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的な参加や家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に行い、防災対策の強化に努める。

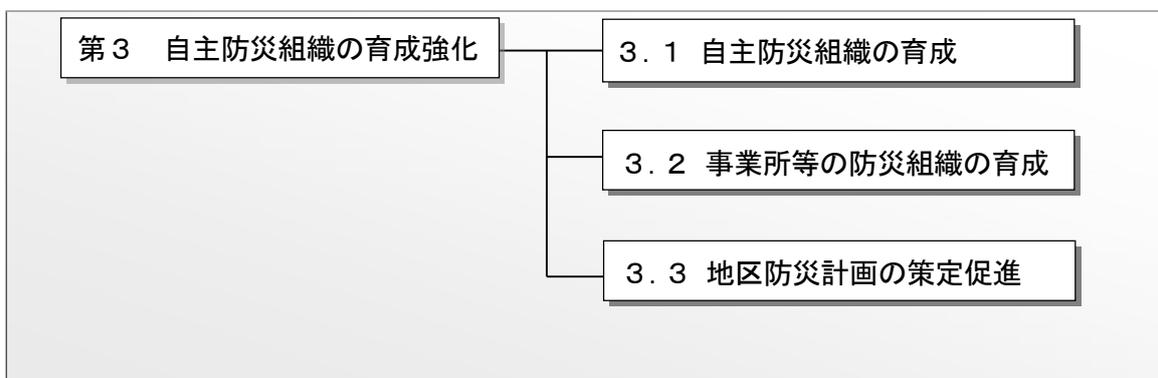
また、本市及び防災関係機関は、市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民への防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

### 第3 自主防災組織の育成強化

大地震による災害時には、本市及び防災関係機関は、組織の全機能をあげて防災活動を実施することとなるが、道路及び橋梁の損壊等により活動能力の低下又は阻害も予想され、市民は行政側の防災活動に頼ることのみにとどまらず、自ら進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、地震災害発生直後における初期消火、人命救助等の二次災害の防止や軽減を図るなど、市民の自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

市は、このような防災活動が効果的に実施されるように地域ごとの自主的な防災組織の育成を図り、日ごろから防災意識の高揚を図り、防災体制の万全を期する。

自主防災組織の育成強化を促進するための必要な施策を以下に定める。



#### 3.1 自主防災組織の育成 ⇨ 『市長公室』

##### 《課題》

地震災害時における地域の自主的かつ組織的な防災活動力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進する。

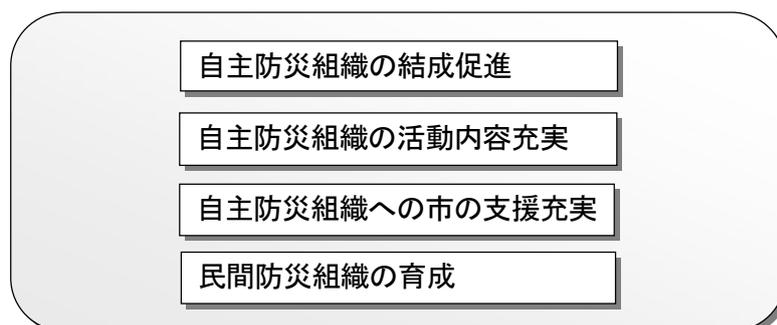
平成31年4月現在、本市では198自治会のうち197自治会が自主防災組織を結成しており、世帯数の約99

%をカバーしている。今後とも活動内容及び支援の充実を推進する。

自主防災組織相互の連携により、さらに地域防災力の向上を図るため、平成29年9月に設立した「春日部市自主防災組織連絡協議会」において事業を展開する。

##### 《方策》

本市の自主防災組織等の育成は、以下の方策をもって推進する。



(1) 自主防災組織の結成促進

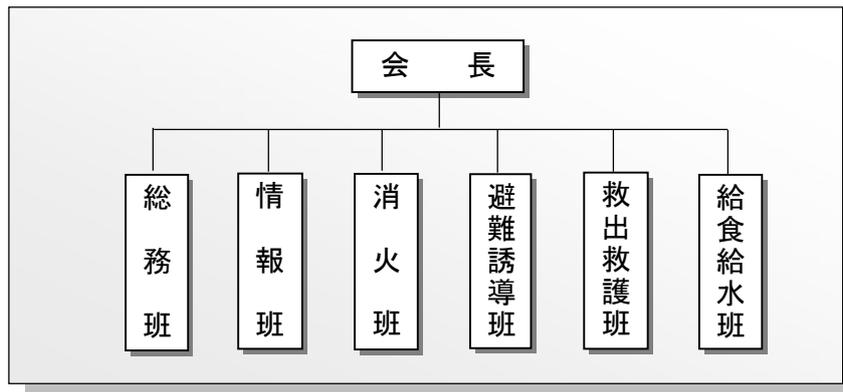
本市は、自治会等を単位とした自主防災組織の育成に努めている。自主防災組織は、市民が協力して自分たちの地域を守るという連帯感が保持される程度の規模の世帯数で組織されることが望ましく、具体的には既存の自治会等を単位として組織化されている。

なお、市では自主防災組織が活動上必要な防災資機材等の購入に対し、自主防災組織育成事業助成補助金を交付している。

(2) 自主防災組織の活動内容充実

自主防災組織の組織編成及び活動内容は次のとおりであり、自主防災組織は地域の実状に応じた組織づくりと活動内容の充実、防災資機材の整備に努める。

【 自主防災組織の構成例 】



【 活動内容 】

班区分	平常時	災害時
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災知識の普及、啓発</li> <li>○ 年間の活動計画の策定</li> <li>○ 会の庶務及び経理</li> <li>○ 本市をはじめとした防災機関等との連携</li> <li>○ 各班合同の防災訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対策本部の設置及び運営</li> <li>○ 各班との連絡、調整</li> </ul>
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 防災関連情報の収集、記録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況、災害情報の収集、伝達、報告、広報活動</li> </ul>
消火班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出火防止、消火器等の消火技術の習得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災の初期消火</li> <li>○ 火災情報の対策本部及び関係機関への連絡</li> </ul>
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難経路・避難場所の確認と危険箇所(川・ブロック塀等)の点検</li> <li>○ 自治会区域内及び周辺の防災マップの作成</li> <li>○ 人員名簿の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人員確認、地域住民の避難誘導</li> <li>○ 指定避難場所の設置協力</li> </ul>
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要配慮者の把握</li> <li>○ 救出救護訓練(救護活動を行うための資機材の技術習得や応急手当訓練)の実施</li> <li>○ 診療所、医療機関等との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 要配慮者の保護、安全確保、救援</li> <li>○ 負傷者の救護、医療機関との連携</li> <li>○ 救援物資の受入、配分</li> </ul>
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 給水・給食活動の訓練</li> <li>○ 地元商店等との協議</li> <li>○ 非常用物資の備蓄・管理</li> <li>○ 地域にある井戸の把握※飲料水として利用できなくても生活用水としての活用を考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食料、飲料水の調達、配分</li> </ul>

注) 災害時には、分担表の任務以外でも各班とも協力し合い、連携をとりながら臨機応変の措置を行う。

### (3) 自主防災組織への市の支援充実

市は、自主防災組織に対して次に示すような支援を実施しており、今後とも支援内容の充実に努める。

#### ① 技術的指導の実施

自主防災組織は、地域住民によって自発的に結成される組織である。

市及び防災機関は、自主防災のリーダーに対する教育・研修や防災活動の技術的指導、助言を実施し、組織的活動を支援する。

#### ② 自主防災組織の育成促進

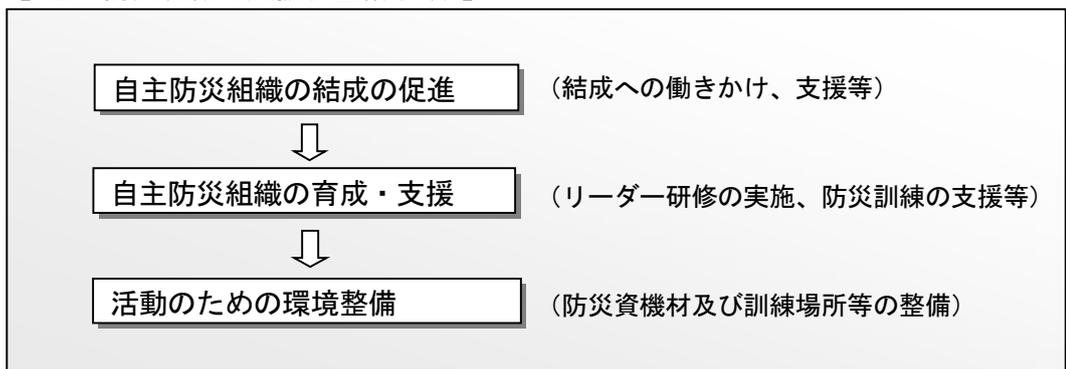
自主防災組織の育成の促進を目的として、関係機関の協力体制の確立に努め、防災講演会や研修会を開催するとともに、自主防災組織に関するパンフレット等を作成、配布し、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

また、春日部市自主防災組織連絡協議会による事業の支援を通じて、組織間の連携、交流と情報交換の円滑化を図ることで、自助・共助の防災活動をより強化・推進していく。

#### ③ 補助金の交付及び資機材等の整備

市では自主防災組織が活動上必要な防災資機材等の購入に対し、自主防災組織育成事業助成補助金を交付する。

#### 【 自主防災組織の支援、整備手順 】



#### ④ 防災リーダーの育成

自主防災組織において防災リーダーに対する教育・研修や防災活動の技術的向上を図るため、防災リーダー育成に必要な支援をする。また、女性リーダーの育成にも努める。

#### ⑤ 地域防災力の向上の推進

自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の実施を促進する。また、消防団と自主防災組織との連携を通じた地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、自主防災組織においては、各1名を目標に防災士の養成を行い、さらに、児童・生徒等が、自主防災組織による訓練に参加する等、学校と地域が一体といった防災教育を推進する。

#### ⑥ 避難場所運営委員会の設置の検討

災害時の避難場所の運営に備えて、自主防災組織及び自治会、施設管理者などが、平常時から協議や活動を行うための避難場所運営委員会の設置を検討する。

なお、避難場所での生活における男女のニーズの違いに考慮し、委員会には女性を含めるようにする。

#### (4) 民間防災組織の育成

地域社会においては市民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護等の知識を身につけておくことが必要である。そのため、市は、防火防災意識の高揚と知識の普及を図り、民間防災組織の育成活動を推進する。

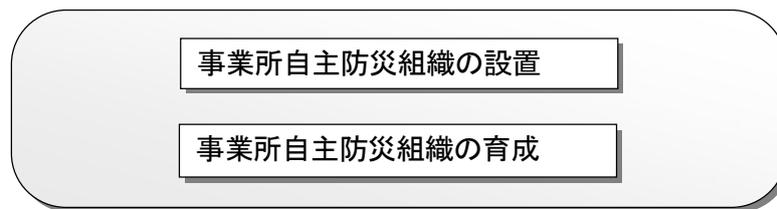
### 3.2 事業所等の防災組織の育成 ⇨ 『消防部』

#### 《課題》

事業所等の防災組織の地域と密着した組織的な対応は、地震災害時の被害拡大を防止する上で重要である。そのため、市は、市内の事業所等の防災組織の育成指導に努める。

#### 《方策》

本市の事業所等の防災組織の育成は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) 事業所自主防災組織の設置

事業所に対して、自主的な防災組織の設置を指導する。

#### (2) 事業所自主防災組織の育成

事業所等の自主防災組織に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。  
また、事業所の管理者は、防災活動に関する技術の向上のための講習会等を行い、自主防災組織の育成強化を図る。

#### (3) 消防団の育成

市は、地域における消防防災の重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動に努める。

### 3.3 地区防災計画の策定促進 ⇨ 『市長公室』

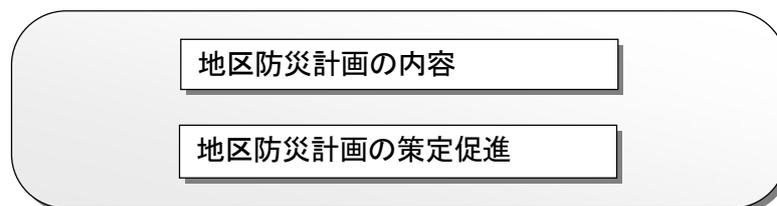
#### 《課題》

過去の地震等の災害時には、地域住民等による自助・共助による取組が重要な役割を果たしている。

地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、一定の地区内の特性に応じた防災活動が必要である。

#### 《方策》

地区防災計画の策定を促進することにより、各地区の特性に応じた地域コミュニティにおける自発的な防災活動の推進を図る。



#### (1) 地区防災計画の内容

地区防災計画とは、地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画で、一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が、「自助」・「共助」による精神に基づき、地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、地域コミュニティレベルで行う自発的な防災活動について定める計画をいう。

#### 【地区防災計画に定める状況別の防災活動の例】

①平常時	防災訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む）、避難訓練、活動体制の整備、連絡体制の整備、防災マップ作成、避難路・避難場所等の確認、危険箇所の把握、要配慮者支援の取組や実効性のある防災訓練等優先される活動の整理、食料・飲料水・防災資機材等の備蓄、救助技術の取得、防災教育等啓発活動など
②発災直前	情報収集・共有・伝達、連絡体制の整備、状況把握（見回り、住民の所在確認等）、防災気象情報の確認、避難判断、避難行動など
③災害時 (初動・応急期)	身の安全の確保、出火防止、住民の助け合いの活動、救出及び救助、率先避難、避難誘導、避難の支援、情報共有・伝達、物資の仕分け、炊き出し、避難所運営、在宅避難者への支援など
④復旧・復興期	被災者をコミュニティ全体で支援すること、行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進することなど

## (2) 地区防災計画の策定促進

市は、地区防災計画の策定を通じて、地域の自発的な防災活動を推進し、地域の防災力向上を図ることができるよう支援する。

各地区（自主防災組織）が計画を策定するにあたり、平成 28 年 12 月に市と自治会連合会が協働で策定した「春日部市災害対応基本マニュアル」を参考として、各地区の地域特定を盛り込み計画とすることができる。

災害対策基本法による地区防災計画として定める場合には、地区居住者等が主体的に地区防災計画の案を作成後、市防災会議に対して提案を行い、市地域防災計画に規定する必要が否かを判断したうえで地区防災計画を定めるものとする。

## 第4 要配慮者の安全確保

地震が発生した場合、要介護認定者、施設利用者（高齢者）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、高次脳機能障がい者、乳幼児、妊婦等の災害対応能力の弱い者、及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人住民（以下「要配慮者」という。）が、適切な防災行動をとることは容易でなく、また、近年の災害においては要配慮者が被害を受ける場合が多い。

このため、市は、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた防災対策を推進する。

要配慮者の安全確保を推進するための施策を以下に定める。

### 【災害時の要配慮者に係る定義】

#### ①要配慮者

高齢者、障がい者、難病患者、要支援・要介護認定者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に配慮を要する者。

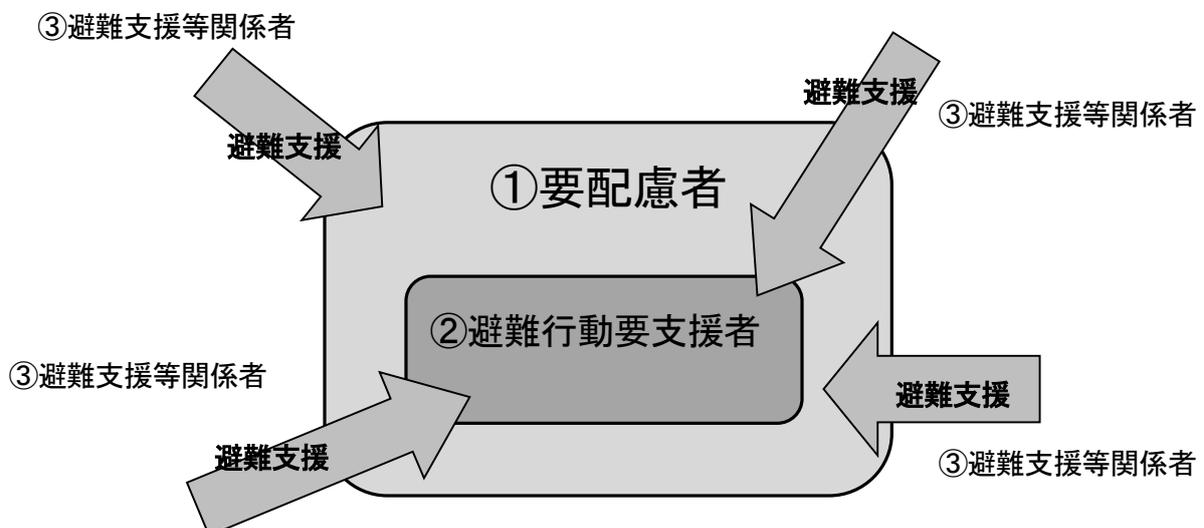
#### ②避難行動要支援者

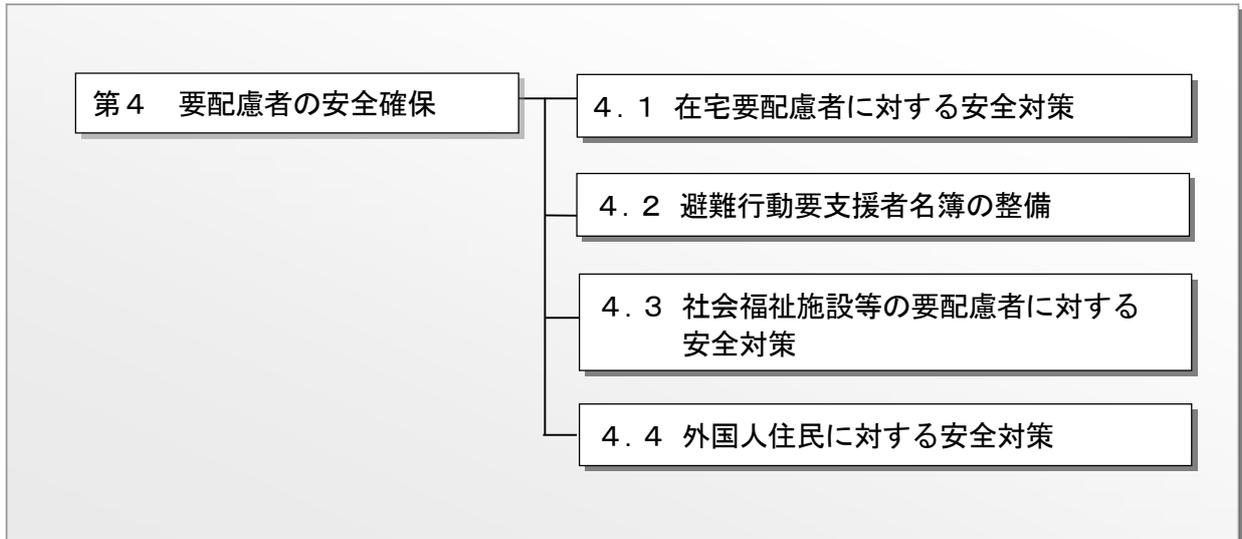
域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

#### ③避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる地域のマンパワーのことを指す。法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めることとしている。

### 【災害時の要配慮者に係る概念図】





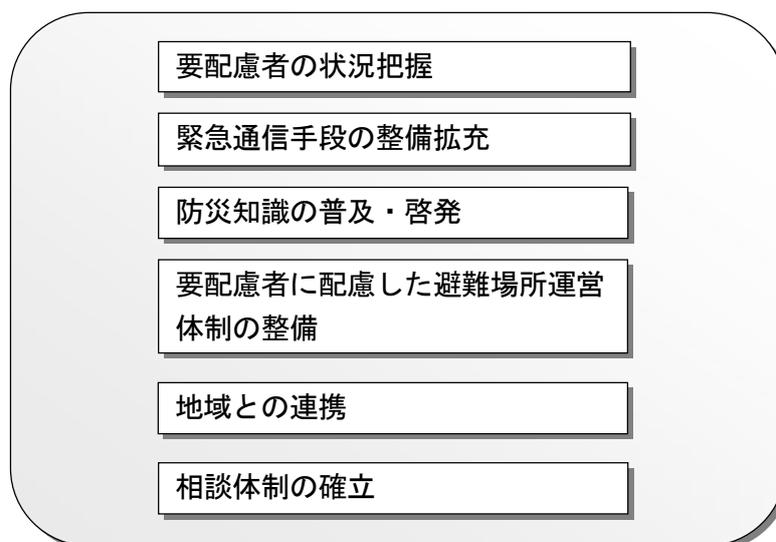
4.1 在宅要配慮者に対する安全対策 ⇨ 『市長公室、福祉部、こども未来部、健康保険部、市民生活部、消防部』

《課題》

市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連携の体制の確立に努める。

《方策》

市の在宅要配慮者に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。



### (1) 要配慮者の状況把握

要配慮者情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活の自立度、かかりつけ医等）の整理・保管による要配慮者の所在や介護体制を把握する。

また、プライバシー保護に配慮しつつ、自治会、民生委員、消防団、福祉事務所等との要配慮者情報の共有化等による連携を進める。

#### □避難支援を必要とする者の把握

所管業務遂行上の必要から避難支援を必要とする者の名簿・資料を整理保管しておく。

名簿の活用に当たっては、対象者のプライバシー保護の立場から、必ず事前に本人若しくは家族の同意を得ることとし、その管理にあたっては十分な配慮を行う。

- 要配慮者情報（台帳・ファイル等）の整理
- 要配慮者情報の共有化による迅速な対応

### (2) 緊急通信手段の整備拡充

一人暮らしなど高齢者に対して行っている家庭内で急病等の緊急事態が起こったときに、ワンタッチで受信センターに通報し緊急車両の手配ができる「緊急通報システム」サービスや、聴覚・言語障がい者に対して行っている「ネット119緊急通報システム」「ファックス119」サービスを利用して、震災時における的確かつ迅速な救援活動を行う。

市は、今後とも、これら緊急時の受信システムを整備するとともに、消防本部に素早く的確に情報が伝えられるよう受信センターとの連携を図っていく。

### (3) 防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその介護者を対象に、広報紙、パンフレット、ちらし、防災行動マニュアルなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

#### □防災知識の例

- 家庭における家具の固定等、身の回りの安全化
- 食料・飲料水・生活必需品の備蓄
- 要配慮者の二次的避難場所の周知
- 避難生活での心得の周知

### (4) 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備

障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送テレビやファックスの設置、要配慮者等を考慮した生活援助物資備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して可能な限り配慮した避難所の生活が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。

### (5) 地域との連携

#### ① 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、役割分担を明確化し、平常時から連携体制の確立に努める。

#### ② 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者が速やかに施設に入所できるように、平常時から社会福祉施設等との連携に努める。また、災害時には、福祉避難所としての利用や被災者に対する介護相談など、施設の有する機能の活用に努める。

### ③ 巡回ネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの巡回ネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細やかな支援体制の確立に努める。

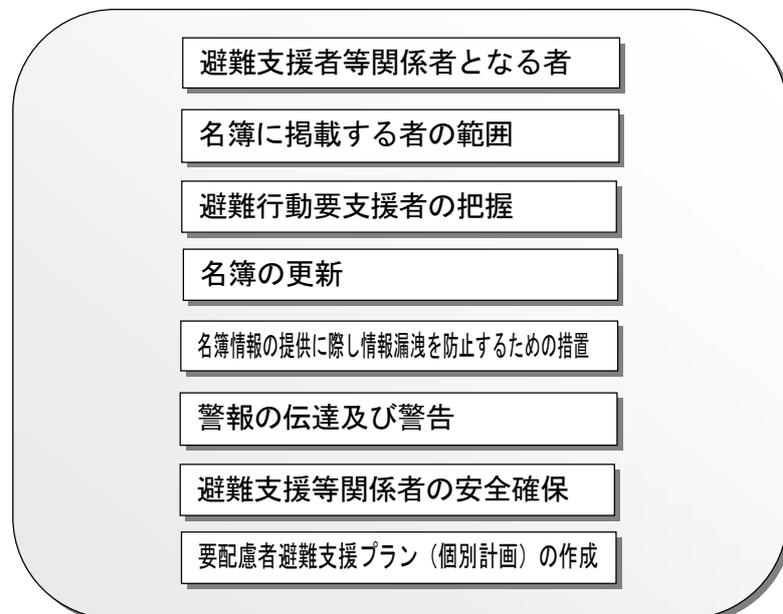
## (6) 相談体制の確立

市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう、平常時から支援体制の整備に努める。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員を確保しておく。

## 4. 2 避難行動要支援者名簿の整備と安全対策 ⇨ 『市長公室、福祉部、健康保険部』

市は、法第49条の10規定に基づき災害時はもとより平常時から避難行動要支援者を支援するため、以下に記載事項を踏まえ避難行動要支援者名簿（「名簿」という。）を作成する。



**(1) 避難支援者等関係者となる者**

平時からの名簿提供が可能となる、避難支援等関係者（以下「関係者」いう。）は、次に掲げる者をいう。

- ア 消防機関
- イ 県警察
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織、自治会

**(2) 名簿に掲載する者の範囲**

名簿に掲載する者の範囲は、以下とおりである。

- ・ 75歳以上単身世帯
- ・ 75歳以上高齢者のみ世帯
- ・ 身体障害者手帳1級～3級で、下肢、体幹機能、移動機能、視覚、聴覚、呼吸器機能のいずれかの障害がある方。
- ・ 療育手帳○A（マルエー）及びAの所持者。
- ・ 精神保健福祉手帳1級所持者。
- ・ 要介護認定3以上
- ・ その他、市長が必要と認める者

**(3) 避難行動要支援者の把握**

市は、名簿作成にあたり、市の関係部局で把握している要介護者や高齢者等の情報を集約するよう努める。この場合において、要介護状態区分別や障害区分別、支援区分別に把握しておくことが望ましい。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が名簿作成のために必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供が可能であるため、積極的な情報の取得に努める。

**(4) 名簿の更新**

避難行動要支援者の状況は常に変化するから、市は名簿について必要に応じて更新を行い、名簿情報を最新の状態にしておくものとする。

更新に際しては、市の関係部局が保有・収集した情報を、避難行動要支援者システムに取り込んで、最新の情報を反映させた名簿を作成する。

また、特別の事情を有する者で支援を希望する者については、随時登録を受け付け、申し出があった次の名簿更新時から、反映する。

**(5) 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するための措置**

市においては、名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「セキュリティポリシー」の遵守を徹底することが求められる。

また、市は名簿の提供に際して関係者が適正な情報管理を図るよう、次のように適切な措

置を講じるよう努める。

- ア 名簿情報には、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、担当地域の関係者に限り提供すること
- イ 一地区の自主防災組織に対して市内全体名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- ウ 法に基づき、関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- エ 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導すること
- オ 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- カ 名簿の提供先が、個人ではなく団体である場合は、その団体内部で名簿の取扱者を限定するよう指導すること

#### (6) 警報の伝達及び警告

- ア 市長は、災害に関する予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達する。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある団体に対し、予想される事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
- イ 市長は、避難行動要支援者が避難のための立退きを行うことができるよう配慮する。

#### (7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の安全確保を優先に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。

そのため、市は、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認、避難誘導などの避難支援が困難となることを、十分に理解を得るよう周知に努める。

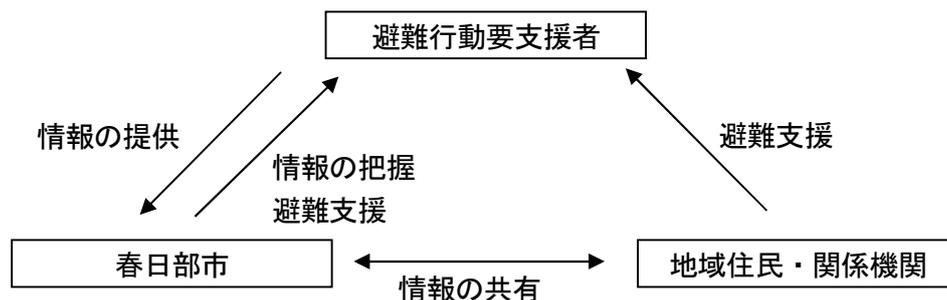
また、避難支援等関係者は、避難場所等までの距離、避難行動に要する時間、避難方法などを事前に確認し、安全確保に努める。

#### (8) 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の作成

災害時の救助、避難誘導等を円滑に行うためには、平素から避難行動要支援者個人のきめ細かな情報を収集し、個人別に避難先、避難経路、手段、避難支援者等をまとめた避難支援プランを作成しておくことが必要である。

市は、平常時からの見守り活動とあわせた地域密着の支援活動とするため、避難行動要支援者本人の理解の下に、自治会・自主防災組織や民生委員等による避難行動要支援者避難支援プランに基づき避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導の実施に努める。

#### 【 避難行動要支援者の避難支援体制 】



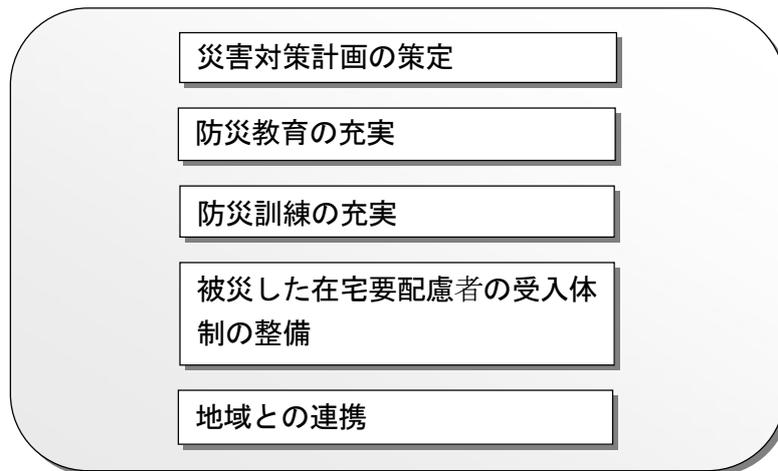
#### 4.3 社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策 ⇨ 『福祉部、こども未来部、 消防部』

##### 《課題》

社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の推進の指導に努める。

##### 《方策》

市の社会福祉施設等の要配慮者に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。



##### (1) 災害対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模な地震の発生を想定した災害対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを策定し、職員及び入所者及び利用者への周知徹底を図るものとし、市は、これを指導する。

##### ① 緊急連絡体制の整備

職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者及び利用者の安否を確認し、職員及び入所者及び利用者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するなどの緊急連絡体制を確立する。

##### ② 避難誘導体制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者及び利用者を所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

##### ③ 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地

域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

④ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設設置者は、震災時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

⑤ 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者（指定管理者）は、必要な物資等を3日分程度備蓄しておく。

⇒ 『【資料編(1)】第23「備蓄品の例示一覧」』参照

(2) 防災教育の充実

施設管理者（指定管理者）は、施設職員及び入所者及び利用者に対し防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定する震災対策計画について周知徹底に努める。

(3) 防災訓練の充実

施設管理者（指定管理者）は、施設職員及び入所者及び利用者に対し消防本部や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するように努める。

(4) 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者（指定管理者）は、災害時、通常の指定避難場所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受入れるための体制を整える。

(5) 地域との連携

施設管理者（指定管理者）は、地震発生直後の入所者及び利用者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者（指定管理者）が地震災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

4.4 外国人住民に対する安全対策 ⇒ 『市長公室、市民生活部、消防部』

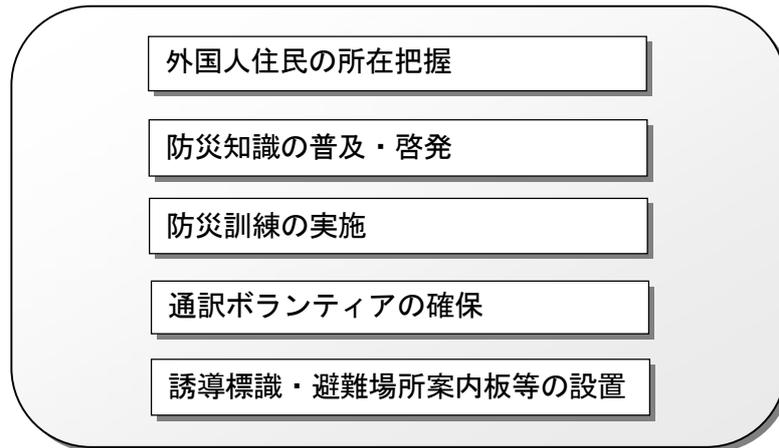
《課題》

本市には、平成29年10月現在3,562人（全体人口に占める割合は約1.5%）の外国人が在住している。

市は、外国人住民の安全確保に必要な対策の推進に努める。

《方策》

本市の外国人住民に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。



**(1) 外国人住民の所在把握**

地震災害時における安否確認等を迅速に行い、円滑な支援が実施できるよう、平常時から外国人住民の人数や所在の把握に努める。

**(2) 防災知識の普及・啓発**

外国人住民に対して、外国語に翻訳した防災に役立つパンフレットを作成、配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やテレビ、ラジオ、ガイドブック、市ホームページ、安心安全メール、ツイッター等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係わる行政情報についてのやさしい日本語等による情報提供に努める。

**(3) 防災訓練の実施**

平常時から外国人住民の防災への行動認識を高めるため、外国人住民を含めた防災訓練の実施に努める。

**(4) 通訳ボランティアの確保**

外国人住民が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳ボランティアの確保に努める。

**(5) 誘導標識・避難場所案内板等の設置**

誘導標識、避難場所案内板等について、地図やアルファベット等を併記するよう努める。

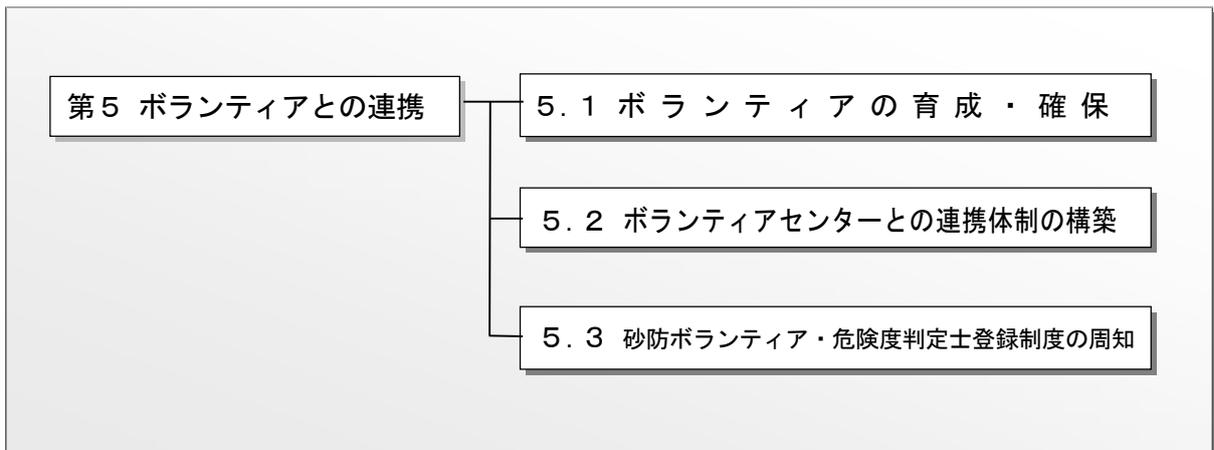
**(6) 三者間同時通訳による緊急通報**

日本語で電話することが難しい外国人からの緊急通報（119番）に対し、電話通訳センターを介した三者間同時通訳を活用し、迅速な緊急通報対応に努める。

## 第5 ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと避難場所等における被災住民の世話や、支援物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としないボランティアがあり、地震災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは東日本大震災で周知のとおりである。このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平常時から構築することが必要である。

ボランティアとの連携協力の整備を推進するために必要な施策を以下に示す。



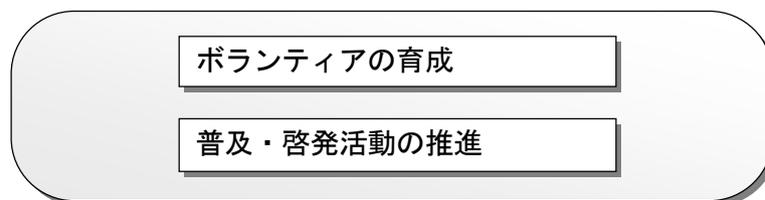
### 5.1 ボランティアの育成・確保 ⇨ 『市長公室、福祉部』

#### 《課題》

市は、市社会福祉協議会と連携して地震災害時に活動するボランティアの育成・確保に努める。

#### 《方策》

市のボランティアの育成・確保は、以下の方策をもって推進する。



#### (1) ボランティアの育成

ボランティアセンターと協力し、登録されているボランティア団体及び個人の理解を得て、地震災害時に活動するボランティアの育成、確保を図る。

## (2) 普及・啓発活動の推進

ボランティアに対する市民や企業の関心を高めるため、ボランティア関係の講習会、ボランティアや市担当者との交流会の開催を検討する。また、学校教育への導入等も検討する。

## 5.2 ボランティアセンターとの連携体制の構築 ⇨ 『市長公室、福祉部』

### 《課題》

本市には春日部市ボランティアセンター及び牛島ボランティアセンター等が設立されており、平常時には高齢者や障がい者等を対象としてボランティア活動が行われているが、地震災害時には、これらの福祉ボランティア活動に加え、より多くのまた多様なボランティア活動が展開される。このため、地震災害時に市を活動の拠点とする災害ボランティアと福祉ボランティアの円滑な活動が実施できるよう平常時からボランティアセンターとの連携体制を構築しておくことが必要である。

### 《方策》

本市のボランティアセンターとの連携体制の構築は、以下の方策をもって推進する。

### ボランティアセンターとの連携体制の構築

#### (1) ボランティアセンターとの連携体制の構築

地震災害時におけるボランティアの受け入れ、ボランティア活動の調整等を円滑に実施するため、市社会福祉協議会と協力し、ボランティアセンターとの連携体制を構築する。

#### 【 ボランティアセンター 】

名称	所在地	電話番号
春日部市ボランティアセンター	中央 2-24-1	761-3033
牛島ボランティアセンター	牛島 1510-13	763-8957
浜川戸ボランティアセンター	浜川戸 2-9-1	763-3335
武里地区ボランティアセンター	大枝 89 武里団地 7-4	733-3380
庄和地区ボランティアセンター	米崎 389-3	745-1030

#### □ ボランティアセンターの機能

- ボランティアの受け入れ・登録
- ボランティア活動の調整
- 本市及び各防災関係機関との情報連絡

### 5.3 砂防ボランティア・危険度判定士登録制度の周知 ⇨ 『市長公室、福祉部』

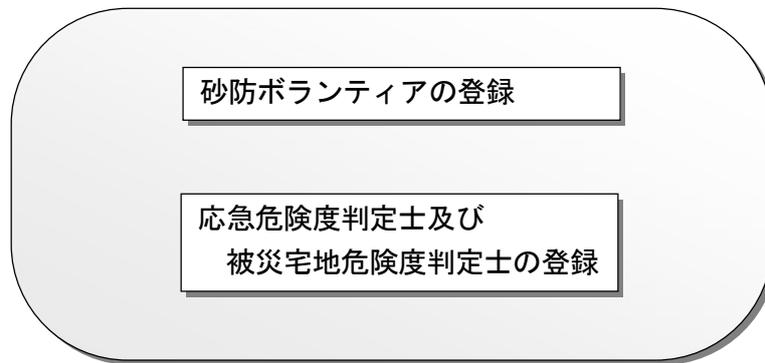
#### 《課題》

埼玉県は、砂防ボランティア活動の支援と応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行っている。

市は、市民・事業所等に対し、登録制度の周知を図る。

#### 《方策》

市の県災害ボランティア登録制度の周知は、以下の方策をもって実施する。



#### (1) 砂防ボランティアの登録

地震による土砂災害等の二次災害の防止のため、県は彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。

砂防ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

##### □砂防ボランティアの活動内容

- 地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- 土砂災害に関する知識の普及活動
- 土砂災害時の被災者の援助活動

(2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録

県はボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、震災時には市町村の要請に基づいて応急危険度判定士の派遣を行う。

## 第3章 震災応急対策計画

茨城県南部地震が発生すると、本市では死者、重軽傷者合計715人、建物の全壊数1,180棟の被害が予想されている。

大規模地震の被害は、その広域性及び同時多発性にあるため、災害対策の第一線に立つ本市は、多岐にわたる災害応急対策活動を広範囲にわたり、迅速かつ同時並行的に実施することが求められる。

さらに、このような災害応急対策は、対策組織の編成、情報の収集・伝達、人命救助、火災の消火等、災害発生後直ちに必要となる対策と、避難収容、給水、給食などの被害状況に応じて、災害発生後ある程度の時間を経て必要となる対策に大きく分かれるため、応急対策を迅速かつ効率的に実施するためには、きめ細かに計画を策定する必要がある。

そのため、本市の震災応急対策計画は、以下の施策を大きな柱とする。

### 【 施策の体系 】

#### 第3章 震災応急対策計画

##### 第1節 応急活動体制

##### 第2節 情報の収集・伝達

##### 第3節 消防活動

##### 第4節 救援・救護活動

##### 第5節 都市施設の応急対策

##### 第6節 交通対策

##### 第7節 廃棄物対策

##### 第8節 教育福祉対策

## 第1節 応急活動体制

災害が発生した場合に迅速な応急対策を行うため、市の活動体制を整えるとともに、県、隣接市町等への応援要請又は相互協力体制を整えて、応急対策活動を実施する。また、大規模地震時には自衛隊と連携し、住民の安全を図り、被災者の救助に努める。

応急活動体制の整備に必要な施策を以下に定める。

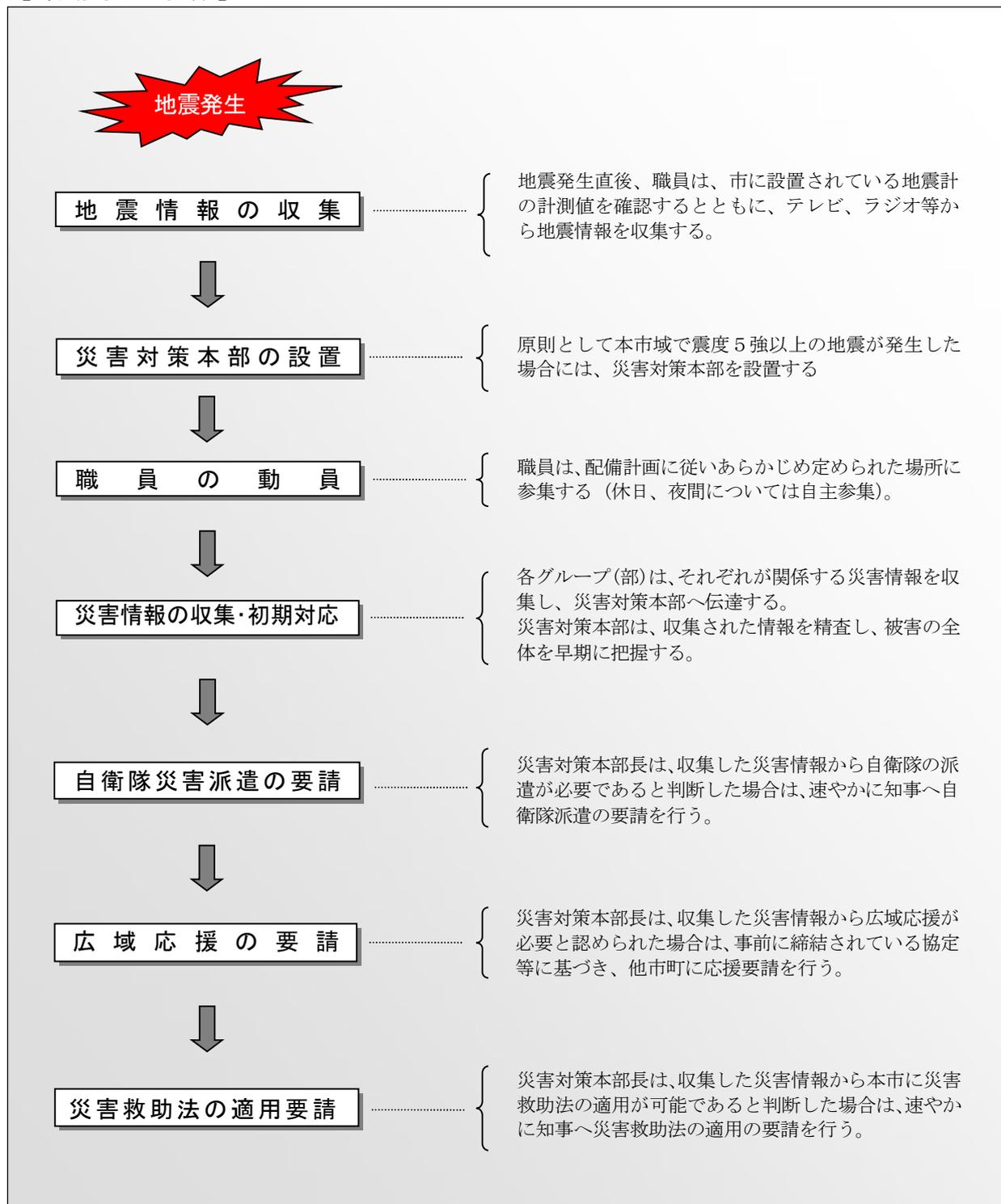
### 【 応急活動体制に係る事項 】



## 第1 初動対応

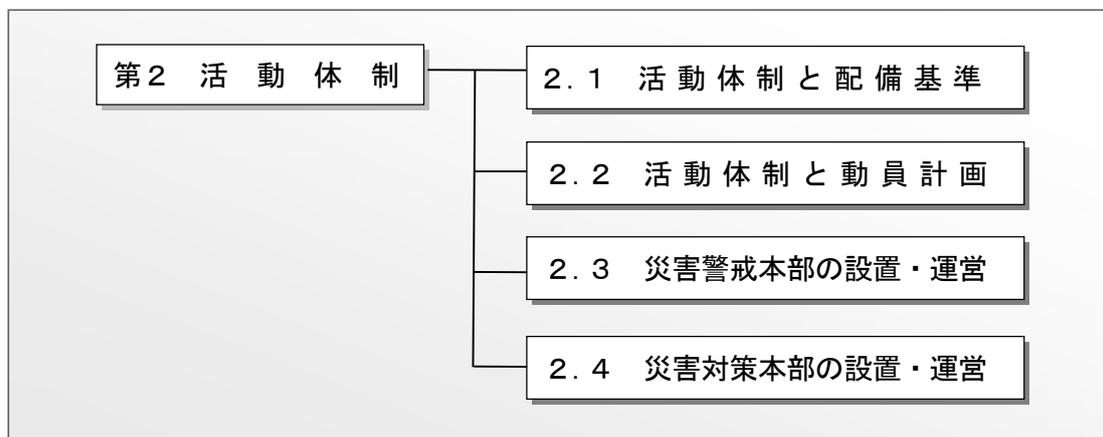
大規模地震が発生し、市域に大きな被害が発生した場合、市は以下の手順に従い、初動対応を行う。

### 【 初動対応の手順 】



## 第2 活動体制

地震発生に伴い本市がとる活動体制、応急活動対策を行うための動員計画、及び活動の中核をなす災害対策本部の組織・運営について定める。



### 2.1 活動体制と配備基準 ⇨ 『各部共通』

活動体制と配備基準は、以下のとおりである。

#### 【活動体制と配備基準（震災対策）】

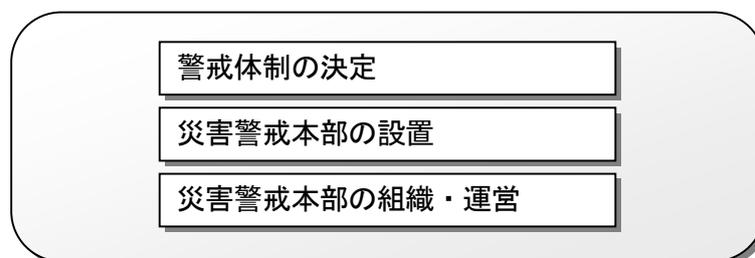
配備体制		配備基準	活動内容
警戒体制 災害警戒本部を設置して警戒にあたる体制	第一配備	災害が発生、又は発生するおそれがあるとき	災害の要因が発生するおそれがある場合において、限られた少数の人員をもってあたるもので、情報の収集、警報等の伝達及び応急対応を任務として活動する体制
	第二配備	○原則として市域に <b>震度5弱</b> の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制、又は災害が発生した場合において、災害状況の調査、応急対応及び非常体制の実施に備えて活動する体制
非常体制 災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	第一配備	○原則として市域に <b>震度5強</b> の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	中規模の災害が発生し、被害の発生に対して、応急活動に即応できる職員を配備して活動する体制
	第二配備	○原則として市域に <b>震度6弱以上</b> の地震が発生したとき ○その他、市長が必要と認めたとき	激甚な災害が発生した場合、市の全職員を動員し、市の組織及び機能の全てをあげて救助その他の応急対策を推進する体制

震度6弱以上の揺れが発生した場合、別に定める春日部市業務継続計画に基づき、必要最低限の業務を除き、通常業務を中断し、災害情報の収集や当面の応急対策などの災害業務を行うものとする。

## 2.2 活動体制と動員計画 ⇨ 『各部共通』

職員の配備体制ごとの動員計画は、別に定める「職員動員計画表」による。

## 2.3 災害警戒本部の設置・運営 ⇨ 『市長公室』



### (1) 警戒体制の決定

市長公室長の要請に基づき、総合政策部長、財務部長、総務部長、建設部長、都市整備部長及び消防長が協議し、災害警戒本部を設置するとともに警戒体制（第一配備又は第二配備）の動員配備を決定する。

ただし、緊急を要し当該協議を行う時間的余裕がないときは、これを省略することができる。

### (2) 災害警戒本部の設置

#### ① 設置要件

- ア. 市域で震度5弱の地震が発生したとき
- イ. 災害が発生、又は発生するおそれがあるとき
- ウ. その他、市長が必要と認めたとき

#### ② 設置場所

災害警戒本部は、春日部市役所に設置する。

#### ③ 実施責任者

災害警戒本部長は、副市長とし、不在の場合は市長公室長とする。

#### ④ 警戒体制より非常体制への移行

市長、副市長及び教育長が協議し、非常体制（第一配備、第二配備）の動員配備を決定する。

ただし、緊急を要し当該協議を行う時間的余裕がないときは、これを省略することができる。

#### ⑤ 解散基準

- ア. 災害対策本部を設置した場合
- イ. 災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、本部を解散する。

### (3) 災害警戒本部の組織・運営

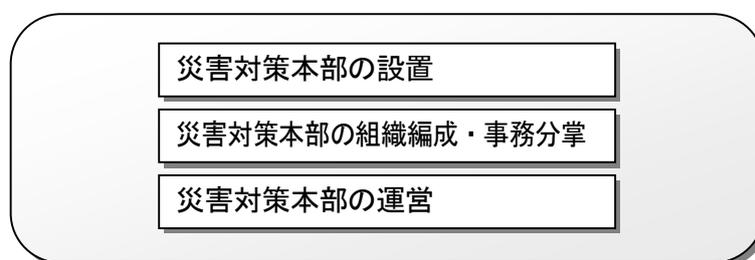
#### ① 組織

本部長	市長公室の所管に属する事務を担当する副市長
副本部長	市長公室長
本部員	総合政策部長、財務部長、総務部長、市民生活部長、福祉部長、こども未来部長、健康保険部長、環境経済部長、建設部長、都市整備部長、鉄道高架担当部長、会計管理者、消防長、医療センター事務部長、水道部長、学校教育部長、学務指導担当部長、社会教育部長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、
組織	動員する人員は、「職員動員計画表」による。

#### ② 災害警戒本部の事務分掌

- 職員の動員に関する事
- 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡に関する事
- 防災行政無線の運用に関する事
- 被害情報の収集及び応急措置に関する事
- 被害状況の報告に関する事
- 市民への情報窓口の開設に関する事
- 災害対策本部への移行に関する事

## 2.4 災害対策本部の設置・運営 ⇨ 『市長公室』



#### (1) 災害対策本部の設置

市長は、本市域で地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部を設置する。災害対策本部の設置については、市長、副市長、教育長が協議して市長が決定する。

ただし、緊急を要し当該協議を行う時間的余裕がないときは、これを省略することができる。

##### ① 設置基準

- ア. 本市域で震度5強以上の地震が発生したとき
- イ. 相当規模の災害が発生し、被害が予想されるとき
- ウ. その他市長が必要と認めたとき

##### ② 設置場所

災害対策本部は、春日部市役所に置き、市役所正面玄関に「春日部市災害対策本部」の標

識を掲げ災害対策本部の設置場所を明示する。

ただし、市庁舎が被災し予定した場所に設置できない場合は、代替場所として防災センターに設置するとともに参集した職員に周知する。

### ③ 実施責任者

災害対策本部長（以下、「本部長」という。）は、市長とし、不在の場合は次の順位により代理する。

- 第1順位 市長公室の所管に属する事務を担当する副市長
- 第2順位 第1順位に掲げる副市長以外の副市長
- 第3順位 教育長

### ④ 解散基準

本部長は、市内において災害の発生が解消されたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を解散する。

### ⑤ 設置・解散の通知

災害対策本部を設置又は解散したとき、本部長は、直ちに関係機関等に通知するものとする。

#### 【 災害対策本部設置及び解散の通知 】

通知先	連絡担当	通知方法
市各部	防災対策課	庁内放送、市防災行政無線、電話、口頭
防災関係機関	防災対策課	市防災行政無線、県防災行政無線、電話、口頭
一般市民	防災対策課、 シティセールス広報課	市防災行政無線、広報車、市ホームページ、 安心安全メール、ツイッター
報道機関	シティセールス広報課	電話、口頭
隣接市町等	総合政策部	電話、文書

□災害対策本部に用意すべき備品

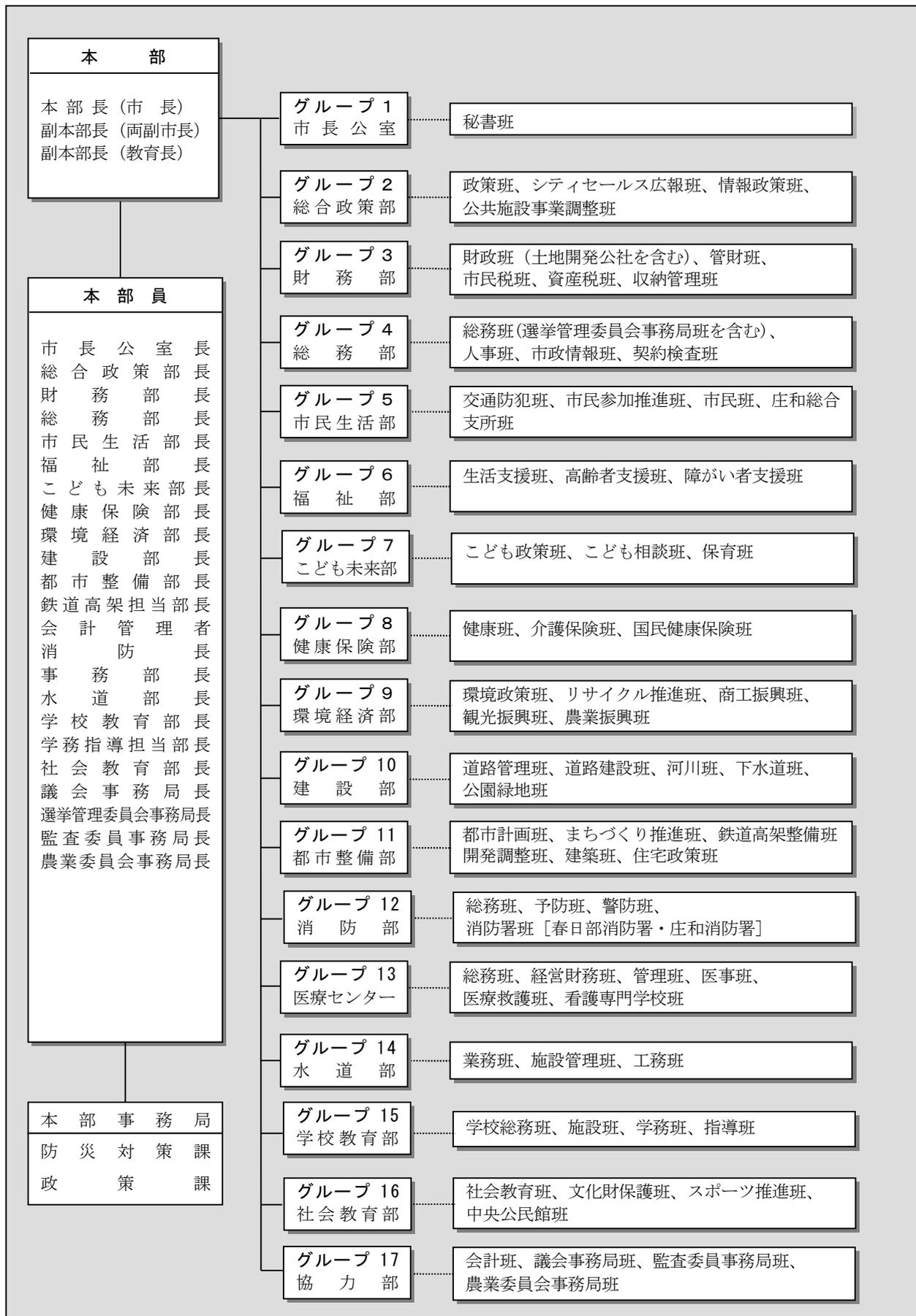
- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○有線電話及びファックス</li> <li>○防災行政無線</li> <li>○災害対応用臨時電話</li> <li>○複写機</li> <li>○庁内放送設備</li> <li>○テレビ、ラジオ</li> <li>○災害処理表その他書類一式</li> <li>○ハンドマイク</li> <li>○筆記用具等事務用品</li> <li>○懐中電灯</li> <li>○防災関係機関一覧表</li> <li>○その他必要資機材</li> <li>○災害時の市内応援協力者名簿</li> <li>○被害状況図板、住宅地図及びその他地図類</li> </ul> |
|--|

## (2) 災害対策本部の組織編成・事務分掌

災害対策本部の組織編成、各グループ(部)の事務分掌は、次のとおりである。

ただし、本部長は、災害の規模及び被害の状況に応じ、必要があると認めるときは、各グループ(部)の事務分掌を弾力的に運用することができる。

【 災害対策本部組織図 】



【災害対策本部事務分掌】(その1)

グループ(部:部長)	班(班長)	事務分掌
グループ1 市長公室 (市長公室長)	秘書班 (秘書課長)	1. 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 2. 災害の視察及び見舞の応接に関する事。 3. その他本部長の特命に関する事。
本部事務局 市長公室 (市長公室長) (市長公室次長)	防災対策班 [本部事務局担当] (防災対策課長)	1. 災害対策本部の設置及び解散に関する事。 2. 災害対策本部の庶務に関する事。 3. 災害対策本部会議に関する事。 4. 災害応急対策の総括に関する事。 5. 災害情報及び被害状況の収集に関する事。 6. 災害調査の企画に関する事。 7. 防災行政無線の通信統括に関する事。 8. リ災証明書(火災以外)の発行に関する事。 9. 災害に関する議会報告に関する事。 10. 情報通信機器に関する事。
グループ2 総合政策部 (総合政策部長) 副部長 (総合政策部次長)	政策班 [本部事務局担当] (政策課長)	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 災害対策本部に関する事。 3. 部内の庶務に関する事。 4. 各部の総合調整に関する事。 5. 災害救助法の適用に関する事。 6. 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 7. 県及び隣接市町等に対する応援要請に関する事。 8. 防災関係機関に対する協力及び応援要請に関する事。
	シティセールス広報班 (シティセールス広報課長)	1. 災害広報に関する事。 2. 災害状況の記録及び写真に関する事。 3. 報道機関に対する情報提供、協力要請及びその他の連絡等に関する事。 4. 市民の広聴に関する事。
	情報政策班 (情報政策課長)	1. 機器の復旧に関する事。
	公共施設事業調整班 (公共施設事業調整課長)	1. 公共施設の被害調査・復旧に関する関係部局への協力に関する事。
グループ3 財務部 (財務部長) 副部長 (財務部次長)	財政班 (財政課長) 土地開発公社班 (財政課長兼務)	1. 災害予算に関する事。
	管財班 (管財課長)	1. 市有財産の被害調査、管理、庁舎の災害応急対策及び復旧に関する事。 2. 電話、ガス及び電力の確保に関する事。 3. 電話交換業務に関する事。 4. 公用車の手配に関する事。
	市民税班 (市民税課長) 資産税班 (資産税課長) 収納管理班 (収納管理課長)	1. 災害に伴う税の減免に関する事。 2. 物資(衣料、寝具及び生活必需品等)の調達の協力に関する事。 3. リ災証明書(火災以外)の発行の協力に関する事。 4. 家屋の被害状況調査の協力に関する事。

【災害対策本部事務分掌】（その2）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ4 総務部 （総務部長） 副部長 （総務部次長）	総務班 （総務課長） 選挙管理委員会事務局班 （選挙管理委員会事務局次長）	1. 部内職員の動員計画に関する事 2. 部内の庶務に関する事 3. 職員及び災害対策従事者への食料その他給付に関する事
	人事班 （人事課長）	1. 職員の動員の把握に関する事 2. 職員の給与等に関する事 3. 職員及び災害対策従事者の災害補償（消防部所管を除く。）に関する事 4. 国及び他の地方公共団体への職員要請に関する事
	市政情報班 （市政情報課長）	1. 市民相談に関する事
	契約検査班 （契約検査課長）	1. 応急復旧工事の契約に関する事
グループ5 市民生活部 （市民生活部長） 副部長 （市民生活部次長）	交通防犯班 （交通防犯課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事 2. 部内の庶務に関する事 3. 交通・防犯に係る警察との連絡調整に関する事
	市民参加推進班 （市民参加推進課長）	1. 自治会等との連絡に関する事 2. 女性の相談に関する事 3. 市民活動センター及び男女共同参画推進センターの管理応急対策に関する事
	市民班 （市民課長）	1. 被災者の被害状況に関する事 2. 被災者の各種証明書（り災証明書を除く。）の発行に関する事 3. 住民安否情報の提供に関する事 4. 行方不明者の捜索に関する事 5. 埋火葬の許可に関する事 6. 被災者台帳の調整に関する事
	庄和総合支所班 （庄和総合支所長）	1. 支所内職員の動員計画に関する事 2. 対策本部との連絡調整に関する事 3. 支所内の庶務及び総合調整に関する事 4. 関係各部との連携及び協力に関する事 5. 支所庁舎の管理応急対策に関する事 6. 物資（飲料水、食料及び生活必需品等）の調達の協力に関する事 7. り災証明（火災以外）に関する事
グループ6 福祉部 （福祉部長） 副部長 （福祉部次長）	生活支援班 （生活支援課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事 2. 部内の庶務に関する事 3. 被災者の相談に関する事 4. 義援金品の受領及び配分計画に関する事 5. 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく被災者の救援及び受入施設との連絡調整に関する事 6. 各種ボランティア団体等との相互協力に関する事 7. 遺体の処理に関する事
	高齢者支援班 （高齢者支援課長）	1. 高齢者及び障がい者の救援に関する事
	障がい者支援班 （障がい者支援課長）	1. 部内施設の被害状況調査に関する事 2. 現地における被災者の相談に関する事 3. 障がい者、救援に関する事

【災害対策本部事務分掌】（その3）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ7 こども未来部 （こども未来部長） 副部長 （こども未来部次長）	こども政策班 （こども政策課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。 3. 部内施設の被害状況調査に関する事。
	こども相談班 （こども相談課長）	1. 児童等の相談・支援に関する事。
	保育班 （保育課長）	1. 部内施設の被害状況調査に関する事。 2. 児童等の救援に関する事。
グループ8 健康保険部 （健康保険部長） 副部長 （健康保険部次長）	健康班 （健康課長）	1. 部内施設の被害状況調査に関する事。 2. 病院、診療所及び助産所の把握に関する事。 3. 災害医療本部の庶務に関する事。 4. 医療救護所の設置に関する事。 5. 被災者の医療及び助産に関する事。 6. 応急治療の実施に関する事。 7. 感染症予防に伴う救護活動に関する事。 8. 医療関係機関との連絡調整に関する事。 9. 他市等との医療協力の連絡調整に関する事。
	介護保険班 （介護保険課長） 国民健康保険班 （国民健康保険課長）	1. 介護相談に関する事。 2. 保険給付に関する事。
グループ9 環境経済部 （環境経済部長） 副部長 （環境経済部次長）	環境政策班 （環境政策課長） リサイクル推進班 （リサイクル推進課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。 3. 各種防疫及び消毒に関する事。 4. し尿汲取に関する事。 5. ごみの収集処理に関する事。 6. 清掃計画に関する事。 7. 河川水等の分析及び検査に関する事。 8. 災害時における公害防止に関する事。 9. ごみ・し尿処理施設運転管理に関する事。 10. 最終処分場に関する事。 11. 埼葛斎場組合に関する事。
	商工振興班 （商工振興課長）	1. 商店、工場及び事業所等の被害状況調査に関する事。 2. 商工業関係の復旧対策に関する事。 3. 中小企業の資金融資に関する事。
	観光振興班 （観光振興課長）	1. 観光関連施設の被害状況調査に関する事。 2. 観光関係の復旧対策に関する事。
	農業振興班 （農業振興課長）	1. 田畑及び農作物等の被害調査に関する事。 2. 農作物の災害対策に関する事。 3. 耕地関係災害応急対策に関する事。 4. 農業関係の復旧対策に関する事。

【災害対策本部事務分掌】（その４）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ 10 建設部 （建設部長） 副部長 （建設部次長）	道路管理班 （道路管理課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。
	道路建設班 （道路建設課長）	1. 堤防の緊急修理に関する事。
	河川班 （河川課長）	2. 道路及び橋梁等の緊急修理に関する事。 3. 樋管及び水路関係の整備に関する事。
	下水道班 （下水道課長）	4. 公共土木施設、道路、橋、堤防、河川及び公園の被害調査・復旧に関する事。 5. 排水ポンプに関する事。 6. 下水道施設の復旧に関する事。 7. 吐口の開閉操作に関する事。 8. ポンプ場のポンプ操作及び防護に関する事。
グループ 11 都市整備部 （都市整備部長） 副部長 （鉄道高架担当部長） 副部長 （都市整備部次長）	公園緑地班 （公園緑地課長）	
	都市計画班 （都市計画課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。
	まちづくり推進班 （まちづくり推進課長）	1. 施設の防護及び復旧に関する事。 2. 施設の被害状況調査及び災害応急対策に関する事。 3. 被災宅地危険度判定に関する事。
	鉄道高架整備班 （鉄道高架整備課長）	
グループ 12 消防部 （消防長） 副部長 （消防本部次長）	開発調整班 （開発調整課長）	
	建築班 （建築課長）	1. 災害復旧に係る建設指導に関する事。 2. 施設の復旧に関する事。 3. 応急仮設住宅及び応急避難場所（仮設を含む。）の整備に関する事。 4. 市営住宅の災害対策及び営繕に関する事。
	住宅政策班 （住宅政策課長）	
	総務班 （総務課長）	1. 職員の招集、部隊編成及び輸送等に関する事。 2. 消防団の連絡調整に関する事。 3. 消防用車両の運用整備に関する事。 4. 消防用物資の調達及び職員の給食に関する事。 5. 庁舎の防護及び被害調査に関する事。 6. 職員及び災害対策従事者の災害補償（消防部所管）に関する事。
	予防班 （予防課長）	1. 被害調査に関する事。 2. 被害情報の収集及び通報に関する事。 3. 災害対策本部その他の防災機関との連絡に関する事。
	警防班 （警防課長）	1. 災害対策活動の計画に関する事。 2. 部隊の運用に関する事。
	指令班 （第1指令担当課長） （第2指令担当課長）	3. 災害記録及び警防活動の記録に関する事。 4. 災害情報の受信伝達に関する事。 5. 応援要請に関する事。 6. 災害情報の収集及び通報に関する事。 7. 緊急通報等の対応に関する事。 8. 消防無線の運用に関する事。
消防署班 （消防署長）	1. 災害の警戒活動に関する事。 2. 消防及び水防に関する事。 3. 救急救助に関する事。 4. 給水活動の支援に関する事。 5. その他現場活動に関する事。 6. り災証明書（火災）の発行に関する事。	

【災害対策本部事務分掌】（その5）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ 13 医療センター事務部 （事務部長） 副 部 長 （副 院 長）	総 務 班 （ 総 務 課 長 ） 経 営 財 務 班 （ 経 営 財 務 課 長 ） 管 理 班 （ 管 理 課 長 ） 医 事 班 （ 医 事 課 長 ）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。 3. 病院施設の被害状況調査に関する事。 4. 病院施設の管理応急対策に関する事。
	医 療 救 護 班 （ 診 療 統 括 部 長 ） （ 中 央 診 療 部 長 ） （ 薬 剤 部 長 ） （ 看 護 部 長 ）	1. 患者の救護及び被災者に対する応急救護に関する事。 2. 薬剤及び治療材料の供給に関する事。
	看 護 専 門 学 校 班 （看護専門学校副校長）	1. 部内の班との協力に関する事。
グループ 14 水 道 部 （水道部長） 副 部 長 （水道部次長）	業 務 班 （ 業 務 課 長 ）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。
	施 設 管 理 班 （施設管理課長） 工 務 班 （ 工 務 課 長 ）	1. 被災者に対する飲料水の確保及び給水に関する事。 2. 給水活動の広報に関する事。 3. 浄水場管路の維持管理に関する事。 4. 給水施設の応急対策に関する事。
グループ 15 学 校 教 育 部 （学校教育部長） 副 部 長 （学務指導担当部長） （学校教育部次長）	学 校 総 務 班 （学校総務課長） 施 設 班 （ 施 設 課 長 ）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。 3. 教育施設の被害状況調査に関する事。 4. 教育施設の管理応急対策に関する事。 5. 文化会館施設の管理応急対策に関する事。
	学 務 班 （ 学 務 課 長 ） 指 導 班 （ 指 導 課 長 ）	1. 児童・生徒の安否確認に関する事。 2. 応急教育場所の確保に関する事。 3. 教育実施者の確保に関する事。 4. 教科書教材の支給に関する事。 5. 学校の保健及び衛生指導に関する事。 6. 学校の給食応急対策に関する事。 7. 非常炊き出しに関する事。
グループ 16 社 会 教 育 部 （社会教育部長） 副 部 長 （社会教育部次長）	社 会 教 育 班 （社会教育課長） 文 化 財 保 護 班 （文化財保護課長）	1. 部内職員の動員計画に関する事。 2. 部内の庶務に関する事。 3. 文化財の保護に関する事。 4. 各施設の管理応急対策に関する事。 5. 図書館施設の管理応急対策に関する事。
	ス ポ ー ツ 推 進 班 （スポーツ推進課長）	1. 市体育施設の管理応急対策に関する事。
	中 央 公 民 館 班 （中央公民館長）	1. 公民館等の社会教育施設の管理応急対策に関する事。 2. 地区防災拠点施設の運営に関する事。

【災害対策本部事務分掌】（その6）

グループ（部：部長）	班（班長）	事務分掌
グループ17 協力部 （会計管理者） 副部長 （議会事務局長） （監査委員事務局長） （農業委員会事務局長）	会計班 （会計課長）	1. 部内職員の動員計画及び部内調整に関する事 2. 災害に関する現金の出納に関する事 3. 部内の庶務に関する事 4. 義援金品の受領、保管及び配分計画に関する事
	議会事務局班 （議会事務局次長）	1. 議会関係の連絡調整に関する事
	監査委員事務局班 （監査委員事務局次長） 農業委員会事務局班 （農業委員会事務局次長）	1. 非常炊き出しの応援に関する事 2. 各部の応援に関する事

共通する事務分掌：グループ内の班との協力に関する事。

(3) 災害対策本部の運営

災害対策本部の運営は、以下のとおり実施する。

① 災害対策本部会議

災害に関する情報を分析し、本部の基本方針の協議をするため、本部長は随時本部員で構成する本部会議を開催する。本部長は議長を務める。

本部員に事故ある場合は、当該部の次席者が代理出席する。

□災害対策本部事務局

本部会議に、本部事務局を置く。本部事務局は、市長公室防災対策課職員と総合政策部政策課職員により構成され、本部と各グループ（部）・各班との相互連絡及び情報交換を行う。

□各グループ（部）・各班

市の各グループ（部）・各班は、非常体制における「災害対策本部事務分掌」に従い業務を遂行する。

② 災害対策本部の職務

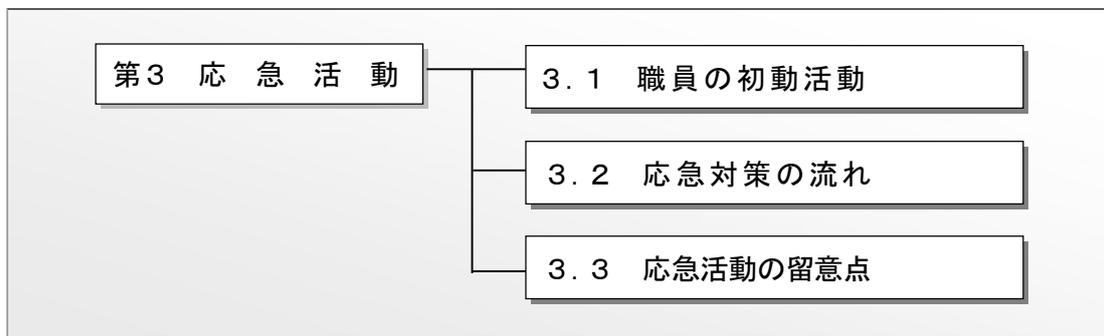
災害対策本部は、市全域的な被災状況に関する情報の収集を行い状況把握するとともに、以下の事項を協議、決定する。

□災害対策本部の協議、決定事項

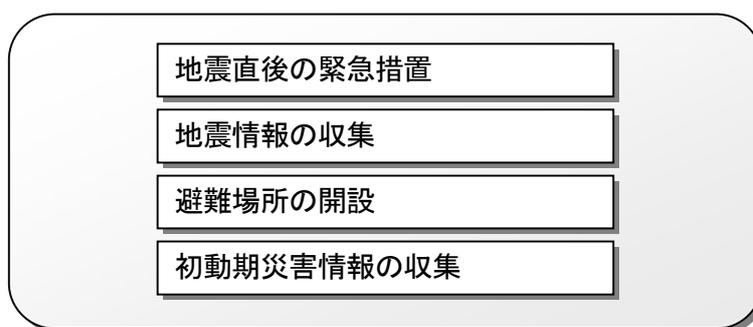
- 災害対策本部の解散に関する事。
- 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- 避難の勧告又は指示に関する事。
- 「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の適用に関する事。
- 市町村の相互応援に関する事。
- 埼玉県及び公共機関に対する応援要請に関する事。
- グループ（部）間の連絡及び調整に関する事。
- 防災対策に要する経費の支弁に関する事。

## 第3 応急活動

地震災害時において職員が実施すべき応急活動を次のように定める。



### 3.1 職員の初動活動 ⇨ 『各部共通』



#### (1) 地震直後の緊急措置

地震直後の緊急措置を、勤務時間内と勤務時間外とに分けて以下に示す。

##### ① 勤務時間内

勤務時間内に地震が発生した場合は、地震直後の緊急措置として、職員は各施設において以下に示す措置をとる。

さらに、震度5強以上の地震が発生した場合、避難場所に配置されている職員は避難場所へ、その他の職員は所属の執務場所へ自ら参集する。

##### □勤務時間内の緊急措置

- 職員は、職場やその施設の被害状況を把握し、火災が発生した場合には、速やかに初期消火に努める。
- 市民等来庁者の安全を確保し、火災発生、施設の破損により避難が必要と判断される場合には、安全な場所への避難誘導を行う。
- 被害状況に応じて、施設の内部及び周辺において危険箇所への立ち入り規制や薬物・危険物に対する緊急の防護措置を講ずる。
- 非常用自家発電施設や通信施設の被害状況を把握し、それぞれの機能を確保する。

□勤務時間内のサービス内容

- 職員は配備についていないときも、常に災害に関する情報、本部の指示に注意する。
- 原則として行事、会議、出張等を中止する。
- 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せずに待機する。
- 災害現場に出動する場合は、防災用ビブスを着用する。
- 自らの言動で市民に不安や誤解を与えないように、発言には細心の注意を払う。

② 勤務時間外

□職員の自主参集

勤務時間外(夜間・休日等)に、市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、職員は動員指令の有無にかかわらず、震度階級に応じた動員計画に基づき、速やかに自主参集し、指揮者の指示に従い的確、適切に行動する。

□自主参集職員の緊急措置

- 各庁舎及び各施設の被害状況の把握
- 被害の状況に応じて、各庁舎及び各施設の緊急防護措置を講ずる。
- 各庁舎及び各施設の安全確保(初期消火、飛散ガラス処理等)を行う。
- 非常用自家発電施設や通信施設の点検、機能確保は各庁舎及び各施設管理者が登庁した段階で、速やかに実施する。

【 参集場所 】

配備体制	震度階級	参集場所	参集職員
警戒体制	震度5弱	市庁舎、勤務施設	「職員動員計画表」 (別に定める)に準じる。
非常体制	震度5強	市庁舎、避難場所、勤務施設、	
	震度6弱以上	地区活動拠点	

□登庁時の携帯品等

- 身分証明書
- 自分用の食料、飲料水
- 雨具、防寒着、軍手等
- ラジオ、懐中電灯
- 作業がしやすい服装

□登庁不可能な場合の措置

交通機関等の被災により登庁が不可能になった場合は、下記の参集場所で情報収集にあたるとともに、自らの安否及び周辺の被災状況を可能な限り電話等により連絡し、所属部の指示を受ける。また、災害状況の好転により登庁可能になった職員は、所定の配置に就く。

- ・最寄りの防災関係機関
- ・防災活動拠点

(2) 地震情報の収集

地震発生直後、県防災行政無線、防災気象情報機器、テレビ、ラジオ等から地震情報を収集する。

(3) 避難場所の開設

避難場所配備の職員は、避難場所の開設、救護、避難場所近隣の被災状況の把握及び災害対策本部への報告並びに情報伝達を実施する。

(4) 初動期災害情報の収集

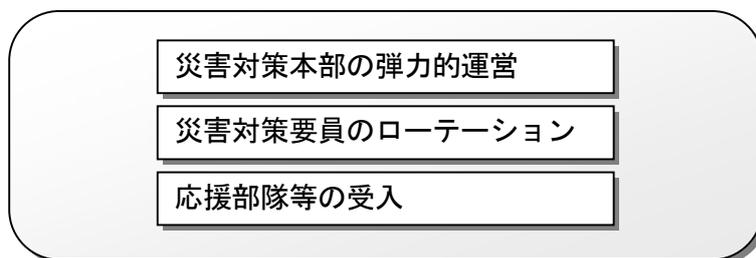
災害対策本部は、警察署及びその他防災関係機関と緊密な連携を図りながら、各グループ（部）が収集した初動対応に必要な情報を整理するとともに、自衛隊災害派遣の要請や広域応援要請の判断に必要な情報を収集する。

### 3.2 応急対策の流れ ⇨ 『各部共通』

地震発生からの時間の経過に応じた応急活動の内容について、主要な応急活動項目ごとに以下に示す。

時間 項目	地震発生～ 24 時間位まで	地震発生 24 時間位～ 3 日目位まで	地震発生 3 日目位～ 1 週間位まで
被害情報の 収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参集職員による被害情報の収集伝達</li> <li>○ 消防本部、消防団等からの被害情報の収集伝達</li> <li>○ 自主防災組織からの情報収集</li> <li>○ 防災関係機関からの被害情報の収集伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建物等の被害情報の収集伝達</li> <li>○ ライフライン被害情報の収集伝達</li> <li>○ 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達</li> <li>○ 被災者への生活情報の収集伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の生活情報の収集伝達</li> </ul>
市民への広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被害状況（特に火災発生）に関する情報</li> <li>○ 避難勧告及び安全な避難場所に関する情報</li> <li>○ パニック防止を促す情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種被害状況に関する情報</li> <li>○ 避難所に関する情報</li> <li>○ 救援救護に関する情報</li> <li>○ 行政の対応に関する情報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフライン等の復旧状況に関する情報</li> <li>○ 避難所に関する情報</li> <li>○ 救援救護に関する情報</li> <li>○ 各種相談窓口開設に関する情報</li> </ul>
避難対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難場所の開設</li> <li>○ 避難所の開設</li> <li>○ 避難人員及び避難状況の把握</li> <li>○ 特設公衆電話の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難所の開設・運営</li> <li>○ 避難所への飲料水、食料、生活必需品などの供給</li> <li>○ 仮設トイレの設置及び衛生管理</li> <li>○ 特設公衆電話の増設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 避難人員、生活状況の実態把握</li> </ul>
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自衛隊の派遣要請と受入れ</li> <li>○ 災害救助法の適用の要請</li> <li>○ 県、隣接市町等への応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広域応援の受入</li> <li>○ 救援物資の受入</li> <li>○ ボランティアの受入</li> </ul>	—
人命救助・ 医療活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生き埋め者等の救出活動</li> <li>○ 負傷者等の救急医療活動</li> <li>○ 医療救護所の開設、運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生き埋め者等の救出活動</li> <li>○ 負傷者等の救急医療活動</li> <li>○ 医療救護所の運営</li> <li>○ 後方医療機関への搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 負傷者等の救急医療活動</li> <li>○ メンタルケア</li> </ul>
救援・ 救護活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲料水、食料の確保及び供給</li> <li>○ 生活必需品の確保及び供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 飲料水、食料の供給</li> <li>○ 生活必需品の供給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水道復旧による生活用水の供給</li> <li>○ 救急物資の供給</li> </ul>
交通規制・ 緊急輸送	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通規制</li> <li>○ 緊急輸送路の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通規制</li> <li>○ 緊急輸送路の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通規制</li> <li>○ 緊急輸送路の確保</li> </ul>
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災の初期消火</li> <li>○ 火災の延焼状況の予測</li> <li>○ 危険物施設等の火災防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 火災の延焼防止</li> <li>○ 危険物施設等の火災防止対策</li> </ul>	—
災害時 要配慮者 への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安否の確認、緊急介護</li> <li>○ 避難所でのケア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安否の確認、緊急介護</li> <li>○ 避難所でのケア</li> <li>○ 在宅要配慮者の施設への受入</li> </ul>	—
遺体搜索・ 埋火葬	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体の搜索、搬送</li> <li>○ 火葬場等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 遺体の埋・火葬</li> </ul>
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフラインの復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフラインの復旧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ライフラインの復旧</li> </ul>
廃棄物対策	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ、し尿処理</li> <li>○ 簡易トイレの調達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ごみ、し尿処理</li> <li>○ 災害廃棄物処理</li> </ul>
生活再建	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 建築物応急危険度判定の実施</li> <li>○ 宅地危険度判定の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談窓口の開設</li> <li>○ リ災証明書等発行の準備</li> <li>○ 応急仮設住宅建設の準備</li> <li>○ 被災建物応急修理の準備</li> <li>○ 学校再開の準備</li> <li>○ 建築物応急危険度判定の実施</li> <li>○ 宅地危険度判定の実施</li> </ul>

### 3.3 応急活動の留意点 ⇨ 『各部共通』



#### (1) 災害対策本部の弾力的運営

大地震においては、数多くの災害応急対策を同時並行的に行うことが要求される。また、職員自身も被災者となり参集不能となり得る事態も予想される。

そのため、災害状況によっては事務分掌にとらわれず、緊急性の高いものから優先的に要員を投入するなど、弾力的に要員の運用を図り、災害応急対策を迅速かつ効率的に実施する。

#### (2) 災害対策要員のローテーション

大地震の場合は、災害対策が長期化することから、職員の健康管理に留意し、職員の応急対策に従事する期間が長期にわたる時は、職員の心身の健康管理に留意しながら動員配備計画に沿った勤務体制を確立し、職員を適宜交代させ、各部長が事務分掌を考慮して決定する。

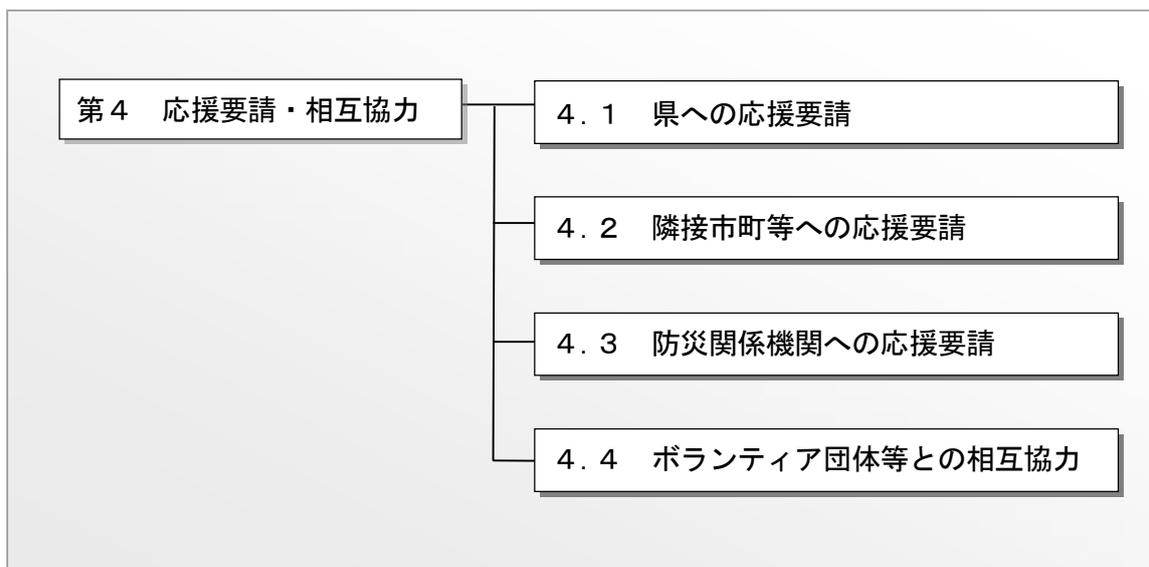
#### (3) 応援部隊等の受入

大地震においては、本市の防災体制だけでは災害応急対策のすべてに対応できないことも予想され、その際は、自衛隊、県、近隣市町等に対して応援を要請することとなる。また、市内外から多くのボランティアが集まることも予想されるので、「総合政策部」は、各グループ(部)と緊密な連携を図り、これらの応援部隊が円滑に活動できるよう受け入れ体制を整える。

## 第4 応援要請・相互協力

市長は、地震等による災害の規模及び初動活動期に収集された情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では、災害応急対策又は災害復旧対策を実施することが困難であると判断したときは、関係する法律及び相互応援に関する協定等に基づき、県、地方公共団体及び防災関係機関等に対して職員の派遣、救援物資の調達等の応援を速やかに要請する。

応援要請、相互協力を行う組織、団体を以下に示す。



### 4.1 県への応援要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

市の能力では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、市長は知事に対して応援又は応援の斡旋を求めることができる。

また、市長は、災害対策基本法に基づいて知事に応急措置等の実施を要請することができる。知事に対する応援又は応援の斡旋及び応急措置等の要請は、県危機管理防災部消防防災課を経由して、次に掲げる事項について文書により処理する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

県に応急措置の実施又は応援を求める場合

自衛隊、指定地方行政機関に対する応援の斡旋を知事に求める場合

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

- 災害の状況
- 応援を要請する理由、期間
- 応援を希望する物資、資材、機械器具等の品名及び数量
- 応援を必要とする場所
- 応援を必要とする活動内容
- その他の必要事項

(2) 自衛隊、指定地方行政機関に対する応援の斡旋を知事に求める場合

① 自衛隊の災害派遣要請を求める場合

- ・ 災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

② 指定地方行政機関、他都県の職員又は他都県の市町村の職員の派遣又は派遣の斡旋を求める場合

- ・ 派遣又は派遣の斡旋を求める理由
- ・ 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ その他参考となるべき事項

4.2 隣接市町等への応援要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

災害時において、災害応急対策活動の万全を期すため、本市は、周辺市町と相互応援協力協定を締結しているほか、全国8市との間で「大規模災害時における相互応援に関する協定」等を締結している。

⇨ 『【本文】第2編 第2章 第2節 第1 「1.5 広域応援協力体制の充実」』参照

□ 応援を求める場合の要領

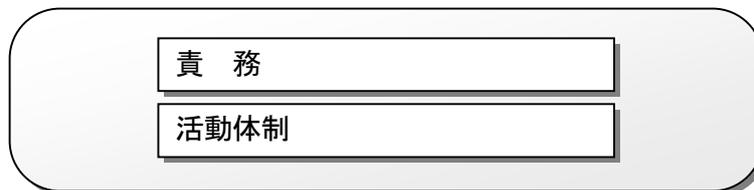
応援を受けようとする被災市町は、応援市町に対して必要事項を明らかにし、電話等により要請を行う。

□ 知事の指示による応援協力

市長は、知事から関係市町村の実施する応急措置について、応援すべきことの指示を受けた場合は、速やかに応援部隊を編成し派遣する。

#### 4.3 防災関係機関への応援要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

市は、災害の規模等必要に応じ指定地方行政機関、公共機関等と連携し被害の軽減に努める。



##### (1) 責務

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令・防災業務計画・県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところによりその分掌事務に関わる災害応急対策を速やかに実施するとともに、市の実施する災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

##### (2) 活動体制

###### ① 組織等の整備

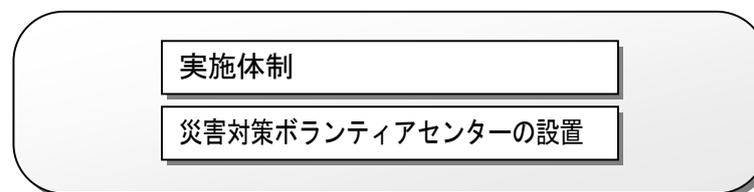
指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービス基準を定めておく。

###### ② 職員の派遣

本部長は、災害応急対策又は災害復旧対策のための必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対して、その職員の派遣を要請する。

#### 4.4 ボランティア団体等との相互協力 ⇨ 『福祉部、関係各部』

地震発生後にボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるよう、春日部市ボランティアセンターと密接な連携を図るとともに、ボランティアの受入れ及びボランティアの活動拠点の提供に努める。



##### (1) 実施体制

市社会福祉協議会との連携により、ボランティアセンター及び「福祉部」は、ボランティアの受け付け及び被災地、避難所への派遣を実施する。

## (2) ボランティアの受け入れ窓口

各所管において専門ボランティアAに対する受け入れ窓口を設置し、参加申込みの受け付け及び登録を実施する。

災害対策ボランティアセンターは、専門ボランティアB、一般ボランティアに対する受け入れ窓口を設置し、参加申込の受け付け及び登録を実施する。

### ① ボランティアの種別、及び受付窓口

種別	資格・機能	受付窓口
専門ボランティアA	特殊な資格、職能を有している者 ① 医師 ② 看護師 ③ 薬剤師 ④ 応急危険度判定士 ⑤ 被災宅地危険度判定士	各所管
専門ボランティアB	資格、職能を有している者 ① アマチュア無線技師 ② 大型運転免許所有者 ③ オペレーター ④ 外国語通訳 ⑤ 手話通訳 ⑥ 建設作業員 ⑦ その他	災害対策 ボランティアセンター
一般ボランティア (個人・団体を含む)	上記の資格、職能を有していない者	災害対策 ボランティアセンター
福祉ボランティア	福祉ボランティアとして平常時より活動している個人・団体	社会福祉協議会

### ② 災害対策ボランティアセンターの設置場所

災害対策ボランティアセンターは、市役所及び庄和総合支所、又は総合福祉センターに設置する。

### ③ 災害対策ボランティアセンターの役割

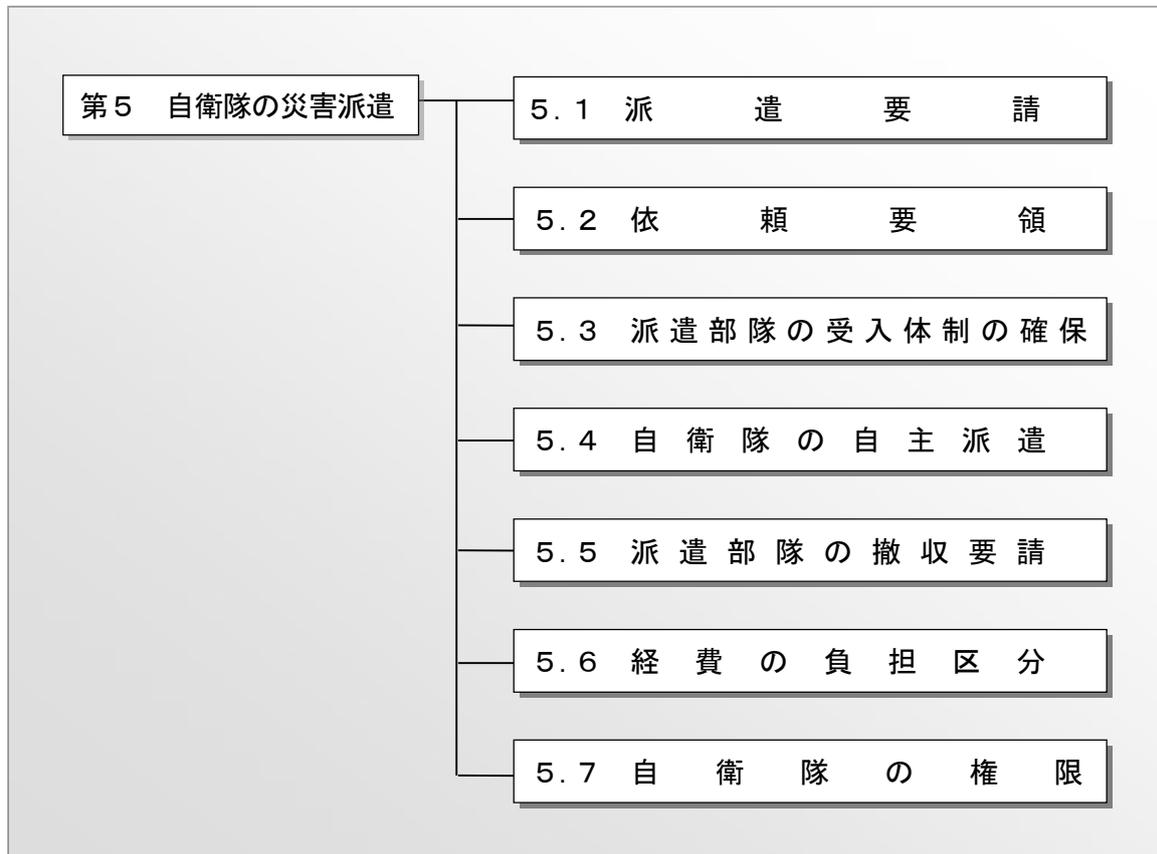
- ボランティアコーディネーターの確保
- ボランティアの登録、名簿作成
- ボランティアの証明書、名札の発行
- ボランティアの宿泊場の確保、斡旋
- ボランティアの派遣先、内容、人数・配置、派遣機関等の総合調整
- 被災地、避難場所におけるボランティア要望の把握等の情報収集
- 県、社会福祉協議会、民間ボランティア団体等の連絡調整

◇ 『【本文】第2編 第2章 第3節 第5

「5.2 ボランティアセンターとの連携体制の構築」』参照

## 第5 自衛隊の災害派遣

市は、災害の規模が大きく、自力での災害応急対策活動が十分に行えず、被害拡大のおそれのある場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。



### 5.1 派遣要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

本部長は、災害の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣が必要と判断した場合は、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、直ちに知事に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。なお、自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の3つの要件を勘案して行う。

- ① 緊急性の原則  
差し迫った必要性があること。
- ② 公共性の原則  
公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。
- ③ 非代替性の原則  
自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

5.2 依頼要領 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

担当部署
要請依頼方法
災害派遣要請の範囲

(1) 担当部署

自衛隊の派遣要請依頼に関する手続きは「総合政策部」が行う。

(2) 要請依頼方法

本部長が知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電信、電話等により県危機管理防災部危機管理課に依頼し、事後速やかに文書を送達する。また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求できない場合は、直接最寄りの部隊に通報し、事後所定の手続きを速やかに行う。

【 依頼要領 】

提出先	埼玉県 危機管理防災部危機管理課
記載事項	<input type="checkbox"/> 災害の状況及び派遣を要請する事由 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する期間 <input type="checkbox"/> 派遣を希望する区域及び活動内容 <input type="checkbox"/> その他参考となるべき事項
連絡先	① 県 危機管理防災部危機管理課 電話 048-830-8131 ファックス 048-830-8129  ② 自衛隊 《陸上自衛隊第1師団第32普通科連隊》 <input type="checkbox"/> 所在地 〒331-0823 さいたま市北区日進町1-40-7 <input type="checkbox"/> 課業時間内 第3科電話 048-663-4241 内線 436～9 <input type="checkbox"/> 課業時間外 部隊当直司令電話 048-663-4241 内線 402

(3) 災害派遣要請の範囲

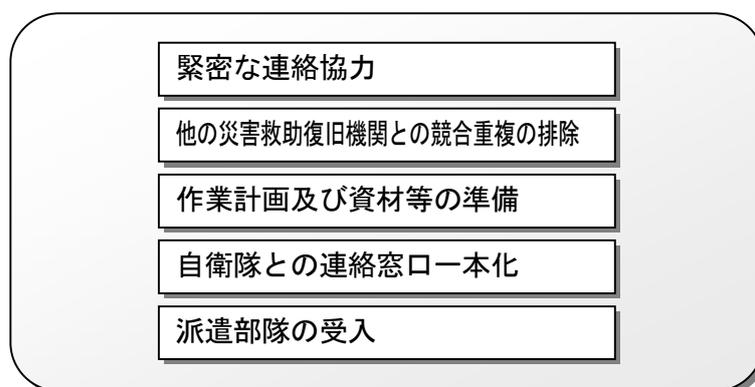
自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要があり、かつ、その実態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、おおむね次のとおりとする。

【 自衛隊の災害派遣要請の範囲 】

項目	災害派遣要請の範囲
被災状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による偵察
避難の救助	避難者の誘導、輸送等
避難者の捜索、救助	死者、行方不明者、傷病者等の捜索、救助 (ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する。)
水防活動	堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
消防活動	利用可能な消防車、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等 (ただし、放置すれば人命財産の保護に影響があると考えられる場合)
診察、感染症予防、病虫害防除等の支援	大規模な感染症等の発生に伴う応急的な活動 (薬剤等は本市準備)
通信支援	自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
人員及び物資の緊急輸送	緊急を要し他に適当な手段がない場合、救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
炊飯・給水支援	緊急を要し他に適当な手段がない場合
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年1月総理府令1号)による。 (ただし、災害救助法又は水難救護法による救助を受けるものに対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。)
交通規制の支援	自衛隊車両の通行が輻輳する地点にある自衛隊車両を対象とする。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	風水害等を未然に防止するため緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合
その他	知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議し決める。

5.3 派遣部隊の受入体制の確保 ⇨ 『 市長公室、総合政策部 』

災害派遣を依頼した場合は、派遣部隊の受入れに際し、次の事項に留意して派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう努める。



(1) 緊密な連絡協力

本部長は、県、警察・消防機関等と、派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題など発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

本部長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

(3) 作業計画及び資材等の準備

本部長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく先行性のある計画を次の基準により作成するとともに、作業実施に必要なとする十分な資料の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

- ア. 作業箇所及び作業内容
- イ. 作業の優先順位
- ウ. 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- エ. 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(4) 自衛隊との連絡窓口一本化

本部長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡交渉の窓口を災害対策本部に設置する。

(5) 派遣部隊の受入

本部長は、自衛隊の派遣が決定したときは、速やかに下記により自衛隊受入れの体制を整える。

部隊の受入れについては、春日部市災害時広域受援マニュアルによる。

【 派遣部隊の受入内容 】

受入場所	大沼公園
ヘリコプター 発着地	大沼公園 その他の場所の選定にあたっては以下の条件を満足すること ○ 75m×75m 以上の面積があること。 ○ 予定地の周囲、少なくとも1～2方向に、電柱、高圧線、煙突等の高層の構造物や建築物がないこと。
使用機材	被害の状況により、自衛隊と連絡を密にし、自衛隊所有機材以外については市において調達する。

5.4 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、知事から要請することを原則とするが、要請による災害派遣を補完する措置として、次のような場合に要請を待たないで部隊を派遣することがある。

この場合には、自衛隊の連絡員等により速やかに知事及び市災害対策本部へ部隊派遣に関する情報を伝達する。

- 大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣
- 通信の途絶等により埼玉県との連絡が不可能な場合、人命の救助のための部隊の派遣
- 地震災害に際し、特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合の部隊の派遣

### 5.5 派遣部隊の撤収要請 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

本部長は、応急・復旧対策の進行状況により、派遣部隊の撤収要請を依頼するときは、派遣部隊の長と協議の上、知事あてに依頼する。

### 5.6 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
- 派遣部隊の救助活動の実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
- その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と本市が協議する。

### 5.7 自衛隊の権限

（「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限」法第63条～65条、第82条及び第84条関係）

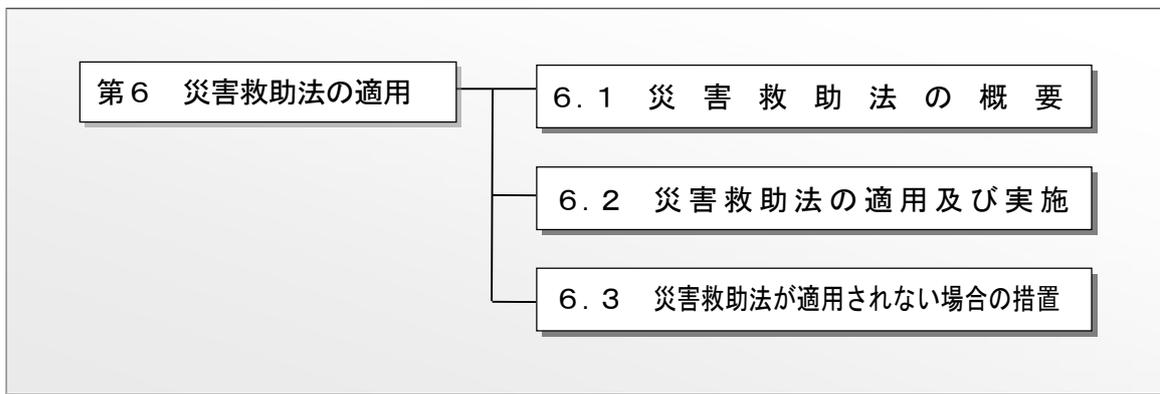
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、市長等及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

- 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- 他人の土地等の一時使用等
- 現場の被災工作物等の除去等
- 住民等を応急措置の業務に従事させること。

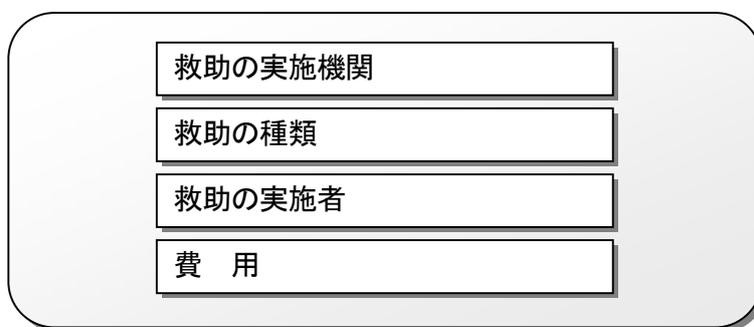
## 第6 災害救助法の適用

知事は、本市域の被害が「災害救助法の適用基準」に該当する場合は、同法を適用して応急的に必要な救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。



### 6.1 災害救助法の概要 ◀ 『各部共通』

災害救助法は、災害により市町村単位で適用基準以上の被害が生じた場合、国の責任において、地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、災害に際しての応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としている。



#### (1) 救助の実施機関

救助の実施については、都道府県知事の法定受託事務と定められている。

#### (2) 救助の種類

災害救助法に定める救助の種類は、以下に示すとおりである。

なお、災害救助法による救助は、災害直後の混乱状態下における被災者の保護、及び社会秩序の保全のための応急的救助であるため、救助対象者は経済上の生活困窮者であることを要件としていないが、他面その救助は、混乱状態の平静化に伴い短期間に終了すべき性質のものである。

- 避難所の設置
- 応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋 葬
- 遺体の捜索及び処理
- 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障をおよぼしている物の除去

### (3) 救助の実施者

災害救助法の適用後は、知事が実施者となる。ただし、知事から救助の実施についてその一部を委任された場合は、市長が行う。また、委任により市長が行う事務を除くほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

災害救助法による救助の種類、実施期間、実施者は、以下のとおりである。

#### 【 救助の種類と実施者 】

救助の種類	実施期間	実施者
避難所の設置	7日以内	市
炊き出しその他による食品の給与	7日以内	市
飲料水の供給	7日以内	市
被服寝具及び生活必需品の給与	10日以内	市
医療及び助産	14日以内 (但し、助産は分べんした日から7日以内)	医療班派遣：県及び日赤県支部 (ただし、委任したときは市)
学用品の供与	教科書 1ヶ月以内 文房具 15日以内	市
災害にかかった者の救出	3日以内	市
埋葬	10日以内	市
応急仮設住宅の供与	着工 20日以内	対象者、設置箇所の選定：市長 建設：県 (ただし、委任したときは市)
災害にかかった住宅の応急修理	完成 1ヶ月以内	市
遺体の捜索	10日以内	市
遺体の処理	10日以内	市
障害物の除去	10日以内	市

注) 期間については、すべて災害発生の日から起算する。

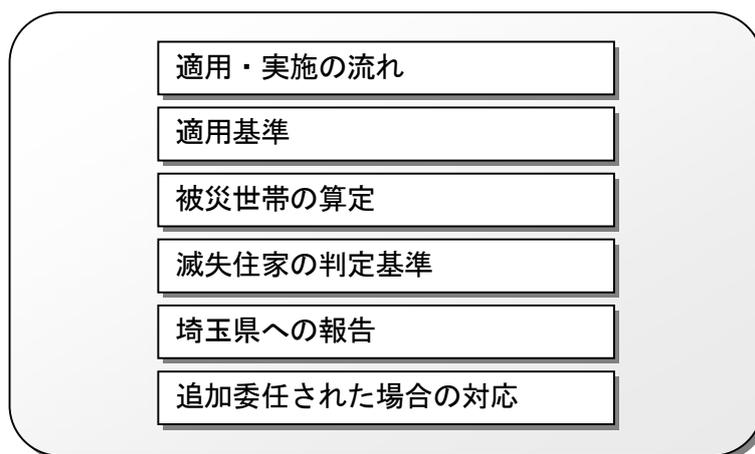
ただし、内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で、実施期間を延長することができる。

(4) 費用

救助にかかる費用は、救助の実施に関する職権を委任されているものについて、市長はその費用を一時繰替支弁し、繰替支弁金の交付を知事に申請する。

6.2 災害救助法の適用及び実施 ⇨ 『各部共通』

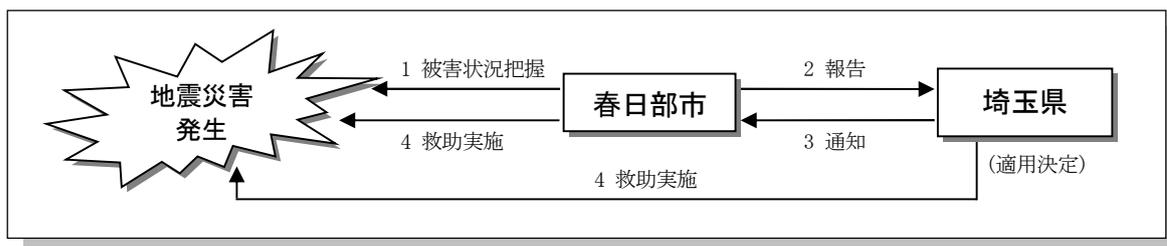
本法による救助は、本市域を単位に原則として同一原因の災害による市の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施されるものである。



(1) 適用・実施の流れ

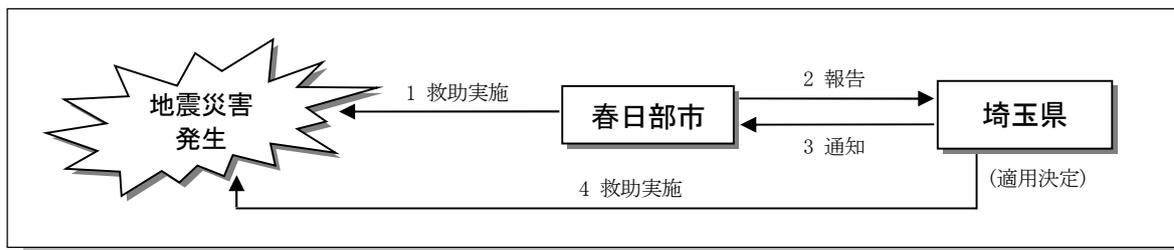
① 原則

市長は、被害状況の調査、把握に努め知事に報告する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。



② 災害事態が急迫している場合

- ア. 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、救助に着手することができる。
- イ. この場合は、直ちにその状況を知事に報告し、その後の措置について知事から指揮を受けなければならない。



## (2) 適用基準

災害救助法による救助は、市の区域にかかる被害が次の各号の基準に該当するとき適用される。

- ① 市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が100世帯以上であるとき。
- ② 県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、市の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であるとき。
- ③ 県の地域内の住家のうち滅失した世帯の数が12,000世帯以上であって、本市の区域内の被害世帯数が多数であるとき。
- ④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

## (3) 被災世帯の算定

住家の「全壊（全焼、流失）」した世帯数を基準とする。

ただし、半壊については2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水又は土砂の堆積等によって一時的に居住出来なくなった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

## (4) 滅失住家の判定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、次の被災世帯の算定基準による。

### 【 判定基準 】

住家の滅失	(ア) 住家の損壊、消失若しくは流失した部分の面積が、その住家の床面積の70%以上に達したもの。
	(イ) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
住家の半壊・半焼	(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
	(イ) 住家の主要構造物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
住家の 床上浸水、 土砂のたい積	(ア) 浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
	(イ) 土砂・竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

【世帯及び住家の単位】

世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家	現実に使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で住居の用に供している部屋が遮断・独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(5) 埼玉県への報告

市長は、委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

(6) 追加委任された場合の対応

知事が被害の程度や救助を迅速に実施するため又はその他必要と認め、本市に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、知事と調整を進め相互の業務を明確にした上で実施する。

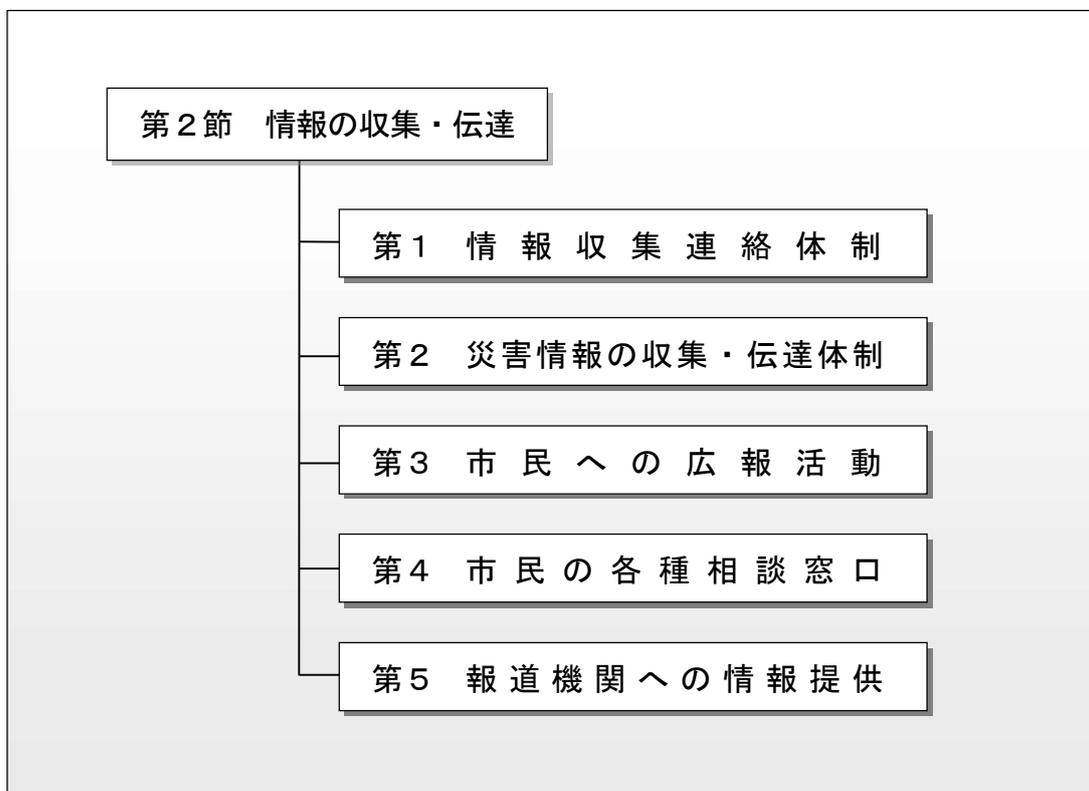
### 6.3 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、災害対策基本法に基づき市長が救助を実施する。

## 第2節 情報の収集・伝達

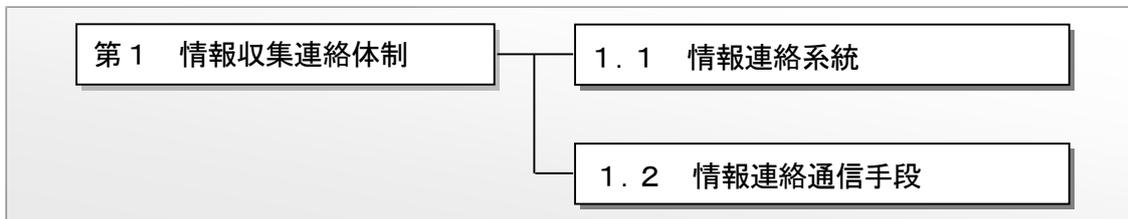
本市域において大規模地震が発生した場合、災害応急対策を行うための情報の収集・伝達並びに災害情報を市民へ迅速かつ的確に伝達するための広報、市民の相談を受け付ける窓口の設置、報道機関への情報提供等に関する計画を以下に定める。

### 【 情報の収集・伝達に係る事項 】



## 第1 情報収集連絡体制

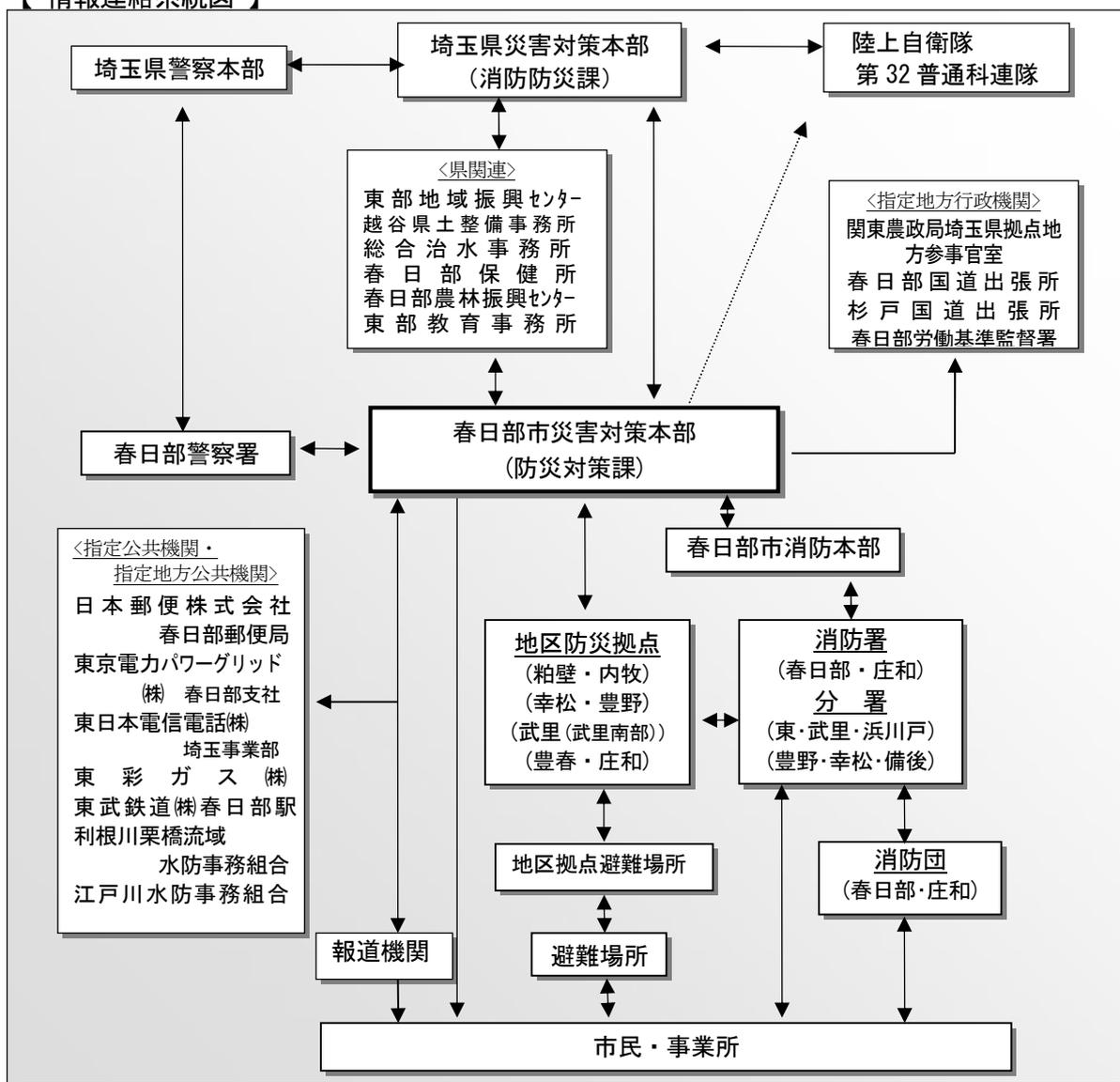
災害情報の収集・伝達について、これを迅速かつ的確に実施するための連絡系統及び連絡手段を以下に定める。



### 1.1 情報連絡系統 ◁ 『各部共通』 ▷

地震災害時における本市災害対策本部を中心とした情報連絡系統は次のとおりである。

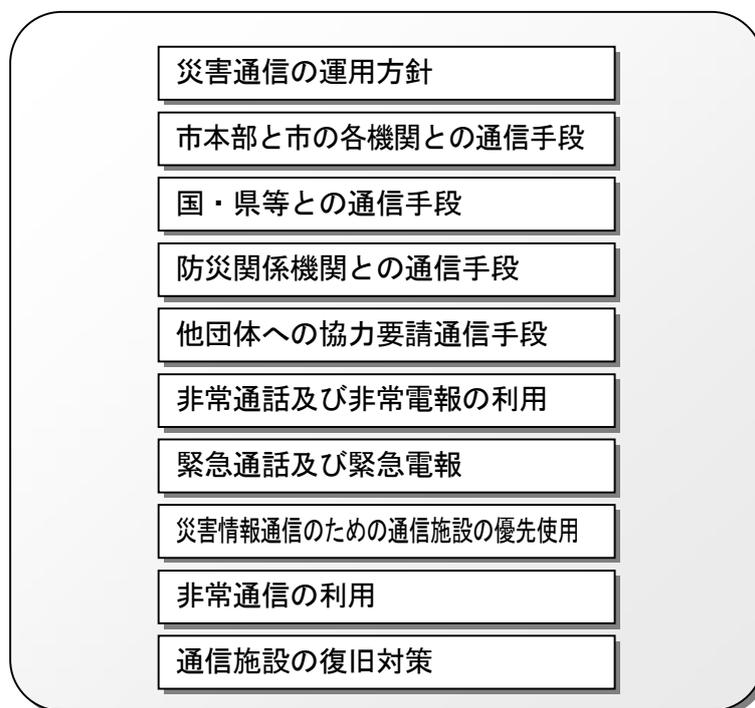
【情報連絡系統図】



注) ◁.....▷ : 市から県災害対策本部への連絡ができない場合の通信網

## 1.2 情報連絡通信手段 ⇨ 『各部共通』

地震災害時における各種情報の確実な伝達を図るため、各種通信手段の運用と通信施設の復旧対策について定める。



### (1) 災害通信の運用方針

現在における主要な通信施設である有線電話の途絶でも対応できるように、地震災害時の通信は、無線通信等の各種通信手段を使用して迅速かつ確実に実施するものとし、それぞれの通信手段の特性を活かして有効的かつ総合的に実施する。

### (2) 市本部と市の各機関との通信手段

本市の各機関との通信手段は、防災行政無線を活用する。

各機関及び地区拠点避難場所等との通信手段は有線を主体とするが、有線が途絶した場合は、移動系防災行政無線の設置、あるいは道路事情を考慮し、庁用車、バイク、自転車、徒歩の方法を選択し迅速に情報を連絡する。

### (3) 国・県等との通信手段

本市と埼玉県との通信手段は、県防災行政無線、災害応急復旧用無線電話を使用し、県本部及び県の地域機関と情報連絡を実施する。

### (4) 防災関係機関との通信手段

本市と防災関係機関との通信手段は、有線電話、防災行政無線、災害応急復旧用無線電話等を使用して通信連絡を実施する。

### (5) 他団体への協力要請通信手段

有線電話の途絶した場合にアマチュア無線やタクシー無線及びその他の無線設置者の協力を得て、災害情報の収集に努める。

(6) 非常通話及び非常電報の利用

災害の予防及び救護、交通、通信、若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする市外通話又は電報については、他の市外通話に先立って接続し、電送及び配達することになっているので、これを活用する。

- 水防機関相互間
- 消防機関相互間
- 災害救助機関相互間
- 災害の予防又は救援に直接関係ある機関

(7) 緊急通話及び緊急電報

公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする市外通話又は電報については、他の市外通話又は電報に先だって接続し、又は伝送及び配達をすることになっているので、これを活用する。

- 災害の予防又は救援に直接関係ある機関

(8) 災害情報通信のための通信施設の優先使用

災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急時において特別の必要があると認めるとき、又は災害が発生しその応急措置に必要な通信のため緊急かつ特別の必要があると認めるとき、通信施設を優先して使用することができる。

- 警 察
- 消防機関
- 水防機関
- 航空保安機関
- 気象業務機関
- 鉄道事業者
- 鉱業事業者
- 電気事業者
- 自衛隊

□優先する場合の注意事項

- 緊急の場合に混乱が生じないようにあらかじめ当該設備の管理者と協議して連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の手続きを定める。
- 市が警察の専用電話又は無線施設を使用するときは、あらかじめ埼玉県警察本部長と協定する。

(9) 非常通信の利用

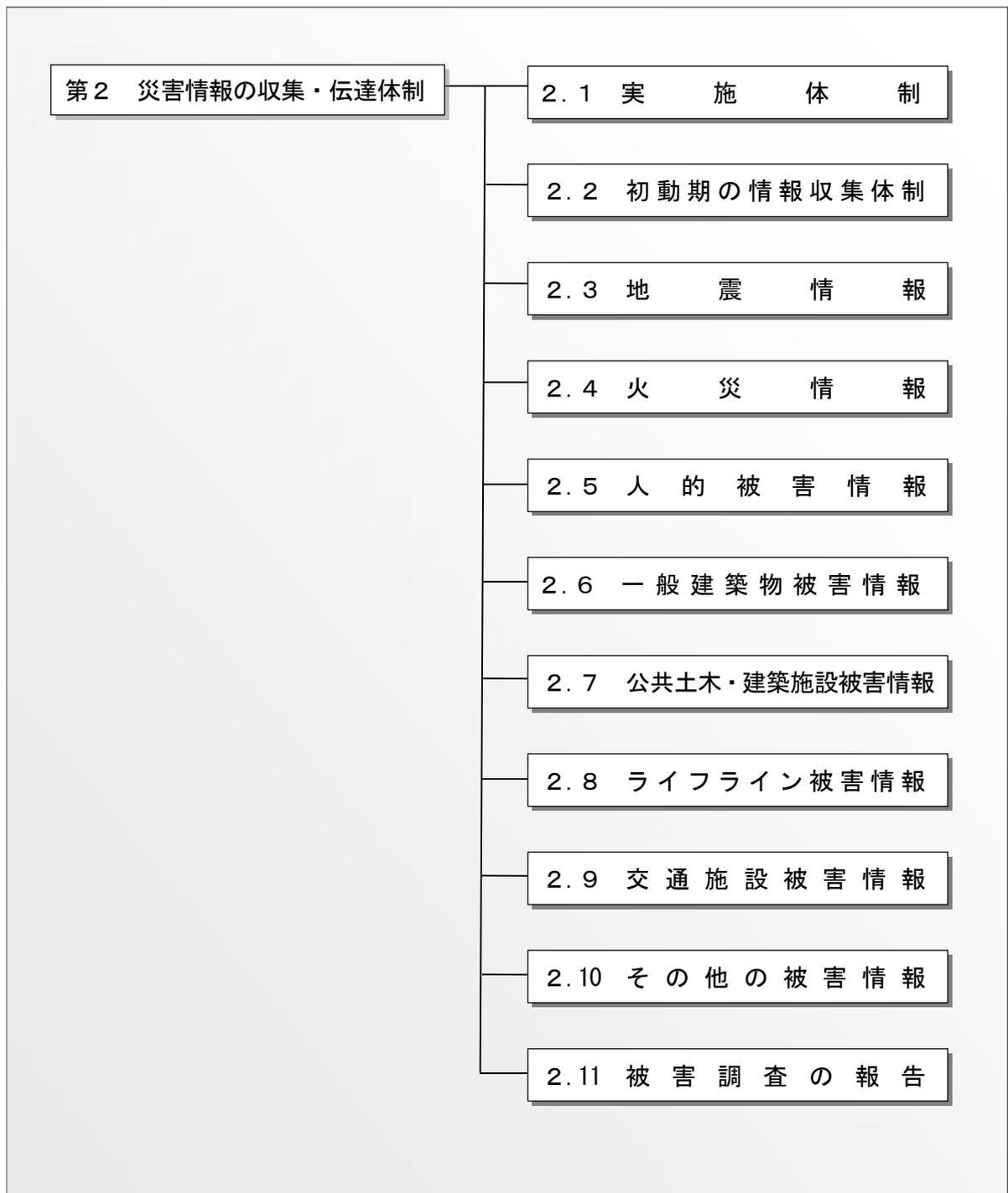
災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のために有線通信を利用することができないとき又は著しく困難であるときは、電波法第52条に基づいて「非常通信」を利用する。

(10) 通信施設の復旧対策

災害発生時、通信施設の所有者又は管理者は、速やかに施設を点検し、被害を受けた部分については復旧対策を実施して通信を確保する。

## 第2 災害情報の収集・伝達体制

市は、地震災害時には各関係機関と緊密な連携を図り、情報の交換を行い、管内又は所管業務に関する被害状況及び応急復旧状況等の災害情報を迅速かつ的確に把握する。

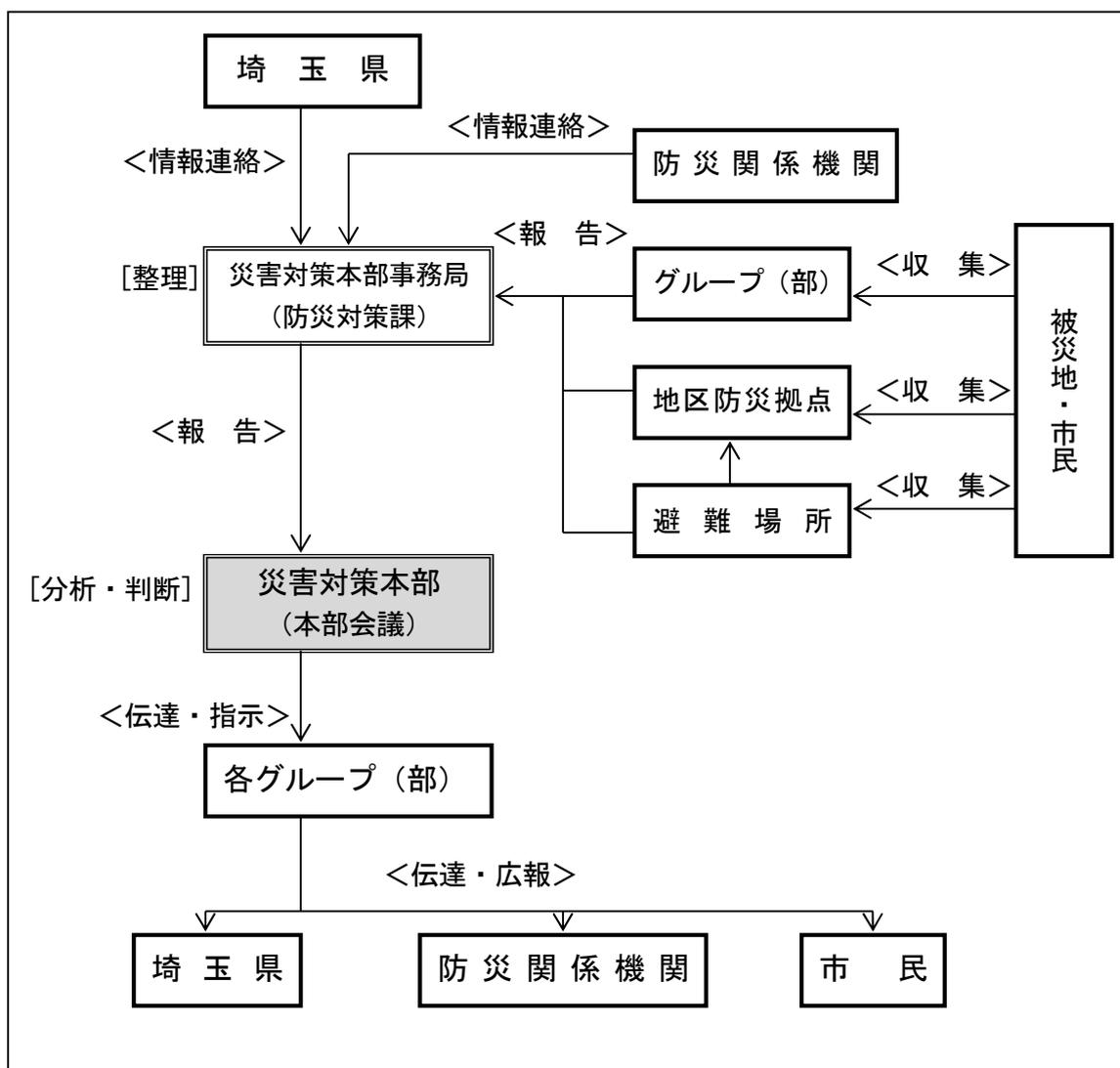


## 2.1 実施体制 ◯ 『各部共通』

各グループ(部)において把握される被害状況及び応急復旧に関する情報は、次の実施体制により収集、整理及び伝達する。

- 各グループ(部)は、担当業務に関わる被害状況及び応急・復旧対策状況に関する情報を収集し、速やかに災害対策本部へ報告する。
- 災害対策本部は、埼玉県、防災関係機関、市民及び各グループ(部)から収集した災害情報を整理し、災害対策本部会議へ報告する。
- 各グループ(部)は、災害情報を埼玉県、防災関係機関及び市民に伝達・広報する。
- 災害対策本部は、災害情報を分析・判断し、埼玉県、防災関係機関及び各グループ(部)に伝達、指示する。

### 【 災害情報収集・伝達実施体制 】



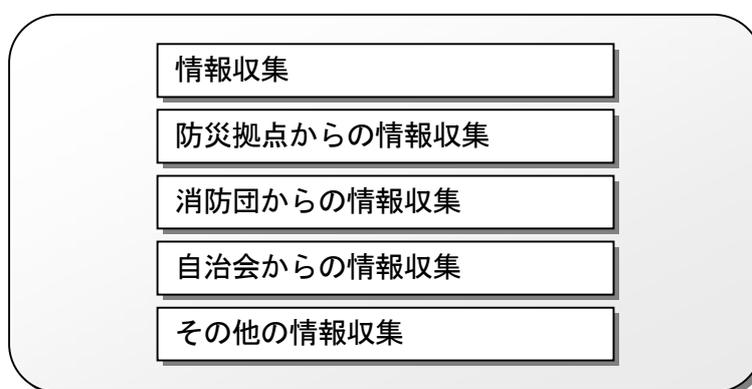
【 災害情報収集 】

情報項目	被害対象	担当グループ (部)
人的被害	死者、行方不明者、負傷者	市民生活部、消防部
一般建築物被害	全壊(全焼)、半壊(半焼) 一部損壊、床上・床下浸水	建設部、都市整備部、 消防部
公共土木・建築施設等 の被害・復旧	道路、河川、水路、橋梁等 市営住宅、公園施設等	建設部、都市整備部
ライフライン施設 の被害・復旧	上・下水道、ガス、電気、電話	総合政策部、財務部、 建設部、水道部
社会福祉施設 の被害・復旧	社会福祉施設、心身障がい者福祉施設、 老人福祉施設、児童福祉施設	福祉部、こども未来部
環境衛生施設 の被害・復旧	ごみ施設、し尿施設	環境経済部
医療施設 の被害・復旧	民間医療機関、医療センター	健康保険部、医療センター
商工業・農業 の被害・復旧	商工業施設等、農産物等	環境経済部
火災等 の被害・復旧	消防庁舎 火災及び危険物等による被害	消防部
学校施設 の被害・復旧	市立学校、給食施設等	学校教育部
社会教育施設 の被害・復旧	公民館、文化財、図書館、体育館等	社会教育部
公共交通施設 の被害・復旧	鉄道、バス等	総合政策部、都市整備部
その他 行政財産・施設	市庁舎、総合支所庁舎、 区画整理記念館等	財務部、市民生活部

2.2 初動期の情報収集体制 ⇨ 『 各部共通 』

地震発生直後の初動期の災害情報は、早期の災害応急対策の実施、自衛隊の災害派遣要請、及び相互応援要請等を判断するための情報として、特に重要である。

そのため、以下に示す方法により被害情報等を迅速かつ的確に収集する。



(1) 情報収集

原則として震度5弱以上の地震が発生したとき、又は発生したと思われるときには、「防災対策課」は、他部の協力を得て避難場所、公共施設及び情報収集手段の途絶えた地域の情報を収集する。

なお、情報収集の出動にあたっては、障害物等による途絶も想定されることから、オートバイ、自転車を利用することも考慮する。

(2) 防災拠点からの情報収集

市内の各防災拠点から、双方向通信が可能な移動系防災行政無線等により初動期災害情報を収集する。

なお、市では、双方向通信やデータ通信に優れ、より実用性が高いデジタル移動通信システムを用いた、本市災害対策本部、各避難場所、関係機関等を結ぶ移動系防災行政無線の整備が平成28年度に完了した。

(3) 消防団からの情報収集

消防団の編成に準拠して分団の管轄区域ごとに当該分団長が担当者となり災害情報の収集活動を行う。

(4) 自治会からの情報収集

市内の各自治会等から地域における災害情報を収集する。

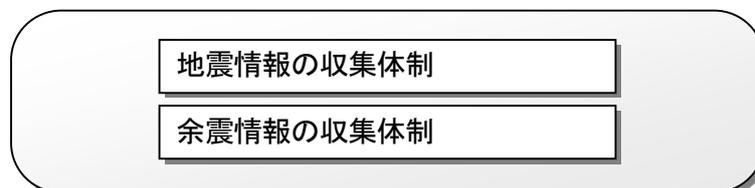
「市民生活部」は、現地災害対策本部と各地域との連絡体制の確保を図るため、各自治会と連携して情報収集の体制を構築する。

(5) その他の情報収集

地震発生時の被害状況を早期に把握するため、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線局設置者に協力を求めて災害情報を収集する。

また、市民の間の通信手段として広くインターネットが普及しており、この通信手段を活用して被災地の情報を収集する。

2.3 地震情報 ⇨ 『市長公室』

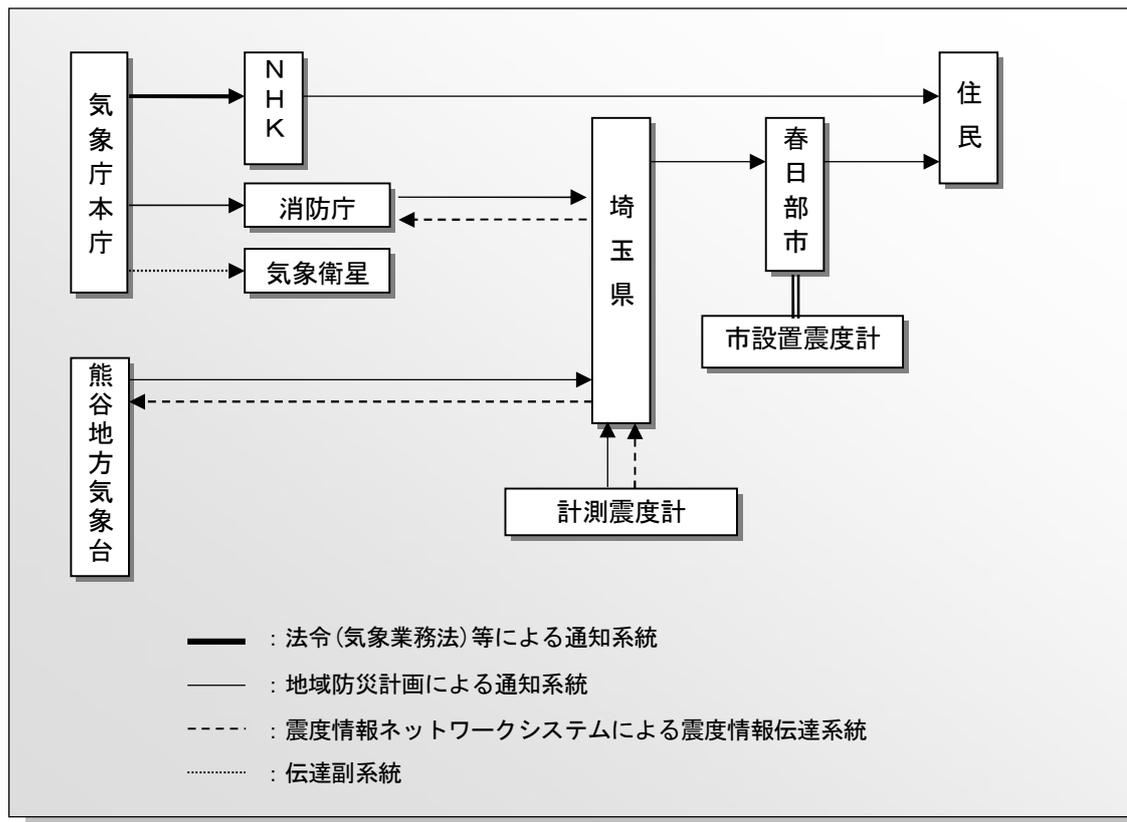


(1) 地震情報の収集体制

「防災対策課」は、市の庁舎に設置した震度計の確認及び県防災行政無線による地震情報等から、地震の規模と範囲の概況を把握する。

本市が収集する地震情報の主たる流れは、次のとおりである。

【 地震情報の収集伝達体制 】

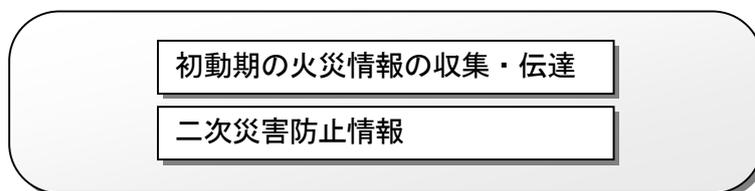


(2) 余震情報の収集体制

本震情報の収集体制と同様とする。

2.4 火災情報 ◁ 『消防部』

地震火災の特徴である同時多発火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、その警戒、鎮圧、被害の拡大防止に努めるため、火災の出火及び延焼拡大の危険性に関する情報収集を行う。



(1) 初動期の火災情報の収集・伝達

地震時の火災防止では、初動期の消火活動が被害拡大防止に重要である。ここでは、地震発生直後の火災発生情報の収集と収集内容について示す。

□消防部等の情報収集

- 地震発生直後、直ちに署所からの伝達情報、参集者の途上の情報、119番受信時の情報、駆け込み情報、加入電話での災害通報等により積極的な情報把握に努める。
- 予防班による初動期災害情報の伝達を受ける。
- 県に防災ヘリコプターの派遣要請を行い、空からの情報収集に努める。
- 防災関係機関からの情報収集を行う。

□火災情報の分析と伝達

- 警防本部を設け、情報収集の分析、活動方針の決定と指揮、防災関係機関との連絡調整及び市民に対する広報等を行う。
- 収集した情報は、初動期の情報として災害対策本部へ伝達し、また他都市消防及び自衛隊等への応援要請のための判断情報の一部とする。
- 他都市からの応援消防隊、自衛隊、防災関係機関や警察等の災害対応班への災害情報の伝達及び密接な連携のもとに消防活動を行う。

□火災等の国及び県への報告

地震等により火災が同時多発的に発生あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する災害の場合、その状況を直ちに電話等により埼玉県及び消防庁に報告する。

□火災情報の内容

- 火災の発生、救急救助事案の発生、危険物等の流出事故等により消防隊の出動が必要とされる事案について、次のような災害情報を収集する。
- 事故発生場所
  - 被害発生の対象物名
  - 被害の状況
  - 死傷者の有無と性別、年齢別人数

□部隊の運用に関する情報

- 消防部隊の編成及び非常招集状況
- 道路被害や交通停滞状況
- 負傷者の収容に必要な情報（病院）
- 消防水利に必要な水道等の情報

□生活の安全確保に関する情報

- 避難勧告又は指示に伴う避難先、人数、医師等の派遣の必要性についての情報
- 電気、ガス、水道の被害及び復旧の目途
- 消防本部以外の防災関係機関の活動状況
- その他、救助物資等に関する情報

## (2) 二次災害防止情報

地震火災の延焼拡大防止、二次災害防止等に必要な下記の情報を迅速かつ的確に収集する。

### 二次災害防止情報

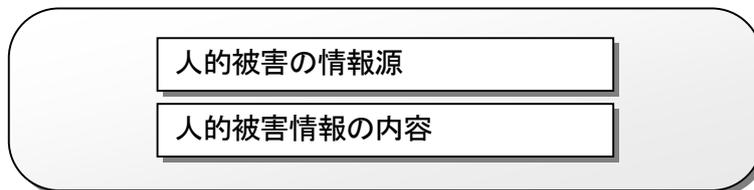
- 災害発生地域での二次災害防止啓発関連情報
- 道路復旧情報と交通渋滞に関する情報
- ライフラインの復旧状況
- 消防水利に必要な水道の復旧情報

## 2.5 人的被害情報 ⇨ 『 市長公室、消防部、市民生活部 』

地震発生直後は、広域的あるいは局地的に多数の傷病者が発生すると予想される。また、医療機関も被災し、道路の通行にも支障が出ると考えられるので、これらの状況に即して医療機関の選定や搬送路の決定に柔軟に対応することが重要となる。

人命救助活動は、地震発生直後からの初動期に最も必要とされ、そのためには初動期の迅速かつ的確な情報収集・伝達と情報分析が重要である。

各グループ(部)は、担当業務の被害調査に関連し速やかに人的被害を収集し、「防災対策課」は、各グループ(部)からの情報、警察署及び防災関係機関からの報告に基づき、人命救助に関する情報を遺漏がないように把握する。また、収集情報に基づいて、人的被害の情報図を作成し被害の発生状況を把握する。



### (1) 人的被害の情報源

人的被害に関する情報源は、次のものがあり、これらの情報の錯そう・混乱が生じないように十分留意して把握する。

#### 人的被害の情報源

- 参集した職員からの情報
- 市役所、消防署等への市民からの通報
- 避難場所からの被災者情報
- 各地区の自治会、自主防災組織等の住民組織からの報告
- 医療機関からの負傷者救護状況報告
- 「医療救護班」からの死傷者の収容状況の報告
- 警察署、消防署、その他の防災関係機関からの報告

## (2) 人的被害情報の内容

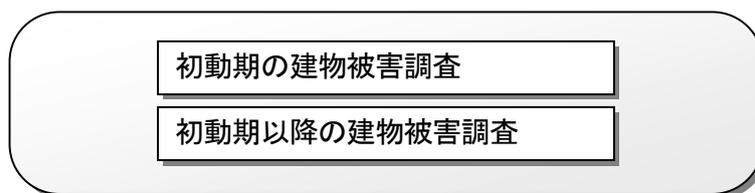
人的被害に関する情報内容は、次に示すとおりであり、情報別にわかりやすく整理する。

□人的被害情報の内容

- 死者の情報
- 建物倒壊等による生き埋め情報
- 傷病者発生情報
- 要配慮者に係る情報
- 火災情報
- 搬送路選定のための道路情報
- 医療機関の開設情報

## 2.6 一般建築物被害情報 ⇨ 『建設部、都市整備部、消防部』

一般建築物の被害に関する情報は、初動期における災害応急対策の実施の上で重要である。このため、市域全体の被害状況を速やかに把握する。



### (1) 初動期の建物被害調査

地震発生直後の初動期において、市域の建物被害を正確に把握することは困難と予想される。このため、地区防災拠点及びその周辺地域の被害を重点的に調査あるいは情報収集し、その被害状況から市域の全体被害を推測する。

### (2) 初動期以降の建物被害調査

市は、被災した建物外観の被害状況を目視により全棟被害調査を実施し、建物被害状況図を作成する。

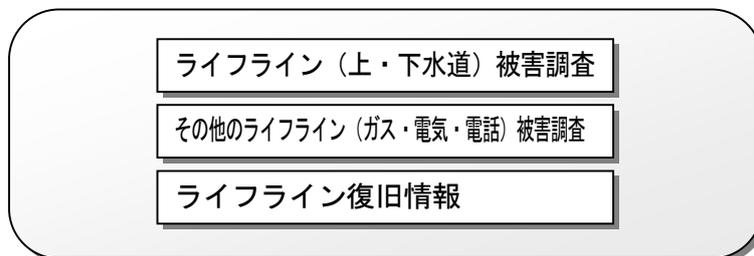
また、被災建築物の応急危険度判定を行い必要に応じて建物の応急措置等の指導を実施する。

## 2.7 公共土木・建築施設被害情報 ⇨ 『建設部、都市整備部』

本市が管理する公共施設の被害については、基本的には施設管理者が速やかに被害調査を実施し、被害状況は、現地写真等により記録する。また、国、埼玉県等の管理する公共施設の被害については、各グループ(部)が各関係機関から災害情報を把握する。

## 2.8 ライフライン被害情報 ⇨ 『 総合政策部、水道部、建設部 』

ライフラインの被害に関する情報は、初動期の災害応急対策及びその後の市民生活に重要であることから、被害状況を速やかに把握する。



### (1) ライフライン（上・下水道）被害調査

ライフライン被害のうち、上水道については「水道部」、下水道については「建設部」が被害状況調査を実施し、主要な被害状況は、現地写真等により記録する。

### (2) その他のライフライン（ガス・電気・電話）被害調査

その他のライフラインについては、「総合政策部」が各事業者から被害状況を把握する。

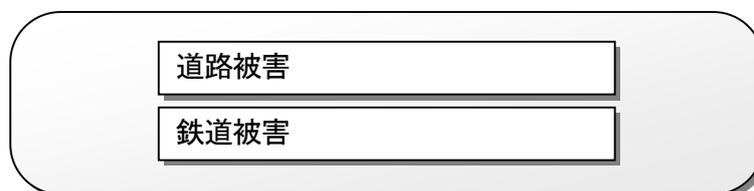
### (3) ライフライン復旧情報

ライフラインの復旧情報については、復旧時期・復旧場所・復旧規模等を明らかにして市民への情報提供ができるように、「総合政策部」が各事業者から復旧情報を把握する。

## 2.9 交通施設被害情報 ⇨ 『 建設部、都市整備部 』

交通施設被害について被害状況調査を実施する。広域的な交通の運行状況等は、テレビ等報道機関から情報を得る。

また、国、県及び東武鉄道株式会社等が管理する交通施設については、関係機関から被害状況を収集する。



## (1) 道路被害

初動期の道路交通の確保は、被災者の救出、初期消火等、被害拡大の防止のために非常に重要である。

### □道路被害情報

- 市は、市域内の緊急輸送道路被害及び道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県に報告する。  
また、復旧状況及び交通規制状況等を把握する。
- 市は、県がとりまとめた緊急輸送道路被害の状況を収集し、災害応急対策を実施するとともに、防災関係機関に連絡する。

◇ 『【資料編(1)】第21「緊急輸送道路一覧」』参照

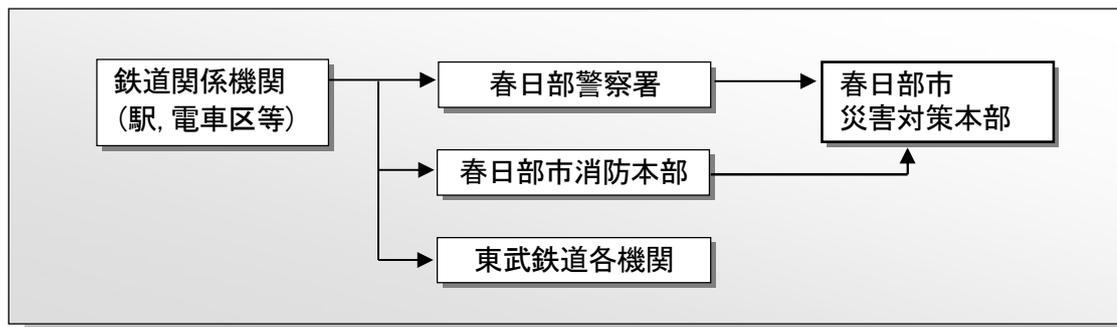
## (2) 鉄道被害

車両の転覆等により重大事故の発生時の情報収集を、鉄道施設の管理者等から行う。

### □鉄道被害情報

- 鉄道における重大事故とは、おおむね次のような事態が発生した場合をいう。
  - ・ 旅客列車の脱線又は転覆により多数の死傷者を生じたとき。
  - ・ 列車及び施設に火災が発生したとき。
  - ・ 災害により施設に甚大な被害が生じたとき。
- 事故の状況を把握し、次の事項を連絡する。
  - ・ 発生時期                      ・ 死傷者数及び被害程度
  - ・ 発生場所                      ・ 復旧の見込み
  - ・ 列車番号                      ・ 必要物件及び人員の応援協力

### 【 通報連絡体系 】

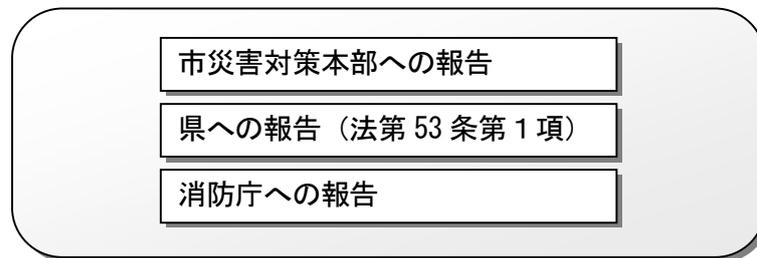


## 2.10 その他の被害情報

その他の被害としては、商業、工業、農業等があげられ、被害の情報収集は、基本的には建物被害の情報収集と同様の方法により、関係機関、関係団体等から把握する。

## 2.11 被害調査の報告 ⇨ 『各部共通』

本市域で発生した被害報告は次のとおりとする。



### (1) 市災害対策本部への報告

登庁した職員、各グループ(部)、防災関係機関等において把握された被害状況に関する情報は、市災害対策本部（「防災対策課」）へ報告する。

### (2) 県への報告（法第53条第1項）

県への報告は、災害の発生と経緯に応じて埼玉県災害オペレーション支援システムにより報告するものとする。埼玉県災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、電話、ファックス、埼玉県防災行政無線で行う。

#### ① 被害速報

被害速報は、発生速報と経過速報とに分け、県の所定の様式を用いて報告する。

##### 発生速報

「発生速報」を用いて、その概要について被害発生直後に行う。

##### 経過速報

「経過速報」を用いて、被害状況の進展に伴い収集した被害について逐次報告するものとし、特に指示する場合のほか2時間ごとに行う。

#### ② 確定報告

別に定める被害の判定基準を参考とし「被害状況調」を用いて、災害の応急対策が終了した後7日以内に報告する。

⇨ 『【資料編(1)】第24「被害報告判定基準」』参照

【 県への連絡先（災害オペレーション支援システムが使用できない場合） 】

被害速報	確定報告
・勤務時間内 県消防防災課 電話 048-830-8181 ファックス 048-830-8159 県無線FAX 70-950 又は 200-951 ・勤務時間外 県危機管理防災部当直 電話 048-830-8111 ファックス 048-830-8119 県無線FAX 70-960 又は 200-961	県消防防災課
県東部地域振興センター 電話 048-737-1110 ファックス 048-737-9958 県無線FAX 76-960 又は 276-950	

(3) 消防庁への報告

市が県に報告できない場合は、消防庁へ直接報告する（法第53条第1項括弧書）。

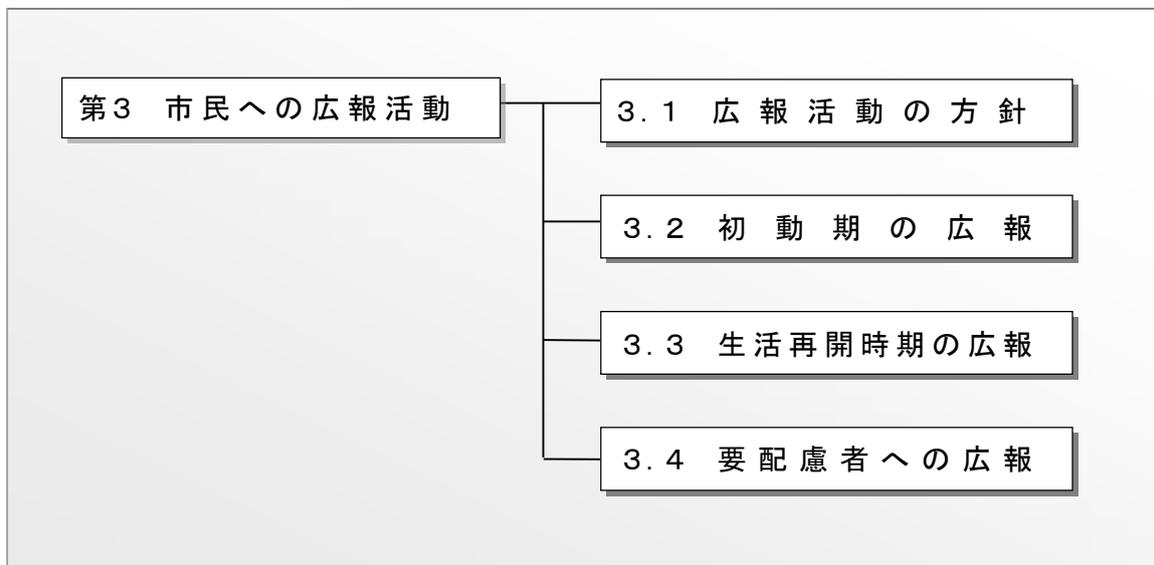
また、本市域において震度5強以上の地震が発生した場合は、県だけでなく消防庁へも報告する。

【 消防庁への連絡先 】

報告先		通信手段	番号	
応急対策室	平日 (9:30~18:30)	一般加入電話	電話	03(5253)7527
			ファックス	03(5253)7537
		消防防災無線	電話	9049013
			ファックス	9049033
		地域衛星通信	電話	TN-048-500-9049013
			ファックス	TN-048-500-9049033
宿直室	上記以外	一般加入電話	電話	03(5253)7777
			ファックス	03(5253)7553
		消防防災無線	電話	9049102
			ファックス	9049036
		地域衛星通信	電話	TN-048-500-9049102
			ファックス	TN-048-500-9049036

## 第3 市民への広報活動

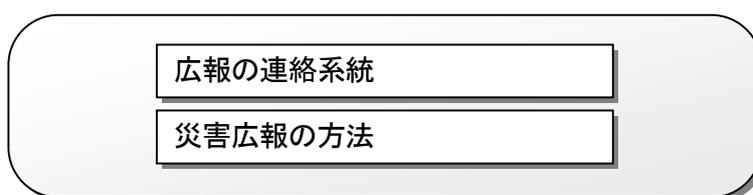
地震発生時には、被災地や隣接地域の市民に対し地震災害や生活に関する様々な情報を提供する必要がある、このため、「総合政策部」は適切かつ迅速な広報活動を実施する。



2-170

### 3.1 広報活動の方針 ⇨ 『総合政策部』

地震災害時における市民の混乱や不安をなくすため、被害の状況、災害応急対策状況等を市民に対し迅速かつ的確に周知するよう努める。また、二次災害の発生を防止するために必要な措置等についても同様に、市民に周知するよう努める。



#### (1) 広報の連絡系統

⇨ 『【本文】第2編 第3章 第2節 第1「1.1 情報連絡系統」』参照

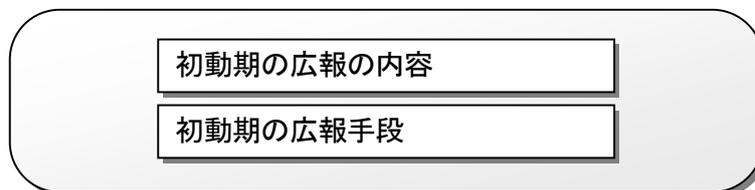
#### (2) 災害広報の方法

地震災害に関する情報及び災害対策状況のうち市民に必要な広報手段は、防災行政無線、本市の広報車、市ホームページ、安心安全メール、ツイッター等を活用して実施する。

また、地震災害時の広報は、時間の経過とともに変化する市民の要望や被災者を取り巻く状況の変化に対応した情報を、その時点で活用できる様々な広報手段を効果的に用いて、市民等（避難者・避難場所外の被災者・市外避難者等）に適宜、的確に周知するよう努める。

### 3.2 初動期の広報 ⇨ 『総合政策部』

地震直後の広報は、市からの直接的な広報（呼びかけ）が市民の混乱を防止する上で極めて重要であることから、できる限り迅速に直接広報するとともに、あらゆる手段を用いて広報に努める。



#### (1) 初動期の広報の内容

災害発生直後の広報としては、下記に示す市民の混乱防止情報、生存関連情報を中心に実施する。

- 市災害対策本部の震災対策状況
- 住民に対する避難勧告・指示等に関する事項
- 災害救助活動状況
- 被害状況と被害拡大防止に関する情報
- 埼玉県、警察、自衛隊等の関係機関の震災対策状況
- 公共交通機関の運行状況及び道路交通規制状況
- 電話の通話状況
- 支援情報  
(避難場所、救護所、救援物資の配布、給水・給食、その他避難生活情報)
- 電気、ガス、水道等の状況
- 流言、飛語の防止に関する情報

#### (2) 初動期の広報手段

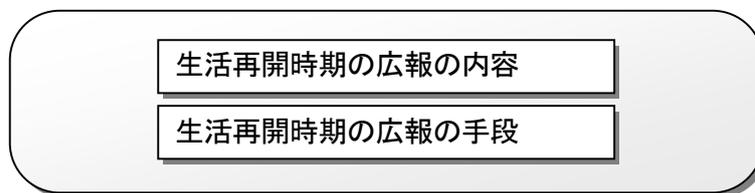
初動期の広報は、下記的手段により市民に混乱を与えないよう十分に配慮する。

- 防災行政無線による広報
- 市の広報車
- テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関への情報提供による広報
- 市ホームページ、安心安全メール、ツイッターによる広報

⇨ 『資料編(2)』第2「放送要請手続一覧」参照

### 3.3 生活再開時期の広報 ⇨ 『総合政策部』

市民生活の再開の程度は様々な段階があり、それぞれの段階で提供する情報と各種の広報手段を組合せて、それぞれの対象者に広報を実施する。



#### (1) 生活再開時期の広報の内容

広報の内容の時間的流れは次のとおりである。

時期	期間	広報内容
第1時期	3日～ 1週間程度	<p>災害発生直後の生存関連情報から、避難生活・通常生活のための情報が必要となり、初動期広報の項目に加え、生活関連情報、各種行政施策について避難所を中心に広報する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 電気、ガス、水道等の復旧状況</li> <li>○ 電気、ガス等の復旧による火災等の二次災害防止に関する情報</li> <li>○ 公共交通機関の復旧情報</li> <li>○ 生活の基礎情報 (商店・風呂等の生活情報、行政サービス情報)</li> <li>○ 安否情報</li> <li>○ 相談窓口開設の情報</li> </ul>
第2時期	2～3週間目	<p>ライフラインの復旧が進むにつれて、被災が軽微であった市民は通常生活を再開するので、これらの市民に対する通常の行政サービスに関する情報を広報する。</p>
第3時期	4週間目以後	<p>避難所での避難生活から仮設住宅での個別の生活を始めるとともに、大部分の市民が通常生活を送るような時期になり、被災者向け情報とそれ以外の市民向け情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害関連の行政施策情報</li> <li>○ 通常の行政サービス情報</li> </ul>

#### (2) 生活再開時期の広報の手段

この時期に提供する行政関連情報は、行政施策に関連する手続き等、複雑な内容になってくるので、保存可能な文字情報としての広報紙による広報を中心に、様々な広報手段を用いて、迅速かつ的確に広報する。特に広報紙は、被災者にとって特別な装置等を必要としない重要な情報入手手段として貴重である。

##### □避難所の市民への広報

- 広報紙、臨時広報紙の配布
- 防災行政無線による伝達
- 広報車による広報
- 掲示板への掲出（広報紙、臨時広報紙、伝達情報等）

□避難所外の市民への広報

- 避難所以外の公共施設での広報紙の配布及び伝達情報等の掲出
- 報道機関への情報提供による広報

□市外避難者への広報

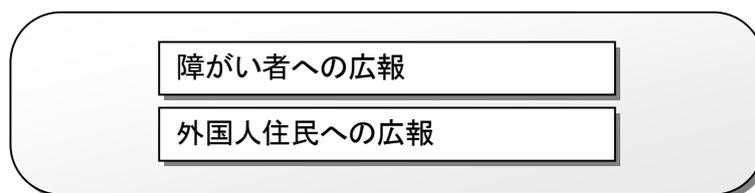
ファックスサービス、報道機関への情報提供による広報

□その他の広報

市ホームページ、安心安全メール、ツイッターによる情報提供

### 3.4 要配慮者への広報 ⇨ 『福祉部、総合政策部』

聴覚・視覚障がい者や外国人住民等の災害情報を的確に入手することが困難な要配慮者に対して、適切に情報が伝達されるように十分配慮して広報に努める。



#### (1) 障がい者への広報

聴覚障がい者に対しては、文字情報（広報紙）や市ホームページ、テレビでの文字放送、手話放送テロップ等により広報に努める。

視覚障がい者に対しては、テレビ、ラジオで繰り返し情報を提供するとともに、ボランティアなどに協力を要請し、可能な限り点字での広報に努める。

また、各種障がい者支援団体、ボランティア団体と連携し、それらの団体への情報提供を通じて広報する。

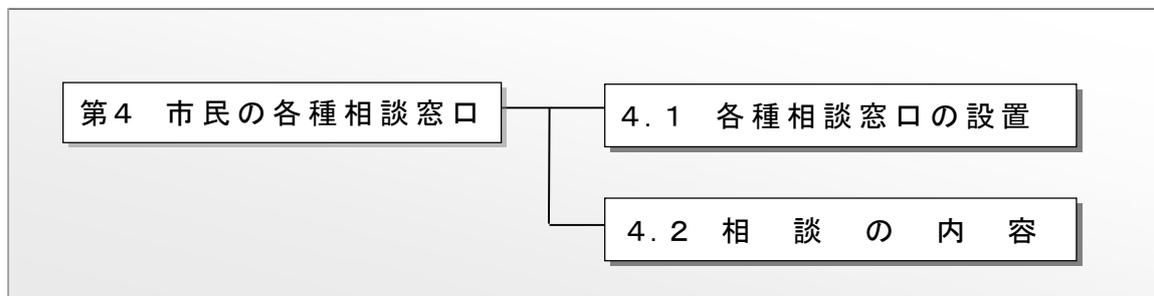
#### (2) 外国人住民への広報

被災外国人住民への情報伝達のため、外国人住民団体、ボランティア等と連携し、広報内容の多言語化を図りつつ広報する。

また、報道機関へも外国語放送の協力を要請し、広報が行き届くよう努める。

## 第4 市民の各種相談窓口

被災住民からの相談、要望、要求等、市民から寄せられる生活上の不安の解消を図るため、関係各グループ(部)と相互に連携して市庁舎等に相談窓口を設け、相談活動を実施する。また、外国人住民に対しても通訳ボランティア等を配置し、相談に応じる。



### 4.1 各種相談窓口の設置 ⇨ 『総務部、関係各部』

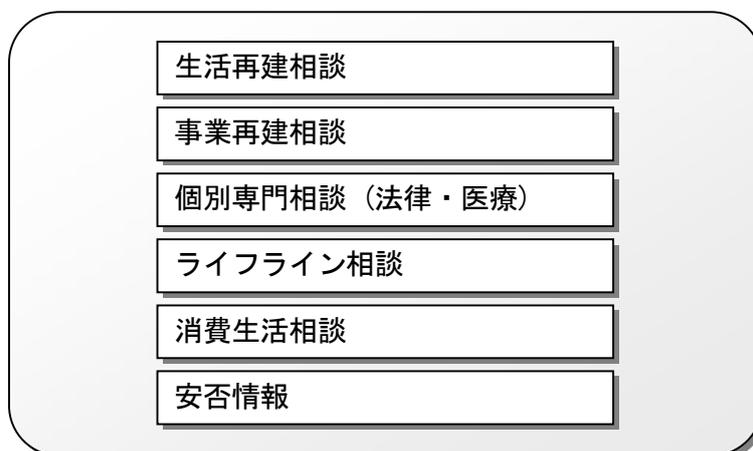
被災市民からの相談、要望等の早期解決を図るため、関係各グループ(部)及び関連機関と協力し、次のような各種相談窓口を設置する。

#### □相談窓口の設置

- 市役所、公民館等での相談窓口の設置
- 各避難所の巡回相談
- 電話相談窓口の設置  
照会、連絡や相談窓口の設置状況等の連絡については、電話及びファックス等で対応する。
- 他機関(国、県、防災関係機関等)との共同相談窓口の設置  
市、県、国等による支援事業についての相談並びに斡旋について実施する。

### 4.2 相談の内容 ⇨ 『総務部、関係各部』

相談の内容は次のとおりとする。



(1) 生活再建相談

生活再建のための経済援助、手続き等の相談は次の項目について実施する。

- り災証明書の発行
- 義援金の配分、災害弔慰金等の支給、資金の貸付け等
- 倒壊家屋の処理
- 住宅の応急修理、仮設住宅の入居、公営住宅の斡旋
- その他生活相談

(2) 事業再建相談

事業再建のための、市、県及び国による支援事業についての相談及び斡旋を行う。  
また、県、国による支援事業については、関係機関との共同窓口を設ける。

- 中小企業関係融資
- 農業関係融資
- その他融資制度

(3) 個別専門相談（法律・医療）

① 法律相談

被災に伴って生じる借地、借家等の法律問題や住宅応急修繕、再建等の相談は、弁護士会等法律関係団体及び建築関係団体等の協力を得て相談を行う。

② 医療相談

心身の健康に関わる医療問題など、医療関係団体等の協力を得て相談を実施する。特に震災による悲しみや恐怖、不安、ストレス等心の悩みを受け止め、問題解決の一助とするため、専門のコウンセラーによる電話相談、面接相談を行う。

(4) ライフライン相談

ライフラインの被災、復旧状況についての相談を実施する。  
電気、ガス等については関係機関との共同相談窓口を設ける。

(5) 消費生活相談

地震発生直後から、災害に伴う悪質商法により、契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、相談業務を速やかに始める。相談処理や事業者の指導に当たっては、県、警察、弁護士会等の関係機関に協力を求める。

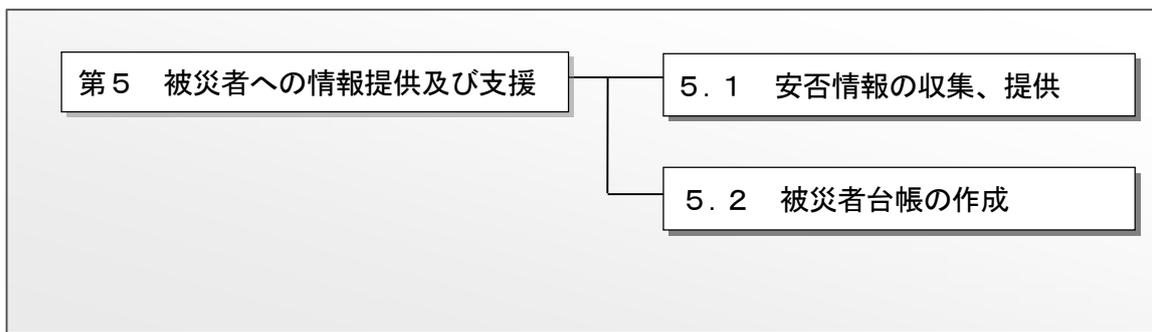
また、消費者被害の未然防止・拡大防止のため、市の広報紙、市ホームページ、安心安全メールや報道機関等の広報手段により、悪質商法への注意を啓発する。

(6) 安否情報

安否情報は、同居の家族や市内の住民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報の提供、広報を行う。

## 第5 被災者への情報提供及び支援

法に基づき、被災者への支援を行うため、被害状況及び支援の実施状況等を一元的に整理する被災者台帳を必要に応じて作成し、個人情報の取扱いに留意して、被災者の家族等への情報提供の活用について定める。



### 5.1 安否情報の収集、提供 ⇨ 『市長公室、関係各部』

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助活動等の人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するように努める。

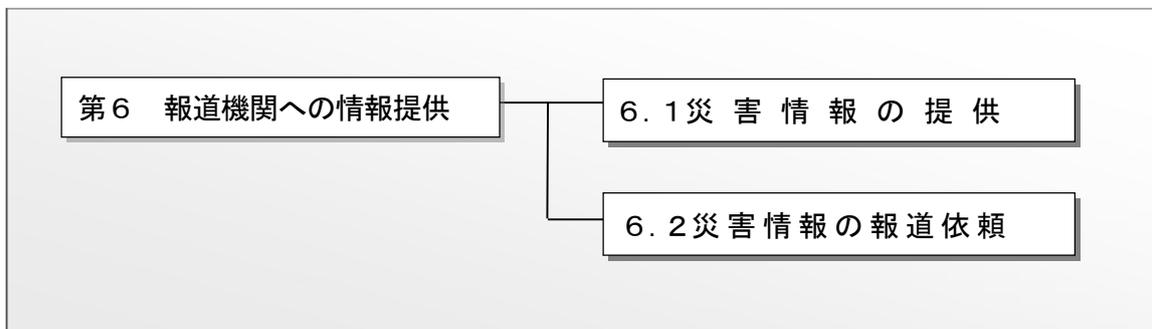
市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防、警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努める。

### 5.2 被災者台帳の作成 ⇨ 『市長公室、関係各部』

市は、必要に応じて、被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者への総合的かつ効率的な支援の実施に努める。

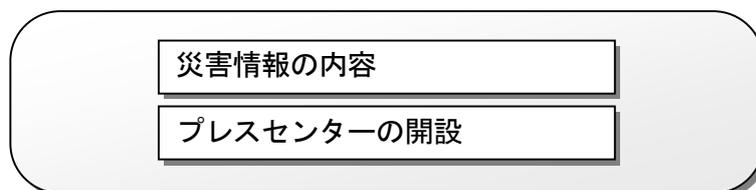
## 第6 報道機関への情報提供

被災地の市民が、適切な判断により行動がとれるように、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関との連携を図り、災害情報の迅速で的確な広報を実施する。



### 6.1 災害情報の提供 ⇨ 『総合政策部』

「総合政策部」は、プレスセンターを開設し報道機関に対して災害情報を提供する。



#### (1) 災害情報の内容

報道機関に対して次の事項を中心に災害情報を提供する。  
個人情報の公開については、十分に配慮の上実施する。

- 地域の被害状況等に関する情報
- 本市における避難に関する情報
  - ・ 避難の勧告に関すること
  - ・ 避難施設に関すること
- 地域の応急対策活動の状況に関する情報
  - ・ 救護所の開設に関すること
  - ・ 交通機関及び道路の復旧に関すること
  - ・ 電気、水道等の復旧に関すること
- その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む）
  - ・ 給水及び給食に関すること
  - ・ 電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること
  - ・ 感染症予防に関すること
  - ・ 各種相談窓口の開設に関すること

(2) プレスセンターの開設

「総合政策部」は、報道機関等に提供するためのプレスセンターを庁舎内に開設し、一定時間ごとに情報を発表する。また、その際に提供した資料を保管し、他機関からの問い合わせ等に対応する。

6.2 災害情報の報道依頼 ⇨ 『総合政策部』

「総合政策部」は、災害に関する情報を広報するため、テレビ、ラジオの報道機関へ依頼する。

テレビ、ラジオについては、埼玉県を通じてNHKさいたま放送局、テレビ埼玉、FM NACK5（エフエムナックファイブ）、ジェイコム北関東に対し放送を要請する。

ただし、やむを得ない場合は、本市から直接依頼する。

⇨ 『【資料編(2)】第2「放送要請手続一覧」』参照

## 第3節 消防活動

地震による被害の発生は、家屋の倒壊等による被害もさることながら、同時多発的に発生する火災による被害が人的にも、物的にも最も大きい。

そのため、消防部は、平常時から住民や事業者に対し、出火防止と初期消火の徹底について呼びかけを行うとともに、消防団を含めて、その全機能をあげて延焼拡大防止に努め、災害状況に対応した防御活動を展開し、大地震時の火災から住民の生命及び財産を守らなければならない。

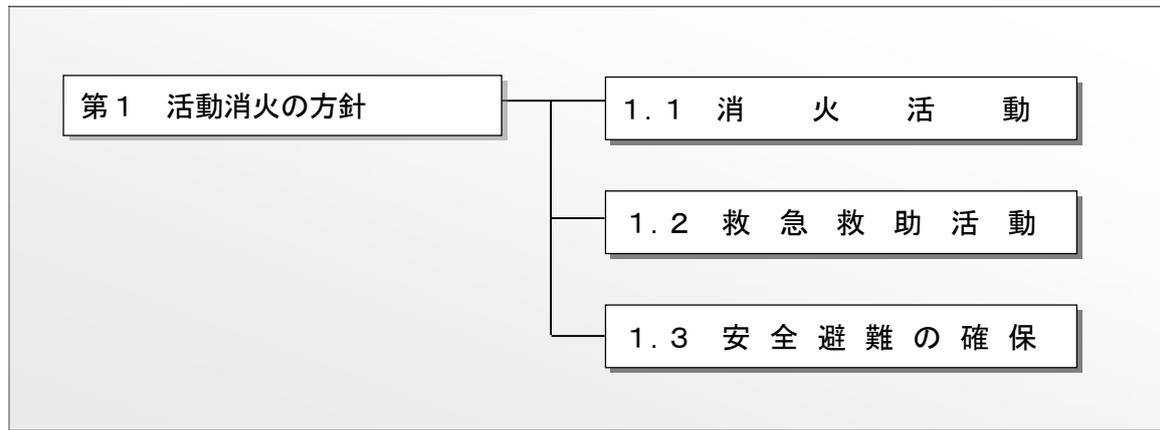
地震災害時における消防活動体制の計画を以下に定める。

### 【 消防活動に係る事項 】



## 第1 消防活動の方針

地震災害時における活動方針は、火災及び災害規模、態様に応じ消防力を効率的に運用し、人命の安全確保を最優先に実施する。



### 1.1 消火活動 ⇨ 『消防部』

地震災害時に二次的に発生する火災に対処するため、消防の総力をあげて、出火防止と火災の早期鎮圧及び延焼拡大の防止を図る。

### 1.2 救急救助活動 ⇨ 『消防部』

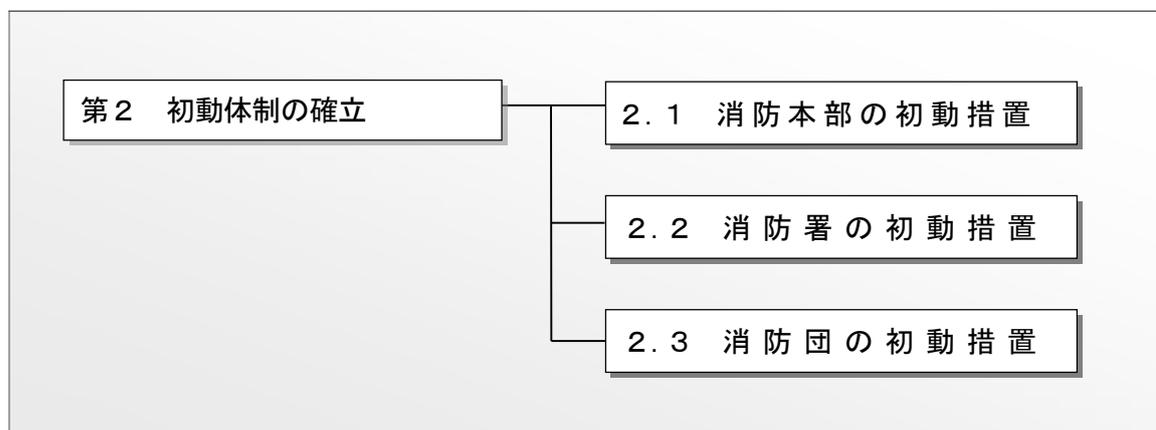
地震災害時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒劇物等の漏洩等により複合的に被害が発生することが予想される。このことから、消防の人員、資機材を活用し救急救助活動を最優先に実施し、人命の安全確保に努める。

### 1.3 安全避難の確保 ⇨ 『消防部』

火災の発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、市民の安全避難を確保するため活動する。

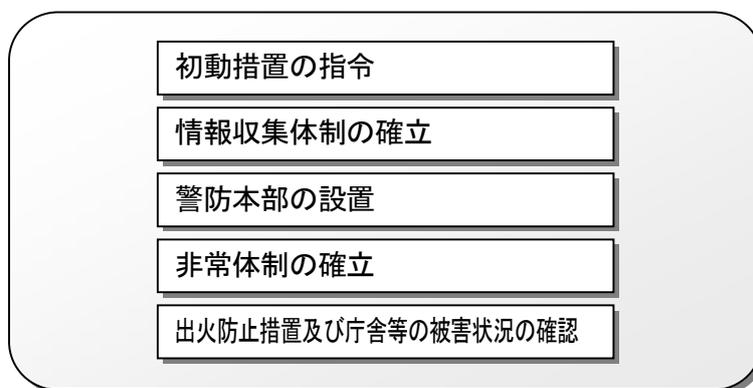
## 第2 初動体制の確立

地震災害時における初動体制を速やかに確立するため、消防本部、消防署、消防団の初動措置を以下のように定める。



### 2.1 消防本部の初動措置 ⇨ 『消防部』

市内で震度5強以上の地震が発生したとき、及び消防長が震災警戒体制を特に必要と認めたときは、早期に災害警戒体制の確立を図る。



#### (1) 初動措置の指令

市内で震度5強以上を覚知したときは、自動的に非常配備体制を発令されたものと判断し、各署職員に初動措置の実施を指令する。

各署職員にあつては、指令受信後、直ちに初動出動体制の確立を図る。

#### (2) 情報収集体制の確立

警防課及び各署所の通信施設・機器の機能試験、及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに情報収集体制の確立を図る。

(3) 警防本部の設置

災害対策本部との活動調整及び各署職員の災害活動を総合的に処理し、災害情報の収集と活動方針の伝達等を的確に実施するため、消防本部に警防本部を設置する。

(4) 非常体制の確立

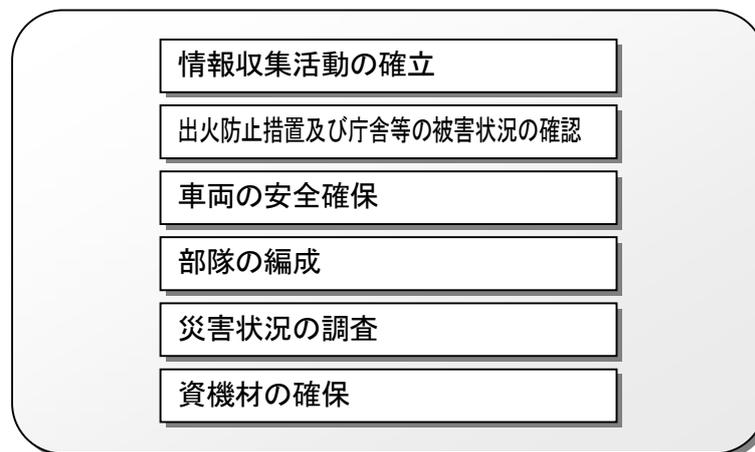
発生した地震の規模等により、各署職員の非常招集を指令し、非常体制の確立を図る。

(5) 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに庁舎及び付属施設の被害の有無を確認する。

2.2 消防署の初動措置 ⇨ 『消防部』

消防署の初動措置は以下のとおりである。



(1) 情報収集活動の確立

地震災害の発生及び非常配備体制が発令された場合、施設、通信機能及び連絡網等のあらゆる手段により迅速かつ的確に情報を収集、整理、分析し、重要な情報を警防本部に報告する。報告はファックスを活用する。ただし、これにより難しい場合は、電話等で報告する。

(2) 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施する。

(3) 車両の安全確保

地震による消防車両の出動障害を避けるため、署所の立地条件、建物の構造等を考慮し、消防車両等を車庫前又は安全な場所へ移動する。

(4) 部隊の編成

消防署は部隊編成を整える。

(5) 災害状況の調査

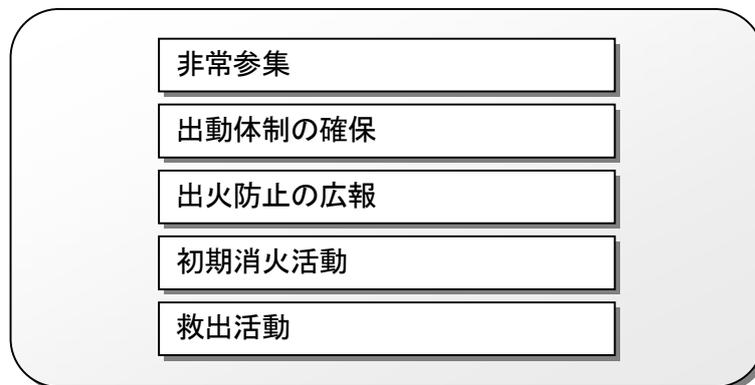
市内の火災、救急救助事案の発生状況及び周辺道路の交通障害の状況を調査する。

(6) 資機材の確保

備蓄資機材、簡易救助資機材、携帯用非常電源及び可搬ポンプ等の機能点検を実施するとともに、非常用燃料の確保に努める。

2.3 消防団の初動措置 ⇨ 『消防部』

消防団長は、市内で震度5強以上の地震が発生したときは、指揮連絡体制を確立し、非常配備体制を確保するため、消防庁舎に消防団本部を設置する。



(1) 非常参集

本市内で震度5強以上の地震を覚知した消防団員は、分団車庫に自発的に参集し、早期に活動体制をとる。各分団長は、参集途上における周辺の被害状況を消防団員から集め、所轄署所へ伝達する。

(2) 出動体制の確保

消防車両の安全確保を図り、ホースの車両積載数を増やし、出動体制を整える。

(3) 出火防止の広報

被害軽微時は、管轄区域内における火気始末、出火防止等の広報を実施する。また、実施する際は自治会及び自主防災組織等の協力を得て実施する。

(4) 初期消火活動

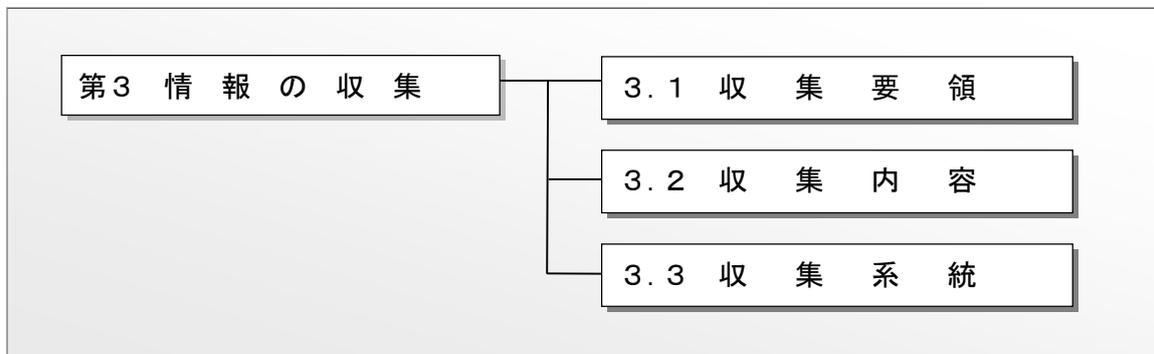
火災を発見した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、消火活動に従事する。なお、出火件数が多い場合は、適宜、付近の自治会及び自主防災組織等の協力を求める。

(5) 救出活動

地震による家屋の倒壊、障害物の落下等による救急救助事案の発生を覚知した場合には、直ちに消防本部に通報するとともに、被災者の救出、搬送等支援活動を実施する。また、活動実施に当たっては、付近の自治会及び自主防災組織等の協力を求める。

### 第3 情報の収集

情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により極度に制限されることが予想されるので、次のとおり迅速かつ的確に情報の収集に努める。



#### 3.1 収集要領 ◇ 『消防部』

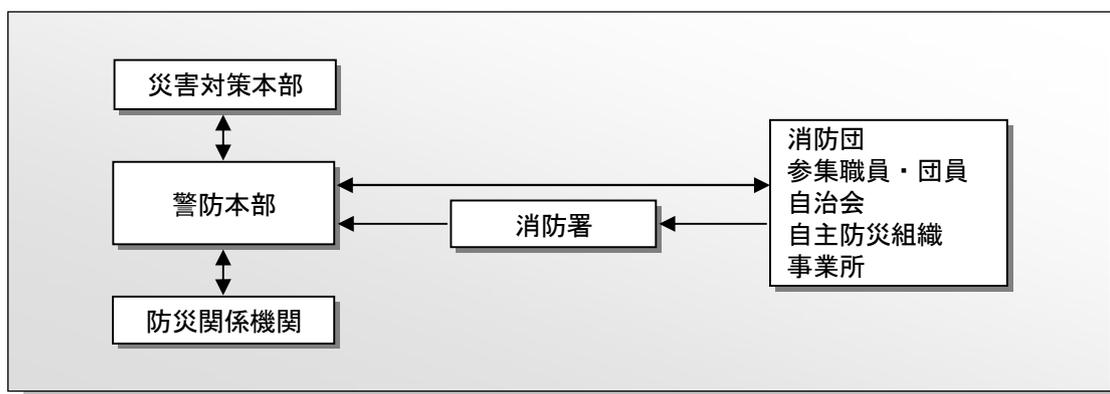
各署所は、指揮車、消防ポンプ自動車等の巡回、その他、あらゆる手段で正確な被害状況の把握に努め、無線等により警防本部へ報告する。

#### 3.2 収集内容 ◇ 『消防部』

情報収集の内容は、地震発生に伴い生じた火災又は人命に係る情報を主体とし、次のとおりとする。

- 火災の発生場所、程度及び延焼方向
- 危険物、高圧ガス等の大量流出及び火災危険の状況
- 大規模救急救助事案の発生場所及び程度
- 家屋等の損壊状況
- 河川、堤防の決壊状況
- 道路、橋梁等の被害状況及び交通障害
- 重要対象物の被害状況
- その他消防活動上の必要事項

#### 3.3 収集系統 ◇ 『消防部』



## 第4 交通規制

災害現場周辺における交通渋滞は、緊急車両の通行の妨げとなり、災害応急対策活動の実施に著しい支障が生じる。

このため、災害現場において警察官と連携を図り、効果的な交通規制を実施する。

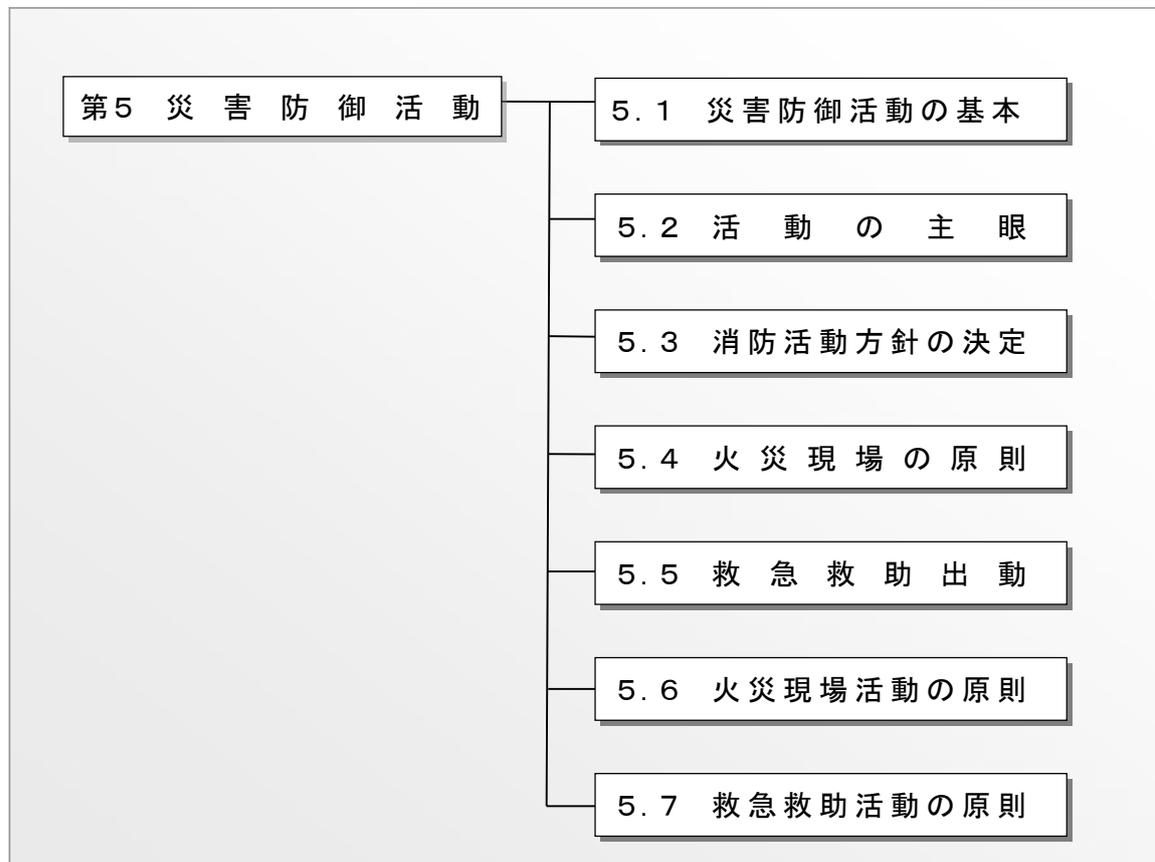
また、災害現場に警察官がいない場合にあっては、次の措置により消防緊急通行車両の円滑な交通道路を確保する。

### □消防緊急車両の交通道路を確保するための措置

- 通行禁止区域等において、災害応急対策活動の実施に著しく支障を生じるおそれがあると認められた場合に、車両及びその他の物件の所有者等に当該物件の移動等の措置を命ずることにより、緊急車の通行路を確保する。
- 措置命令に従わない場合、又は所有者等が現場にいない場合にあっては、当該措置を自らが実施することにより、緊急車の通行路を確保する。

## 第5 災害防御活動

地震災害時における災害防御活動を次のように定める。



### 5.1 災害防御活動の基本 ⇨ 『消防部』

指揮者及び隊員は、同時に多数の火災、救急救助事案が発生することを認識し、出動した火災等は自己隊の責任で対処する決意をもって消防力を最大限に発揮し、効果的な火災現場活動、救急救助活動に努める。

### 5.2 活動の主眼 ⇨ 『消防部』

消防活動は、火災発生数及び災害規模に応じ消防力を効率的に運用し、人命の安全確保と被害の軽減を図ることを主眼とする。

### 5.3 消防活動方針の決定 ⇨ 『消防部』

消防長及び消防署長は、次により災害対応方針を決定し、消防活動の万全を期する。

- ア. 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を実施する。
- イ. 市街地の火災防御活動を優先し、事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大のおそれがあるときに局部的に防御する。

#### 5.4 火災現場の原則 ⇨ 『消防部』

消防活動の効率性を確保するため、火災出動計画に基づく部隊運用を図る。  
なお、災害状況によっては、特命出動等により柔軟な対応を図る。

#### 5.5 救急救助出動 ⇨ 『消防部』

救急救助事案の伴う現場への出動は、救命率を確保するため、努めて救急隊と他の隊が連携して出動する。

また、救助事案の伴わない場合の出動は、救急隊のみとし、救命を要する重傷者を優先に出動する。

#### 5.6 火災現場活動の原則 ⇨ 『消防部』

- ア. 火災現場と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
- イ. 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物及び空地等を活用して、守勢的現場活動により延焼を阻止する。
- ウ. 火災態様、風向、風速等に留意し、常に広域的な視点で防御活動に徹する。

#### 5.7 救急救助活動の原則 ⇨ 『消防部』

救急救助活動は、救命処置を必要とする重傷者を最優先とし、その順位は次による。

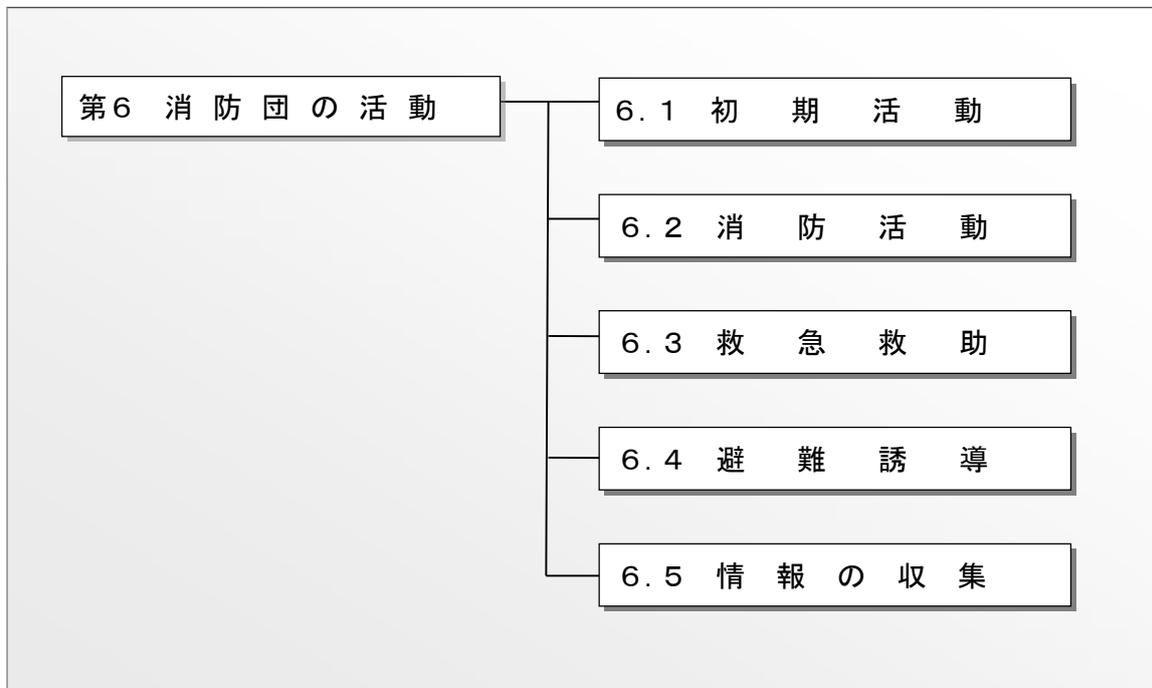
- ア. 延焼火災が多発し、同時に多数の救急救助事案が併発している場合は、火災現場付近を最優先に救急救助活動を実施する。
- イ. 延焼火災が少なく、同時に多数の救急救助事案が併発している場合は、多数の人命を救護できる事案を優先に救急救助活動を実施する。
- ウ. 救命処置を必要とする傷病者が多数発生している場合は、医療救護班等医療救護の関係機関と連絡を密にして、効率的な救護活動を実施する。

##### □救急活動の原則

- 傷病者の救急搬送は、救命の処置を必要とするものを優先として、医療機関に搬送する。
- 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とするものを優先する。
- 傷病者が多数発生している場合は、医療救護所を設置し救護活動を実施する。

## 第6 消防団の活動

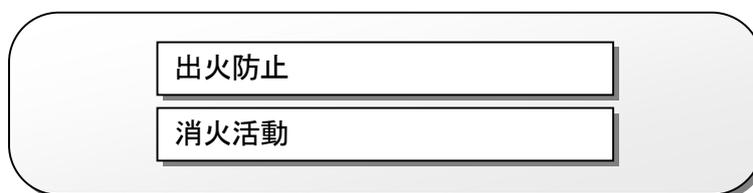
地震災害時における消防団の活動は次のように定める。



### 6.1 初期活動

- ア. 各分団は、地震時には直ちに分団車庫に参集し、消防自動車等を管理するとともに、積載ホースの増強を図り出動準備を行う。
- イ. 被害軽微時においては、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

### 6.2 消防活動



#### (1) 出火防止

地震の発生により火災等の災害発生が予測された場合は、被害軽微時においては、住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等）を広報する。

#### (2) 消火活動

地域における消火活動や主要避難路確保のための消火活動を行う。

### 6.3 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、医療救護所等に搬送する。

### 6.4 避難誘導

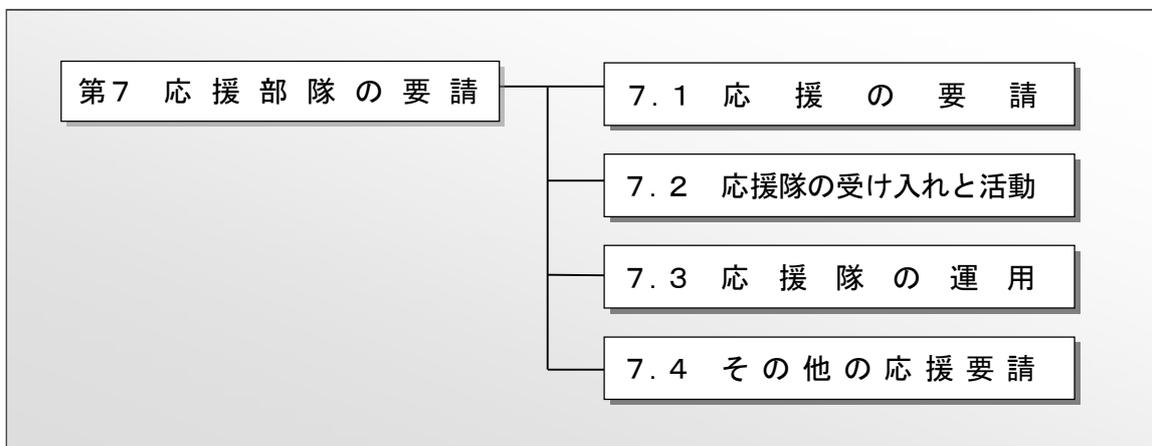
避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

### 6.5 情報の収集

消防本部による活動を補佐し、早期の災害情報の収集を行う。

## 第7 応援部隊の要請

大規模な地震の発生により、火災防御活動、救急救助活動等において現有の消防力では対応できないと判断される場合、他の消防機関へ応援要請を行う。

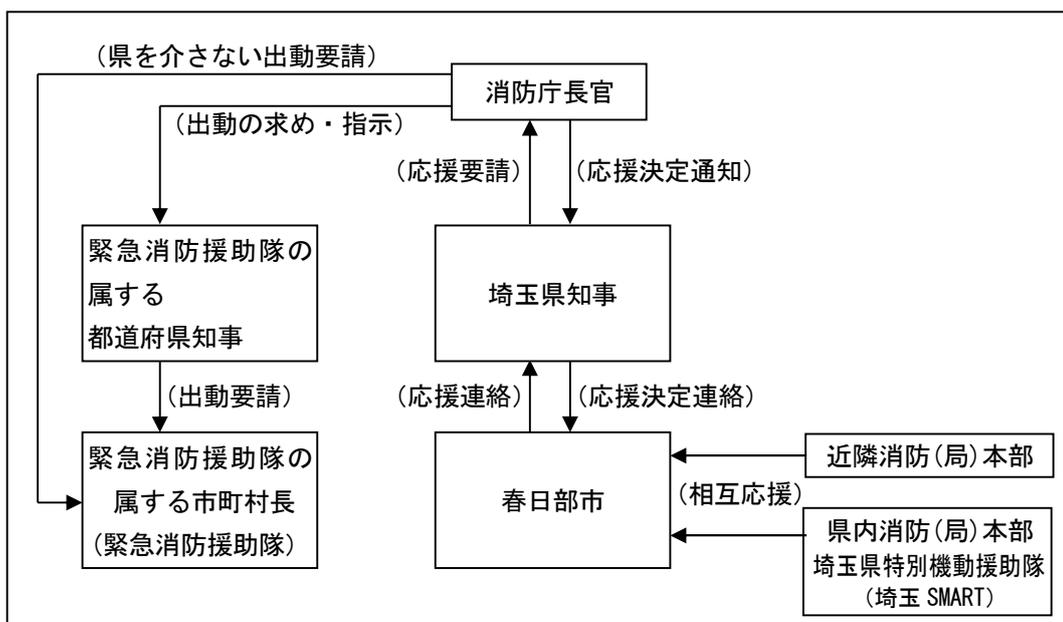


### 7.1 応援の要請 ⇨ 『消防部』

震災が発生し、市の消防力では対応することが困難であると判断した場合は、消防組織法（昭和23年法律第186号）第39条の消防相互応援協定に基づく応援、及び第44条に基づく緊急消防援助隊の応援要請を本部長に行うものとする。

なお、災害時の応援として埼玉県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

#### 【緊急消防援助隊に係る応援要請の流れ】



⇨ 『【資料編(1)】第25「緊急消防援助隊に係る各部隊の概要」』参照

## 7.2 応援隊の受け入れと活動 ⇨ 『消防部』

- ア. 応援隊の野営場所等の確保
- イ. 応援隊の指揮は、消防組織法第47条の規定による。
- ウ. 応援隊との連絡調整を行い、活動の効率化を図る。

## 7.3 応援隊の運用 ⇨ 『消防部』

- ア. 応援隊を効率的に運用するため、指揮支援隊長と連携を図る。
- イ. 春日部市消防受援計画、春日部市災害時広域受援マニュアルに基づき、応援隊との連絡調整を行う。

## 7.4 その他の応援要請 ⇨ 『消防部』

災害現場の状況により、必要があるときは、時期を逸することなく次の機関に応援要請する。  
なお、応援要請に当たっては、関係機関と調整の上実施する。

- ア. 埼玉のDMAT（災害派遣医療チーム）への応援要請
- イ. 埼玉県ドクターヘリへの応援要請
- ウ. 土木建設業者等民間企業への応援要請
- エ. その他の機関への応援要請

## 第 8 危険物施設等の応急対策

「消防部」は、危険物施設等関係事業所に対し、地震災害時の応急対策として当該施設の実態に応じ、次の応急措置を講ずるように指示する。

### □危険物施設の応急対策

- ① 危険物が流出、爆発のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は緊急停止措置を実施する。
- ② 危険物施設の現状把握と災害の危険性を確認するため、危険物の取扱施設、消火施設、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。
- ③ 危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
- ④ 危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
- ⑤ 災害を発見したときは、速やかに消防本部、県、警察署に通報し状況を報告する。

## 第4節 救援・救護活動

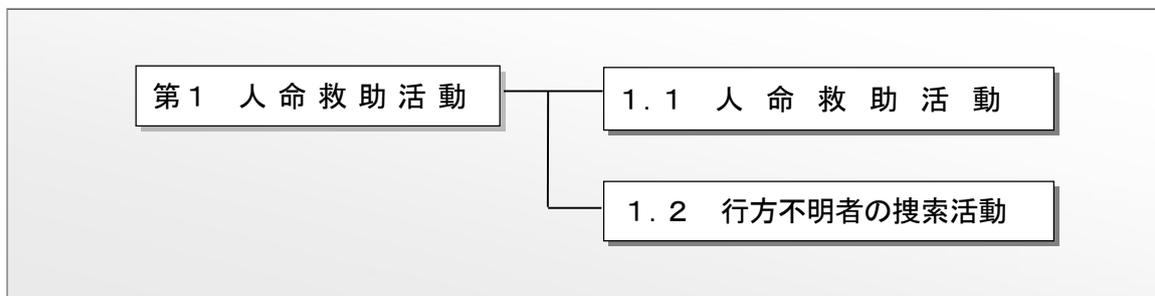
地震災害時には被災者の生命の安全の確保をするとともに、人心の安定を図るために、迅速な救援・救護活動を実施する必要がある。  
救援・救護活動に係る計画を以下に示す。

### 【 救援・救護活動に係る事項 】



## 第1 人命救助活動

地震災害のため、生命や身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対しては、捜索を行い、救助し保護を図る。

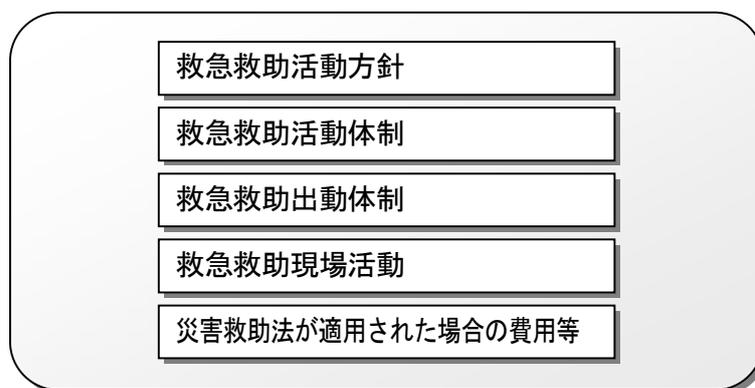


### 1.1 人命救助活動 ◇ 『消防部、警察署』

地震発生直後においては、火災をはじめ建築物の倒壊等により、広域的に多数の人命救助の要請が発生することが予想される。

人命救助は、救援・救護活動の初動期において最も重要な活動であるとともに、最も緊急性の高い活動でもある。

このため、市は、消防機関をはじめ総力をあげて活動にあたるとともに、自治会組織、自主防災組織、事業所、市民及び警察との連携を図り、また、必要に応じて、自衛隊、埼玉県及び防災関係機関の応援協力を得て、人命救助にあたる。



#### (1) 救急救助活動方針

##### ① 救命活動の優先

救助隊及び救急隊は、救命活動を優先する。

##### ② 重傷者優先の原則

救助及び救急処置は、救命の処置を必要とする負傷者を優先とし、その他の負傷者は、できる限り他の防災関係機関と連携のうえ救急救助活動を実施する。

◇ 『【資料編(2)】 第3 トリアージタグ』参照

③ 幼児・高齢者優先

負傷者が多数の場合の救急救助活動は、幼児及び高齢者等の要配慮者等を優先して実施する。

④ 火災現場付近優先

火災現場付近を優先に救急救助活動を実施する。

⑤ 救急救助の効率

同時に多数の救急救助事案が併発している場合は、効率的な救急救助活動を実施する。

(2) 救急救助活動体制

① 発災初期の活動体制

地震発生後、被害状況が把握されるまでの間は、必要に応じて署所周辺の救急救助を行う。

② 火災が少ない場合の体制

火災が少なく、救急救助事案が多い場合は、必要に応じた隊数を災害現場に投入し、救急救助体制を確保する。

(3) 救急救助出動体制

① 出動に対する措置

出動は、原則として火災出動計画に基づき出動する。

ただし、通信の輻輳により命令を受けることができない場合は、上位の指揮者の判断により出動する。

② 出動体制

救急救助事案への出動は、必要に応じて、救急隊に加えて支援隊が連携して出動する。

また、救助事案への出動は、原則としてユニットで対応する。

③ 救助出動の優先順位

複数の救助事案を覚知した場合の優先順位は、事故の規模等から被害の甚大な事案を優先する。

④ 救急救助事案の現場に出動途上の留意事項

□出動途上の留意事項

- 火災を現認した場合は、直ちに警防本部に報告し、消防団、地域の住民に協力を求める。
- 救助事案を現認した場合、出動先の救助事案よりも重大で優先順位が高い場合は、その内容を警防本部に報告し、順位の高い事案に対応する。
- 救急救助出動の途上でも、災害事案の発見に努める。

(4) 救急救助現場活動

① 救助の順位と効率の重視

救助は、救命措置を必要とする者を優先に救出し、軽傷者は、消防団員及び付近の住民等に協力を求め救出を行う。

ただし、活動人員に比較し多数の要救助者がある場合は、容易に救助できる者を優先と

し、短時間に一人でも多く救出する。

## ② 消防団員及び一般住民への協力要請

救出した負傷者は、救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員及び付近の住民等に指示し、現場付近の医療救護所に搬送させる。

## ③ 負傷者の救急搬送

負傷者の救急搬送は、救命を必要とする者を優先として安全かつ傷病に適応する医療機関等に搬送する。

## ④ 負傷者に対する救急措置

負傷者に対する救急措置は、救命の措置を必要とする者を優先とし、その他の負傷者は、消防団員等の協力を得て、自主的な応急手当を行わせる。

## ⑤ 医療救護所の設置

負傷者が多数発生している場合は、現場に医療救護所を設置して救護活動を行う。

医療救護所の設置については、負傷者が多数発生している場合、各署所に医療救護所を設置する他、市地域防災計画に定めるところによる。

## (5) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害にかかった者の救助に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

## 1.2 行方不明者の搜索活動 ◇ 『市民生活部、消防部、警察署』

建物の倒壊や火災等により多数の行方不明者が発生することが予想されるため、速やかに行方不明者の安否を確認することが必要である。

□行方不明者の安否確認

- 地域住民及び警察等の協力を得て、行方不明者の安否を確認する。
- 行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合のうえ行う。

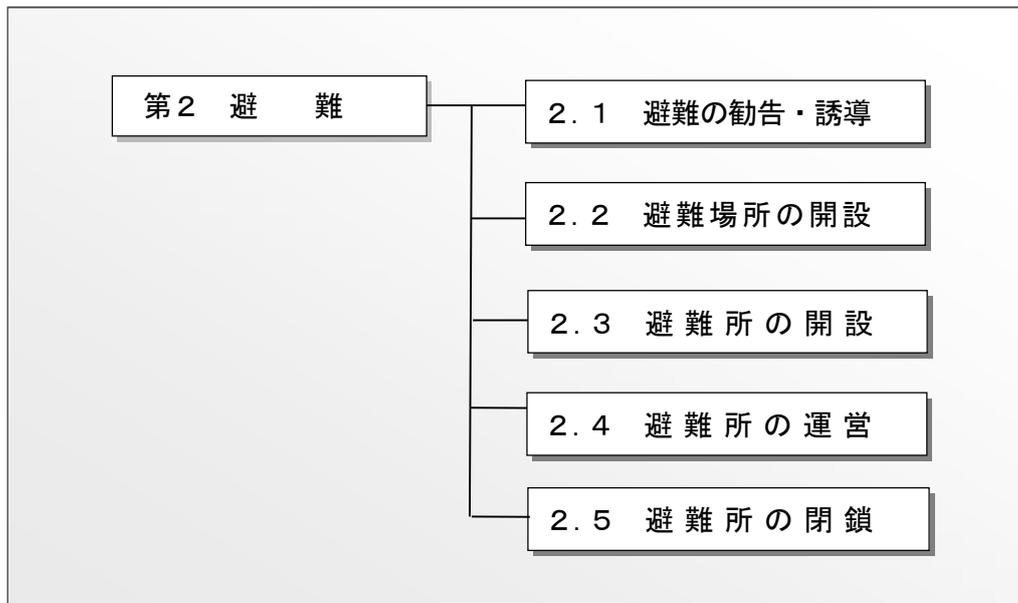
□行方不明者の搜索

行方不明者の搜索は、災害の規模等の状況を踏まえて、警察署、自衛隊等の関係機関や自主防災組織、ボランティア、地域住民の協力を得て実施する。

## 第2 避難

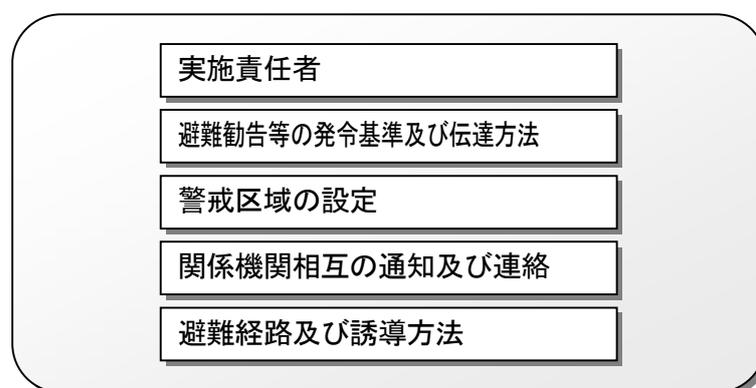
地震災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、避難場所・避難所を開設し、人命被害の軽減と避難者の援護を図る。

さらに、大規模地震時には、他都道府県からの多数の避難者受入れを想定し、避難者の一時的な生活を確保し、避難生活を適切に支援する。



### 2.1 避難の勧告・誘導 ⇨ 『市長公室、各部共通』

火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生又は発生する恐れがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるときは、避難勧告等の発令及び誘導は、できる限り迅速かつ円滑に実施する。



(1) 実施責任者

避難勧告等の発令及び誘導は、できる限り迅速かつ円滑に実施する。また、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

【 避難に係る実施責任者 】

災害の種類	実施責任者	根拠法令	区分
災害全般	市長	法第 60 条	勧告・指示
	警察官	法第 61 条 (警察官職務執行法第 4 条)	指 示 (警告、強制的措置)
	自衛官	自衛隊法第 94 条	指 示
洪水 地すべり	知事、その命を受けた県職員	水防法第 29 条及び 地すべり等防止法第 25 条	指 示
洪水	水防管理者	水防法第 29 条	指 示

(2) 避難勧告等の基準及び伝達方法

市長は、次の基準により避難勧告等を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者等に伝達する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

□避難勧告等の明示事項

<input type="radio"/> 避難の対象地域 <input type="radio"/> 避難経路 <input type="radio"/> 避難先 <input type="radio"/> 避難準備・高齢者避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の理由 <input type="radio"/> その他必要事項
---

【 避難勧告等の基準及び伝達方法 】

種別	条件	伝達内容	伝達方法
避難準備・ 高齢者等避難開始	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならないような災害の発生する可能性が高まった状況	<input type="radio"/> 勧告者 <input type="radio"/> 避難の理由 <input type="radio"/> 避難地域 (○避難場所) <input type="radio"/> 避難の行動	<input type="radio"/> 防災行政無線 <input type="radio"/> 広報車 <input type="radio"/> サイレン <input type="radio"/> 警 鐘 <input type="radio"/> 登録制メール <input type="radio"/> 携帯電話の緊急速報メール <input type="radio"/> ホームページ <input type="radio"/> SNS <input type="radio"/> テレビ <input type="radio"/> ラジオ <input type="radio"/> FAX <input type="radio"/> 声かけ
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならないような災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	上記と同じ	上記と同じ
避難指示 (緊急)	条件がさらに悪化し、緊急に避難行動をとるべき、災害の発生するおそれが極めて高い状況、又は重ねて避難を促す場合		

### (3) 警戒区域の設定

市長は、法第 63 条に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

なお、警察官は市長若しくは市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、この職権を実施することができる。

また、自衛官は市職員及び警察官がその場にはいない場合に限り、警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去命令の措置を講ずることができる。ただし、当該措置を講じたときは直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

### (4) 関係機関相互の通知及び連絡

避難のため立退きを指示し、若しくは勧告をしたときは、次の要領に従って関係機関に通知又は報告する。

#### □警察官の措置

##### ○ 災害対策基本法に基づく措置

警察官 → 市長 → 知事(消防防災課)

#### □自衛官の措置

自衛官 → 市長 → 知事(消防防災課)

#### □避難命令に伴う市長から知事への報告事項

- 災害の態様及び被害の状況
- 指示又は勧告を発した日時
- 地域名又は対象人員
- 避難場所

### (5) 避難経路及び誘導方法

#### ① 避難経路

避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

#### ② 避難誘導

避難誘導は、警察官、消防団及び自主防災組織等の協力の基に、その地域の実情に応じ避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路へ誘導する。危険な地点には、表示、縄張りを実施するほか、夜間の場合は照明器具等を併用し、明示する。

病弱者、傷病者、障がい者又は歩行困難者は、状況により適当な場所に集合し、車両等により輸送する。火災等で避難場所が危険となった場合あるいは危険となるおそれがある場合は、他の避難場所に誘導する。

#### ③ 避難順位

緊急度の高い地域から避難を開始することとし、次の順位を原則とする。

1. 病弱者、障がい者
2. 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
3. 一般住民

#### ④ 携帯品

避難にあたっては、特に以下の事項を遵守するように指導する。

- 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型を記載したもの）を携行する。
- 2食分位の食料、着替え、水筒、手拭い、ちり紙、照明具、救急薬品、携帯ラジオ等を携行する。
- 服装は軽装とし、素足を避け、帽子、頭巾、雨具及び必要に応じて防寒具等を携行する。
- 貴重品以外の荷物は携行しないこと。
- 非常持ち出し品は、平時から用意しておくこと。

### 2.2 避難場所の開設 ⇨ 『 市長公室、各部共通 』

地震等の災害が発生した際に、切迫した危険回避又は一時待機の場所として、次の基準により避難場所を開設する。開設期間は、原則災害発生後から12時間とし、それ以上となる場合は、非常体制に移行するとともに、避難所を開設し、避難者を誘導する。

警戒体制〔震度5弱以下〕の場合

原則として本部から指示のあった避難場所

非常体制〔震度5強以上〕の場合

指定してある全ての避難場所

### 2.3 避難所の開設 ⇨ 『 市長公室、各部共通 』

地震災害により住居を失いあるいは避難しなければならない者を収容保護するため、速やかに避難所を開設する。

避難所の開設については、事後の救助事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて次のように実施する。

開設の趣旨
開設の時期
開設の方法
支出費用

### (1) 開設の趣旨

地震災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に収容し保護するため、避難所を開設する。一定期間避難した被災者の滞在する施設となる。

### (2) 開設の時期

- ア. 災害発生により、被災者の避難の必要を認めるとき。
- イ. 災害発生のおそれがあり、避難勧告以上が発令されたとき。
- ウ. 住居の倒壊等により、被災者が一定期間の滞在が必要と認めるとき
- エ. その他必要と認めるとき。

### (3) 開設の方法

#### ① 避難所の開設基準

避難所は、災害に応じ次の基準により開設する。

なお、指定避難所施設の点検を速やかに実施し、安全確認が確保できたところから開設する。使用不可能な場合や倒壊、延焼等の危険が予測される場合は、付近の安全な避難所又は確実に安全が確保できる施設を代替場所として使用する。

非常体制の開設避難場所

避難勧告等を発令した地域の避難者が使用すべき全ての避難所とする。ただし、避難者数が少ないと見込まれる場合は一部の避難所のみを開設する。

#### ② 避難所開設の公示等

本部長は、避難所を開設したとき、その旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

#### ③ 避難所開設の知事への報告

本部長は、避難場所を設置した場合には、直ちに次の事項を埼玉県知事に報告する。

知事への報告内容

- 避難場所開設の目的、日時及び場所
- 箇所数及び収容人員
- 開設期間の見込み

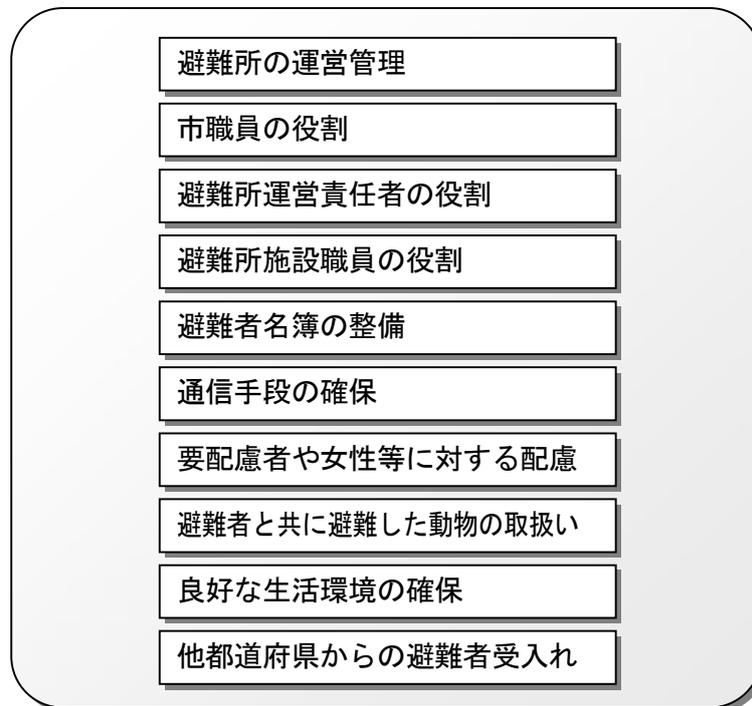
### (4) 支出費用

災害救助法が適用された場合は、避難所のための支出費用を、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

## 2.4 避難所の運営 ⇨ 『各部共通』

避難所の運営は、職員を各避難所に派遣し、あらかじめ策定した「避難所運営マニュアル」に従い、次の要領に基づき実施する。



### (1) 避難所の運営管理

避難所の管理運営は、自ら生活を行う避難者が主体となってルールを決めるなど、自治会や自主防災組織など地域住民が運営する。女性に配慮した避難所の運営を行うため、運営組織には複数の女性を参加させるよう配慮する。

避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等についても、避難者、住民自らが役割分担を行い、必要に応じてボランティア等の協力を得られるように努める。なお、必要があれば、県、相互応援協定を締結している市町等に対しても協力を要請する。

また、女性や要配慮者をはじめとした避難者のニーズの把握（女性の更衣や授乳等のためのスペースの確保等）に努め、避難所の運営に反映するとともに、避難所における生活環境に注意し良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保にも配慮する。

### (2) 市職員の役割

避難所の開設に伴い、避難所担当職員は、避難者の生活が確保できるよう、災害対策本部との連絡調整など避難所運営をサポートする。

### (3) 避難所運営責任者の役割

避難所ごとに運営責任者を定めることとする。避難所運営責任者は、被災者が互いに助け合い、また自主的な避難生活が実施できるように避難所の自治組織の結成を促し、組織の運営全般に関わる。

また、避難者の氏名、住所等、必要事項を掌握し、本部へ報告するとともに、避難所において必要とする食料、飲料水及び生活必需品等について、業務分担に基づく担当部に連絡する。

**(4) 避難所施設職員の役割**

災害初期において、学校等の施設の場合、学校職員及び教員は児童・生徒の安全確保及び避難を最優先とするが、可能な範囲内で避難所の運営に協力する。

また、市職員が到着するまでは、施設管理者が避難所の管理を実施する。

**(5) 避難者名簿の整備**

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握する。市内で不足が見込まれる場合には県、近隣市町村に応援要請する。

**(6) 通信手段の確保**

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

**(7) 要配慮者や女性等に対する配慮**

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。また、高齢者や障がい者等の要配慮者や女性の健康状態については、特段の配慮を行い、医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等の必要な措置をとる。

女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、女性の相談員、福祉相談員を配置若しくは巡回させ、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるように配慮する。

なお、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画推進センターや民間団体を積極的に活用する。

**① 要配慮者等に必要な物資等の整備**

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

◇ 『【資料編(1)】第23「備蓄品の例示一覧」』参照

**② 生活環境への配慮（プライバシーの確保等）**

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者のプライバシーの確保に配慮する。

**③ 避難者の健康管理**

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による健康相談の実施体制、市医師会との協定に基づく医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

また、高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行い、福祉避難所の設置場所をあらかじめ定めるとともに、和室スペースの活用や医療機関への移送や福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣等の必要な措置をとる。

**(8) 避難者と共に避難した動物の取扱い**

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し飼養させることとする。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合には、当該避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・管理は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を現状復旧させる全責任を負うものとする。

**(9) 良好な生活環境の確保**

避難所の運営にあたっては、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

避難所での生活が長期にわたる場合には、感染症予防対策に努める。

**(10) 他都道府県からの避難者受入れ**

市は、大規模地震のため、他都道府県からの避難者受入れについて、知事から協議があった場合は、避難所等から適当なものを選定し、受け入れるものとする。

**2.5 避難所の閉鎖 ⇨ 『各部共通』**

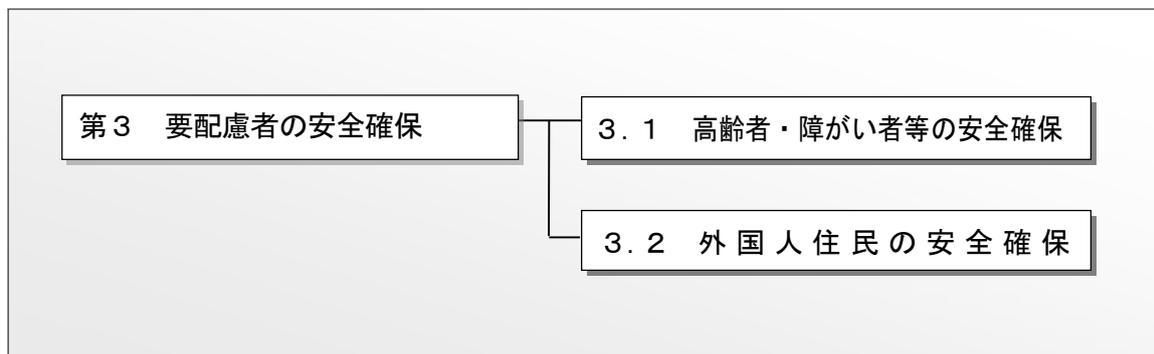
避難所は、災害が収まり、かつ避難する必要もなく、被災者のための応急仮設住宅などによる生活再建の目処が立った時点で閉鎖する。

なお、避難所を閉鎖した場合は、速やかに県、関係機関等に報告する。

### 第3 要配慮者の安全確保

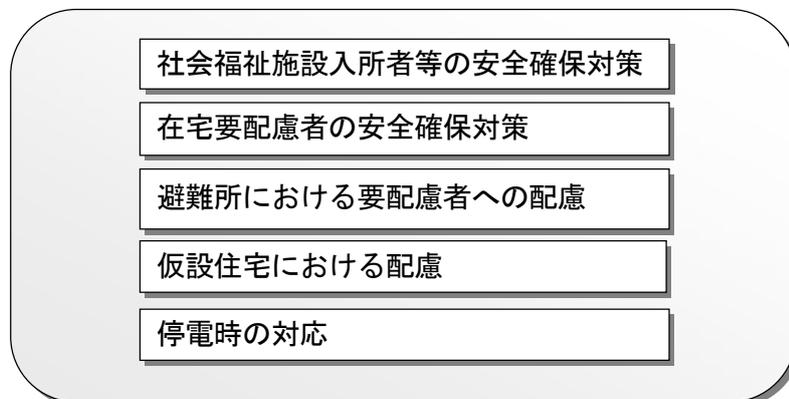
地震災害時に、自らの避難が困難で、避難所生活での困窮等、様々なハンディキャップを有する高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人住民など、いわゆる要配慮者等の安全を確保する。

また、発災後において支援が必要となる者についても配慮し必要な措置を実施する。



#### 3.1 高齢者・障がい者等の安全確保 ⇨ 『福祉部、こども未来部、健康保険部』

地震災害時に機敏に行動できない高齢者や障がい者等の被害状況や安否について、近隣住民や家族の協力を得て把握・確認し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。



##### (1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策

要配慮者関係部局は、施設管理者と連携し、社会福祉施設の入所者及び利用者の安全を確保する。

###### ① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に実施して緊急体制を確保する。

###### ② 避難誘導の実施

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者及び利用者の救助及び避難誘導を迅速に行う。また、施設入所者及び利用者の救助及び避難誘導を援助するため、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

### ③ 被害状況の報告

施設管理者は、入所者及び利用者の被害状況及び自治会、自主防災組織、ボランティア団体等の協力だけでは対応が困難なケースを、最寄りの避難所又は災害対策本部へ報告する。

### ④ 物資の供給

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者及び利用者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市及び県に協力を要請する。

### ⑤ 受入先の確保及び移送

グループ(部)内各班は、医療施設及び社会福祉施設等の受入先や搬送車両を確保し、施設入所者の移送を援助する。

### ⑥ ライフライン復旧優先

社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン関係機関に対し、水道、電気、ガス等の優先復旧について「災害対策本部」を通じて要請する。

### ⑦ 巡回サービスの実施

グループ(部)内各班は、自治会、自主防災組織、市社会福祉協議会及びボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、施設管理者からの報告に基づき、被災した入所者の状況やニーズを把握し、必要な援助を実施する。

## (2) 在宅要配慮者の安全確保対策

要配慮者関係部局は、在宅要配慮者の安全を確保する。

### ① 安否確認

寝たきりや、一人住まい等の高齢者及び障がい者等の「名簿」あるいは「要配慮者マップ」等を活用し、民生委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら要配慮者の安否を確認する。また、要保護児童等の実態把握に努め、関係機関及び地域の市民等と協力して、保護、生活支援、心のケア等必要な措置を講ずる。

### ② 救助活動の実施

自治会、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得ながら、在宅の要配慮者を救助する。

### ③ 受入先の確保及び移送

要配慮者の受入先として、医療施設、社会福祉施設及び避難所等を確保する。また、搬送車両を確保し、自主防災組織及びボランティア団体等の協力を得て移送する。

### ④ 生活救援物資の供給

要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を調達及び供給する。配布を実施する際には、配布場所や配布時間を一般被災者とは別に設ける。

### ⑤ 情報提供

在宅要配慮者に対して情報を提供するため、ファックスによる情報提供、手話通訳者の派遣による情報提供、音声情報の提供、点字による情報提供等を実施する。

### ⑥ 相談窓口の開設

要配慮者関係部局は、「総務部」、「庄和総合支所」と協力して市役所、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師及びソーシャルワーカー等を配置し、在宅要配慮者の安全確保に関する対策についての総合的な相談に応じる。

### ⑦ 巡回サービスの実施

職員、民生委員、ホームヘルパー及び保健師等により巡回班を編成し、在宅、仮設住宅等で生活する要配慮者の状況及びニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

**⑧ 物資の提供**

在宅要配慮者へ生活支援物資を供給する。確実に供給できるよう配布手段、方法を確立させる。

**⑨ 福祉避難所の活用**

社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供する。

**(3) 避難所における要配慮者への配慮**

要配慮者関係部局は、避難所における要配慮者の安全を確保する。

**① スペースの確保**

高齢者や障がい者等には、できる限り環境条件等の良い場所を提供するよう、避難所内に要配慮者のために区画されたスペースの確保や、和室スペースの活用など配慮する。

**② 物資の提供**

要配慮者のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

**③ 巡回サービスの実施**

職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師などにより、チームを編成し、避難所で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

**④ 福祉避難所の開設**

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、避難所での生活が困難である要配慮者を入所させ、医療や介護など必要なサービスを提供することができるよう施設の確保を図る。

**⑤ 情報提供**

視覚障がい者、聴覚障がい者、及び外国人住民に対しては、特に、災害情報等の提供に配慮する。

**(4) 仮設住宅における配慮**

**① 配慮事項**

仮設住宅においては、要配慮者に対し、次のような配慮を行う。

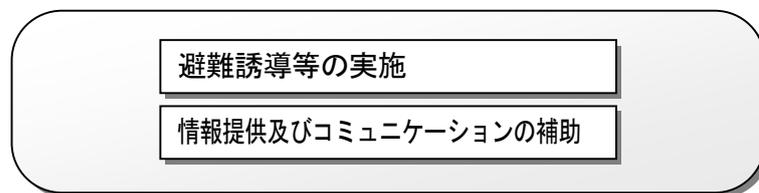
- ・優先的に入居させること
- ・階段段差が少ないこと
- ・トイレと距離が遠くないこと
- ・車椅子が使用可能なこと

**(5) 停電時の対応**

計画停電等の停電時においては、電気機器を使用している在宅療養者等に電源対策や、何らかの代替処置が必要になる要配慮者の発生が予想される。このようなケースに対応するために、必要な処置を講じるよう努める。

### 3.2 外国人住民の安全確保 ⇨ 『総合政策部、市民生活部』

言葉の支障により、災害時の必要な情報を得にくい外国人住民の被害状況や安否を近隣住民から把握し、安全確保に必要な措置を的確に実施する。



#### (1) 避難誘導等の実施

##### ① 安否確認の実施

「市民生活部」は、通訳ボランティア等により調査班を編成し、自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、住民基本台帳等の記録を活用し、外国人住民の安否を確認する。その調査結果を、埼玉県に報告する。

##### ② 避難誘導の実施

「総合政策部」は、避難勧告・指示を発令した場合には、状況に即した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線、市ホームページ、安心安全メール、ツイッター等を活用してやさしい日本語等による広報を実施し、外国人住民に対して速やかな避難誘導を実施する。

#### (2) 情報提供及びコミュニケーションの補助

##### ① 情報提供

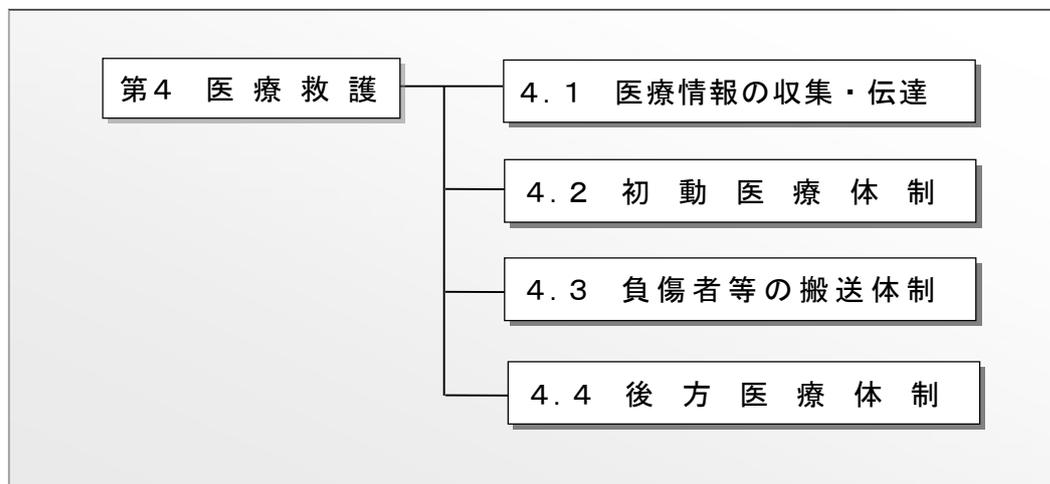
「総合政策部」は、広報紙、テレビ、ラジオ、ガイドブック、市ホームページ、安心安全メール、ツイッター等を活用し、やさしい日本語等による情報提供を実施する。また、通訳ボランティア等の協力を得ながら、チラシ、情報誌等の発行による生活情報を随時提供する。

##### ② コミュニケーションの補助

市は、外国人住民が円滑にコミュニケーションを図れるように外国語通訳ボランティアなどの確保を図る。

## 第4 医療救護

市は、地震災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療及び助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、助産の処置を行い、被災者の保護の万全を図る。



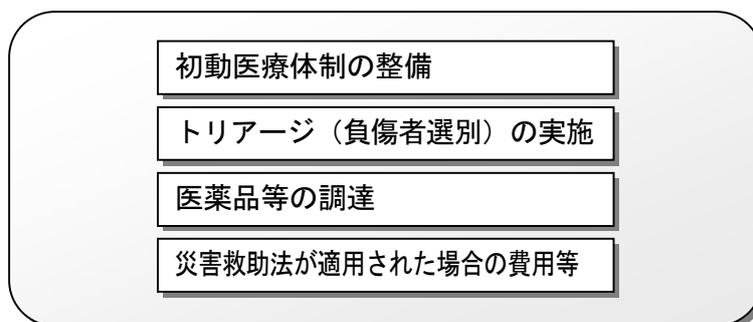
### 4.1 医療情報の収集・伝達 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

傷病者等を迅速かつ的確に救護医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の活用により、災害時医療体制を確立する。

そのため、市は、医療救護所及び救護医療機関に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備することにより、的確な搬送を行う。

### 4.2 初動医療体制 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

初動医療は、負傷者あるいは災害によって医療サービスが受けられなくなった者に対し、応急的な医療を実施するものであり、災害直後は交通や通信が遮断されることを想定し、必要に応じて医療救護所を開設し、「医療救護班」が応急医療活動を実施する。



### (1) 初動医療体制の整備

「健康保険部」及び「医療センター」は、初動医療体制として医師会、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班の編成を行う。

軽傷者は被災地内の医療救護所、重傷者は救護医療機関において診療を行う。

また、市内で負傷者の受け入れ、治療に十分対応できない事態となった場合は、県（保健所）及びその他の関係機関に協力を要請する。

◇ 『【資料編(1)】第27「病院、診療所等の医療施設一覧」』参照

### (2) トリアージ（負傷者選別）の実施

被災地内の診療可能な医療機関及び医療救護班は、災害により多くの負傷者が発生し、市内で負傷者の受け入れ、治療に十分対応できない事態となったとき、又は事態となると予想されたときは、トリアージを実施する。

被災地内の診療可能な医療機関及び医療救護班は、消防部や必要に応じて自衛隊等の機関と連携をとって医療活動を行い、傷病者が重傷の場合等は、救護医療機関に速やかに搬送する。

#### 医療救護班の活動内容

- トリアージ
- 診 察
- 応急処置
- 医薬品等の支給
- 助産救護
- 救護医療機関への搬送要請

### (3) 医薬品等の調達

「健康保険部」は平時より災害時を想定して備蓄を行う医療及び助産に必要な医薬品及び医療資機材を、医療救護所及び救護医療機関での医療活動に最大限活用できるよう、市医師会・薬剤師会等と協力して配備を行う。

「健康保険部」及び「医療センター」は、災害の規模に応じて、備蓄医薬品及び医療資機材に不足が見込まれる場合には、市医師会・薬剤師会等の協力を得て、協定を締結する卸売組合・業者等から調達する。

- 医薬品等の搬送  
医薬品等の搬送は、医療救護所の設置とあわせて医療救護班（薬剤師会に所属する備蓄管理を行う周辺の薬局）が行う。
- 血液の供給  
医療救護活動において血液が必要な場合、市長は、県あるいは赤十字血液センターに要請する。

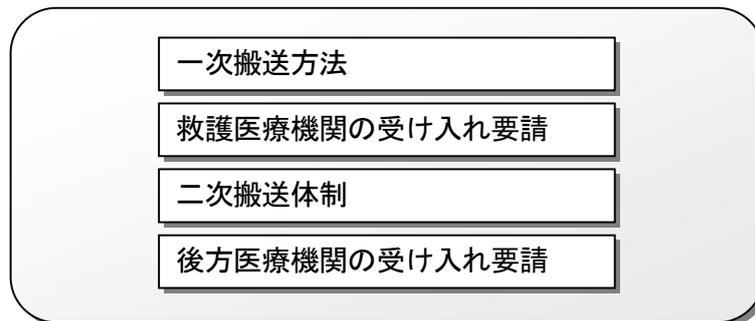
### (4) 災害救助法が適用された場合の費用等

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手しているときに要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

#### 4.3 負傷者等の搬送体制 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

負傷者等の救護医療機関への一次搬送並びに後方医療機関への二次搬送は次のとおりとする。



##### (1) 一次搬送方法

大規模な地震による被害の場合、傷病者の搬送に困難が生じるため原則として次の方法の順で一次搬送を実施する。

- 医療救護所は災害医療本部を通じて「消防部」に配車・搬送を要請する。
- 公用車、市内医療機関又は各医療救護所の班員が使用している自動車により搬送する。
- 各医療救護所の班員、消防職員、その他市の職員により担架やリヤカーで搬送する。
- 自主防災組織、事業所等の協力を得て搬送する。

##### (2) 救護医療機関の受け入れ要請

災害医療本部及び「消防部」は、協力して救護医療機関の被災状況と収容可能ベッド数を速やかに把握し、各救護医療機関に収容スペース確保等の受入れ体制の確立を要請する。

また、負傷者が一救護医療機関に集中しないように配慮する。

##### (3) 二次搬送体制

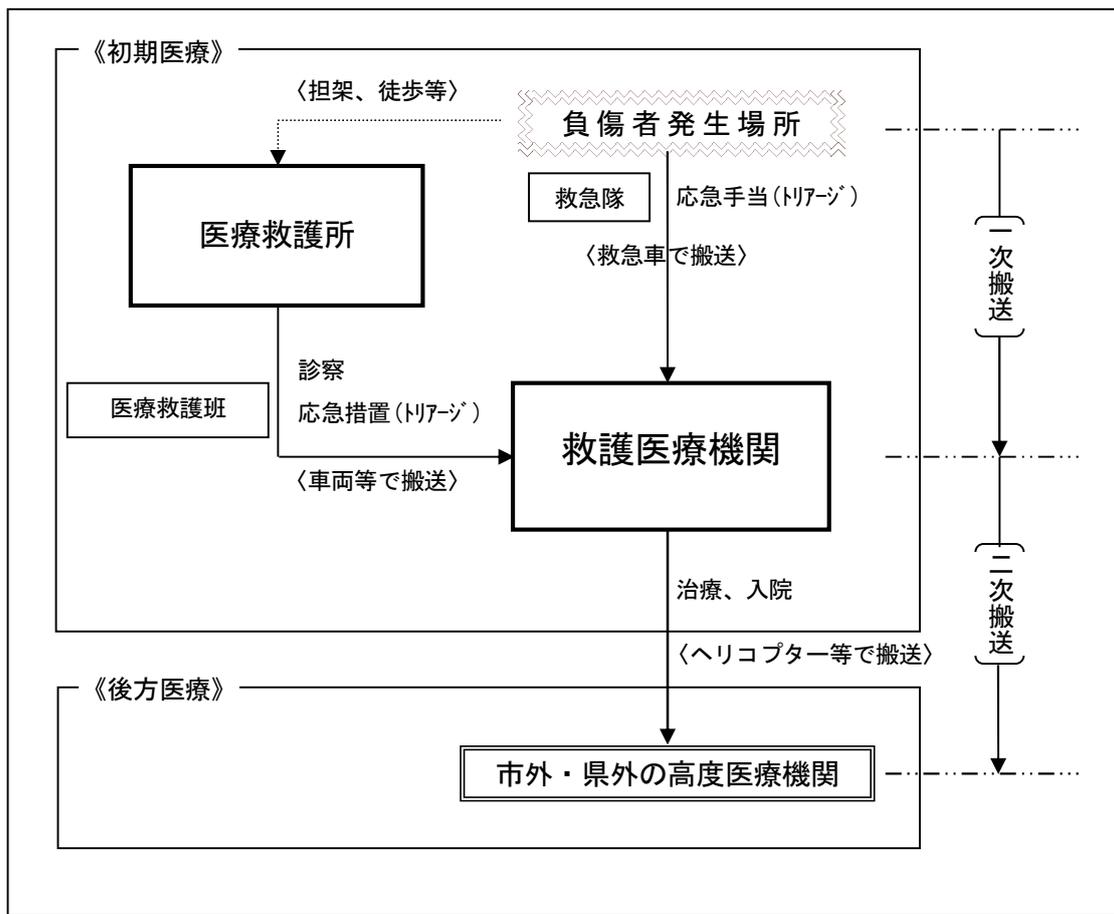
次の体制により二次搬送を実施する。

- 救護医療機関で対応できない傷病者の市外・県外の高度医療機関への搬送は、「医療救護班」、「消防部」及び救護医療機関等が協力して実施する。
- 必要に応じて埼玉県にヘリコプター搬送の要請を行い、ヘリコプターによる搬送を実施する。なお、春日部市のヘリポートとしては、臨時ヘリポートとして大沼公園、庄和総合公園、龍Q館多目的広場及び西宝珠花グラウンドを指定している。

##### (4) 後方医療機関の受け入れ要請

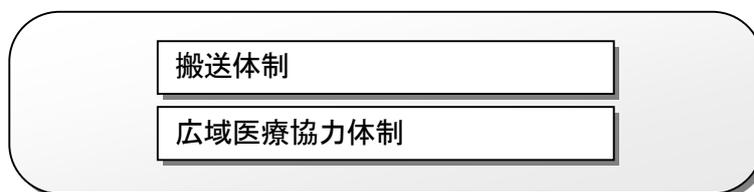
本部長は、県及び相互応援協定を締結している市町等へ要請し、市外及び県外の収容可能な医療機関を把握し、救護医療機関に必要な情報を伝達する。

【 救急隊、医療救護班の活動、後方医療体制への流れ図 】



#### 4.4 後方医療体制 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

市は、市外県外の高度医療機関を後方医療機関としてあらかじめ指定し、体制の整備を行う。  
 また、医療救護所及び市内医療機関からの搬送ルートの整備を行い、医療救護所、被災地内の診療可能な医療機関、救護医療機関及び後方医療機関との間の密接な情報交換を行う。



##### (1) 搬送体制

市は、救護医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者については、あらかじめ決めておいた後方医療機関に搬送する。

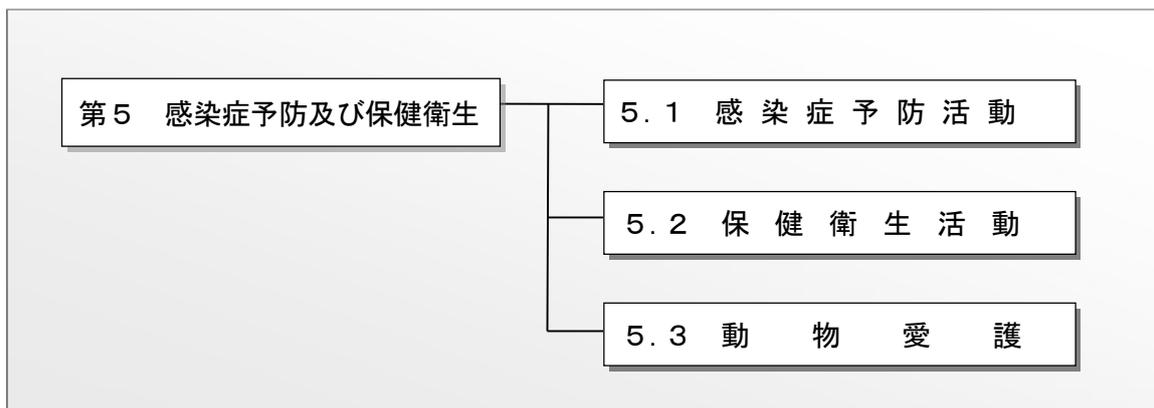
##### (2) 広域医療協力体制

市は、多数の負傷者の対応による医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の諸問題に対し、県内他地域及び県外地域からの広域医療協力体制により対応すべく整備を進める。

第5 感染症予防及び保健衛生

被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延するおそれや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化するおそれがあるため、感染症等のまん延防止措置や被災者に対する感染症予防及び保健衛生活動を実施する。

また、被災時に飼育が困難になるペットや管理が必要な危険動物に対する保護対策についても実施するものとする。



5.1 感染症予防活動 ⇨ 『環境経済部、健康保険部』

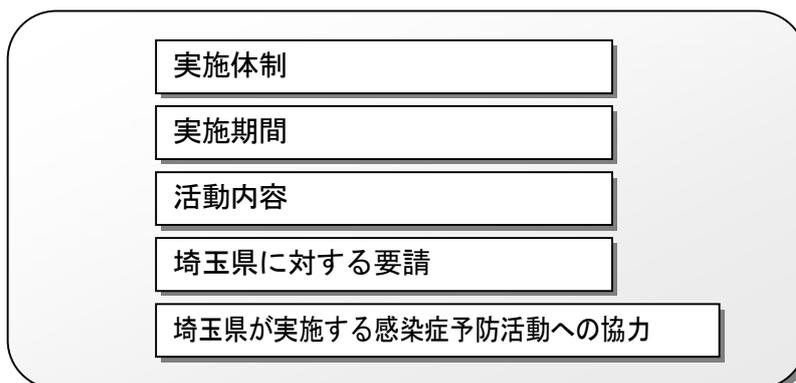
水道の断水、汚水の溢水等により感染症のまん延するおそれがあるときは、被災地の感染症予防措置及び消毒等の感染症まん延防止活動を実施する。

【 感染症予防活動 】

実施主体 活動内容	埼玉県の活動	本市の活動
感染症発生動向調査	○	△
健康診断	○	△
消毒作業	△	○
ねずみ昆虫の駆除	△	○
感染症患者の移送 <sup>**</sup>	○	
予防接種	△	○

注) ○：実施主体、△：市が協力

※：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第21条に基づく移送



(1) 実施体制

「環境経済部」及び「健康保険部」は、協力して「消毒・清掃係」、「収容・消毒係」、「保健指導係」を編成し、保健所の指示の基に感染症予防活動を実施する。

(2) 実施期間

災害発生日から起算しておおむね7日間とするが、被災状況に応じて適宜判断する。

(3) 活動内容

① 消毒・清掃

「消毒・清掃係」は、被災地において感染症が発生し又は発生するおそれのある区域を重点的に、消毒作業及び清掃作業を実施する。

□消毒・清掃の対象

- 感染症の病原体に汚染された又は汚染された疑いがある場所
- 感染症患者がいる又はいた場所
- 感染症により死亡した遺体がある又はあった場所

□ネズミ、昆虫等の駆除

「消毒・清掃係」は、災害の性質や程度、感染症のまん延のおそれ等の状況を勘案し、埼玉県の指示に基づき、ネズミ、昆虫等の駆除を実施する。

② 保健指導

□「保健指導係」の活動

- 避難所における給食施設の衛生管理を徹底するため、保健衛生上の注意事項等について啓発を行う。
- パンフレット及びリーフレット等により、被災地における衛生環境の確保に関する注意事項を被災者に対し周知する。  
また、保健師による訪問衛生相談等を実施するなど、あらゆる機会をとらえ被災者に対する衛生指導を実施する。

③ 予防接種

感染症のまん延防止上必要なときは、保健所と協議のうえ臨時予防接種を実施する。

(4) 埼玉県に対する要請

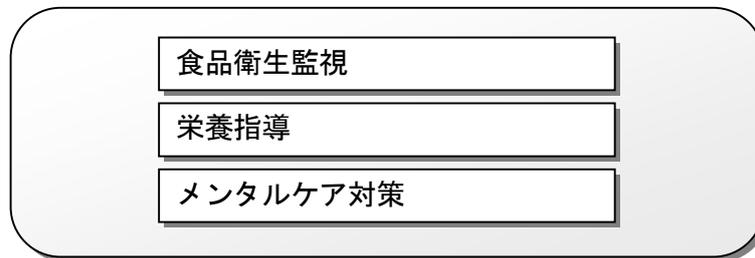
本部長は、市が実施する感染症予防活動の実施が困難な場合は、埼玉県へ要請する。

(5) 埼玉県が実施する感染症予防活動への協力

被災状況や感染症の発生状況に応じて、保健所が実施する被災地における感染症発生動向調査、健康診断及び感染症防止対策等の予防措置に協力する。

## 5.2 保健衛生活動 ⇨ 『健康保険部』

「健康保険部」は、保健所が実施する食品衛生監視に協力し、栄養指導、メンタルケア対策等を行う。



### (1) 食品衛生監視

市は、保健所が実施する食品衛生監視活動に協力する。

食品衛生監視活動内容

- 救護食品の監視指導
- その他食品に起因する被害発生の防止

### (2) 栄養指導

市は、次の栄養指導を実施する。

栄養指導活動内容

- 被災者に対する栄養相談
- 災害時の影響・食生活支援の情報提供

### (3) メンタルケア対策

市は、精神保健活動班を編成し、避難所、応急仮設住宅等への巡回をし、次のメンタルケア対策を実施する。

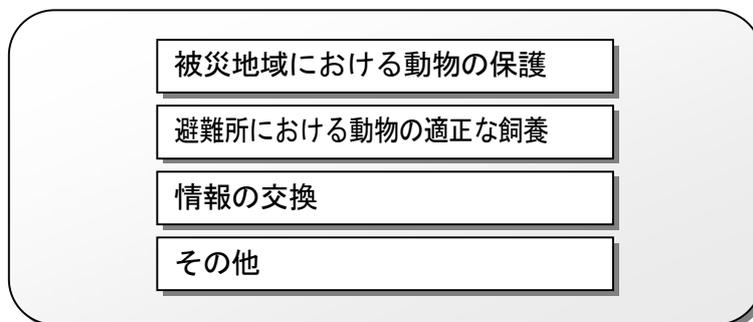
精神保健活動内容

- 避難場所、仮設住宅等にいる精神障がい者の診療・内服薬の管理
- 精神科疾患の発症あるいは症状が悪化した市民への精神科医療機関のあっせん
- 医療機関等への搬送についての調整・確保
- 市、保健所、精神科医療機関、社会福祉施設との連絡調整
- 被災者の精神保健福祉相談

### 5.3 動物愛護 ⇨ 『環境経済部』

災害時には、負傷又は逸走状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に同行避難してくることが予想される。

市は関係機関と協力して、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に努めるものとする。



#### (1) 被災地域における動物の保護

市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、県、獣医師、その他関係機関等と協力の上保護し、動物保護施設等へ搬送する。

#### (2) 避難所における動物の適正な飼養

「第4節 第2 2.4 (8) 避難者と共に避難した動物の取扱い」に準用する。

#### (3) 情報の交換

市は、県や獣医師、その他関係機関等と連携して、次の情報を収集、提供する。

- 各地域の被害及び避難所での動物飼育状況
- 必要資機材、獣医師の派遣要請
- 避難所から動物保護施設への動物の預け入れ希望
- 他都県市への連絡調整及び応援要請

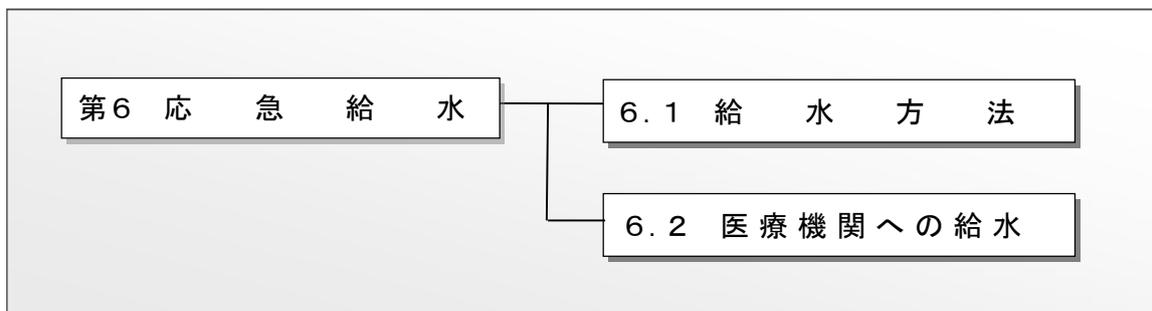
#### (4) その他

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」に規定する危険な動物等が逸走した場合は、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

なお、「危険な動物の飼養状況」については、春日部保健所が管内において、特定動物飼養・保管許可を所管しており、災害時には飼養状況の確認を行う。

## 第6 応急給水

市は、地震災害に伴い飲料水の供給が途絶える又は汚染等により、市民が飲料に適する水を得ることができない場合は、必要最小限度の飲料水の応急給水を行い、併せて水道施設の応急復旧対策活動を実施する。

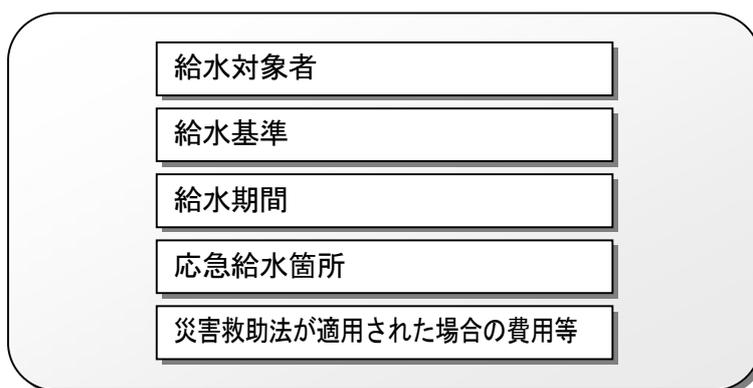


### 6.1 給水方法 ⇨ 『水道部』

飲料水の供給は、被災地の断水している地域に給水所を設置し、給水車、給水タンク積載車等により搬送供給を行う。

また、給水所の設置場所及び給水時間に関する情報の広報に努める。

『【資料編(1)】第12「水道施設の現況（貯水施設）」』参照  
『【資料編(1)】第13「小中学校 プールの現況」』参照  
『【資料編(1)】第14「応急給水用資機材一覧」』参照



#### (1) 給水対象者

給水対象者は、被災者及び地震によって上水道施設が被害を受け、上水道の供給が停止した断水世帯及び緊急を要する医療機関等とする。

#### (2) 給水基準

飲料水の給水量は、1人1日3ℓを最低限の目安とする。なお、被災後は、次第に生活用水の需要も増えるので、復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

(3) 給水期間

災害発生の日から復旧完了までとする。

(4) 応急給水箇所

応急給水は、飲料水兼用耐震性貯水槽の設置場所、各浄水場等により行う。

□水道施設の応急復旧

水道施設が被災した場合、春日部市管工事業協同組合等の協力を得て、直ちに復旧作業に着手し、早期復旧を目指す。

なお、復旧のための資材及び技術者が不足する場合は、日本水道協会埼玉支部に要請する。

(5) 災害救助法が適用された場合の費用等

飲料水の供給に要した経費は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

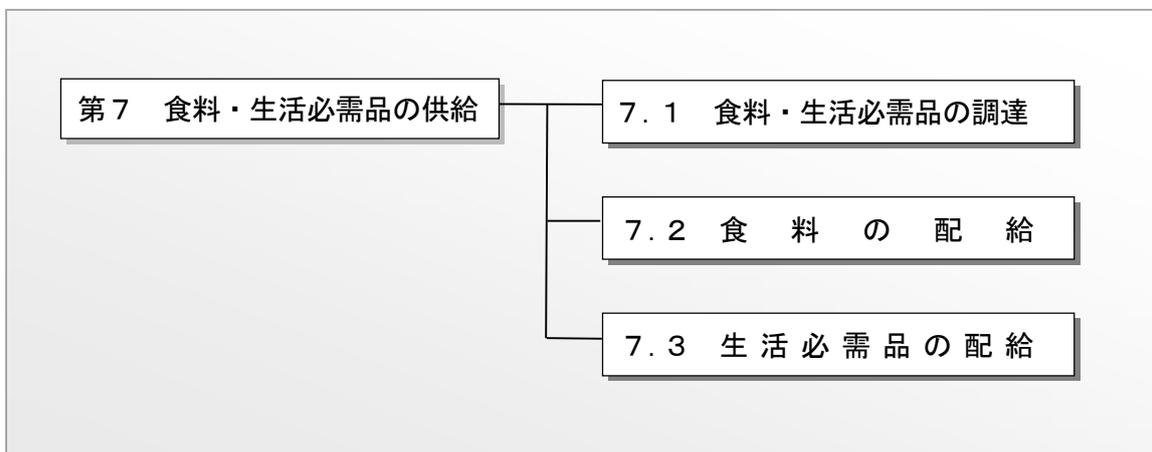
6.2 医療機関への給水 ◇ 『水道部』

市は、医療機関が医療を行う際に必要な量の水を供給する。

なお、医療機関、特に透析患者の受入施設から応急給水の要請があった場合には、これを最優先とする。

## 第7 食料・生活必需品の供給

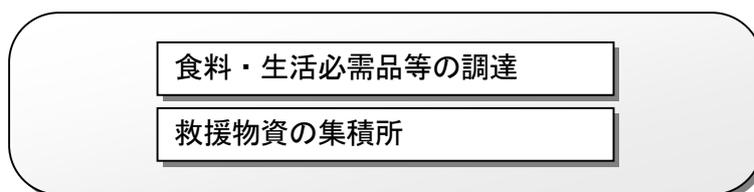
地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、被災者に対しては、速やかに食料及び生活必需品を供給できる措置を講ずる。



### 7.1 食料・生活必需品の調達 ⇨ 『市長公室、総合政策部、財務部』

市は、食料及び生活必需品の迅速かつ的確な配給を行うため、必要量の備蓄物資を確保するが、市内業者においても、災害発生に際しては、直ちに市へ供給可能となるような協力体制をとる。

また、市において交通、通信の途絶、被災地の分断等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、知事（農林部）又は関東農政局生産部業務管理課に対して、食料の調達等を要請する。



#### (1) 食料・生活必需品等の調達

⇨ 『【資料編(1)】第10「事業所の協力体制一覧」』参照

#### (2) 救援物資の集積所

市外からの調達を受けた救援物資の集積所は、次の通りとする。また、必要に応じて活用できる協定事業者の場所を活用する。

集積所	市民体育館（大沼公園内）
-----	--------------

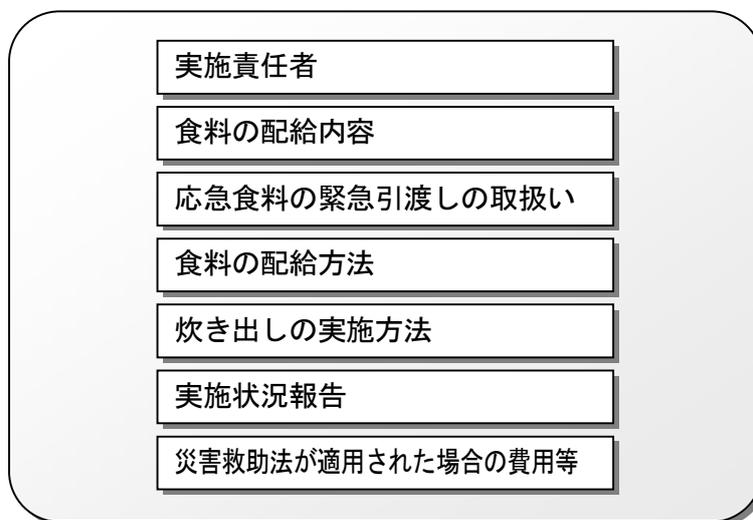
「春日部市災害時広域受援マニュアル」より

#### (3) 救援物資の中継基地

調達した物資を適切に配布するため、必要に応じて、地区防災拠点又は地区拠点避難場所に物資の中継基地を設置し供給を実施する。

## 7.2 食料の配給 ⇨ 『各部共通』

市は、地震災害時に被災者及び応急対策活動に従事するものに配給する食料について、必要な食料の確保とその配給は、以下の計画に従い実施する。



### (1) 実施責任者

被災者及び救助従事者に対する食料の供与は市長が行う（災害救助法が適用された場合も同様とする）。

### (2) 食料の配給内容

#### 【 配給対象 】

配給対象	給食数量(一人当たりの配給数量)
被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要があるとき。	1食当たりの精米換算 200グラム以内
被災により配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要があるとき。	1人1日当たりの精米換算 400グラム以内
災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要があるとき。	1食当たりの精米換算 300グラム以内
特定職場に属する鉄道、通信機関等の施設の緊急復旧作業（事故による応急復旧作業を含む）に従事するものに対して給食を行う必要があるとき。	1食当たりの精米換算 300グラム以内

#### □配給品目

配給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によっては、クラッカー及び麦製品とする。

### (3) 応急食料の緊急引渡しの手配

交通通信途絶のために応急給水の実施に関する知事の指示を受け得ない場合には、救助法発動期間中に応急供給する限度数量の食料について、農林水産省政策統括官付貿易業務課又は関東農政局生産部業務管理課に対して緊急引渡しを要請する。

(4) 食料の配給方法

「総務部」は、職員及び災害対策従事者を対象とし、また「市民生活部」は、市民を対象として食料の配給を行う。

「総務部」及び「市民生活部」は、避難場所等からの要請に基づいて、食料の必要数量を調達し、現地に輸送する。

避難所における食料の配給は、避難所を運営する運営責任者が自主防災組織、ボランティア、避難所内自治組織、その他団体等の協力を得て遅滞なく行う。

(5) 炊き出しの実施方法

□炊き出し対象者

- 避難所に収容された者
- 住家が被害を受け炊事のできない者

□炊き出し困難な場合の措置

炊き出しが困難な場合は、米飯提供業者や産業給食提供業者から弁当等を購入し配給する。

□実施方法

市長は、次の協力団体等に対して炊き出しの協力を要請し、避難所又は指定した場所において炊き出しを実施する。

なお、配分は避難所又は炊き出し地区ごとに責任者を定め、基準量に従い配分する。

- 春日部市連合婦人会
- 春日部市赤十字奉仕団
- 生活改善推進委員会

□埼玉県への協力要請

市長は、地震により多大な被害を受けたことにより炊き出し等が実施困難と認めるときは、知事に炊き出し等について協力を要請する。

(6) 実施状況報告

市長は、炊き出し、食料及びその他食品の配給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合を含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

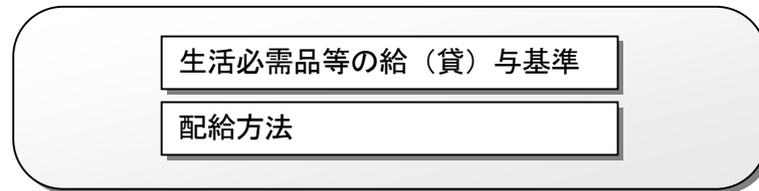
(7) 災害救助法が適用された場合の費用等

炊き出し等による食品の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できるものとする。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

### 7.3 生活必需品の配給 ⇨ 『総合政策部、市民生活部、環境経済部、福祉部』

市は、被災者に支給する被服、寝具、その他生活必需品等を春日部商工会議所、庄和商工会等を通じ関係業者から調達する。また、必要量調達に不足を生じた場合は、県知事にその調達を要請する。



#### (1) 生活必需品等の給（貸）与基準

災害時における生活必需品等の給（貸）与基準は、災害救助法の基準に準じて行う。

##### ① 実施責任者

市長

##### ② 給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品等を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず生活必需品等を直ちに入手することができない状態にある者。

##### ③ 給（貸）与の品目

寝具、外衣、肌着、身回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料

##### ④ 災害救助法が適用された場合の費用等

生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。なお、災害対策従事者は、災害救助法の実費弁償の対象外である。

⇨ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

##### ⑤ 期間

災害発生の日から10日以内

(2) 配給方法

「市民生活部」は、速やかに各物資の調達及び保管数量を確認し、配給計画を作成するとともに、物資を現地に輸送する。

また、各個別の配給は、避難所を運営する関係各部が自治会等又は他の団体の協力を得て遅滞なく行う。

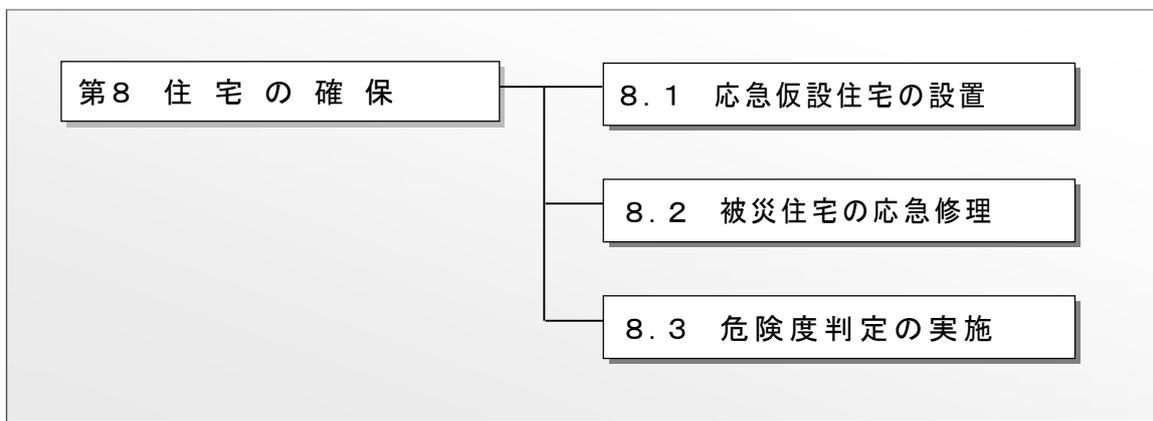
配給する品目は、必要に応じ以下の表を参考として最低限の品目とする。

【 配給品目参考例 】

段階	第一段階 (ライフラインストップ)	第二段階 (電気復旧)	第三段階 (水道復旧)
期間	災害当日～3日	4日～6日	7日～
配給品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水(飲料)</li> <li>○ ミルク</li> <li>○ 菓子パン</li> <li>○ レトルト食品(ごはん)</li> <li>○ 缶詰(イージーオープン)</li> <li>○ 電池、懐中電灯</li> <li>○ 軍手、バケツ</li> <li>○ ガムテープ、紙おむつ</li> <li>○ 濡れティッシュ</li> <li>○ トイレットペーパー</li> <li>○ 卓上ガスコンロ、鍋</li> <li>○ 毛布</li> <li>○ (夏期) 蚊取り線香</li> <li>○ (冬期) 使い捨てカイロ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 水(飲料)</li> <li>○ 牛乳(LL)</li> <li>○ 切り餅</li> <li>○ レトルト食品(ごはん)</li> <li>○ 缶詰(イージーオープン)</li> <li>○ インスタントラーメン</li> <li>○ 紙おむつ</li> <li>○ 濡れティッシュ</li> <li>○ 鍋</li> <li>○ 生理用品</li> <li>○ 下着、靴下</li> <li>○ タオル</li> <li>○ 紙コップ、紙皿</li> <li>○ トイレットペーパー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 米</li> <li>○ 食パン</li> <li>○ めん類</li> <li>○ バター、ジャム</li> <li>○ 肉、魚</li> <li>○ 野菜</li> <li>○ 果物</li> <li>○ レトルト食品(おかず類)</li> <li>○ インスタントラーメン</li> <li>○ 緑茶、コーヒー、紅茶</li> <li>○ トイレットペーパー</li> <li>○ 下着、靴下</li> <li>○ 鍋</li> <li>○ マスク</li> </ul>

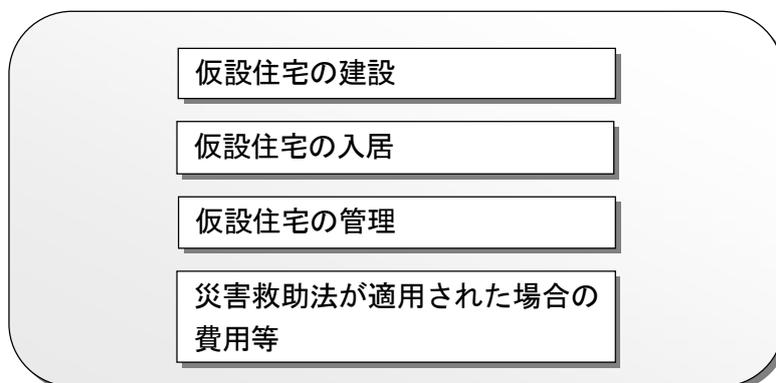
## 第8 住宅の確保

災害により住宅が滅失又は損傷を受け、自らの資力で住宅を確保できないものに対し、仮設住宅等の提供を行い、災害発生後の被災者の生活又は生活再建の支援を行う。



なお、本項目における表記について、災害救助法に則る場合は「住家」とする。

### 8.1 応急仮設住宅の設置 ⇨ 『都市整備部、総務部』



#### (1) 仮設住宅の建設

災害のため住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることができない者又は応急修理をすることができない者について、応急仮設住宅を設置し又は被害家屋の応急修理を実施して、その援護の万全を期する。

##### ① 実施責任者

応急仮設住宅の設置及び被害家屋の応急修理の実施は市長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の設置は、原則的に知事の責任において実施する。

また、知事が直接設置することが困難な場合には、市にその建築を委任することがある。委任を受けた市は、その請負契約書、設計及び代金支払い証明書類等を整理し保管する。

##### ② 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は、原則として次のとおりとする。

□仮設住宅の設置戸数

全焼、全壊、又は滅失戸数の3割以内

③ 設置場所

仮設住宅の設置場所は、市有地とするが、状況により私有地に設置する場合は、所有者と市との間に賃貸契約を締結する。

□場所の条件

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 居住地域と隔離していない場所

④ 建物の構造及び規模

災害応急仮設住宅建築工事設計書を作成する。

建物の構造、規模、設置予定数及び単位並びに建設完了予定日数、供与期間等は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。

なお、仮設住宅を建設する際には、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、要配慮者に配慮する。

□仮設住宅の設置基準

- 応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工する。
- その供与期間は、2年以内とする。
- 建物の形式は、軽量鉄骨組立式とする。

(2) 仮設住宅の入居

仮設住宅への入居者の選定については、住民の不公平感のないように努める。

① 入居者の選定

□選定基準

- 住家が全焼、全壊、又は滅失した者であること。
- 居住する家がない者であること。
- 自らの資力では、住家を確保することができない者で、例示すれば次のとおりである。
  - ・生活保護法の被保護者及び要配慮者
  - ・特定の資産のない高齢者、障がい者等
  - ・上記に準ずる者

② 高齢者、障がい者等の入居優先

高齢者、障がい者等の要配慮者を優先的に入居させる。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、ペットの飼育状況等への配慮を行い、良好なコミュニティの形成に努める。

(3) 仮設住宅の管理

仮設住宅での生活が長期化すると、生活環境における住民の種々の不満が発生する。そのため、「都市整備部」は、「総務部」と協力して入居者相談窓口等を設置し、住民の仮設住宅での生活環境の向上に努める。

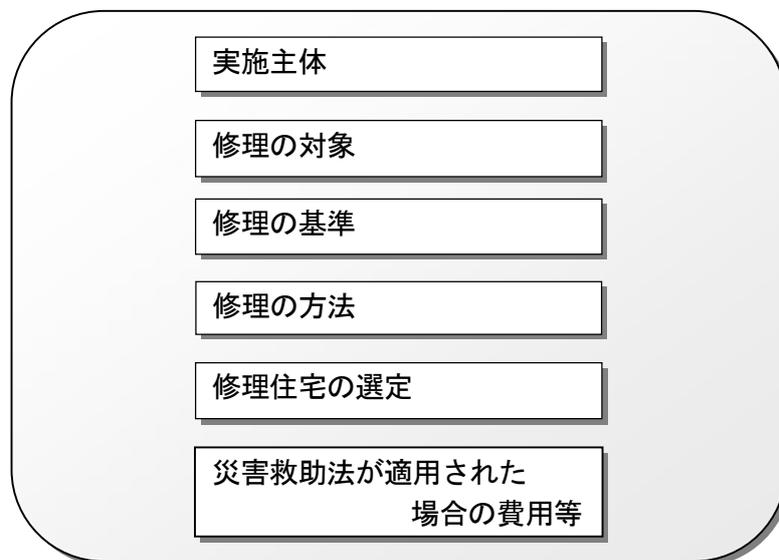
(4) 災害救助法が適用された場合の費用等

知事が直接設置することが困難な場合で、その設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

8.2 被災住宅の応急修理 ◇ 『建設部、都市整備部』

災害のため住家が半焼又は半壊し、自己の資力で応急修理のできない者に対して居室、便所、炊事場等日常生活に欠くことのできない部分に対し必要最小限の応急修理をする。



(1) 実施主体

被災住宅の応急修理は、市長が行う（災害救助法が適用された場合も同様とする）。

(2) 修理の対象

修理の対象は、災害により住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自己の資力では、応急修理をすることができない者とする。

(3) 修理の基準

修理は、日常生活に必要欠くことのできない部分に対し、最小限度の応急修理を行うものとする。

(4) 修理の方法

ア. 住宅の応急修理は、木材、釘、トタン等を使って、大工あるいは技術者が応急修理を実施すること。したがって、被災者本人に現金や木材等を支給して応急修理を行わせることなどは許されない。

イ. 応急修理の対象となる住家の選定は、特に慎重に行うべきで、真に法による修理を実施する以外に修理の方法のない者を充分調査の上決定すること。

- ウ. 応急修理は、居室、炊事場、便所等のように生活上欠くことができない部分のみを対象とする。
- エ. 応急修理の対象数の算定は、世帯をもって行う。ただし、同一住家に2以上の世帯が同居している場合は、これを1世帯として取扱う。
- オ. 市長は、住家の応急修理を実施する場合には、その責任者を定め、次の帳簿類を整備、保管しておくこと。

□帳簿類一覧

- 救助実施記録日計票
  - 住宅の応急修理記録簿
  - 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
  - 住宅の応急修理関係支払証拠書類
- ただし、市が直営工事によって修理した場合には、この他に修理材料受払簿、大工・人夫等の出勤簿、材料輸送簿等を整理しておくこと。

(5) 修理住宅の選定

- ア. 県が修理住宅の選定を行う場合、「都市整備部」において被害程度の調査、その他選定に協力する。
- イ. 市が実施する場合は、「都市整備部」をもって被害程度を調査のうえ、修理住宅の選定を行う。

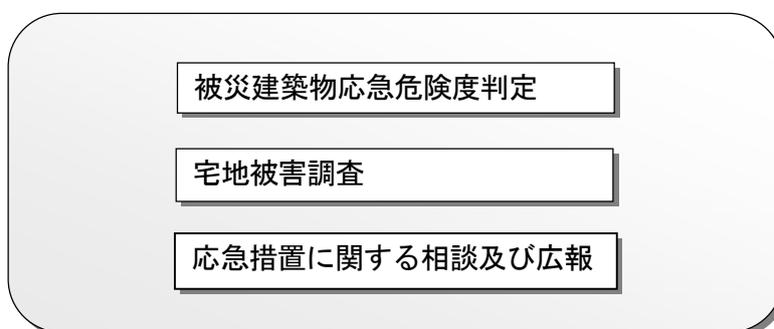
(6) 災害救助法が適用された場合の費用等

住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法、及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

⇨ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

8.3 危険度判定の実施 ⇨ 『都市整備部』

地震災害時には、建築物や宅地が被災することにより居住者等の安全対策を実施する必要がある場合、被災建築物や被災宅地の余震等による二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。



## (1) 被災建築物応急危険度判定

### ① 被災建築物応急危険度判定とは

応急危険度判定は、被災した建築物の余震等による倒壊の危険性及び落下物の危険性等を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

### ② 被災建築物応急危険度判定士の役割

地震で被災した建築物を目視点検し、被災度がより大きく倒壊のおそれがある建物に対して「危険」等のステッカーを建築物の見やすい場所に貼付する。

判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供することとしている。

## (2) 宅地被害調査

### ① 被災宅地危険度判定

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても、災害時の応急対策として、その危険度を判定し、二次的な災害を防止することを目的としたもので、主として外観目視等によって判定するものである。

### ② 被災宅地危険度判定士の役割

建築物の応急危険度判定と同様に、造成された宅地に対しても目視点検し、崩壊のおそれがある造成地に「危険」等のステッカーを見やすい場所に貼付する。

判定結果は、造成地の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその危険性について情報提供することとしている。

## (3) 応急措置に関する相談及び広報

建築・住宅・防災関係機関の職員や市と連携する関係団体が協力して、住宅の応急修理に関する指導・相談を行う。

### ① 基本事項

住宅の応急修理に関する基本事項は、以下のとおりである。

ア. 応急修理は、災害発生から1ヶ月以内とする。

イ. 災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理ができない者に対して、居室、便所、炊事場等日常生活に不可欠な部分について応急的に修理する。

### ② 応急措置に対する指導・相談

□落下等の危険防止

倒壊のおそれのある建築物及び外壁等のはく離、脱落等のおそれのある屋外取り付け物等の危険防止に関する相談、指導を行うとともに、落下等による事故防止のための注意を喚起するため、住民に広報する。

□電気、ガス等の整備事故防止

電気、ガス等の建築設備による事故防止のため、関係機関と連絡調整を図るとともに住民への広報を依頼する。

### ③ 復旧に関する指導・相談

被災建築物の復旧に関する技術的な指導及び相談を行うため、必要に応じて「総務部」と協力して相談窓口を設置し、以下に示す相談を行う。

ア. 復旧に関する技術的指導及び相談を行う。

イ. 復旧の助成に関する相談。

### ④ 広報活動

「総合政策部」と協力して、余震等により倒壊のおそれのある建築物及び二次災害のおそれのある宅地における事故防止のための住民への広報活動等を行う。

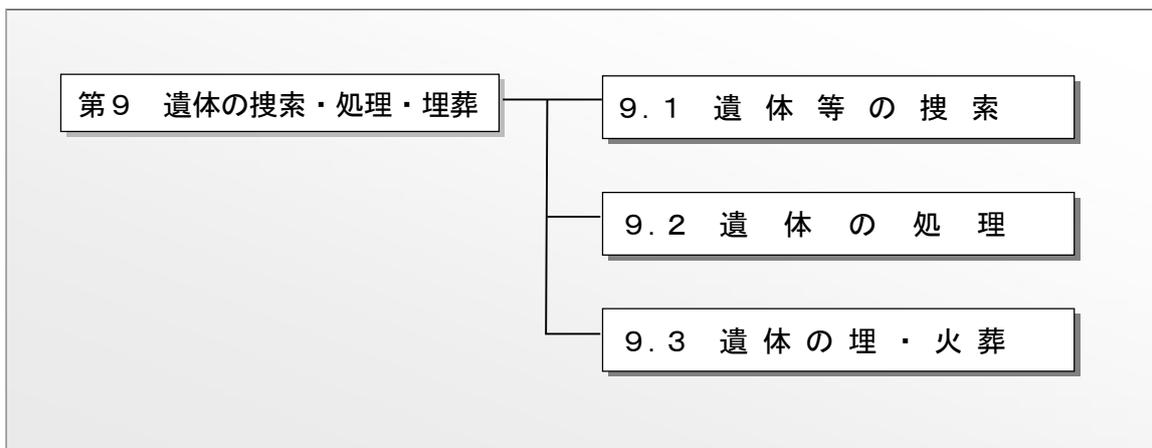
## 第9 遺体の搜索・処理・埋葬

生命が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者等の搜索を実施する。また、災害の際に行方不明の状態にあり死亡していると推定される者の収容並びに死亡した者について遺体識別等の処理を行い、かつ身元が判明しない死亡者は適切に埋・火葬を実施する。

遺体の搜索、処理及び埋・火葬は、以下に示すように市長が行う。

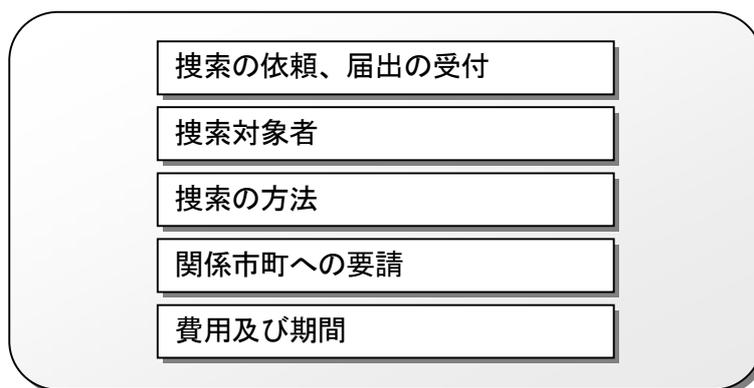
また、災害救助法が適用された後の遺体の処理についても市長が行う。

なお、市のみで処理が不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。



### 9.1 遺体等の搜索 ⇨ 『市民生活部、福祉部、消防部』

「市民生活部」、「福祉部」及び「消防部」は、搜索隊を編成し、警察、自衛隊等と協力し、生命が危険な状態にある者、または生死不明の状態にある者及び遺体の搜索を行う。



#### (1) 搜索の依頼、届出の受付

所在の確認できない市民に関する問い合わせや行方不明者の搜索依頼、届出の受付は以下のとおり実施する。

□ 搜索の依頼、届出の受付

- 市庁舎内に「行方不明者相談所」を設置する。
- 行方不明者の詳細情報を聞き取る。
  - ・住所、氏名、年齢、性別、着衣その他の特徴
- 避難所の収容者リスト等を確認する。
- 災害対策本部で把握している災害の規模、被災地の状況、安否情報等により既に死亡していると推定されるものの名簿を作成する。

(2) 搜索対象者

死体及び災害により行方不明の状態にあり、周囲の状況から考えて、場合によっては死亡していると推定される者とする。

(3) 搜索の方法

災害による行方不明者で、既に死亡していると推定される者、死亡者の遺体については、警察署、自衛隊等の関係機関が一致協力して遺体の発見に努力する。

発見した遺体や、その他事故遺体は、災害発生に伴い、開設された遺体安置所に収容する。

(4) 関係市町への要請

市のみでの搜索が困難であり、近隣市町の応援を要する場合、又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると思われるときは、漂着が予想される市町村に対し搜索の依頼を要請する。要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

□ 関係市町への要請

- 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- 遺体数及び氏名、性別、容ぼう、特徴、着衣等
- 応援を要請する人員又は船艇、器具等の種別

(5) 費用及び期間

① 費用

搜索のための機械器具の借上費、修繕費、輸送費及び人夫賃は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内とする。

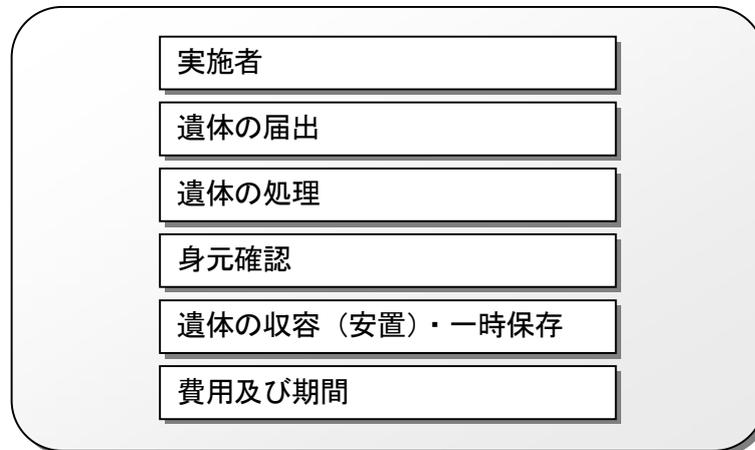
◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

② 期間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

## 9.2 遺体の処理 ⇨ 『福祉部、健康保険部』

遺体の処理は市が行う。



### (1) 実施者

遺体の収容及び処理は、「福祉部」を中心として「収容処理班」を編成し、収容処理にあたる。

### (2) 遺体の届出

遺体を発見した場合は、直ちに警察に連絡届出を行い、検視又は死体調査を受けた後処置を行う。

### (3) 遺体の処理

遺体の処理は、次のことに留意して行う。

- 警察は、検視又は死体調査を行ったのち、身元不明又は引取人のない遺体については、市長に引き渡す。
- 「収容処理班」は、警察より引き渡しを受けた遺体を洗浄、縫合、消毒等の所定の措置を施し、身元の判明した場合は、遺族、親族に引き渡す。
- 遺体の身体識別のため、相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋・火葬ができない場合は、遺体収容安置所に一時保存する。

### (4) 身元確認

身元の確認にあたっては、次のことに留意して行う。

#### □身元確認にあたっての留意事項

- 身元不明者の身元確認には、警察、地元住民の協力を得て行う。
- 収容した遺体は、遺体処理台帳を作成し、保管する。
- 身元確認を終えた遺体は、遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。また、埋葬許可証を交付する。
- 縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合には、十分調査の上引き渡す。
- 必要に応じて、医療救護所における法歯学的活動の協力も得る。

(5) 遺体の収容（安置）・一時保存

遺体の収容・一時保存にあたっては、次のことに留意して行う。

□遺体の収容等にあたっての留意事項

- 延焼火災他により身元不明遺体が多く発生した場合には、身元確認に長期間を要する場合も考えられることから、葬祭場等の協力を受け安置所を設定し、身元不明遺体を収容する。
- 収容処理班は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、必要な棺、ドライアイス等を用意する。

(6) 費用及び期間

① 費用

遺体の処理の以下にかかる費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内とする。

- ア. 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用
- イ. 遺体の一次保存するための費用
- ウ. 遺体処理のため必要な輸送及び人夫賃
- エ. 医療救護班により検案ができない場合

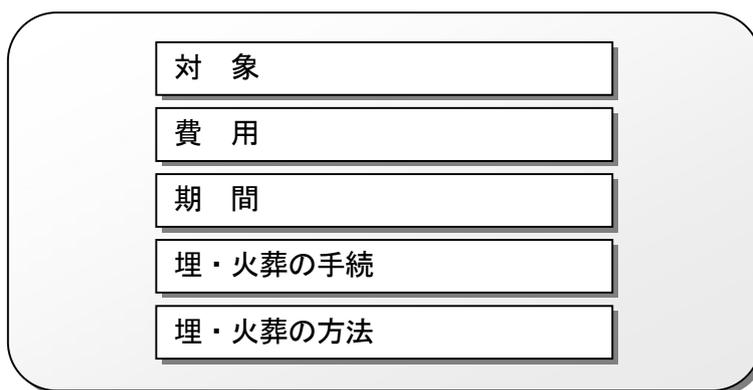
◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

② 期間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

9.3 遺体の埋・火葬 ◇ 『福祉部、環境経済部』

災害の際の死亡者で、本部長が必要と認めた場合、応急的に埋・火葬を行う。



(1) 対 象

その遺族が被災し、埋葬を実施することが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合

(2) 費 用

- ① 次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。

- ア. 棺（付属品を含む）
- イ. 埋葬又は火葬
- ウ. 骨壺又は骨箱

② 支給できる費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内とする。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

(3) 期 間

期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

(4) 埋・火葬の手続

- ア. 事故死等による遺体は、警察により引き渡しを受けた後、埋・火葬する。
- イ. 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。この場合の取り扱いは「行旅病人行旅死亡人取扱法」に準じて行う。
- ウ. 埋葬又は火葬するときは、埋火葬台帳の作成、保管を行う。

(5) 埋・火葬の方法

- ア. 埋・火葬は、市が行い、原則として火葬とする。
- イ. 市の火葬能力を超える遺体が発生したときは、周辺市町に応援を要請することが出来る。
- ウ. 身元の確認が出来ない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し身元が判明次第、遺族に引き渡す。
- エ. 災害応急埋葬場は、法人営墓地の中に所要の地積を確保し埋葬する。

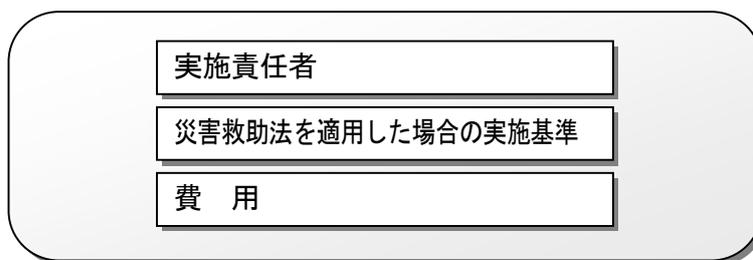
斎場（火葬施設）

名 称：埼玉斎場組合	電話番号：752-1531
所 在 地：内牧1431	
火葬能力：1日17体	

## 第10 要員の確保

地震災害時において、応急対策を実施する際に不足する労力については、市内公共職業安定所を通じて要員を確保し、労力供給の万全を図る。

### 10.1 要員の確保 ⇨ 『総務部、関係各部』



#### (1) 実施責任者

市長

#### (2) 災害救助法を適用した場合の実施基準

##### ① 市長の対応

災害救助法を適用した場合の、応急救助のために要員の雇い上げによる労力の供給は、応急仮設住宅の供与及び医療・助産に要するものを除き市長が実施する。

ただし、埼玉県知事の職権の一部を市長が実施することとして通知された場合、又は埼玉県知事の実施を待つことができない場合は、市長が実施する。

##### ② 労働力の内容

応急救助の実施に必要な労力の供給は、次の救助を実施するものに必要な最小限度の要員の雇い上げによって実施する。

- 被災者の避難
- 医療及び助産における移送
- 被災者の救出
- 飲料水の供給
- 旧採用物資の整理配分及び輸送
- 遺体の捜索
- 遺体の処置

#### (3) 費用

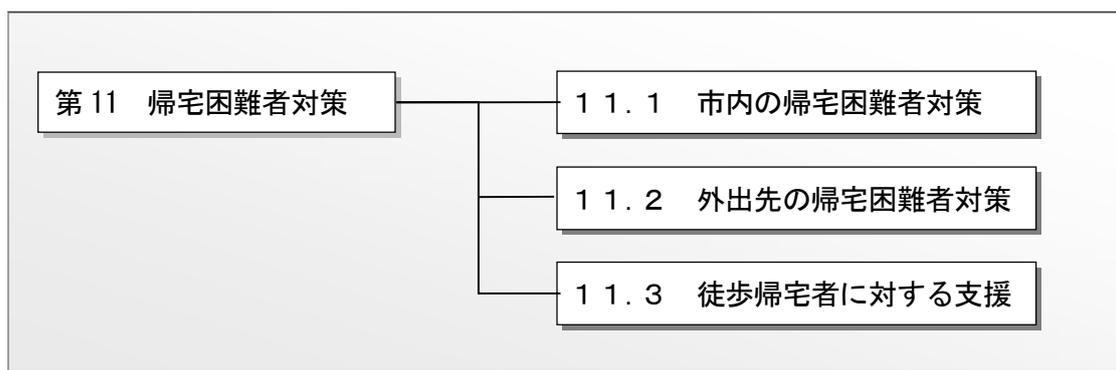
応急救助のために支出できる資金は、当該地域における通常の実費とする。

## 第11 帰宅困難者対策

市外から春日部市内に通勤、通学している方は大規模地震発生時には、それぞれの居住地に帰宅できなくなることが予想される。

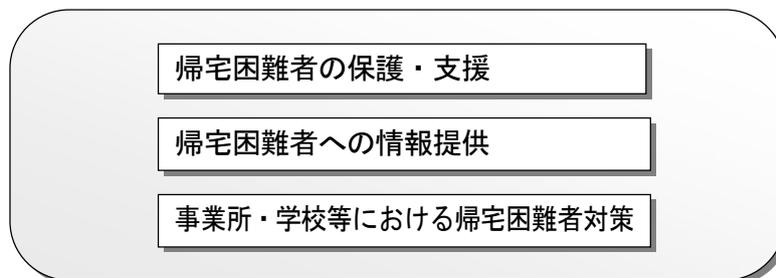
また、多くの市民が東京都内等の市外に通勤、通学しているため、東京圏において大規模地震が発生した場合には、多くの市民が市外で帰宅困難になることが予想される。

このため、市内及び外出先で帰宅困難となった通勤、通学者等に対し、市は、県、防災関係機関と連携して適切な保護・支援、情報提供などの対策を実施する。



### 11.1 市内の帰宅困難者対策 ⇨ 『市長公室、市民生活部、学校教育部、関係各部、鉄道機関、警察署、各事業所』

市内の帰宅困難者に対して、関係機関と連携・協力して、必要な対策を実施する。



#### (1) 帰宅困難者の保護・支援

##### ① 一時滞在施設の開設

###### □一時滞在施設の開設

地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺や路上に滞留者が発生した場合、混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

駅前等において帰宅困難者が滞留することが生じた場合、鉄道事業者と相互に連携するほか、警察署とも連携し速やかに滞在者に対し一時滞在施設への誘導を行う。

なお、一時滞在施設の受入能力には限りがあるため、要配慮者の受け入れを優先することとし、一時滞在施設の運営については、第3章第4節第2 2.3を準用する。

□一時滞在施設での飲料水・食料等の提供

一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対し、必要に応じ飲料水、食料等を提供する。このため、一時滞在施設に必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、防災拠点等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。

② 避難所等における受け入れ及び対応

帰宅困難者を避難所に受け入れる場合、混乱を避け円滑に運営するためには、地域住民と帰宅困難者の処遇をある程度分けて対応する必要がある。

物資の適切な調達と配分及び避難所の安全対策を考慮して、可能な限り帰宅困難者についても入退出の管理を行う。

帰宅困難者に対しても、地域住民と同様に水・食料・毛布といった生活物資を提供する。

③ 帰宅困難となる観光客等への対策

市は、観光協会や旅館組合をはじめ、宿泊施設や観光施設等の施設管理者と連携協力し、宿泊施設に滞在、滞留する観光客数や観光施設利用者数を把握すると共に、避難所へ避難する観光客の安全な避難誘導を図る。なお、観光客が順次帰宅できるよう、道路状況や公共交通機関の運行状況等の情報収集、情報提供等の支援体制をとる。

(2) 帰宅困難者への情報提供

市内の帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達する。

□帰宅困難者に伝える情報例

- 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）
- 支援情報（一時滞在施設等の開設状況等）

【 情報提供の内容 】

実施機関	項目	対策内容
市	誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急速報エリアメールによる情報提供</li> <li>○ 市ホームページ等で一時滞在施設等の開設状況を広報</li> </ul>
県	情報提供、広報、県内主要駅での帰宅困難者への広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報</li> <li>○ 危機管理、災害情報ブログによる情報提供</li> <li>○ 駅前の大型ビジョンによる情報提供</li> <li>○ 緊急速報エリアメールによる災害発生直後の注意喚起</li> </ul>
鉄道機関	情報提供、広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等</li> </ul>

実施機関	項目	対策内容
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	○ 災害用伝言ダイヤル（171） ○ 特設公衆電話の設置
各携帯事業者	安否確認手段の提供	○ 災害用伝言版
ラジオ、テレビ等 放送報道機関	情報の提供	○ 帰宅困難者向けの情報提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害 復旧、運行情報)

### (3) 事業所・学校等における帰宅困難者対策

#### ① 事業所等における帰宅困難者対策

事業所等は、災害発生時に自社従業員等の安全確保、保護のため、一斉帰宅行動を抑制する必要がある。また、自社従業員等を一定期間留めるために、家族の安否確認や飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、事業所等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等同様な対応が取れるよう対策を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

#### ② 学校等における帰宅困難者対策

学校は、災害発生時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間教室等に留める対策を講じる必要がある。このため、飲料水、食料等の備蓄や災害時のマニュアル作成など体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

## 1.1.2 外出先の帰宅困難者対策 ⇨ 『市長公室、市民生活部、関係各部』

外出先の帰宅困難者に対して、関係機関と連携・協力して、必要な対策を実施する。

### 帰宅困難者への情報提供

#### (1) 帰宅困難者への情報提供

外出先の帰宅困難者にとって必要な交通情報や市内の被害状況等の情報を伝達するとともに、安否を気づかう家族への連絡体制を確保する。

##### □帰宅困難者に伝える情報例

- 被害状況に関する情報（震度分布、建物被害、火災、人的被害、ライフライン被害等）
- 鉄道等の公共交通機関に関する情報（路線ごとの運行状況、復旧見通し、代替交通機関の情報等）
- 帰宅に当たって注意すべき情報（通行不能箇所、大規模火災箇所、規制情報等）

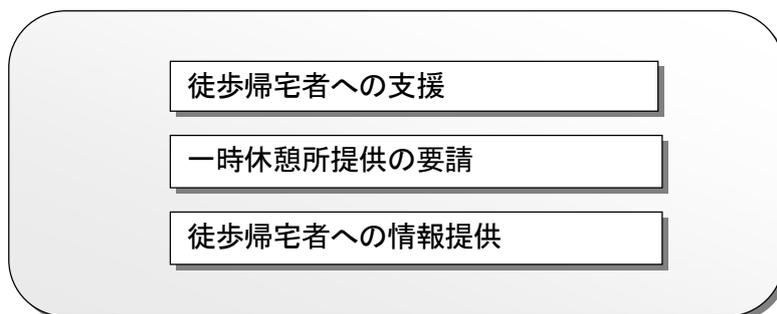
【 情報提供の内容 】

実施機関	項目	対策内容
市	誘導	○ 市ホームページ、安心安全メール等による情報提供 ○ NTTが開設する「災害用伝言ダイヤル」等の活用方法の周知
県	情報提供、広報、県内主要駅での帰宅困難者への広報	○ テレビ、ラジオ局への放送依頼、報道機関に対し、被害状況、交通情報等を広報 ○ 危機管理、災害情報ブログによる情報提供
鉄道機関	情報提供、広報	○ 鉄道の運行・復旧状況、代替輸送手段等の情報提供等
東日本電信電話株式会社	安否確認手段の提供	○ 災害用伝言ダイヤル（171） ○ 特設公衆電話の設置
各携帯事業者	安否確認手段の提供	○ 災害用伝言版
ラジオ、テレビ等放送報道機関	情報の提供	○ 帰宅困難者向けの情報提供 (県内の被害状況、安否情報、交通関係の被害復旧、運行情報)

11.3 徒歩帰宅者に対する支援 ⇨ 『 市長公室、総合政策部、各部共通、  
鉄道機関、東京電力パワーグリッド株式会社 』

徒歩帰宅者が避難場所等に立ち寄る目的は、主として水分補給やトイレ利用、仮眠、季節によっては採暖、または、熱中症対策などを目的とした一時的なものである。

徒歩による帰宅行動を支援するために必要な施策を以下に示す。



(1) 徒歩帰宅者への支援

徒歩帰宅者に対して、関係機関と協力して、必要な対策を実施する。

【 支援対策の内容 】

実施機関	項目	対策内容
県・市	一時休憩所提供の要請	ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の休憩所としての利用を要請
	代替輸送の提供	バス輸送の実施
鉄道機関	トイレ等の提供	トイレ等の提供
東京電力パワーグリッド(株)	沿道照明の確保	帰宅通路となる幹線道路への照明用電力の供給

注) 幹線道路とは、都市間を結び、歩道が整備された道路等である。

(2) 一時休憩所提供の要請

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上の道路沿いに休憩する場所が必要となる。地域の避難場所は、地域住民の避難者で満員になる可能性が高いため、避難場所とは別に一時休憩場所の確保に努める。

① 帰宅支援ステーションとの連携

埼玉県と協定を締結したコンビニエンスストア、ファミリーレストラン等の帰宅支援ステーションに対し、徒歩帰宅者に対する情報提供やトイレの貸与等を市から依頼する。

(3) 徒歩帰宅者への情報提供 ⇨『市長公室、総合政策部』

主要道路その他の被害状況及び安全に帰宅するための公共交通機関等の復旧状況等の情報を提供し、徒歩帰宅者の安全で円滑な帰宅を支援する。

情報提供は、掲示板等により提供し、周辺の地図を合わせて、被害状況、病院、その他の避難所、安全な帰宅ルート、帰宅方面別の次に目指すべき避難所などを明記しておく。

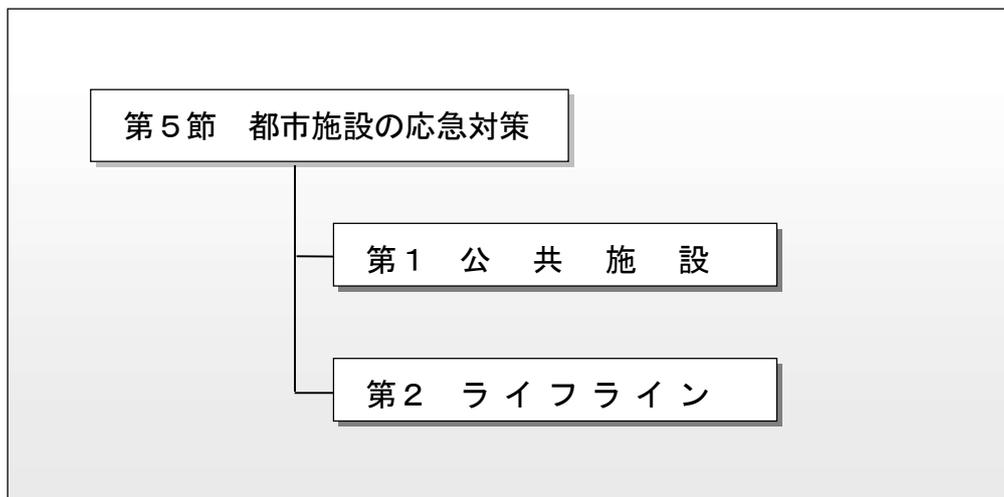
また、休憩場所でラジオ放送等を流すことで、帰宅行動の参考となる情報をリアルタイムで提供する。

## 第5節 都市施設の応急対策

都市生活の基盤をなす道路、交通、ライフライン等の都市施設が、地震により被災した場合、都市機能が麻痺し、住民の生活や社会活動に極めて大きな影響を与える。このため、各防災機関においては相互に連携を図り、災害応急対策及び広報活動を迅速に実施する。

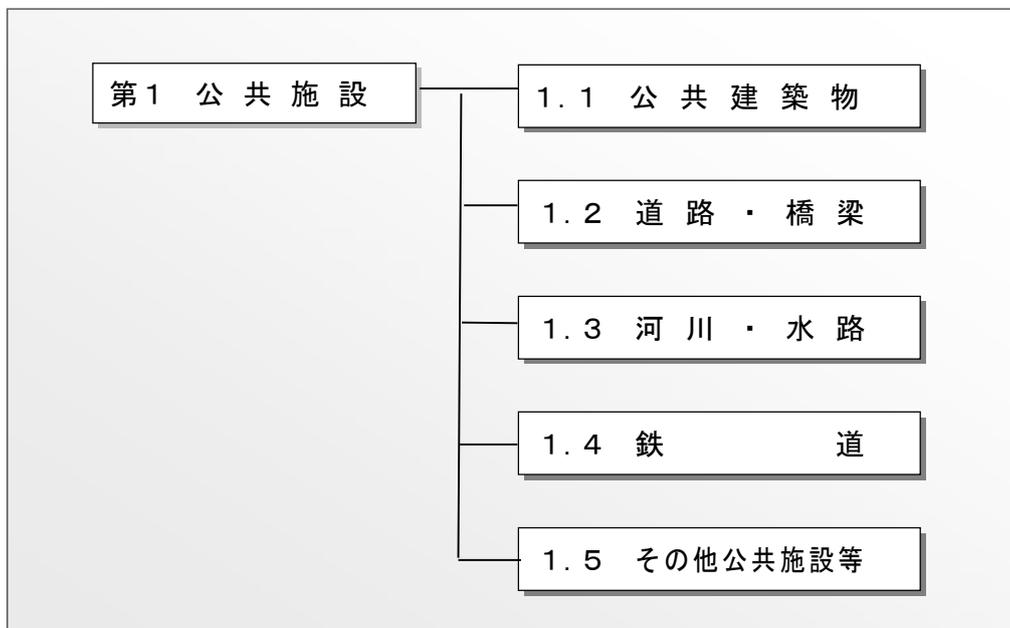
以下に、都市施設の応急対策の計画を示す。

### 【 都市施設の応急対策に係る事項 】



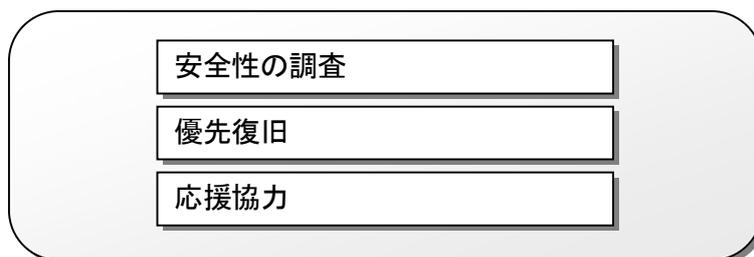
## 第1 公共施設

道路、橋梁、河川、鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合は、災害応急対策活動に重大な支障をおよぼすことから、防災関係機関と協力して迅速な応急・復旧対策を実施し、災害応急対策の実行に万全を図る。



### 1.1 公共建築物 ⇨ 『都市整備部、関係各部』

公共建築物は、災害応急対策の活動拠点等の防災拠点となることから、平時より耐震性を高め、万一被災した場合には、優先的に復旧し、災害応急対策上支障のないよう努める。



#### (1) 安全性の調査

被災建築物応急危険度判定により建築物の安全性を調査し、二次災害の防止を図り、拠点として使用可能か判断を行う。

#### (2) 優先復旧

調査の結果、応急措置により使用可能な建築物については、災害応急対策上拠点となるため、優先的に復旧を行う。

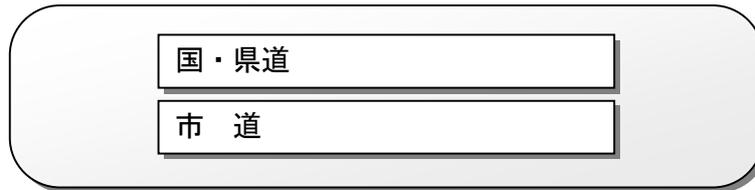
(3) 応援協力

応急措置を行うにあたり、人員、資機材が不足する場合は、県災害対策本部に要請を行う。

1.2 道路・橋梁 ⇨ 『建設部』

道路及び橋梁は、災害応急対策上、消防、救援・救護はもとより、物資、対策要員の輸送施設として重要な役割を果たす。

また、災害応急対策に際しては、緊急輸送路となる道路を優先的に行う。



(1) 国・県道

指定地方行政機関（大宮国道事務所春日部国道出張所、北首都国道事務所杉戸国道出張所）、及び越谷県土整備事務所に通報し、災害応急対策を速やかに実施するよう要請する。

(2) 市道

① 道路のパトロール、道路被害状況の把握

市道のパトロール等により道路の被害状況を把握し、道路の亀裂・陥没、損壊等の箇所について速やかに応急措置を講ずる。パトロール要員が不足するときは、市内の建設業関連の業者に応援要請を行う。

被害状況の調査方法、判定基準については、県災害対策本部と調整する。

② 応援の要請

指定地方行政機関に対し橋梁等構造物の危険度を判定できる技術者の派遣を要請する。（災害対策基本法 29 条）。

③ 応急対策

□復旧の基本方針

- 管内道路について災害時活用路線図を作成し、救助活動の円滑な運営に資する。
- 救助活動のための道路及び避難者の通路にあたる道路は、優先的に復旧する。
- 道路に被害を受けた場合には、速やかに県災害対策本部に報告し、ただちに排土作業、盛土作業、瀝青乳剤舗装作業等その他被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努める。
- 被害の状況により応急措置ができない場合は、警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。
- 上下水道・電気・ガス・電話等道路占用施設の被害が発生した場合には、当該施設の管理者に通報する。緊急のため、その時間的余裕がない場合には、当該事故を知った機関がただちに応急の措置を講じ、事後連絡するものとする。
- 復旧資材、材料に不足が生じたときは、適宜関係業者の協力を求めて確保するものとする。

□市道の応急対策

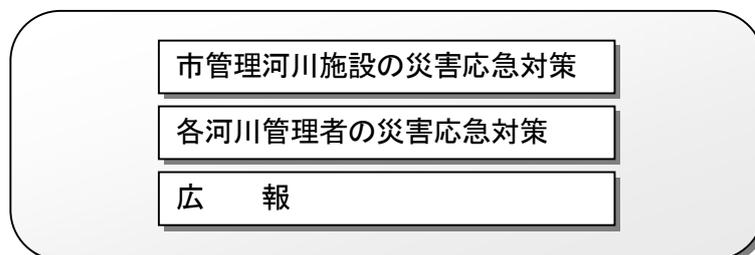
- 路面の亀裂、地割れについては、土砂、碎石等を充填する。なお、状況によっては仮舗装を行う。
- 路面の大きな陥没については、土砂、碎石等により盛土する。
- 路面やのり面の崩壊については、土のうや杭打等の工法により行う。
- 崖くずれによって通行が不能となった道路については、重機械（ブルドーザー、ショベル等）により崩壊土の排土作業を行う。
- 落下した橋梁若しくはその危険があると認められた橋梁又は被害状況により応急復旧ができない場合は、警察署等関係機関と連絡のうえ、通行止め若しくは交通規制の標示等の必要な措置を講ずる。なお、応急復旧は、落橋部分に、木角材、H形鋼をかけ渡し、敷板を敷き並べ、土砂をかぶせて実施する。また、状況によっては中間に仮橋脚を設ける。

④ 広 報

「建設部」は「総合政策部」を通して通行不能箇所、迂回路、復旧見込み等の広報を行う。

1.3 河川・水路 ⇨ 『建設部』

水防活動と並行して市内の河川施設、特に危険な箇所を重点的にパトロールし、堤防及び護岸が被害を受けた場合、一級河川については国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所（江戸川上流出張所）及び越谷県土整備事務所に通報し、必要に応じ応急措置を講ずる。



(1) 市管理河川施設の災害応急対策

市管理の河川施設について、水門及び排水機等の破損あるいは故障・停電等により運転が不能になった場合、土のう、矢板等により応急に締切を実施し、移動ポンプ車等を動員して内水の排除を実施する。

(2) 各河川管理者の災害応急対策

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所（江戸川上流出張所）及び越谷県土整備事務所が実施する災害応急対策は次のとおりである。

□江戸川河川事務所の災害応急対策

(1) 震災対策支部の設置

事務所長は、点検開始の基準となる気象庁が震度6を発表した場合、地震により大規模な災害が発生した場合及び局長が指令した場合は非常体制として支部を設置し、震度4以上震度6未満の場合は災害の発生に備え注意体制、警戒体制をとる。

(2) 動員計画

勤務時間内に支部が設置された場合、各班長は速やかに動員配置状況を総務班総務係を通し対策支部長へ提出する。また、勤務時間外の場合は、対策支部からの指令伝達、事務所、出張所及び地区連絡員等又はテレビ、ラジオ等の報道から情報を得て行動し、参集体制の区分によってあらかじめ指定する事務所、出張所等に参集する。なお、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な資機材、人員等の配備手配に関して必要に応じ本部長に他支部等の応援を要請するものとする。

(3) 通信連絡

対策支部設置後の通信連絡は、通信連絡系統図に基づき実施し、連絡の方法は原則として専用多重通信設備とする。

(4) 他機関との相互協力

地震災害応急対策にあたっては、他機関と密接な連絡を保ち、相互の協力により実施するものとする。

(5) 広報

地震発生後の広報は、地震災害応急等に係る措置の状況について、必要に応じ逐次広報を実施するように努めるものとする。

(6) 災害対策用建設機械等の出動及び管理

災害対策用建設機械等の出動要請は、「関東地方整備局災害対策用建設機械等運営要領」によるものとする。

(7) 施設対策等

① 庁舎関連施設対策

庁舎の点検を速やかに実施し、備品等の被害状況の把握に努めるものとし、非常食の配給に関する業務、職員等の誘導、職員及び家族並びにその宿舍の被害状況の把握及び負傷者に対する救急医療業務にあたるものとする。

② 河川施設対策

河川施設が損壊した場合は、被災状況を迅速かつ的確に把握し、関係地方公共団体と協力して浸水の防御あるいは被害を軽減するような措置をとり水防業務の万全を期するものとする。

③ 電気通信施設対策

震災対策情報の伝達が円滑に実施されるよう専用多重通信設備の確保について最大の努力を払い、通信輻輳に対処し、専用多重通信設備の障害時における緊急対策として移動多重回線又は超短波無線通信整備の使用についても対処するものとする。

(8) 避難住民対策等

地方公共団体、地域住民等により、あらかじめ指定された施設以外の所管施設について避難場所として使用したい旨の要請があった場合には、施設の状況を確認の上適切に対処するものとする。また、所管施設等の被害による被災者やその家族に対して、関係機関と連携して待機場所の確保、情報の提供等適切に対処するものとする。

資料)「平成18年度 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所災害対策計画運営要領(抜粋、要約)」

(国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所)

□越谷県土整備事務所の災害応急対策

(1) 水防活動

① 監視・警戒活動

水防管理者は、出勤命令を出した時から水防区域の監視及び警戒を厳にし、現在の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心とした堤防の表側、天端及び裏側を巡回し、異常を発見した場合は直ちに当該河川の管理者及び管轄県土整備事務所長に報告するとともに、水防活動を開始する。

② ダム・水門の操作

ダム、水門の管理者は、地震を観測した場合、直ちに門扉を開閉できるような体制を整え、必要に応じて適正な開閉を行う。

③ 資機材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材の備蓄に努めるとともに、監視及び警戒により水防措置が必要と認められる場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

(2) 応急対策

① 河川施設応急対策

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予想されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

② 砂防施設等応急対策

砂防施設、地滑り防止施設、急傾斜地崩壊防止施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

③ 治山施設応急対策

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

④ ダム・ため池応急対策

ダム、ため池施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保に努める。

資料)「埼玉県地域防災計画(震災対策計画)」から抜粋

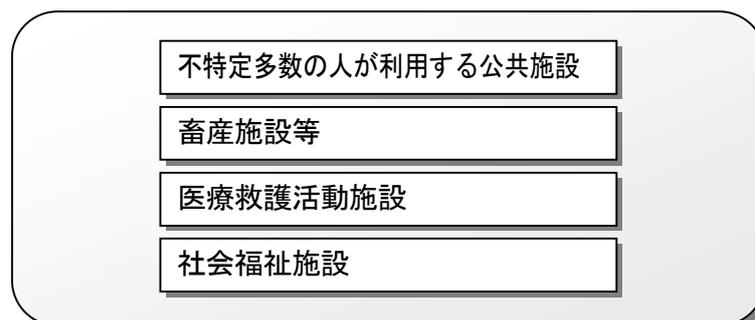
(3) 広 報

「建設部」は、「総合政策部」を通して被害箇所、復旧見込み等の広報を行う。

1.4 鉄 道

鉄道施設が被災した場合については、最寄りの駅又は当該鉄道施設の管理者に通報し、災害応急対策の実施を依頼する。また、当該路線による輸送が望めない場合は、復旧対策と平行して列車の折り返し運転又は自動車輸送等の対策を講ずる。

1.5 その他公共施設等



(1) 不特定多数の人が利用する公共施設

- ア. 施設利用者等を、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期す。
- イ. 施設ごとに再開計画を策定し、早急に再開する。

(2) 畜産施設等

市長は地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「中央家畜保健衛生所」に報告する。

(3) 医療救護活動施設

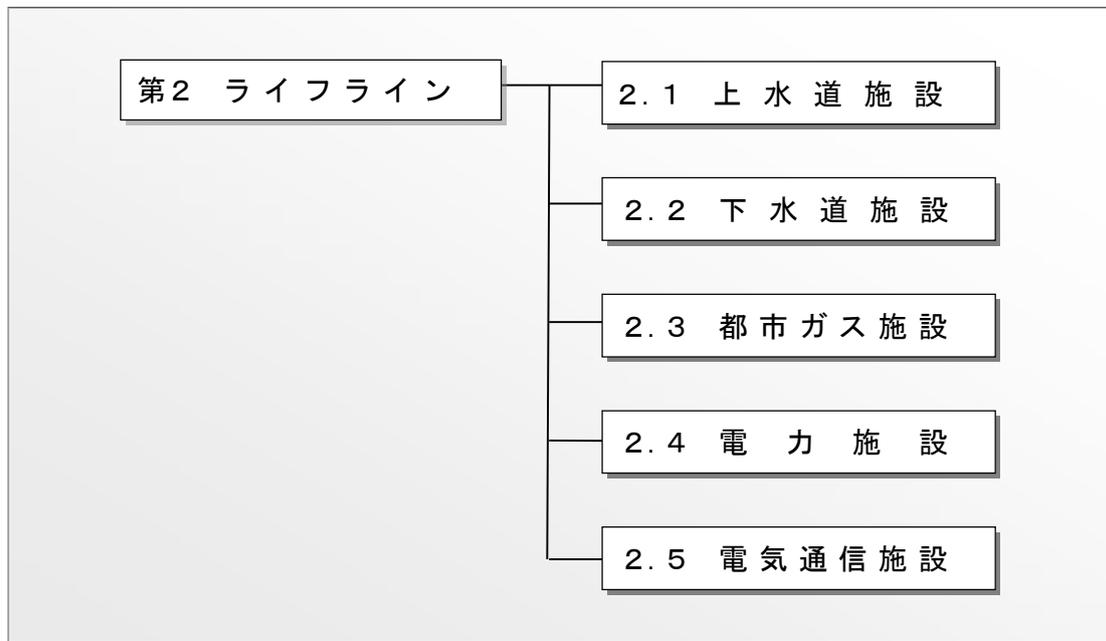
- ア. 施設ごとにあらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- イ. 施設の責任者は通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとり万全を期するものとする。

(4) 社会福祉施設

- ア. 社会福祉施設は、被災後速やかに施設内外を点検し、必要な場合には応急修理を行い、安全を確保する。
- イ. 施設の責任者は、職員の状況、施設建物の被害状況を把握し、必要に応じ施設の応急計画を策定する。
- ウ. 施設独自での復旧が困難である場合は、関係機関に連絡し、援助を要請する。
- エ. 被災しなかった施設は、援助を必要とする施設に積極的に協力し、入所者及び利用者の安全を確保する。

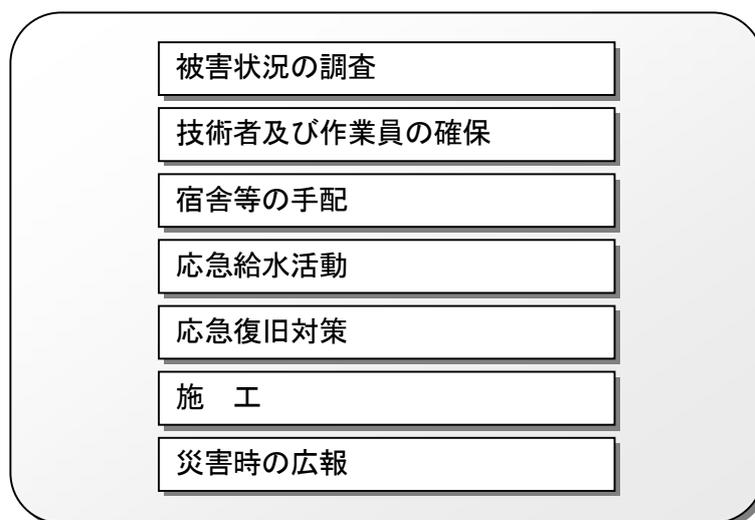
## 第2 ライフライン

ライフライン被害は、都市機能そのものを麻痺させることから、市及び各事業所は相互に連携を図り、災害応急対策並びに二次災害の防止などの活動を迅速に実施する。



### 2.1 上水道施設 ⇨ 『水道部』

災害による応急給水が長期に及ぶことは、衛生対策上、住民生活に重大な影響を与える。そのため、市は、速やかに浄水場施設及び管路施設等の応急復旧について対策を講ずる。



(1) 被害状況の調査

上水道施設の被害状況を速やかに調査し、その実態を把握して的確な復旧計画を策定する。

(2) 技術者及び作業員の確保

応急対策を円滑に実施するため、修繕工事等契約業者、請負工事契約実績業者、材料契約業者、春日部市管工事業協同組合等にあらかじめ協力を要請する。

また、技術者が不足する場合は、日本水道協会埼玉支部に要請し、地震発生後の応急体制の確保等に遺漏のないように努める。

(3) 宿舎等の手配

復旧作業に従事する要員の宿舎、食料及び寝具等の手配を行う。

(4) 応急給水活動

応急給水活動については、第2編 第3章 第4節 第6 応急給水対策に示す。

(5) 応急復旧対策

復旧作業は、取水、導水、浄・配水場施設等で実施するが、震災の状況を勘案し、被害箇所  
の復旧順位を決定し、作業を実施する。

被害状況調査により復旧用資材の所要量を把握し、備蓄資材の手配と不足資材の発注を行  
う。また、資材が不足する場合は、日本水道協会埼玉県支部に要請する。

(6) 施 工

被害状況、作業の難易度及び復旧用資材の調達状況を考慮し、緊急度に応じ応急工事を実  
施するが、原則として浄水場に近い配水管路から工事を行い、速やかに完了するように努め  
る。

(7) 災害時の広報

地震災害時の応急給水・応急復旧対策等の実施状況や活動状況を、市民に適時に情報を広  
報する。

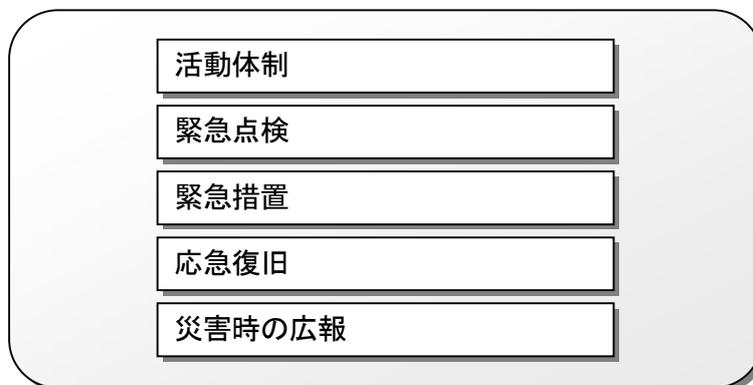
□広報手段と広報事項

- 市民に対する広報は、広報車による巡回のほか、防災行政無線、テレビ、ラジ  
オ等の報道機関に協力を要請して実施する。
- 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧  
の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。
- 水道の復旧等について、市民への情報提供を行うとともに相談窓口を設置す  
る。

## 2.2 下水道施設 ⇨ 『建設部』

地震により下水道施設が被害を受けた場合、速やかに下水道施設の緊急点検を行い、被害の状況、周辺施設等への影響を把握する。

また、必要に応じて緊急措置を講ずる。



### (1) 活動体制

応急復旧は、下水道施設班において実施し、必要に応じ民間業者の協力及び相互応援協定を締結している市町等に応援を要請する。

### (2) 緊急点検

道路管理者、河川管理者、電気、水道等他の道路占有者など他機関からの情報、市民等からの情報、被害発生想定場所等を考慮し、優先順位を決定後、幹線等の緊急点検を実施する。

点検場所及び点検内容は次のとおりとし、被害の程度はメジャー等での計測等簡易な範囲で把握し、必要に応じ写真撮影、スケッチ等により記録する。

#### 【 緊急点検場所及び点検内容 】

点検場所	点検内容
中継ポンプ場	下水の流入状況の異常（流量、土砂の流入、石油等危険物の流入）の有無
マンホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下水の流出の有無</li> <li>○ マンホール蓋、口金の変形等異常の有無</li> <li>○ 周辺路面の異常の有無</li> <li>○ マンホール内の異常の有無 （躯体、管渠接合部、堆積物、下水流下状況（流量、石油等危険物の流下）等）[路上からの目視による]</li> </ul>
伏越	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マンホール内の異常の有無 （躯体、管渠接合部、下水流下状況、堆積物、ゲート等） [路上からの目視による]</li> <li>○ 管渠埋設場所（河川等）での下水の流出の有無</li> <li>○ 管渠埋設場所の地表の異常の有無</li> </ul>
水管橋	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 構造物の変形等異常の有無</li> <li>○ 下水の流出の有無</li> </ul>
管渠埋設道路の路面等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 路面、地表の異常の有無 （陥没、隆起、亀裂、波打ち、噴出等）</li> </ul>

(3) 緊急措置

緊急措置については、道路、周辺への与える影響を考慮し、管渠については二次災害の発生を防ぐのに最低限必要な措置、ポンプ場にあつては施設の保護に必要な措置に限定し、早急に実施する。

□緊急措置の内容

- |                                       |                                  |
|---------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 安全柵、標識等の設置      | <input type="radio"/> 土のうによる浸水防止 |
| <input type="radio"/> 段差部のすり付け        | <input type="radio"/> 通行規制       |
| <input type="radio"/> 陥没部への土砂等による埋め戻し | <input type="radio"/> 下水道の使用制限   |
| <input type="radio"/> 排水ポンプの設置        | <input type="radio"/> その他        |

(4) 応急復旧

建設部は、民間業者等の協力を得て、優先順位にしたがつて下水道の応急復旧を行う。

□復旧の優先順位

- |   |
|---|
| <input type="radio"/> 指定避難場所になっている市内小中学校、高等学校等の公共施設 |
| <input type="radio"/> 災害対策本部設置施設                    |
| <input type="radio"/> その他、物資調達場所等活動拠点となる公共施設        |

(5) 災害時の広報

関係機関と連携を図り、下水道施設の被害状況、復旧の状況等を市民に広報する。

## 2.3 都市ガス施設 ⇨ 『東彩ガス株式会社』

地震により都市ガス施設に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、都市ガス施設の防護措置又は応急措置を速やかに講ずる。

東彩ガス株式会社を実施する応急、復旧対策は、次のとおりである。

### □災害応急、復旧対策(東彩ガス株式会社)

#### ○応急対策

##### (1) 応急対策

###### ① 通報・連絡

- ・外部機関及び社内の通信については、迅速・確実に行えるよう体制の確立に努める。
- ・通報・連絡の方法については、災害時優先電話、専用電話、携帯電話、無線等を使用し行う。

###### ② 災害時における情報収集

- ・地震等災害が発生した場合は、各情報を巡回点検又は出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。
  - a 気象情報
  - b 電気、水道、交通、通信等被害情報
  - c 観測情報他

#### ○応急復旧対策

##### (1) 災害時における広報

###### ① 広報活動

- ・災害の発生が予想される場合又は発生した場合、発生前、発生後、復旧作業中等で広報活動を行う。
- ・広報の方法については、地方自治体、警察・消防署、報道機関等に広報依頼するほか、必要に応じ直接当該地区へ周知する。

##### (2) 対策要員の確保

###### ① 要員の確保

- ・地震等の発生に伴い非常体制が発令された場合、対策要員は予め指定された業務・出動場所に出動する。
- ・勤務時間外に地震が発生した場合、気象庁震度階級を基準とし、関係地域の震度に応じ、自動出動基準を定めている。

###### ② 他会社との協力

- ・協力会社とは災害時協力体制を確立し、必要に応じ出動要請を行う。
- ・自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の『地震・洪水等非常事態における救援措置要綱』に基づき他ガス事業者からの支援を要請する。

##### (3) 災害時における復旧用資機材の確保

復旧工事で使用する資機材の在庫量を確認し、必要な資機材を取引先やメーカーより速やかに調達する。

##### (4) 災害時の危険予防措置

###### ① 危険予防措置

ガスの漏洩により被害の拡大のおそれのある場合は避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な予防措置を講ずる。

② 地震発生時の供給停止判断

地震が発生した場合、大きな被害が確認された場合には当該低圧ブロックについてガスの供給を停止する。

(5) 災害時の応急工事

二次災害防止の観点から、緊急度を考慮し速やかに対処する。また発生防止にも万全を期す。

○連絡先

【 連絡先 】

名称	所在地	電話番号
東彩ガス(株)	春日部市大場 202 番地	048-735-5777

2.4 電力施設 ⇨ 『東京電力パワーグリッド株式会社』

地震により電力施設に被害の発生のおそれのあるとき、又は発生した場合において、電力施設の防護措置又は応急措置を講ずる必要がある場合、「総合政策部」は東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社に通知し、速やかな対応を要請する。

東京電力パワーグリッド株式会社春日部支社が実施する災害応急対策は、次のとおりである。

□市の措置

市の措置
1. 情報の提供 本市が収集した情報について、東京電力パワーグリッド株式会社に提供する。
2. 広報活動の実施 東京電力パワーグリッド株式会社が行う広報活動と合わせて電力施設の被害状況、復旧の見通しについて広報活動を実施する。

【 連絡先 】

名称	所在地	電話番号
東京電力パワーグリッド(株) 春日部支社	春日部市浜川戸 2 丁目 12 番地 1 号	0120-995-442 埼玉カスタマーセンター

□災害応急対策（東京電力パワーグリッド株式会社）

- 目的  
 台風、雪害、洪水、地震その他の災害に対し、各設備の被害を防止するとともに被害の早期復旧を図るものとする。
- 活動体制の確立
  - (1) 災害対策本部の設置  
 地震等の非常災害が発生した場合、迅速かつ適切な対策を実施するため、社内規定により災害対策本部を設置する。
  - (2) 非常体制の組織  
 非常災害に際し、管内の事前対策、被害の把握、災害復旧等を迅速かつ円滑に推進するため、組織を編成しておくものとする。
  - (3) 職員の動員  
 非常災害対策編成表により、所要の職員を動員するものとする。

【非常体制適用表】

非常災害の情勢	非常体制の区分
○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合	第1非常体制
○ 大規模な災害が発生した場合 （大規模な災害の発生が予想される場合を含む） ○ 東海地震注意情報が発せられた場合	第2非常体制
○ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○ 警戒宣言が発せられた場合	第3非常体制

- 応急措置
  - (1) 危険予防措置  
 災害の状況に応じて、警察、消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な予防措置を講じる。
  - (2) 応急工事  
 災害時における具体的応急工事については、必要に応じ定める。
  - (3) 緊急送電  
 応急措置として官庁役所、病院、避難場所等へ緊急送電を行う。
- 応急復旧
  - (1) 復旧計画の作成  
 被害の状況を把握し、人員の配置、復旧資機材の調達、作業日程等の復旧計画を作成する。
  - (2) 復旧の優先順位  
 次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

【復旧の優先順位】	
設備名	復旧順位
送電設備	1. 全回線送電不能の主要線路 2. 全回線送電不能のその他の線路 3. 一部回線送電不能の主要線路 4. 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	1. 主要幹線の復旧に関する送電用変電所 2. 都心部に送配電する送電系統の中間発電所 3. 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所・指定避難場所、その他重要施設への供給回線 2. その他の回線
通信設備	1. 給電指令回線（制御・監視および保護回線） 2. 災害復旧に使用する保安回線 3. その他保安回線

(3) 標識等の掲示

当社職員並びに復旧応援隊作業者にあらかじめ準備した所定の腕章を、また、連絡車、作業車には所定の標識を掲示して、東京電力パワーグリッド復旧作業隊であることを明示する。

○災害時の広報

(1) 二次災害防止のための広報

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、市民に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は、危険なため使用しないこと。
- 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- その他事故防止のため留意すべき事項。

(2) 復旧に関する広報

災害時における住民不安を解消させる意味からも、電力の果たす役割は大きいと、電力施設の被害状況、復旧予定時間等についての的確な広報を行う。

これら広報手段としては、東京電力パワーグリッドホームページ、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により、直接当該地区へ周知する。

## 2.5 電気通信施設 ⇨ 『東日本電信電話株式会社』

地震等の災害のために、電気通信設備に著しい被害が発生し、又は発生のおそれのあるときにおいて、電気通信設備の防護措置又は災害応急措置を講ずる必要がある場合には、「総合政策部」は、東日本電信電話株式会社に通知し、速やかな対応を要請する。

### □電気通信設備の災害対策（東日本電信電話株式会社）

災害等により電気通信設備に著しい被害が発生し又は発生するおそれがある場合において、東日本電信電話株式会社が実施する応急対策は次のとおりである。

#### (1) 応急対策

##### ① 災害時の活動体制

###### ア 災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の迅速かつ適切な復旧を図るため、社内規定により、埼玉支店に災害対策本部を設置し対応する。

###### イ 情報連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市対策本部、その他関連各機関と密接な連絡をとるとともに、気象情報・報道機関等の情報等に留意し、被害の状況、その他各種情報の把握に努める。

##### ② 応急措置

電気通信設備に災害が発生した場合は、次の各号の応急措置を講ずる。

###### ア 重要回線の確保

行政や災害救助活動等を担当する機関の通信を確保するため、応急回線の作成、網措置等そ通確保の措置を講ずる。

###### イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等に被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

###### ウ 通信の利用制限

通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保する必要がある時は、利用制限等の措置を行う。

###### エ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

##### ③ 応急復旧対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係ない工事を優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と連携し、早期復旧に努める。

##### ④ 災害時の広報

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

- イ テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じて広報車による巡回広報及びホームページ等により、直接当該被災地へ周知する。
- ウ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーキ案内、避難場所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ・ラジオ等で利用案内を実施する。

(2) 復旧対策

① 復旧要員計画

- ア 被災地の支店等要員のみでは短時間による復旧が困難な場合は、他支店等からの応援措置を講じる。
- イ 被害が甚大で社内措置のみでは復旧が困難な場合は、社外復旧要員の応援措置を講ずる。

② 移動無線機、衛星車載局及び移動電源設備等の発動

③ 被災状況の把握

早期復旧に対処するため、電気通信設備の被災状況を迅速に把握し、直接連絡回線・携帯無線等の利用のほかバイク隊等による情報収集活動等を行う。

④ 通信のふくそう対策

通信回線の被災等により、通信がふくそうする場合は、臨時通信回線設定の考慮及び対地別の規制等の措置を講ずる。

⑤ 復旧工事は応急対策に引き続き、災害対策本部の指揮により実施する。

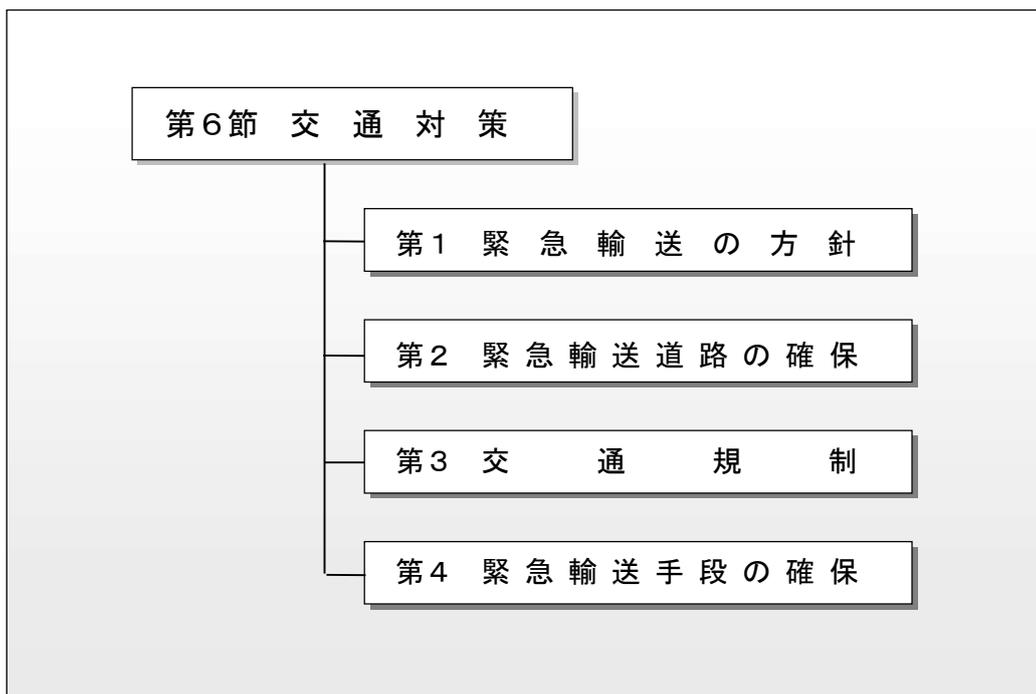
## 第6節 交通対策

地震による災害が発生した場合、道路交通を中心とした交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態のなかで、被害者の救出救助、避難誘導、行方不明の搜索、緊急輸送道路の確保、社会的混乱等の防止など市民の安全を確保するため、総合的な交通対策を迅速かつ的確に実施する必要がある。

交通対策に係る計画を以下に示す。

### 【 交通対策に係る事項 】



## 第1 緊急輸送の方針

### 1.1 目標 ⇨ 『総合政策部、総務部、建設部、都市整備部』

震災時の応急対策活動を効率的に行うため、緊急輸送道路の機能を迅速に回復するとともに、輸送手段を的確に確保し、活動人員や救援物資の円滑な輸送を行う。

### 1.2 基本方針 ⇨ 『総合政策部、総務部、建設部、都市整備部』

緊急輸送は、原則として次の順位により行うものとする。

- ① 市民の安全を確保するために必要な輸送
- ② 被害の拡大を防止するため必要な輸送
- ③ 災害応急対策を円滑に行うために必要な輸送

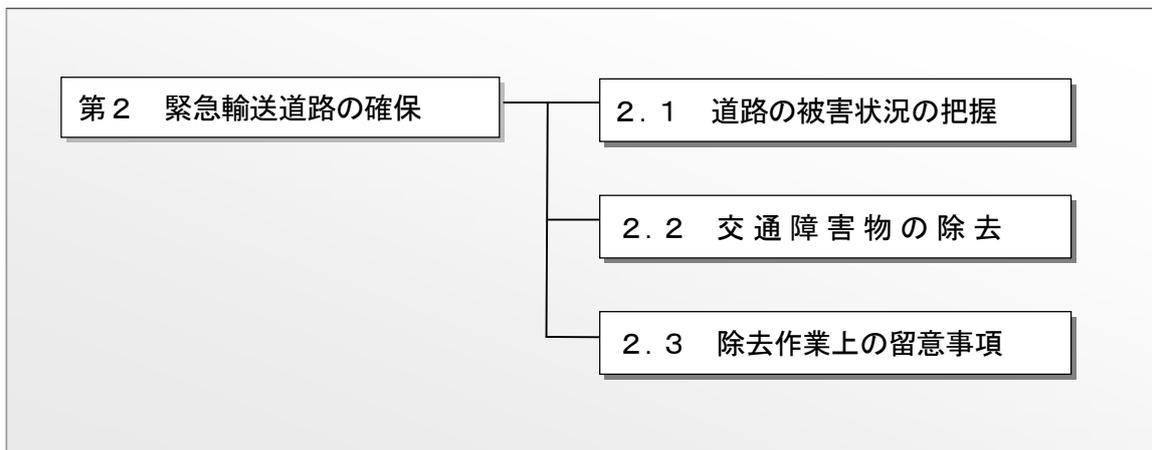
### 1.3 輸送対象 ⇨ 『総合政策部、総務部、建設部、都市整備部』

各段階における輸送対象は、おおむね次のとおりである。

第1段階 (被災直後)	第2段階 (おおむね被災から1週間後まで)	第3段階 (おおむね被災から1週間後以降)
① 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資 ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ③ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、補助通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員、物資等 ④ 医療機関へ搬送する負傷者等 ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資		
	① 食料、水等生命の維持に必要な物資 ② 疾病者及び被災者の被災地外への輸送 ③ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資	
		① 災害復旧に必要な人員及び物資 ② 生活必需品

## 第2 緊急輸送道路の確保

道路の応急復旧を制約された条件下で効果的に行うため、迅速に被害状況を把握し、他の道路より優先的に応急復旧を行い、緊急輸送道路の確保に努める。



### 2.1 道路の被害状況の把握 ⇨ 『建設部』

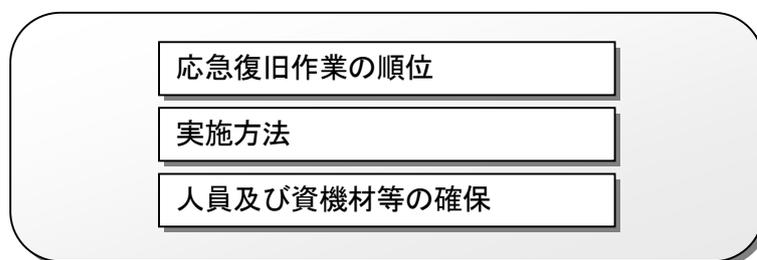
県及び市は、緊急輸送道路として、地震による負傷者の救急救命活動、食料や救援資機材の輸送等に必要な緊急輸送車両の通行する道路を指定している。

「建設部」は、緊急輸送道路内の被害状況、障害物の状況を速やかに調査する。

⇨ 『【本文】第2編 第2章 第2節 第6「6.1 緊急輸送路の確保」』参照

### 2.2 交通障害物の除去 ⇨ 『建設部』

「建設部」は、各道路管理者及び防災関係機関と連携を図り、道路上の破損物、倒壊建物や看板、電柱等の障害物を除去し、緊急車両の交通の確保を図る。



#### (1) 応急復旧作業の順位

応急復旧作業を実施するにあたっては、各道路管理者が警察署、自衛隊等の各関係機関とそれぞれ連絡を迅速かつ的確に実施し、被害の状況に応じた救急・救援活動等を考慮して優先順位を定め、効率的に実施する。

## (2) 実施方法

### ① 市道における障害物の除去

「建設部」は、「消防部」の協力を得て作業班を編成してこれにあたり、必要に応じ、市内建設業界団体への協力要請、さらに市長は知事に対して自衛隊の派遣を要請する。ただし、障害物の規模の程度により民間業者にも協力を要請する。

応急復旧作業は、できる限り二車線の車両通行が確保できるように、通行上の障害物を除去し、道路面に生じた陥没、亀裂等は、緊急車両の通行に支障がない程度に応急復旧を実施する。

なお、災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、緊急通行車両の通行の妨害となる車両等に対しては、災害対策基本法に基づき、必要な措置をとるものとする。

### ② 各道路・河川管理者との連携

国道又は県道に障害物が堆積し通行不能になった場合、又は河川に障害物が滞留し、溢水のおそれがある場合は、この旨を各管理者に通報し、これらの障害物の除去を要請する。

### ③ ライフライン施設の破損

上水道、電話、電気等の道路占有施設に障害や危険箇所を発見したときは、直ちに危険防止の措置を講じ、各事業者に連絡する。

## (3) 人員及び資機材等の確保

応急復旧を迅速に行うための人員及び資機材の確保を目的として、建設業協会等との協力体制の強化を図る。

## 2.3 除去作業上の留意事項 ⇨ 『建設部』

障害物の除去作業にあたっては、次の点について、十分に注意して実施する。

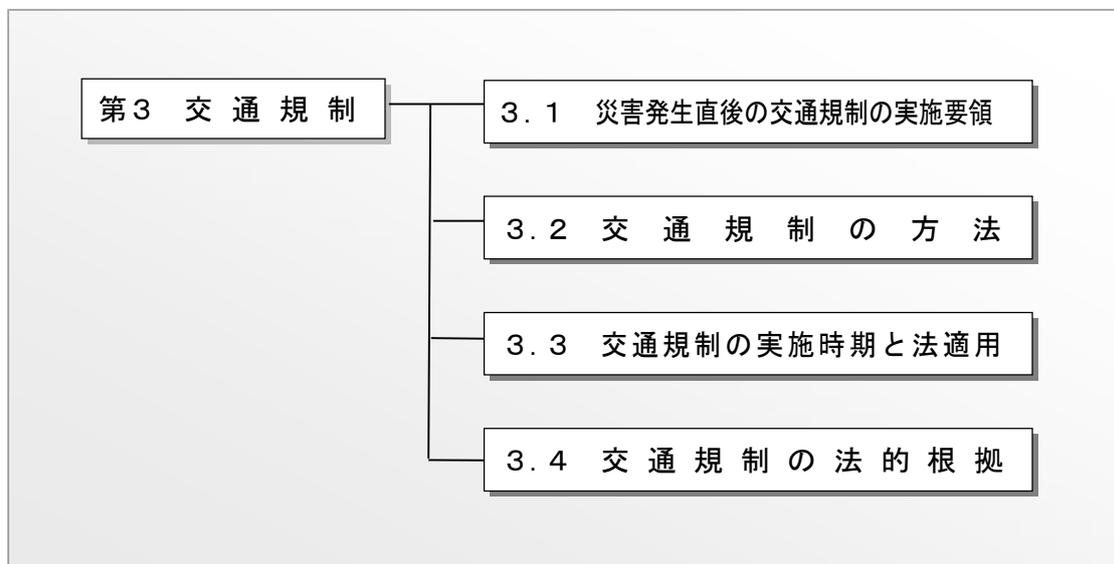
- ア. 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- イ. 交通を確保するため、倒壊建物等を除去する場合は、できる限り管理者、所有者の同意を得るものとする。
- ウ. 除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後の復旧活動等にできる限り支障のないように配慮する。
- エ. 応急復旧により発生した除去物の集積所となる候補地は次のとおりである。

### 【 障害物集積所の候補地 】

名 称	所在地	敷地面積
総合体育施設用地		
・旧谷原中学校西側	谷原新田字ヲモレ耕地	88,000 m <sup>2</sup>
・旧谷原中学校東側	武里中野字新田	40,000 m <sup>2</sup>

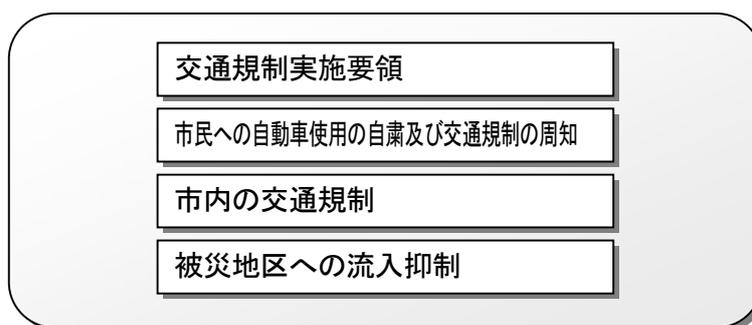
## 第3 交通規制

地震発生直後の市民の避難路及び緊急輸送道路を確保するため、道路管理者及び交通管理者は、道路法、道路交通法及び災害対策基本法に基づいて交通規制を実施する。



### 3.1 災害発生直後の交通規制の実施要領 ⇨ 『市民生活部、建設部、警察署』

市は、地震発生直後に避難路及び緊急輸送道路を優先的に確保するため、直ちに次のような交通規制等の措置を実施する。



#### (1) 交通規制実施要領

- ア. 交通要員にあつては、広報、検問、交通整理等、多目的任務を含めて実情に応じた要員を配置する。
- イ. 規制路線にあつては、通行止め用の道路標識を設置するほか、ロープ、セーフティコーン、照明器具等の装備資機材も活用する。
- ウ. 緊急輸送道路において、被災者と緊急通行車両が競合した場合は、原則として緊急通行車両を優先して誘導する。その他の道路においては、被災者を優先して誘導する。

(2) 市民への自動車使用の自粛及び交通規制の周知

市は、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く市民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずる。

また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

(3) 市内の交通規制

市は、市内の道路が次のような場合、交通規制を実施し、警察署長及び関係機関に報告するものとする。

ア．市内の道路破損、欠壊。

イ．除去できない障害物がある場合。

ウ．沿道の建物に倒壊のおそれがあり、交通に危険を及ぼすおそれがあると認められた場合。

エ．その他の事由により交通が危険であると認められた場合。

オ．市内の緊急輸送道路を確保する場合。

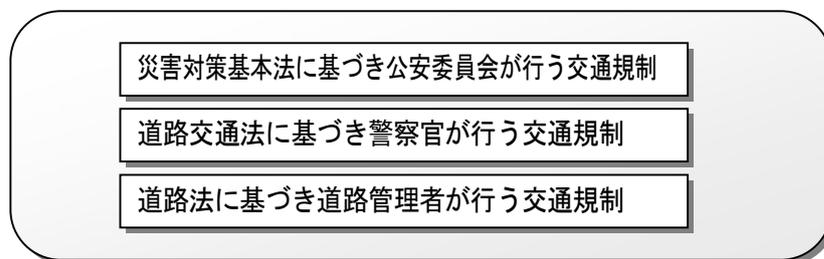
(4) 被災地区への流入抑制

ア．道路交通の混乱防止及び緊急輸送道路を確保するため、被災区域への流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する。

イ．県は、流入抑制のための交通整理、交通規制等を実施する場合は、関係都県と連携を取りつつ実施する。

3.2 交通規制の方法 ⇨ 『市民生活部、建設部、警察署』

交通規制の方法には、次のような場合がある。



(1) 災害対策基本法に基づき公安委員会が行う交通規制

災害対策基本法に基づく標識の設置については、交通規制の区域又は区間の入口や交差点付近に設置し、車両の運転者に対して交通規制の内容を周知する。

(2) 道路交通法に基づき警察官が行う交通規制

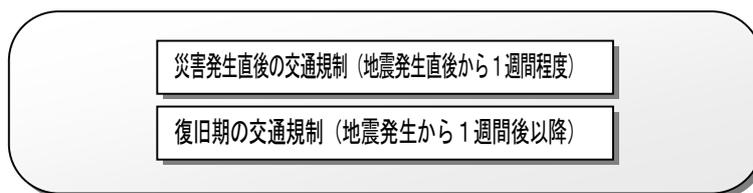
緊急を要するため、標識を設置する時間的余裕がない場合又は標識を設置して実施することが困難な場合は、現場警察官の指示により実施する。

(3) 道路法に基づき道路管理者が行う交通規制

市道において、通行を禁止又は制限しようとする場合は、警察署長に連絡し、規定の規制標識を設置して行う。

なお、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能な場合、通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、適当な迂回路を設定して、職員等をもって現場において誘導する。この場合においては、警察署長への通知は事後に行う。

### 3.3 交通規制の実施時期と法適用 ⇨ 『市民生活部、建設部、警察署』



#### (1) 災害発生直後の交通規制（地震発生直後から1週間程度）

災害発生直後は、人命の救助、混乱の防止等を目的として、交通規制を実施する。

地震発生直後の時期は、道路交通は混乱し、被害が拡大するおそれがある。このような混乱状況の中では、市民などの安全かつ迅速な避難、負傷者の救援救護、消防車等のための緊急輸送道路の確保が中心となるので、道路被害の状況に応じて交通規制を迅速に実施する。

#### (2) 復旧期の交通規制（地震発生から1週間後以降）

##### ① 交通規制法の切り替え

復旧期に入ると、被災者への生活物資の補給、復興物資の輸送、ライフラインの復旧等の活動が本格化し、道路の補修も進み、道路交通利用者も増大することから、応急対策を中心とした災害対策基本法による交通規制から道路交通法による交通規制に切り替える。

##### ② 交通規制の緩和等の見直し

災害の復旧状況及び被災地域のニーズを把握し、復旧期の輸送事情に対応した交通規制の強化又は段階的な規制緩和等の見直しを実施する。

##### ③ 交通規制の解除

復旧活動のための優先交通が必要でなくなったときは規制を解除する。規制の解除は、災害の規模、被災状況及び道路の復旧状況に応じて弾力的に運用する。

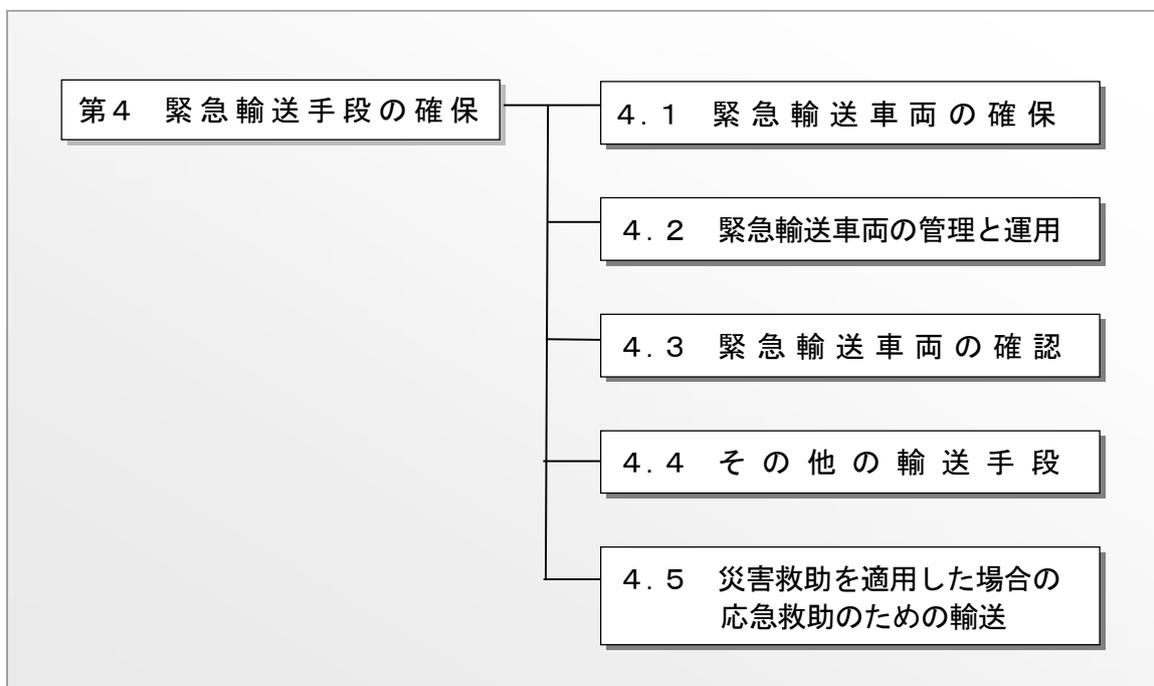
### 3.4 交通規制の法的根拠 ⇨ 『市民生活部、建設部、警察署』

交通規制の法的根拠は、次に示すとおりである。

根拠法令	実施者	範囲
災害対策基本法 (第76条～第76条の4)	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき
道路交通法 (第4条～6条)	公安委員会 警察署長 警察官	交通の安全と円滑を図り又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき、又は道路の損壊や火災の発生等の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあるとき
道路法(46条)	道路管理者	道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、又は道路に関する工事のためやむを得ないと認められるとき

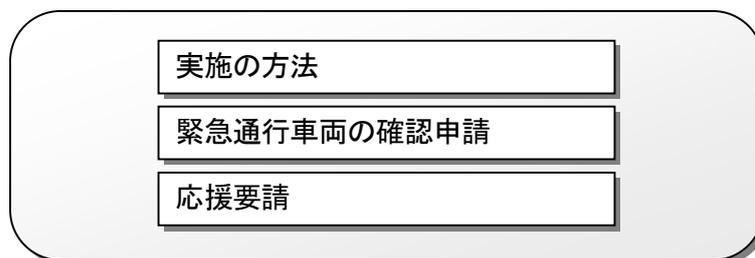
## 第4 緊急輸送手段の確保

災害時の応急対策に必要な人員、及び物資の輸送並びに被災者の避難を、迅速かつ円滑に実施するため、必要な車両等の緊急輸送手段を確保し、輸送の万全を期す。



### 4.1 緊急輸送車両の確保 ⇨ 『総合政策部、財務部』

「総合政策部」及び「財務部」は、地震災害時において、被災者の避難のための輸送並びに救助の実施に必要な人員及び救助物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するため、所要の車両を確保し、万全を期する。



#### (1) 実施の方法

市有車両の全面的な活用を行うとともに、輸送業者及び市民の協力を依頼し、輸送力の確保を図る。各グループ(部)への車両種別ごとの供給数及び供給方法については、各グループ(部)と緊密な連絡を取り、災害応急対策に必要な物資緊急輸送その他の応急措置に対する支障をきたさないように万全を期す。

⇨ 『【資料編(1)】第22「市保有車両」』参照

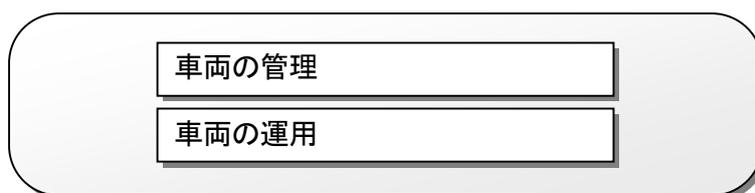
(2) 緊急通行車両の事前届出

「財務部」は、災害対策基本法に基づき交通規制が実施された場合に備え、本市が使用する災害応急対策を実施するための緊急車両について、春日部警察署長に緊急通行車両等の事前届出を行う。

(3) 応援要請

車両が不足する場合に、相互応援協定を締結している市町及び県に応援を要請する。

4.2 緊急輸送車両の管理と運用 ⇨ 『総合政策部、財務部』



(1) 車両の管理

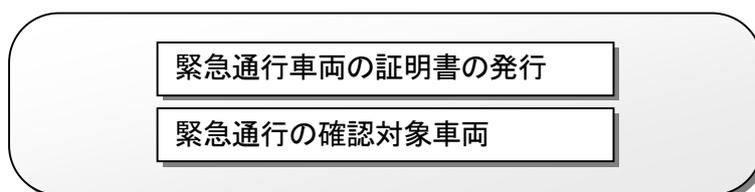
災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達した車両は、すべて「財務部」が集中管理する。

(2) 車両の運用

ア. 「総合政策部」及び「財務部」は、各グループ（部）の要請に基づき、使用目的にあわせ、適正な配車、車両の運用を実施する。

イ. 「総合政策部」及び「財務部」は、配車状況を常に把握し、各部の要請に対応する。

4.3 緊急輸送車両の確認 ⇨ 『総合政策部、財務部』



(1) 緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両の実施責任者及び当該車両の使用者は、警察署又は交通検問所において、緊急通行車両の確認を申請する。

公安委員会（警察署長）は、当該車両が緊急通行車両であることを確認した場合は、標章及び確認証明書を交付する。

なお、交付を受けた標章は当該車両前面の見やすい場所に掲示するとともに、確認証明書を車両に備え付けるものとする。

(2) 緊急通行の確認対象車両

ア. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

イ. 消防、水防その他の応急措置に関するもの

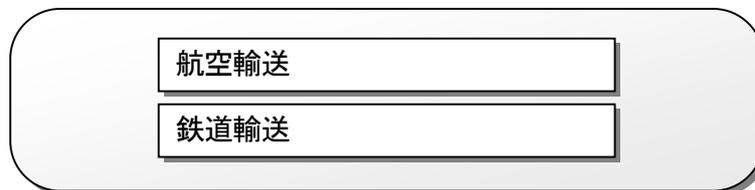
ウ. 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの

エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ. 施設及び設備の応急復旧に関するもの

- カ. 清掃、感染症予防その他の保健衛生に関するもの
- キ. 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- ク. 前号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

#### 4.4 その他の輸送手段 ⇨ 『市長公室』



##### (1) 航空輸送

市長は、緊急を要するときは、知事に対しヘリコプターの派遣を要請する。

- ア. 緊急患者等の輸送
- イ. 救助及び救急用資機材（医薬品、食料、毛布等）の輸送
- ウ. 災害対策従事者の輸送
- エ. その他の緊急輸送

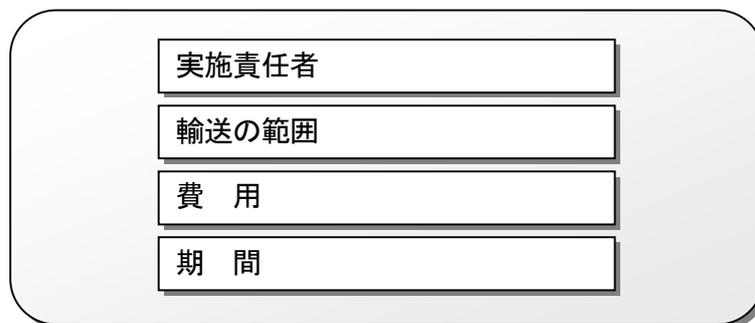
⇨ 『【資料編(1)】第20「臨時ヘリポート指定地」』参照

##### (2) 鉄道輸送

市長は、応急対策に必要な人員、資機材等の輸送について車両の増発等を東武鉄道株式会社に協力を要請する。

#### 4.5 災害救助を適用した場合の応急救助のための輸送 ⇨ 『関係各部』

災害救助法による応急救助のための輸送力の確保は、次の基準により実施するものとする。



##### (1) 実施責任者

市長

##### (2) 輸送の範囲

被災者の避難、医療及び助産、被災者の救出、飲料水等の供給救助用物資、死体の捜索及び死体の処理のための人員資材の輸送

##### (3) 費用

当該地域における通常の実費

##### (4) 期間

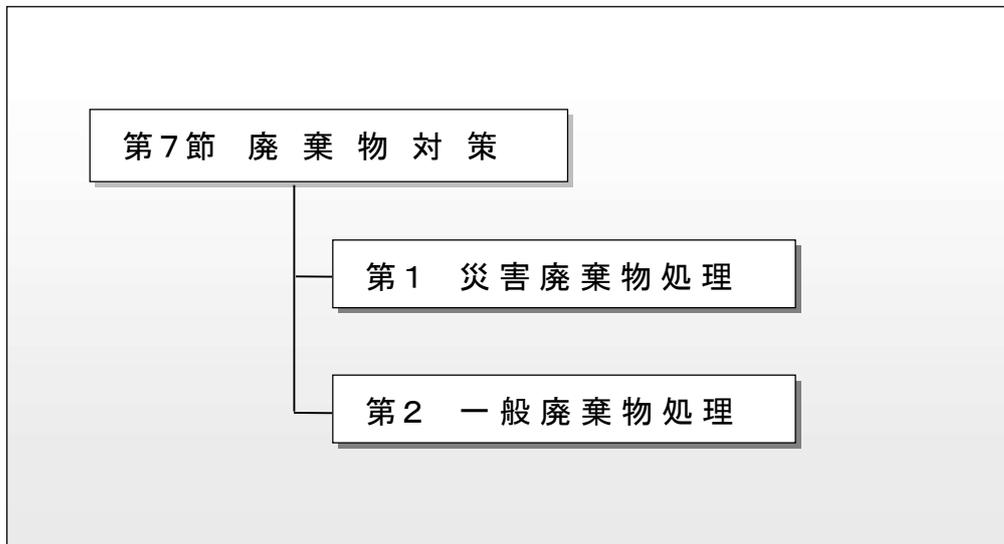
当該救助の実施が認められる期間

## 第7節 廃棄物対策

地震による災害が発生した場合、市及び県は、地震災害に伴って発生した倒壊家屋等の廃棄物（以下、「災害廃棄物」という）、並びに災害におけるごみ及びし尿を迅速に処理し、もって被災地の環境保全を図る必要がある。

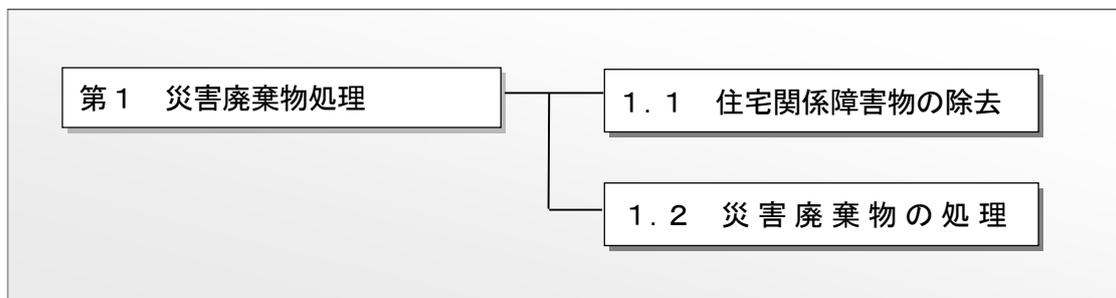
廃棄物対策に係る計画を以下に示す。

### 【 廃棄物対策に係る事項 】



## 第1 災害廃棄物処理

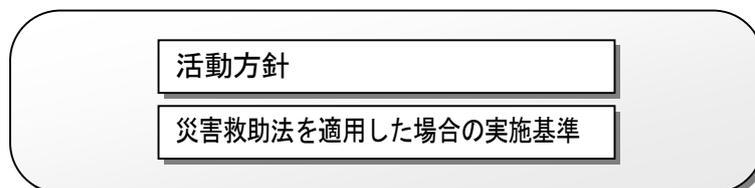
地震災害時には、倒壊家屋等の大量の災害廃棄物が発生するため、「環境経済部」は、「都市整備部」と連携を図り、廃棄物処理に必要な体制や仮置き場の確保を図る。



### 1.1 住宅関係障害物の除去 ⇨ 『建設部、都市整備部』

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいい、地震による家屋等の破壊後のガレキ等とは異なる。

なお、必要に応じて、県（建築安全課）に応援要請を行うものとする。



#### (1) 活動方針

- ① 障害物の除去は、市長が行うものとする。
- ② 一時的には市保有の器具及び機械を使用して実施する。
- ③ 労力又は機械力が不足する場合は県（県土整備事務所）に要請し、隣接市町からの派遣を求めるものとする。
- ④ 労力又は機械力が相当不足する場合は、建設業界からの資機材、労力等の提供を求める。
- ⑤ 効果的に除去作業を進めるために、建設業界との事前の協定締結等により、協力体制を整備しておく。

#### (2) 災害救助法を適用した場合の実施基準

##### ① 対象

住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。

- ① 障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。
- ② 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。
- ③ 自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。
- ④ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- ⑤ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。

## ② 対象者の選定

障害物除去対象者の選定は市で行う。

また、障害物除去戸数は半壊、床上浸水家屋の数量を把握した上で算定する。

(選定基準は仮設住宅入居者資格基準の例示を準用する。)

## ③ 費用

住宅に対する障害物の除去の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

◇ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

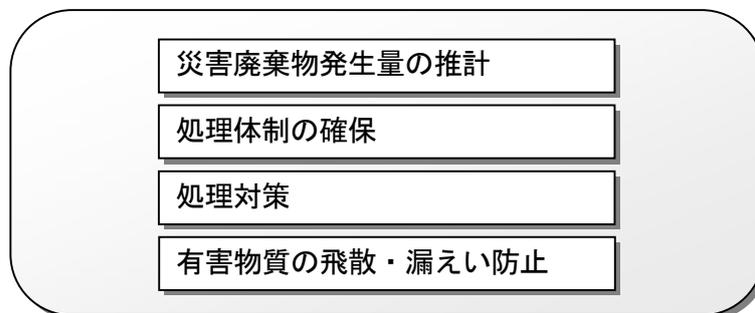
## ④ 期間

災害発生の日からできるだけ早い時期に完了するものとし、市長は、その結果を県へ報告する。

## 1.2 災害廃棄物の処理 ◇ 『環境経済部』

地震災害時には、災害廃棄物が大量に発生することが予想される。

そのため、市は、以下に示す計画に従い廃棄物処理に必要な体制や仮置場の確保を図る。



### (1) 災害廃棄物発生量の推計

震災時には、倒壊家屋などの大量の災害廃棄物が発生するため、その発生量を事前に予測し、必要な機材や仮置場の確保を図る。

### (2) 処理体制の確保

#### ① 実施体制

ガレキ等の災害廃棄物の処理は、原則として次の要領で実施する。

#### 【災害廃棄物の処理要領】

対象	処理要領
住宅・建築物系 (個人・中小企業)	原則として建物の所有者が解体・処理を実施するものとし、市は処理・処分に関する情報の提供を実施する。
大企業の事業所等	大企業は自己で処理する。
公共施設	施設の管理者において処理する。

□災害廃棄物の排出

倒壊家屋から、モルタル、コンクリートブロック、瓦等が多量に排出されるので、地域別に排出場所を指定し収集する。廃棄物の排出場所と方法について市民に広報する。

(3) 処理対策

① 仮置場の確保

「環境経済部」は、倒壊家屋からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等の廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場を、市有地等から確保する。

【 廃棄物仮置場の候補地 】

名 称	所在地	敷地面積
総合体育施設用地 ・旧谷原中学校西側 ・旧谷原中学校東側	谷原新田字ヲモレ耕地 武里中野字新田	88,000 m <sup>2</sup> 40,000 m <sup>2</sup>

② 災害廃棄物の処理方法

「環境経済部」は、災害廃棄物のリサイクルを考慮して、可能な限り現場において分別し、仮置場に搬入する。その後、分別した種類ごとに中間（最終）処理を実施する。

【 分別処理の方法 】

区分	処理方法
木質系廃棄物	木造家屋等から発生する木質系廃棄物は、木材、金属、不燃物等の粗分別を実施した後、仮置場に搬入する。
コンクリート系廃棄物	コンクリート系廃棄物は、コンクリート塊、金属、可燃物の粗分別を実施した後、仮置場に搬入する。

□最終処分方法

- 可燃物のうち柱材等は、できるだけリサイクルするとともに、その他可燃物は焼却する。必要に応じ、相互応援協定を締結している関係機関等に処分を要請する。
- 不燃物のうちコンクリート塊・金属等はできるだけリサイクルするとともに、その他不燃物は最終処分場に搬送する。

③ 費用の負担

東日本大震災では、被災家屋の解体・処理に公費負担が国の制度として設けられた。

市長は、災害の規模や状況によっては、被災者の経済的負担の軽減を図るため、埼玉県及び国に対して公費負担の措置を要請する。

(4) 有害物質の飛散・漏えい防止

① 応急措置、環境モニタリング

建築物等への被害があり、アスベスト（石綿）等の有害物質の飛散や漏えいによる環境汚染が懸念される場合は、県と協力して、飛散や漏えいを防止するため、応急措置、環境モニタリング等を行う。

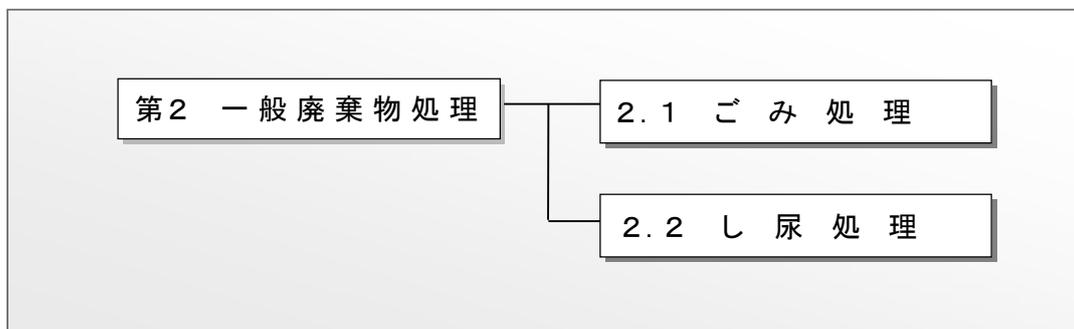
② 建築物の解体へ指導

建築物の解体等によるアスベスト（石綿）の飛散することによる住民及び作業員への健康被害を防止するため、関係機関と協力して当該建築物の所有者及び解体事業者等に対し、大気汚染防止法等に基づき適正な処置を講じるよう指導・助言する。

## 第2 一般廃棄物処理

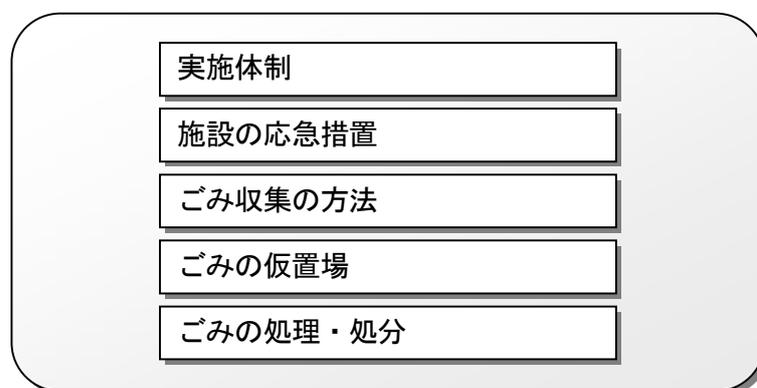
地震災害時には、家屋の倒壊、被災等により大量のごみの排出や下水処理施設の被災に伴うし尿の処理不能な状態が予想される。

このため、これらのごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生を保全する。



### 2.1 ごみ処理 ⇨ 『環境経済部』

地震災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、家庭系、事業系ともに、通常のごみと倒壊家屋等の廃棄物類と分別して排出させ、ごみの排出場所を分ける等の措置を講ずる。



#### (1) 実施体制

災害時におけるごみ収集及び処理を実施する。なお、本市の処理能力を超えるごみが排出された場合は、埼玉県、相互応援協定を締結している市町及び民間の廃棄物処理業者等の協力を得て、ごみ処理施設の確保を図る。

#### (2) 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

### (3) ごみ収集の方法

#### ① ごみの収集計画の広報

ごみの収集の曜日や排出区分のルールを守るよう、ごみ収集の計画等を市民に対して地区自治会又は報道機関を通じ、協力を呼びかける。

#### ② 腐敗性の高いごみ

腐敗性の高い可燃ごみは、被災地における感染症予防上、委託業者等の協力を得て最優先で収集、運搬し、処理施設等へ搬入する。

#### ③ ごみの分別

ごみの分別は、適正処理できるよう分別する。なお、分別収集にあたっては、適切な広報により、市民に分別排出を呼びかける。

#### ④ 夜間の収集

道路交通の状況によっては、夜間のごみの収集も実施する。

#### ⑤ 避難場所のごみ対策

避難所では、保健衛生面から可能な限り毎日収集等を実施し、段ボール、梱包材料等、一時的に大量に排出されるものは、再利用とリサイクルを図る。

### (4) ごみの仮置場

処理施設での処理能力を超える大量のごみが発生した場合は、周辺の環境、交通の利便、被災地の状況等に留意し、市で管理している用地の中から選定し、仮置場を確保する。

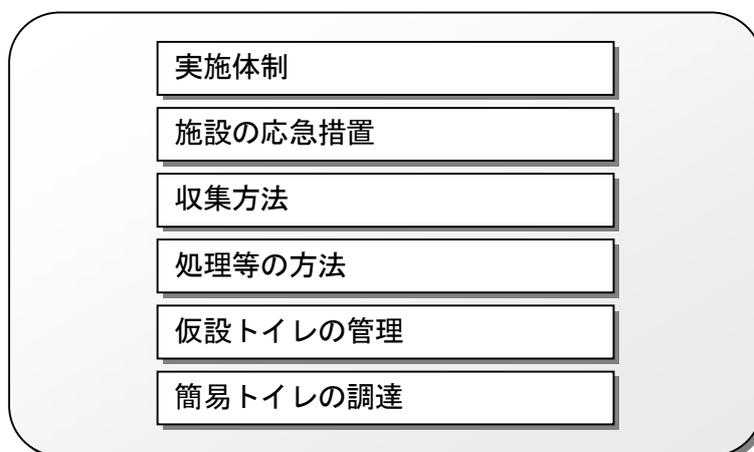
### (5) ごみの処理・処分

市長は、以下の場合においては、相互応援協定を締結している関係機関等へ、ごみの処理を要請する。

- ・処理しきれないほど多量のごみが排出された場合
  - ・ごみの処理施設が被害を受け稼働しない場合
  - ・ごみの処理施設へ搬出できない場合
- ※処理施設：中間処理施設、最終処分場を含む

## 2.2 し尿処理 ⇨ 『環境経済部』

地震災害時には、電気・水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などにより、し尿の適正処理が不可能となることが予想されることから、緊急時におけるし尿の適正な処理を迅速かつ的確に実施する。



### (1) 実施体制

地震災害時のし尿収集が市の処理能力を超える場合は、浄化槽清掃等許可業者の協力を得るほか、関係機関等へ応援を要請する。

### (2) 施設の応急措置

地震発生直後に建物及びプラント被害や液状化、不等沈下等の地盤災害の状況などの被害を調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

### (3) 収集方法

被災地域の状況に応じて市の委託及び許可業者と緊密な連絡を図り、避難所など被災集中地区を重点的に処理する。

### (4) 処理等の方法

収集したし尿は、下記の処理場において処理するが、処理場が被害を受け処理ができなくなった場合は、市長は、関係機関等に処理の応援を要請する。

#### 【 し尿処理施設 】

名称	所在地	電話
環境センター	豊野町 3-6	734-2111

### (5) 仮設トイレの管理

避難所、公園等の拠点に設置された仮設トイレのし尿を処理する。

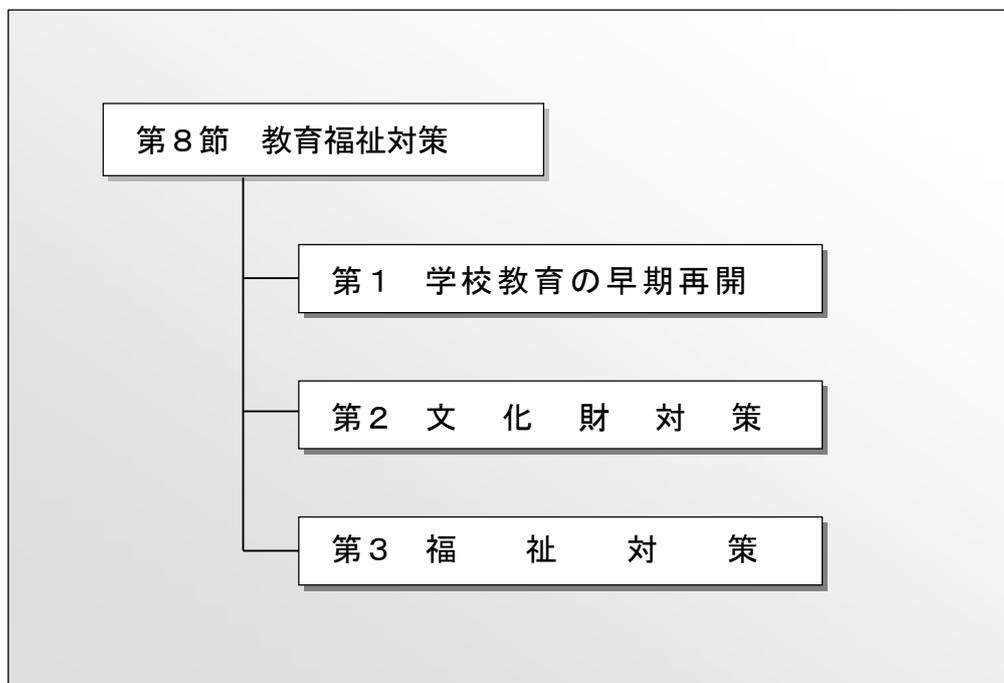
### (6) 簡易トイレの調達

県及び相互応援協定を締結している関係機関等へ要請する。

## 第8節 教育福祉対策

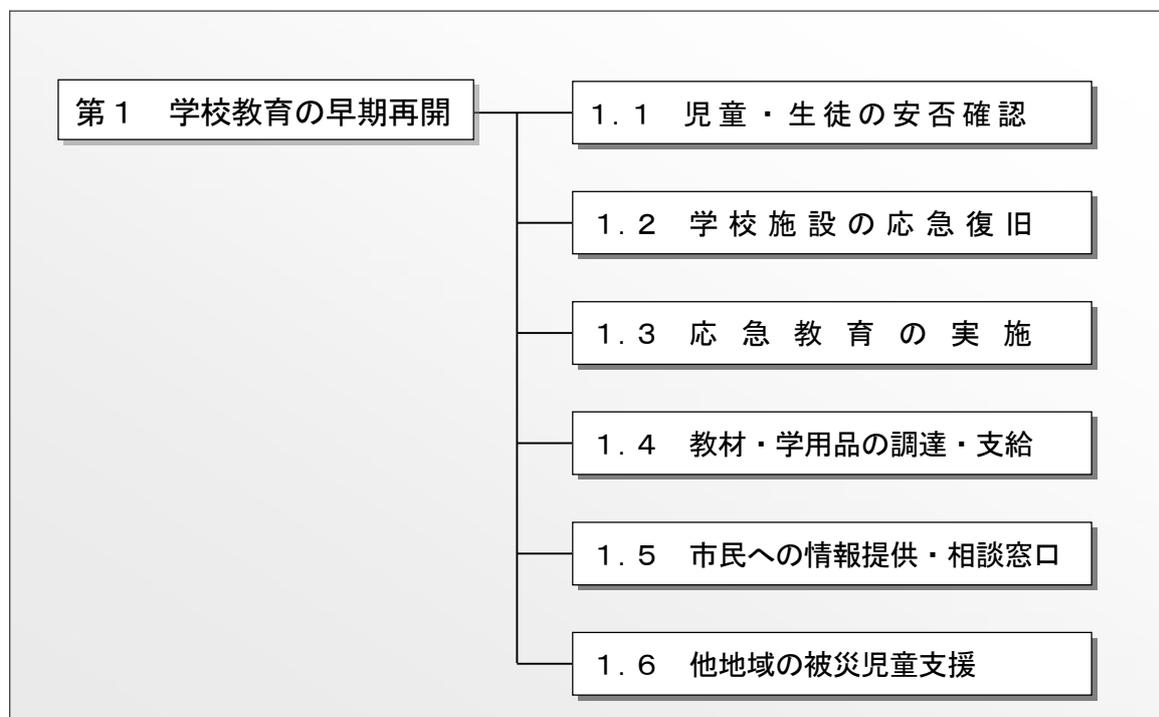
災害のため、平常の学校教育の実施や福祉施設での保育が困難となった場合、「学校教育部」及び私立学校設置者、並びに「福祉部」、「こども未来部」は、関係機関の協力を得て児童・生徒の安全を確保するとともに、応急教育の実施を図るものとする。  
教育福祉対策の計画を以下に示す。

### 【 教育福祉対策に係る事項 】



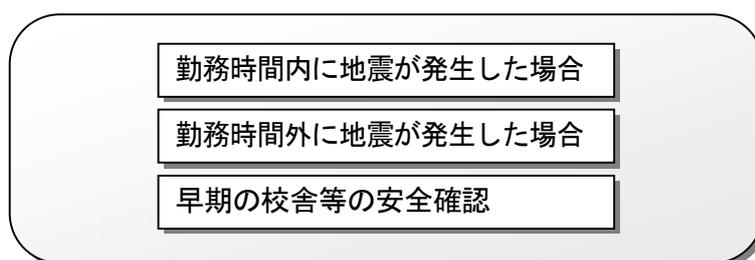
## 第1 学校教育の早期再開

地震災害時には、児童・生徒の安全確保を最優先にするとともに、教育活動を確保し、学校教育の目的を達成するため、早期再開に必要な応急措置を迅速かつ的確に講ずる。



### 1.1 児童・生徒の安否確認 ⇨ 『 学校教育部 』

校長は、地震発生直後における児童・生徒等の安否の確認を次の要領で実施する。



#### (1) 勤務時間内に地震が発生した場合

##### ① 児童・生徒の安全確保と被害状況の把握

校長は、地震発生直後、児童・生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

##### ② 児童・生徒等の避難及び引き渡し

校長は、学校施設の損壊や火災発生等により、児童・生徒に危険が及ぶと判断したとき、

児童・生徒及び教職員を安全な避難場所等へ速やかに避難させる。

また、原則として、震度5弱以上の地震が発生した際に、保護者への引渡しを実施するとともに、必要に応じて保護をする。

### ③ 臨時休校等の措置

校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講ずる。

また、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

## (2) 勤務時間外に地震が発生した場合

### ① 被害状況の把握

地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告する。

### ② 児童・生徒等の安全確認

非常招集した教職員は、児童・生徒等及び教職員の安全確認を電話等の方法により確認する。

### ③ 臨時休校等の措置

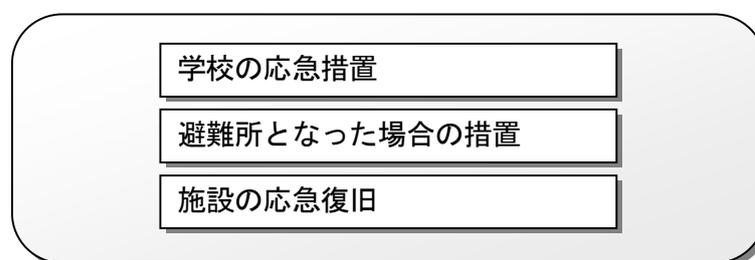
校長は、被害の状況に応じ、臨時休校等の適切な措置を講じ、あらかじめ定めた方法により保護者へ連絡し、その措置内容について教育委員会へ速やかに報告する。教育委員会は、被害の状況に応じ、保護者への連絡方法として報道機関等の活用も検討する。

## (3) 早期の校舎等の安全確認

学校施設は地域の避難場所・避難所として位置づけられるものも多く、大規模な地震災害等が発生した時は、校舎等の早期の安全確認が必要である。このため、教職員は安全確認を行い、すみやかに応急危険度判定士による判定を受ける。

## 1.2 学校施設の応急復旧 ⇨ 『 学校教育部 』

校長は、地震発生後速やかに教育活動が再開できるよう必要な措置を講ずる。



### (1) 学校の応急措置

校長は、教職員を非常招集し、あらかじめ定めた方法により危険防止のために必要な応急措置を講ずる。

## (2) 避難所となった場合の措置

学校施設は教育を優先する。このため避難所としての施設指定は、体育館→教室→特別教室の順とする。

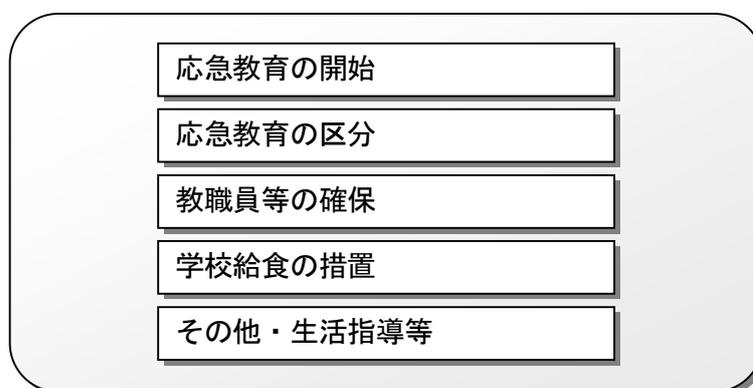
また、学校が避難所となった場合の措置は、「第3章 震災応急対策計画 第4節 救援・救護活動 第2 避難」による。

## (3) 施設の応急復旧

- 地震による被害が軽微な場合は、各学校において速やかに応急措置を講じ、教育委員会と相談の上、教育を再開する。
- 施設使用に支障がある場合は、残存の安全な教室、特別教室及び屋内運動場等を転用し、状況に対応した臨時の体制で教育を再開する。
- 応急修理では使用できない程の被害の場合には、一時的に施設を閉鎖し、完全復旧するまで管理監督するとともに応急仮設校舎を建設する。
- 上記の応急復旧に努めるほか、できる限り教室を確保するため、次の方策を講ずる。
  - ・近隣校との協議、調整を実施し、教室を確保する。
  - ・学校施設以外の教育施設、公共施設及び適当な民間施設等を教室として利用する。
- 避難所に学校を提供したため、学校が長期間使用不能の場合には、教育委員会に連絡し、他の公共施設等の確保を図り、早急に授業を再開する。

## 1.3 応急教育の実施 ⇨ 『学校教育部』

教育委員会は、応急教育を実施するため、次に示す事項について対策を実施する。



### (1) 応急教育の開始

応急教育の開始に当たっては、校長は教育委員会に報告するとともに、決定次第保護者及び児童・生徒等に速やかに周知徹底を図る。

### (2) 応急教育の区分

通常の授業が行えない場合は、学校施設の確保状況に応じて、次の区分に基づいて応急教育を実施する。

- |                                 |                            |                            |
|---------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| <input type="radio"/> 臨時休校      | <input type="radio"/> 合併授業 | <input type="radio"/> 分散授業 |
| <input type="radio"/> 短縮授業      | <input type="radio"/> 二部授業 | <input type="radio"/> 複式授業 |
| <input type="radio"/> 又は上記の併用授業 |                            |                            |

### (3) 教職員等の確保

教職員の被災等により通常の授業が実施できない場合には、教育委員会は、次の方法により教職員の確保の応急措置を実施する。

- |  |
|--|
| <input type="radio"/> 各学校において、教職員の出勤状況に応じ、一時的な教職員組織体制を整える。 |
| <input type="radio"/> 県教育委員会と協議し、臨時講師等を任用する。               |
| <input type="radio"/> 県教育委員会と協議し、出張指導による補充教育の措置を講ずる。       |

### (4) 学校給食の措置

#### ① 学校給食の措置

教育委員会は、学校再開に併せて速やかに学校給食が実施できるよう努める。

ただし、被災状況等により、完全給食の実施が困難な場合には、調理を要しない食品等による簡易給食を実施する。

#### ② 学校給食の一時中止条件

- |   |
|---|
| <input type="radio"/> 避難所となった学校において学校給食施設で炊き出しを実施する場合 |
| <input type="radio"/> 感染症等の危険の発生が予想される場合              |
| <input type="radio"/> 災害により給食物資が入手困難な場合               |
| <input type="radio"/> 給食施設が被災し、給食の実施が不可能な場合           |
| <input type="radio"/> その他給食の実施が適当でないと認められる場合          |

### (5) その他・生活指導等

#### ① 登下校時の安全確保

教育活動の再開にあたっては、特に登下校時の安全確保に留意する。

#### ② 心身の健康の保持

被災した児童・生徒に対しては、その被災状況により保健指導やカウンセリング等を実施し、心身の健康の保持、安全教育及び生徒指導に重点を置いて指導する。

#### ③ 避難した児童・生徒の指導

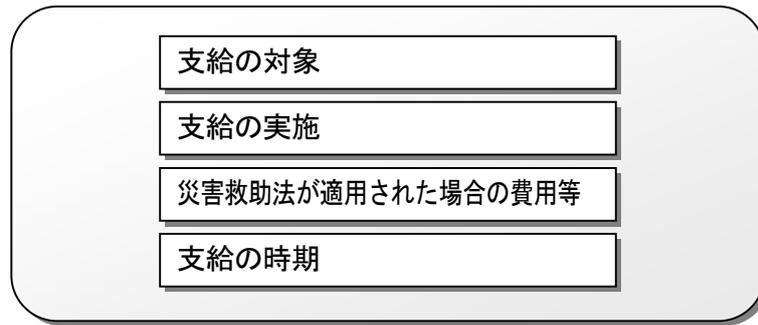
避難した児童・生徒等に対しては、教職員の分担を定めて地域ごとに状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、心身の健康の保持、生活指導等の指導を実施するように努める。

#### ④ その他

災害のため多数の児童・生徒が他の地域に避難した場合は、必要に応じて就学する学校の指定、指導要録の取扱及び3学期においては卒業証書の取扱について、弾力的な対応を実施するように国及び県に対し要請する。

## 1.4 教材・学用品の調達・支給 ⇨ 『学校教育部』

市長は、災害救助法が適用された場合、教科書・学用品等を次の要領で調達・支給する。



#### (1) 支給の対象

教科書・学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校・ろう学校・養護学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立学校の児童・生徒を含む）に対し、被害の実状に応じ、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

#### (2) 支給の実施

##### ① 教科書・教材の支給

教科書については、埼玉県が市教育委員会、県立学校長及び私立学校長からの報告に基づき教科書供給所から一括調達し、市が支給する。

なお、教科書、教材が学校によって異なる場合は、市長が県立学校長又は私立学校長の協力を得て配達から配分まで実施する。

##### ② 文房具・通学用品の支給

文房具及び通学用品については、市が被害の実情に応じ現物をもって支給する。

#### (3) 災害救助法が適用された場合の費用等

学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」の範囲内において県に請求できる。

⇨ 『【資料編(1)】第26「災害救助法による救助の種類、方法、期間等」』参照

#### (4) 支給の時期

教科書（教材を含む）については1ヶ月以内、文房具及び通学用品の支給の時期は、災害発生の日から15日以内とする。

### 1.5 市民への情報提供・相談窓口 ⇨ 『 学校教育部 』

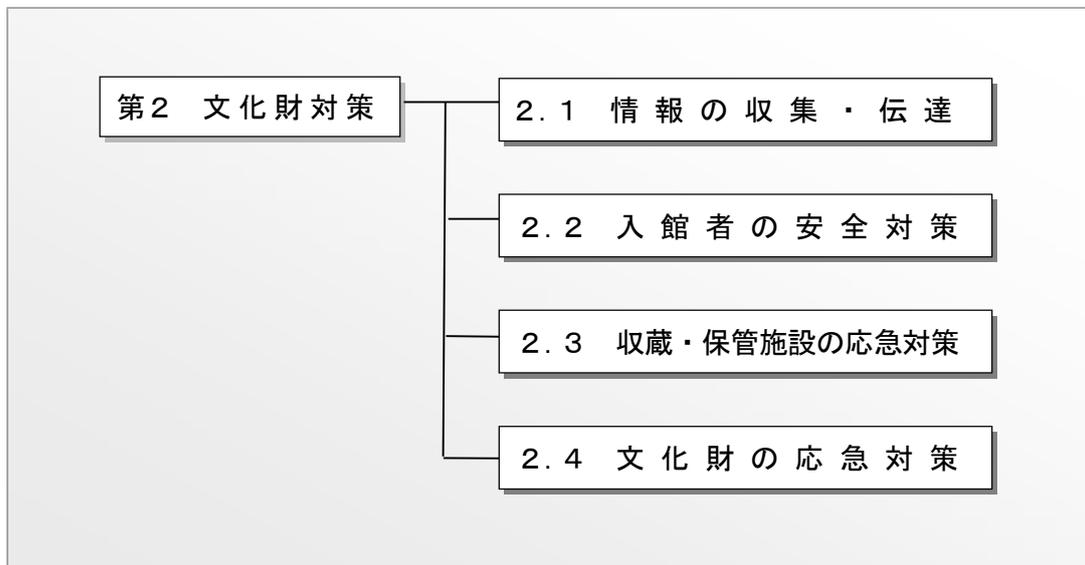
学校施設の被災状況、授業の再開等について、本市の広報や校舎内の掲示板等により市民へ情報提供を行うとともに、児童・生徒の健康や学業その他についての相談窓口を設ける。

### 1.6 他地域の被災児童支援 ⇨ 『 学校教育部 』

市外の被災児童を支援するために、文房具や学用品などの支援物資を児童・生徒、保護者等から受け取り、取りまとめて市外の学校施設等に送り届ける。

## 第2 文化財対策

「社会教育部」は、文化財及び収蔵・保管施設に震災被害が生じた場合には、次の措置を迅速かつ的確に実施する。



### 2.1 情報の収集・伝達 ⇨ 『社会教育部』

- ア. 被害情報の迅速な把握に努め、埼玉県教育委員会等の関係機関へ報告し、指示を受けるとともに、所有者・管理者に必要な指示を伝達する。
- イ. 将来の復旧対策・予防対策を見据えて、被害状況を記録する。

### 2.2 入館者の安全対策 ⇨ 『社会教育部』

- ア. 展示施設では入館者の避難誘導等を行い、入館者の安全を確保する。
- イ. 負傷者には応急手当を施すとともに、「医療センター」との連携のもと適切な対応を行う。

### 2.3 収蔵・保管施設の応急対策 ⇨ 『社会教育部』

- ア. 収蔵・保管施設の安全点検を行い、被災状況に応じた応急措置を講ずる。
- イ. 災害の拡大を防止し震災応急対策が円滑に実施できるように、危険物・障害物を撤去する。

## 2.4 文化財の応急対策 ⇨ 『社会教育部』

「社会教育部」は、国、県及び市指定文化財に被害の発生を確認したときは、次の措置を講ずる。

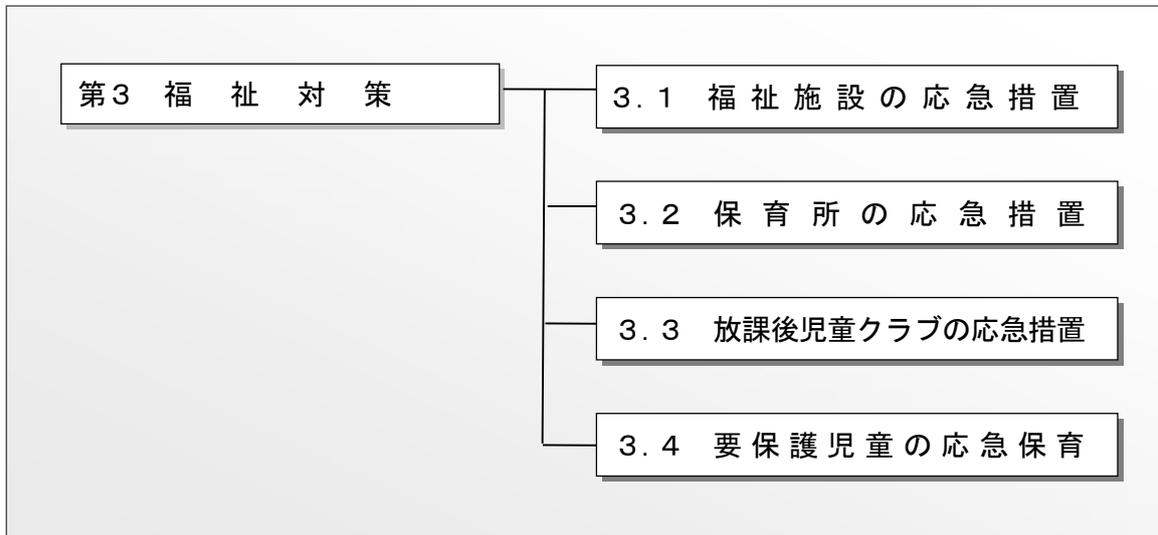
### □文化財への対策

- 国、県指定文化財は、埼玉県教育委員会に報告する。管理者又は所有者は、県教育委員会の指示に従い応急措置を講じ、被害の拡大を防ぐ。
- 上記のことを進めるに当たっては被害の状況に応じ、覆い屋の仮設、支柱、筋かい等の補修を行うほか、防護柵等を設け、指定文化財であることを明示する。
- 市指定文化財にあたっては、管理者又は所有者が市教育委員会に報告し、その指示を受けながら上記内容に準じて措置する。
- 移動可能な指定文化財に被害が生じると判断されたときは、所有者は管理者の理解を得て管理体制の整った公共施設に一時的に保管する。

⇨ 『【資料編(1)】第30「指定文化財一覧」』参照

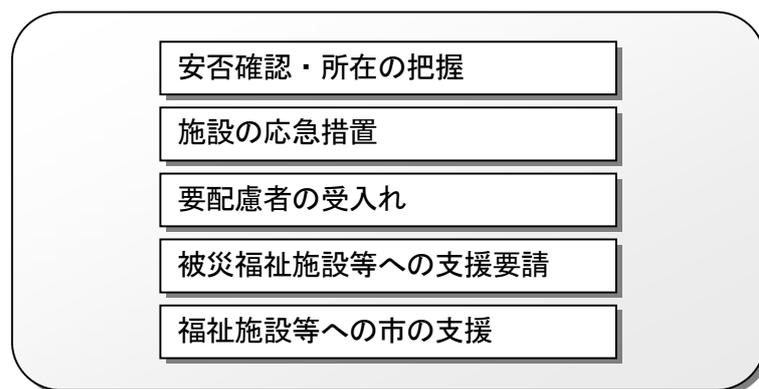
## 第3 福祉対策

福祉施設の応急措置並びに保育所の児童及び要保護児童の生命及び身体の安全確保に必要な応急措置を講ずる。



### 3.1 福祉施設の応急措置 ⇨ 『福祉部、こども未来部』

福祉施設等の要配慮者を受け入れている施設の管理者は、地震発生後に入所者及び利用者の被害状況並びに施設の被害状況を把握し、的確な応急措置を講ずる。



#### (1) 安否確認・所在の把握

地震発生直後、福祉施設の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、入所者、利用者の安全を速やかに確保する。

また、入所者、利用者及び職員の安否を確認し、所在を把握する。

#### (2) 施設の応急措置

施設管理者（指定管理者）は、地震発生直後に施設の被害、液状化や不等沈下等の地盤災

害などを調査把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、施設の被害状況及び応急措置の内容を速やかに所管するグループ長に報告する。

### (3) 要配慮者の受入れ

被災地に隣接する地域の福祉施設等の管理者は、施設の機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

### (4) 被災福祉施設等への支援要請

ア. 被災した福祉施設の管理者は、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足数について把握し、市に報告し、支援を要請する。また、県や近隣市町への要請は、災害対策本部を通じて実施する。

イ. 多数の要配慮者受け入れにより、水、食料、生活必需品や介護要員等の不足を生じる場合、ア. に準じて支援を要請する。

### (5) 福祉施設等への市の支援

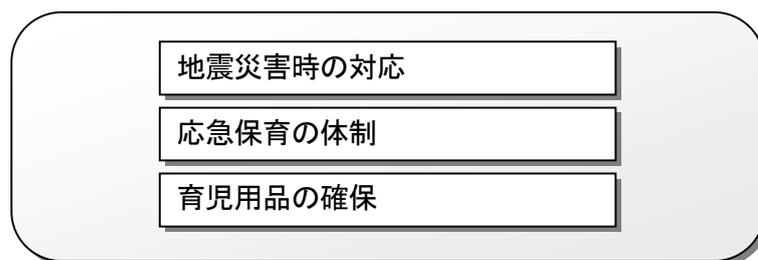
ア. 市長は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が実施されるように各事業者へ要請する。

イ. 市長は、ライフライン復旧までの間、水、食料、生活必需品の確保のための措置を講ずる。

ウ. 市長は、県ボランティアセンターへの情報提供等により、不足する介護要員等の確保に努める。

## 3.2 保育所の応急措置 ⇨ 『こども未来部』

保育所長（園長）は、地震災害時における保育所児童の生命及び身体の安全確保を図るため、以下に示すような応急措置を講ずる。



#### (1) 地震災害時の対応

ア. 所長は、地震災害の状況に応じてあらかじめ定められた緊急避難の措置を速やかに講ずる。

イ. 所長は、まず、児童及び職員の安否確認を行うとともに、施設等の被害状況を把握し、その結果を「保育班」に連絡する。さらに、職員を指揮して災害応急対策を実施し、保育所の安全を確保する。

#### (2) 応急保育の体制

ア. 所長は、保育所児童の被災状況を調査する。

- イ. 「保育班」は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講ずるものとし、所長は、職員及び保護者にその指示事項の徹底を図る。
- ウ. 所長は、春日部市立保育所マニュアルに基づき、受け入れ可能な児童を保育所において保育する。
- エ. 保育所を避難場所等に提供したため、長期間保育所として使用できないときは、「保育班」と協議して早急に保育ができるよう措置する。
- オ. 所長は、災害の推移を把握し「保育班」と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

### (3) 育児用品の確保

「保育班」は、関係団体を通じて、粉ミルク、哺乳瓶、ポット、ベビーベッド、紙おむつ、幼児用肌着等の育児用品を確保する。

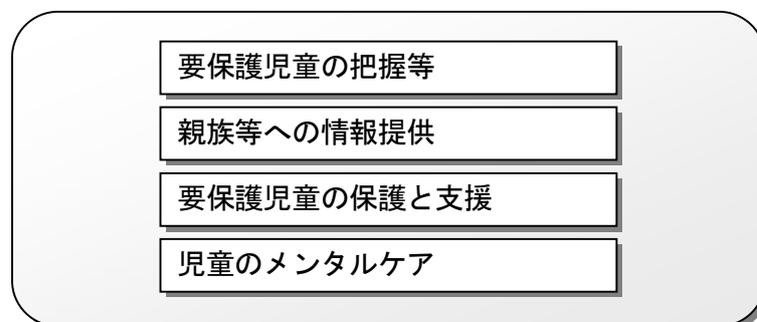
また、県及び国を通じて、関係業者に供出等を要請する。

## 3.3 放課後児童クラブの応急措置 ⇨ 『こども未来部』

- ア. 地震発生直後、火災の防止、児童の避難誘導等児童の安全を確保するための必要な措置を講ずる。
- イ. 児童の被害状況等を確認し速やかに指定管理者に報告し、必要な指示を受ける。また、指定管理者は保育班に被害状況及び指示内容等を報告する。
- ウ. あらかじめ定められた方法により保護者に連絡し、保護者又は祖父母等に引き渡す。また、その措置内容を指定管理者に報告し、指定管理者から保育班に報告する。
- エ. 「こども未来部」は、災害の状況により臨時休室等の適切な措置を講ずる。
- オ. 「こども未来部」は、災害の推移を把握し学校関係機関と緊密な連絡の上、平常保育の再開に努め、その時期を早急に保護者に連絡する。

## 3.4 要保護児童の応急保育 ⇨ 『こども未来部、健康保険部、市民生活部』

「こども未来部」は、要保護児童が確認された場合、保護及び応急保育を行う。



### (1) 要保護児童の把握等

要保護児童の把握は、次の方法により速やかに実施する。

① 避難所の責任者は、次の要保護児童について「こども未来部」へ通報する。

- ア. 児童福祉施設から避難所へ避難した児童
- イ. 保護者の被災等により発生する要保護児童

② 台帳、名簿等による把握

- ア. 住民基本台帳による犠牲者の確認からの把握
- イ. 災害による死亡者への義援金の受給者名簿からの把握

③ 市民の通報による把握

④ 広報等による要保護児童の発見

「こども未来部」は、「総合政策部」を通じて広報等の活用、報道機関の協力、インターネットなどの活用により、要保護児童を発見した場合の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかける。

(2) 親族等への情報提供

「こども未来部」は、要保護児童の実態を把握し、その情報等を親族等に速やかに提供する。

(3) 要保護児童の保護と支援

「こども未来部」は、要保護児童を確認した場合は、保護・支援等を行う。

① 要保護児童の保護

- ア. 親族による受け入れの可能性を打診する
- イ. 児童相談所に通告し、児童養護施設での保護を行う
- ウ. 児童相談所に通告し、一時保護を行う

② 支援等の措置

- ア. 埼玉県東部中央福祉事務所における母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸し付け
- イ. 年金事務所における遺族年金の早期支給手続き

(4) 児童のメンタルケア

「こども未来部」は、「健康保険部」と協力し、被災児童の精神的不安定に対応するため、児童相談所及び医療機関等の関係機関の協力を得てメンタルケアを実施する。



## 第4章 震災復旧・復興対策計画

震災復旧・復興対策計画は、災害応急対策後における公共施設の復旧計画、被災者の生活再建を主とした民生安定のための措置を位置づけるとともに、災害の拡大、再度災害の発生防止や将来の災害に備えるため、必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図るとともに、計画的な復興事業を推進するものである。

### 【 施策の体系 】

#### 第4章 震災復旧・復興対策計画

#### 第1節 公共施設の復旧・復興計画

#### 第2節 民生安定のための措置

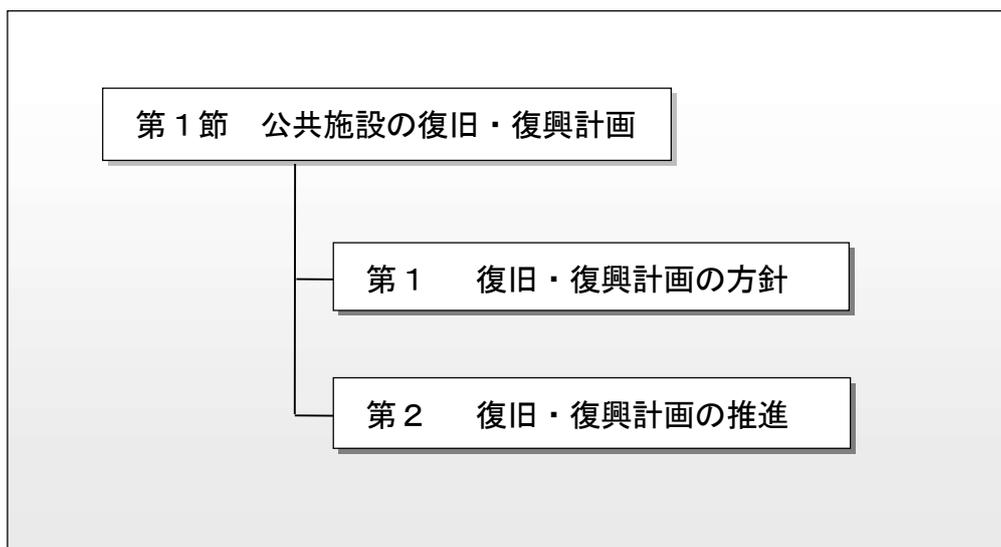
#### 第3節 激甚災害の指定

## 第1節 公共施設の復旧・復興計画

地震災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を実施する等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧・復興を目標にその実施を図るものである。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分に勘案して作成するものである。

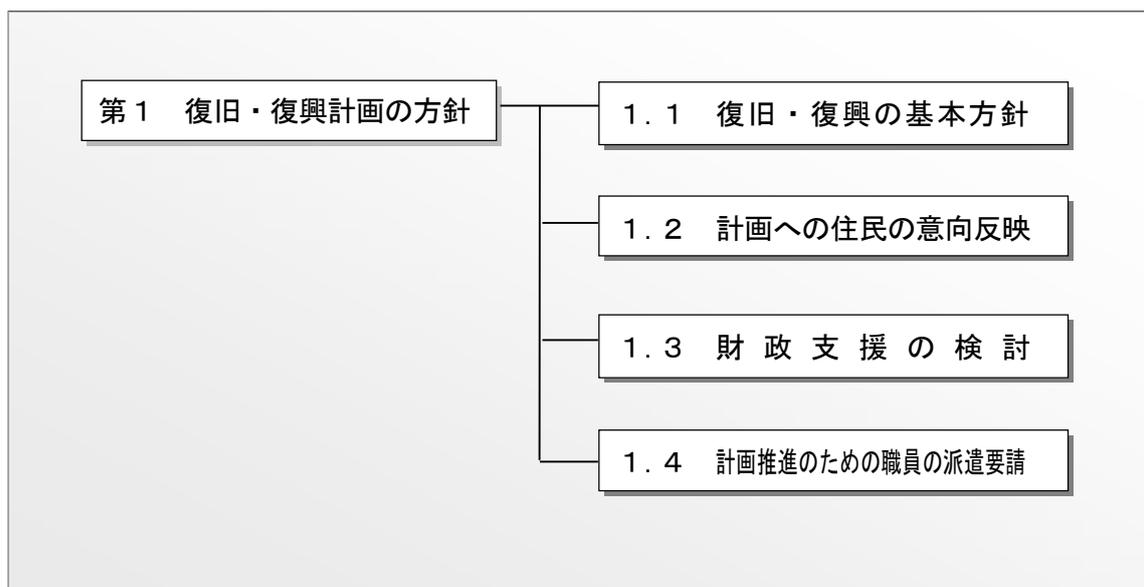
### 【 公共施設の復旧・復興計画に係る事項 】



## 第1 復旧・復興計画の方針

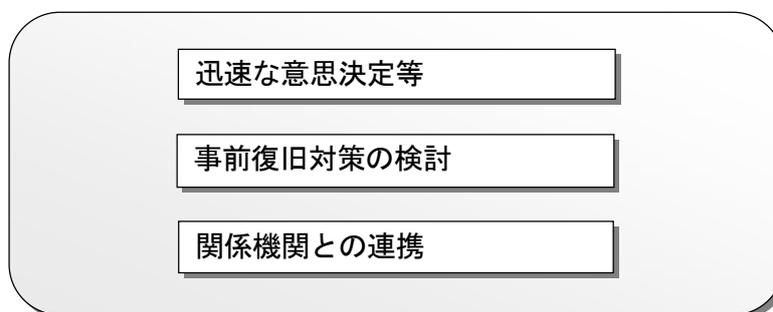
被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

また、災害により地域の社会経済活動が低下することから、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。



### 1.1 復旧・復興の基本方針 ⇨ 『各部共通』

市は、被災の状況、地域の特性、関連公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指す災害に強い都市づくり等の中長期的課題への取り組みについても早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。



#### (1) 迅速な意思決定等

地震発生後、市の被害状況を的確に把握・分析し、現状復旧を進める。復旧の見通しが立った時点において直ちに「震災復興検討委員会（仮称）」を設置し、復興方針・計画の策定、関連事務手続きなどを実施する。

(2) 事前復旧対策の検討

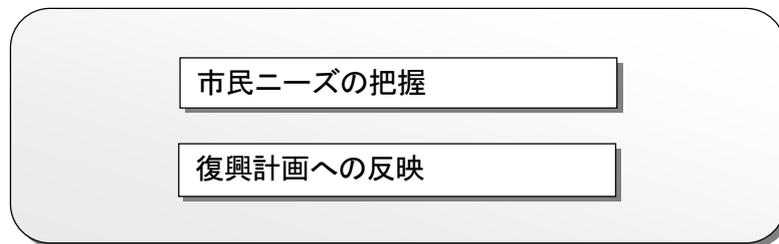
復旧に関する行政上の手続き、事業実施に伴う人材の確保、情報収集、処理等に多くの時間と作業が伴うことから、人材の確保、作業の流れ、関連する資料等を事前に確認し、過去の災害事例等を通し事前に処理できる項目については事前対策を実施する。

(3) 関係機関との連携

復旧に関する行政上の手続きを迅速に進めるために、事前に関係機関との連携強化を図る。

1.2 計画への住民の意向反映 ⇨ 『各部共通』

被災地の復旧・復興は、市が主体となって住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。



(1) 市民ニーズの把握

市民が望む復旧へのニーズを迅速に把握し、復旧計画に反映する。

(2) 復興計画への反映

防災に強いまちづくりを踏まえた復興計画は市民の利害関係に大きく影響することから、市民の意向を十分に反映した復興計画の策定に努める。

1.3 財政支援の検討 ⇨ 『財務部』

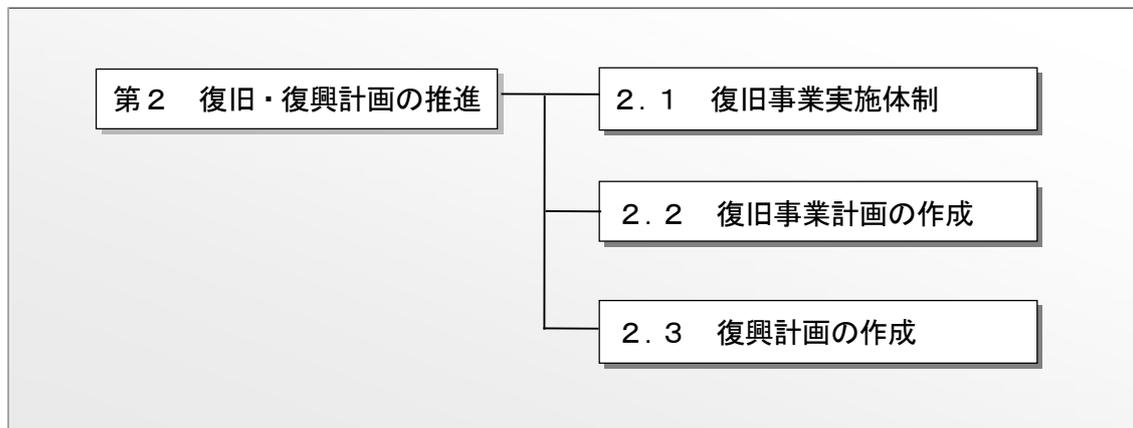
市の災害応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、国・県に財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援を求める。

1.4 計画推進のための職員の派遣の要請 ⇨ 『各部共通』

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国・他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2 復旧・復興計画の推進

復旧計画は、災害応急対策を実施した後、公共施設の復旧事業実施体制、復旧事業計画の作成及び復興計画の作成等により推進を図る。



### 2.1 復旧事業実施体制 ⇨ 『各部共通』

災害により被害を受けた施設の復旧事業を迅速に行うため、市は、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等と密接な連携を図り、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講ずる。

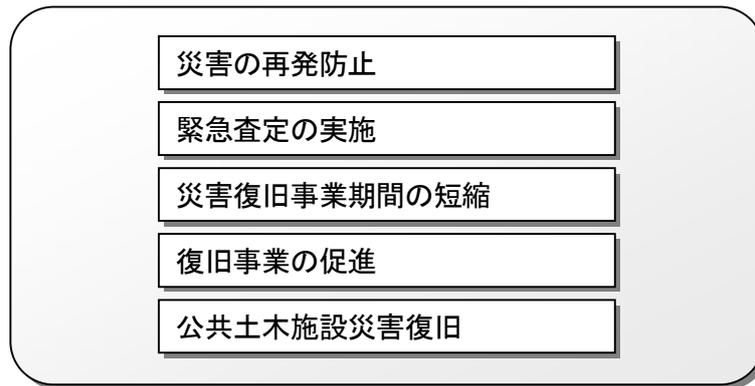
### 2.2 復旧事業計画の作成 ⇨ 『各部共通』

市は、災害応急対策を実施した後に、被害の程度を十分調査・検討し、所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業の種類は次のとおりである。

#### □災害復旧事業の種類

- ① 公共土木施設災害復旧事業計画 【建設部】
  - 河川公共土木施設復旧事業計画
  - 砂防設備復旧事業計画
  - 林地荒廃防止施設復旧事業計画
  - 道路公共土木施設復旧事業計画
- ② 農林水産業施設復旧事業計画 【環境経済部】
- ③ 都市災害復旧事業計画 【都市整備部】
- ④ 上、下水道災害復旧事業計画 【建設部、水道部】
- ⑤ 住宅災害復旧事業計画 【都市整備部】
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業計画 【福祉部、健康保険部】
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画 【医療センター】
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業計画 【学校教育部】
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業計画 【社会教育部】
- ⑩ 復旧上必要な金融その他資金計画 【総合政策部】
- ⑪ その他の計画 【各部共通】



**(1) 災害の再発防止**

市は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、計画を策定する。

**(2) 緊急査定の実施**

被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

**(3) 災害復旧事業期間の短縮**

市は、復旧事業計画の策定に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

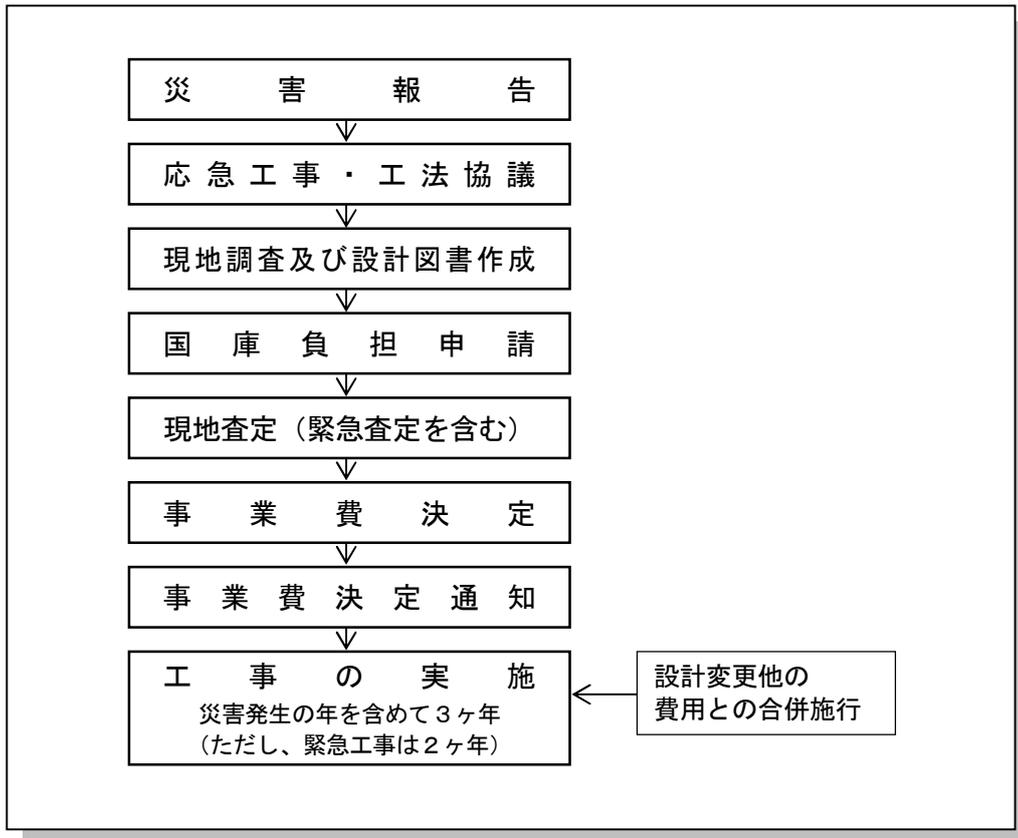
**(4) 復旧事業の促進**

復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるよう措置を講じ、復旧事業の実施効率をあげるように努める。

**(5) 公共土木施設災害復旧**

公共土木施設災害復旧（河川、砂防設備、橋梁、道路）の取扱い手続きは、次のとおりである。

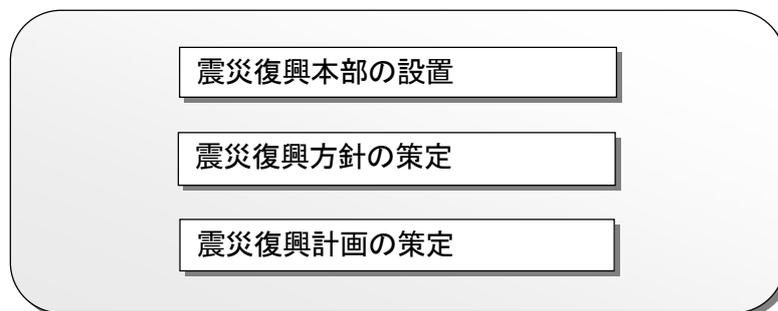
【 公共土木施設災害復旧の取扱い手続き 】



2.3 復興計画の作成 ⇨ 『 各部共通 』

災害復旧を進めた後に、被災地域の再建に係わる復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

また、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。



(1) 震災復興本部の設置

被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする震災復興本部を設置する。

また、震災復興に関する技術的な支援を受けるため、必要に応じて県職員の派遣を要請する。

(2) 震災復興方針の策定

関係者で構成される「震災復興検討委員会（仮称）」を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、その内容を市民に公表する。

(3) 震災復興計画の策定

震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

市街地復興計画のための行政上の手続きの実施

- 建築基準法第 84 条建築制限区域の指定  
市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第 84 条による建築制限区域の指定を行う。
- 被災市街地復興特別措置法上の手続  
市は、被災市街地復興特別措置法第 5 条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限を行う。被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

震災復興事業の実施

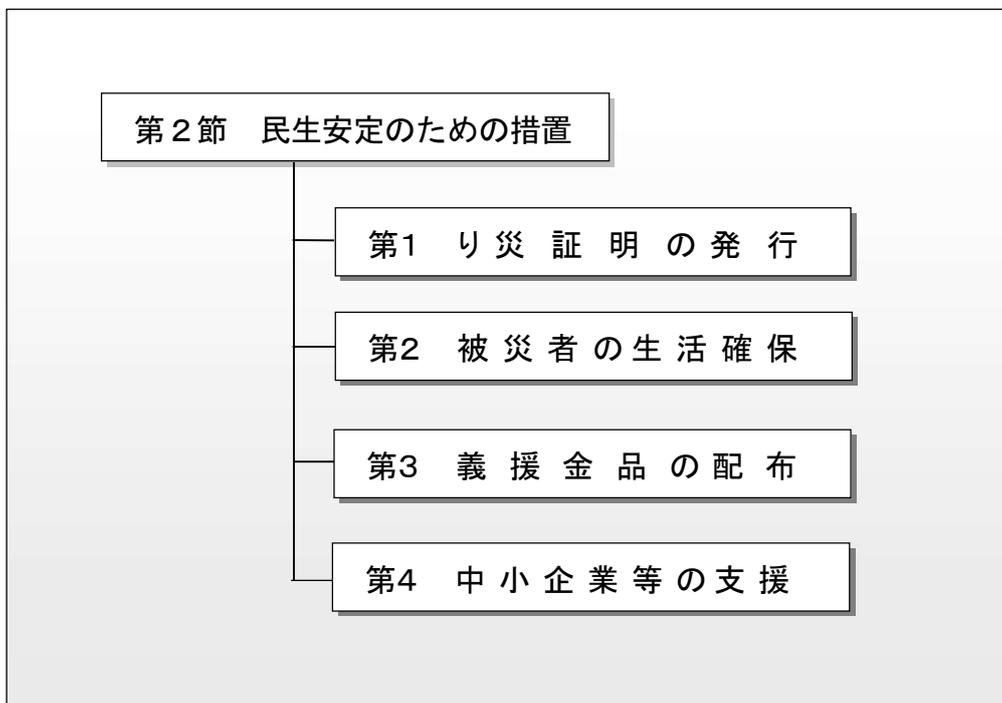
- 専管部署又はプロジェクトチームの設置  
市は、震災復興に関する専管部署又はプロジェクトチームを設置する。
- 震災復興事業の実施  
市は、震災復興計画に基づき、震災復興事業を実施する。

## 第2節 民生安定のための措置

大規模な地震により多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。

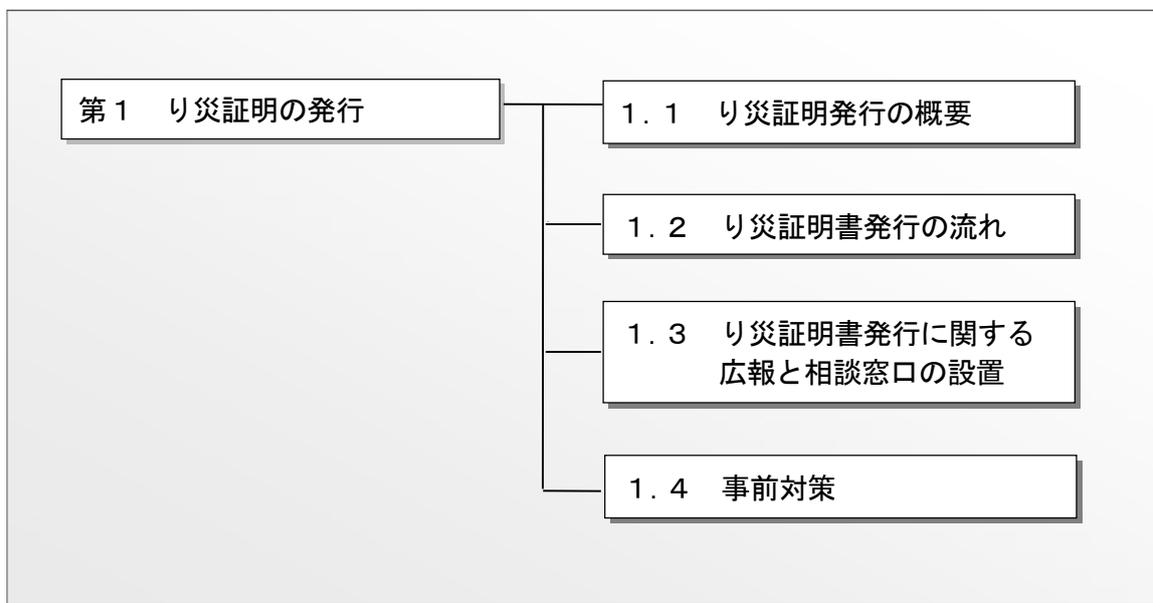
そのため、地震災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係防災機関と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。

### 【 民生安定のための措置に係る事項 】



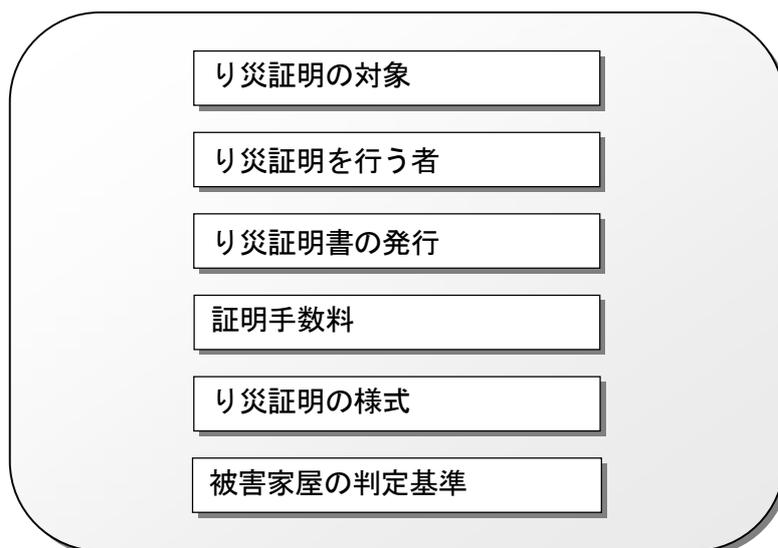
## 第1 リ災証明の発行

り災証明は、災害により被災した家屋について、被災者の応急的、一時的な支援・救済を目的に、家屋の被害状況調査の結果等を基に発行する。



### 1.1 リ災証明発行の概要 ⇨ 『市長公室、消防部』

り災証明書発行の概説は次のとおりである。



(1) り災証明の対象

り災証明は、法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものがり災した場合又はり災の程度が軽微な場合において必要があるときは、市長が行う被害届出証明で対応する。

- ① 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水
- ② 火災による全焼、半焼、水損

(2) り災証明を行う者

り災証明は、市長が行うものとする。

ただし、火災によるり災証明は、消防長が行うものとする。

(3) り災証明書の発行

り災証明書の発行は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき行う。

市長が行うり災証明の発行事務は「防災対策課」が担当し、消防庁が行う火災によるり災証明の発行事務は「予防課」が担当する。

(4) 証明手数料

り災証明については、証明手数料を徴収しない。

(5) り災証明の様式

り災証明の様式は、所定の様式による。

り災証明書（火災以外）：春日部市り災証明等交付要綱による

り災証明書（火災）：春日部市火災によるり災証明取扱規程による

(6) 被害家屋の判定基準（上記(1)①に係わるもの）

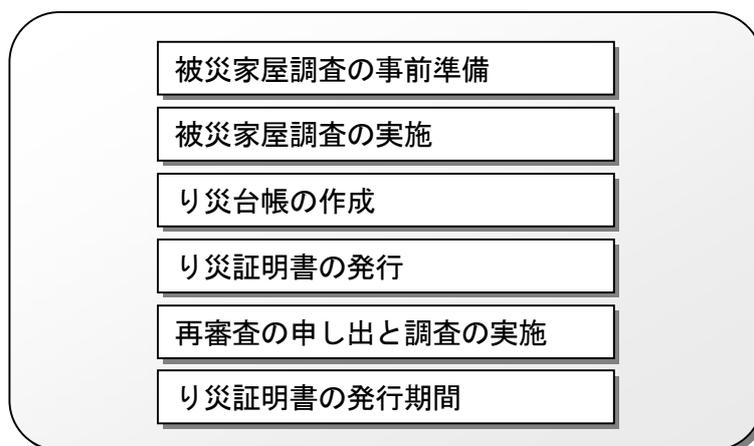
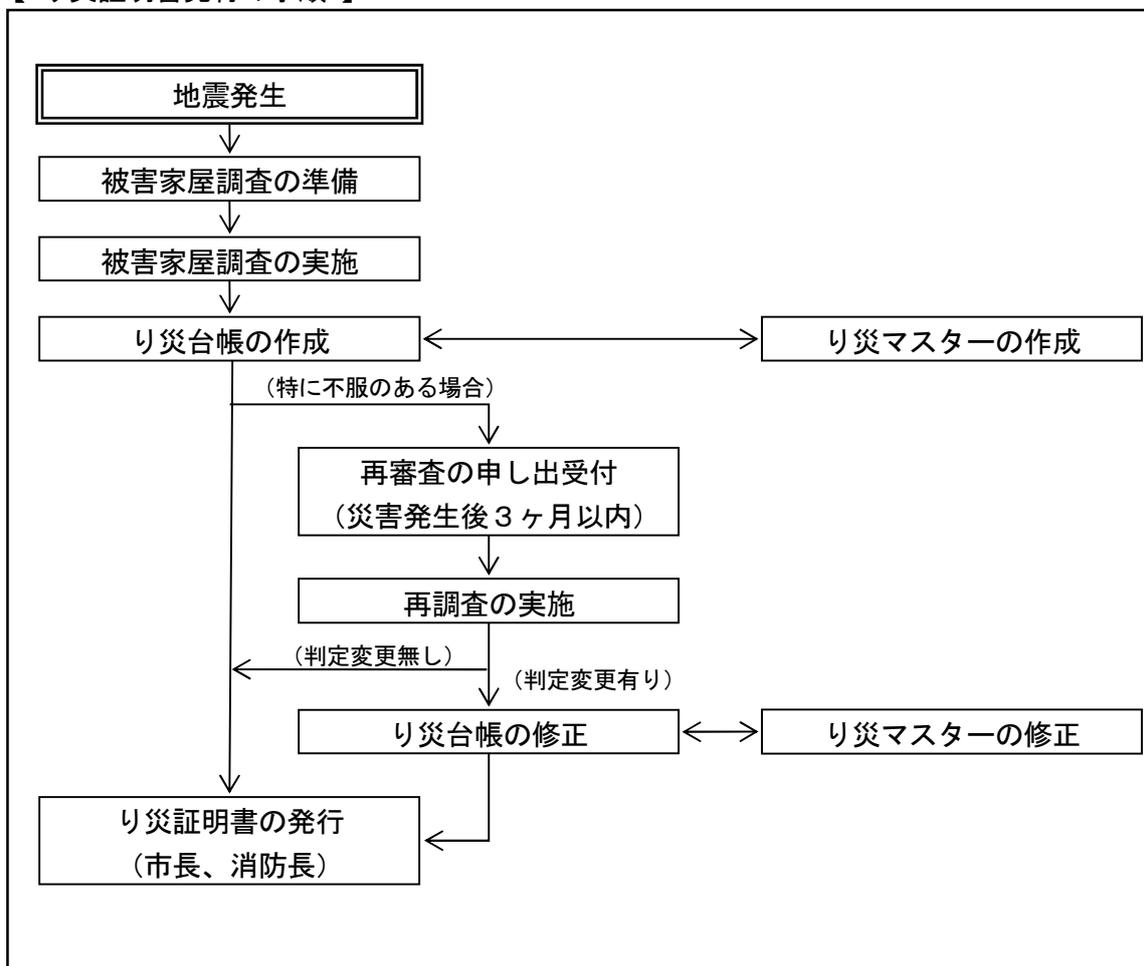
り災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1ヶ月以内の状況を基に、「被害家屋損害割合判定表」を作成し、これに基づき実施する。

被害の認定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」内閣府（防災担当）による。

1.2 リ災証明書発行の流れ ⇨ 『市長公室、財務部』

リ災証明書の発行は、次の手順で実施する。

【 リ災証明書発行の手順 】



(1) 被災家屋調査の事前準備

被災家屋調査は、「防災対策課、財務部」が実施するものとし、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。

①～②に関しては「防災対策課」、③～⑤に関しては「財務部」が実施する。

① 事前調査の実施

調査全体計画を判断するため、災害対策本部に収集された情報を基に被害全体状況を把握する。

② 調査概要の検討及び調査全体計画の策定

③ 被害地域の航空写真の撮影準備

④ 調査員の確保

- ・市職員の確保
- ・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配
- ・相互応援協定を締結している市町への応援職員派遣要請
- ・調査班編成と調査地区割りの検討

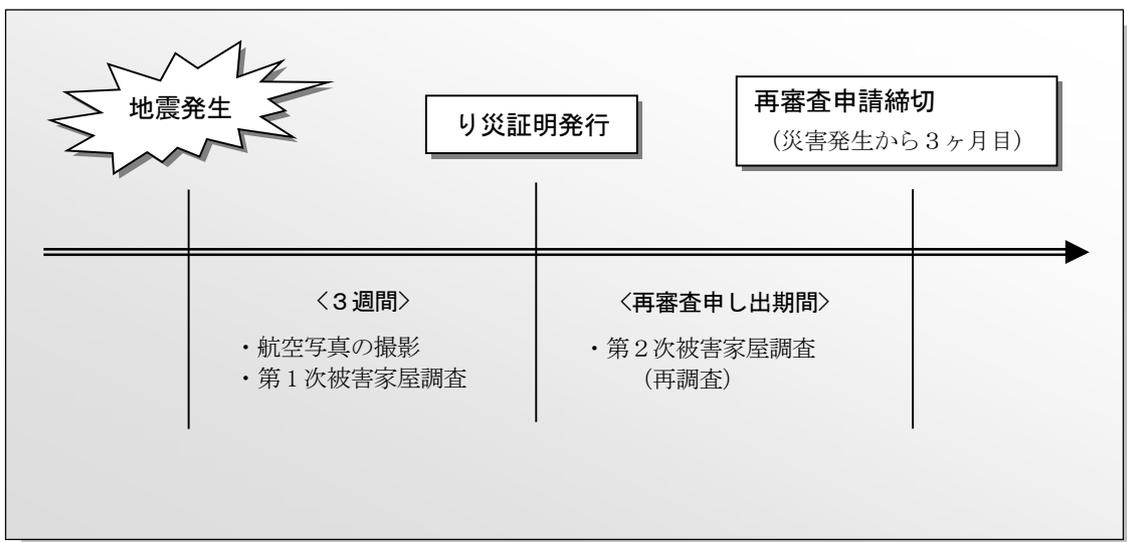
⑤ 調査備品等の準備

- ・調査携帯品の調達、準備（調査票、筆記用具、携帯電話等）
- ・調査地図の用意（土地家屋現況図又は住宅地図）
- ・調査員運搬車両の確保、手配
- ・他都市応援職員等の宿泊所の確保

(2) 被災家屋調査の実施

被災家屋調査は、次の手順で実施する。

【 調査の手順 】



□調査方法

- 第1次被害家屋調査  
被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。
- 第2次被害家屋調査  
第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入調査を実施する。
- 航空写真の撮影  
関係業者に依頼して地震発生後2週間以内に被災地の航空写真（1/4000～1/5000）を撮影する

□調査体制

- 2人1組で調査を実施する。
- 調査員は、市職員及びボランティア調査員（民間建築士等）とする。
- 必要がある場合は、他都市職員の応援派遣の要請をする。

(3) リ災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住民表示、住民基本台帳等のデータを集積したり災台帳を作成し、り災証明書発行の基本台帳とする。

(4) リ災証明書の発行

り災台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対しり災証明書を発行する。

(5) 再審査の申し出と調査の実施

被災者は、り災証明の判定結果に不服があった場合及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から3ヶ月以内の期間であれば再審査を申し出ることができる。

申し出のあった家屋に対して迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、り災証明書を発行する。同時に、り災台帳及びり災マスターのデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、調査班内に判定委員会（市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成）を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

(6) リ災証明書の発行期間

り災証明書の発行期間は、災害発生日から6ヶ月以内とする。ただし、災害の規模や被害の状況により期間を延長する。

なお、病気・怪我のため入院・療養していた方や市外に避難していた方等で、り災証明の申請が困難だった方については、相談に応じるものとする。

### 1.3 り災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

◇ 『市長公室、総合政策部、財務部』

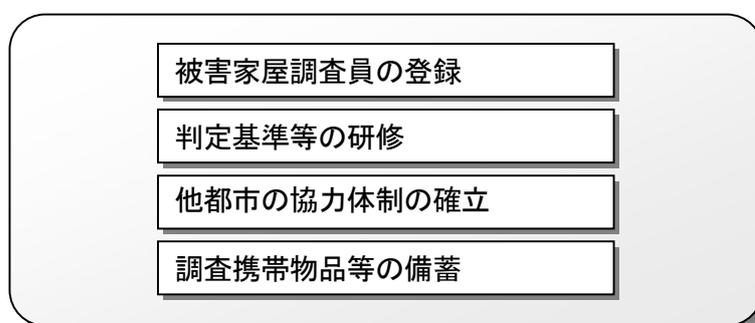
「総合政策部」は、り災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。

特に、地震後に実施される被災建築物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを正確に被災者へ伝達することが必要となる。

また、り災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、り災証明書の発行や再審査の受付、相談を実施する。

### 1.4 事前対策 ◇ 『市長公室、財務部』

り災証明書発行の事前対策は次のとおりである。



#### (1) 被害家屋調査員の登録

市職員（資産税課職員）及びボランティア調査員（民間の建築士、土地家屋調査士等）を事前に登録しておく。

#### (2) 判定基準等の研修

市は、民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し県や民間建築関係組織が実施する調査方法や判定基準等の研修の情報等を提供し、これらへの積極的な参加を促進する。

判定基準については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府：平成30年3月）」に基づくものとする。なお、これらの見直しが行われた場合は、常に更新されるものとする。

#### (3) 他都市の協力体制の確立

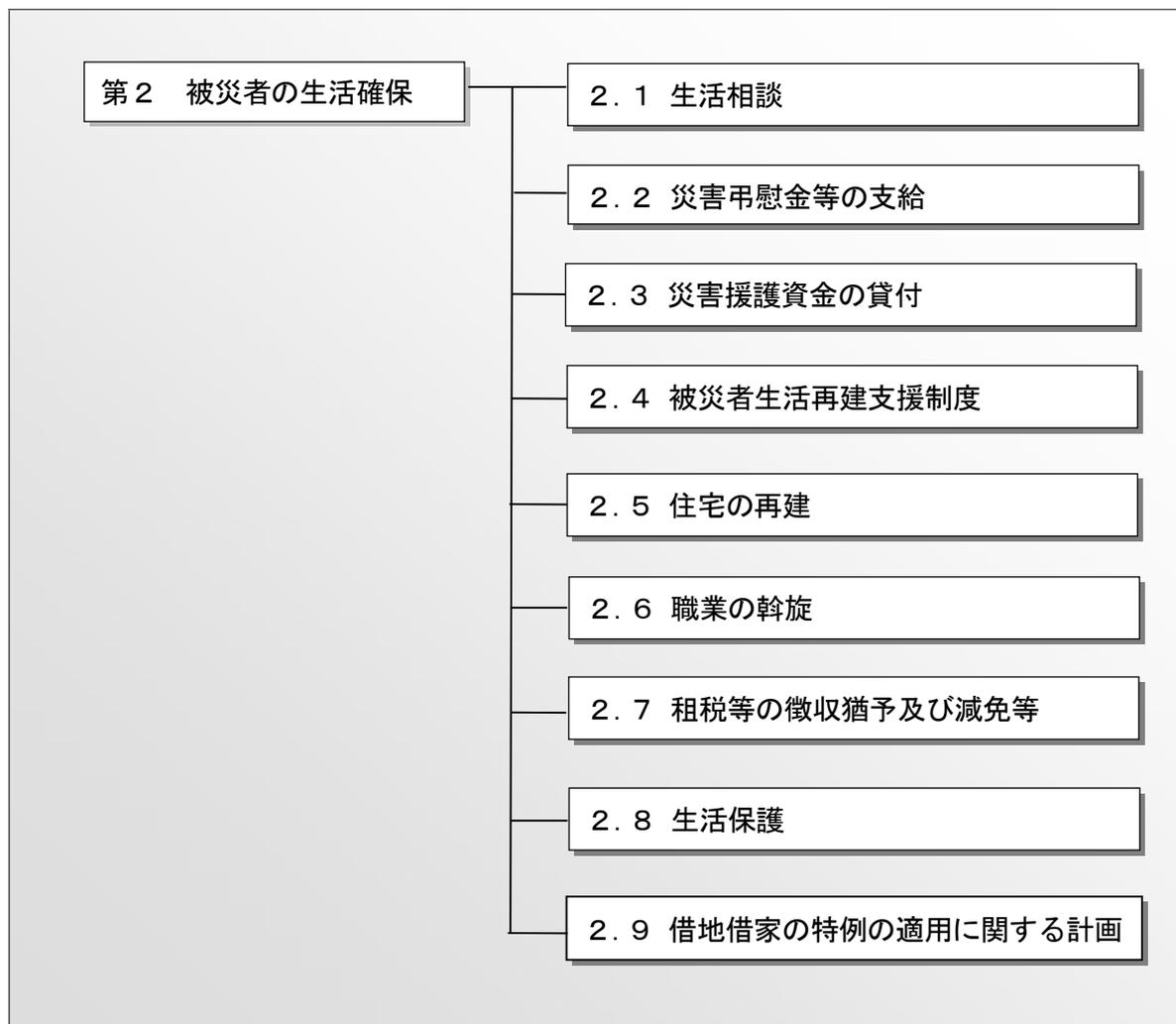
地震発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

#### (4) 調査携帯物品等の備蓄

傾斜計、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

## 第2 被災者の生活確保

地震により被害を受けた市民が速やかに再起し、生活の安定を早期に回復するよう被災者に対する生活相談、災害弔慰金等の支給、災害援護資金・住宅資金等の貸与、住宅の再建等の施策を講ずる。



### 2.1 生活相談 ⇨ 『財務部、総務部、福祉部』

被災者の生活再建を支援するため、市役所、避難所等において災害応急対策に引き続き生活相談を受け付ける。

### 2.2 災害弔慰金等の支給 ⇨ 『財務部、福祉部』



(1) 災害弔慰金

市は、市民が自然災害により被害を受けたときに「春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

市は、市民が自然災害により被害を受けたときに「春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた被災者に対し災害障害見舞金を支給する。

2.3 災害援護資金の貸付 ⇨ 『財務部、福祉部』

市は、災害により住家等に被害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修の整備に必要な資金を貸付けるほか、被害を受け生業の根底を失った者に対し、災害援護資金や、生活福祉資金の貸付けをもって住居の安定を図るとともに、その自立の助長に寄与する（県の貸付等各種の融資については、「県地域防災計画」を参照）。



(1) 災害援護資金

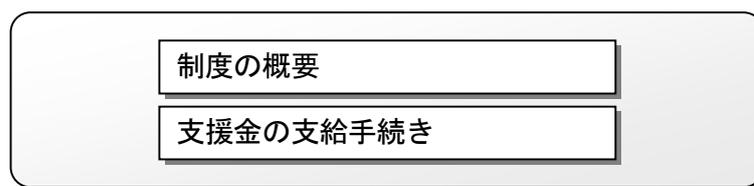
市は、市民が自然災害により被害を受けたときに「春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、自然災害により被害を受けた低所得世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付を行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者に対して速やかに自力更正させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員、市社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金を予算の範囲内において災害援護資金及び住宅資金の貸付を行う。

なお、(1)の「春日部市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸付け対象とならない。

## 2.4 被災者生活再建支援制度 ⇨ 『財務部、福祉部』



### (1) 制度の概要

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。平成 11 年度から制度化されたが、平成 16 年度に居住安定支援制度が創設された。

全壊の場合に「基礎支援金」100 万円に加え、住宅の再建方法に応じ「加算支援金」として最高 200 万円、合わせて 300 万円（複数世帯の場合）が定額・渡し切りで支給されることとなった。さらに、所得・年齢等の要件、用途制限の撤廃等の改正が行われた。

なお、県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。市は、制度を活用するに当たって、以下の対応を行う。

#### □市の対応

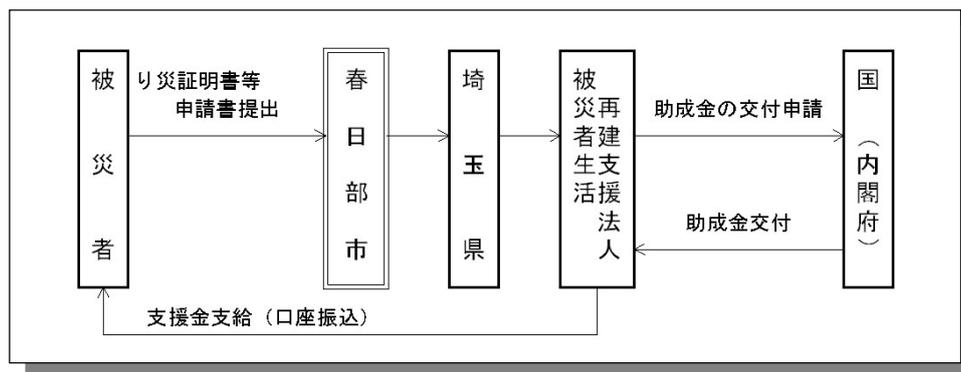
- ① 住宅の被害認定
- ② り災証明書等必要書類の発行
- ③ 被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務
- ④ 支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付
- ⑤ 用途実績報告書のとりまとめ及び県への送付

⇨ 『【資料編(1)】第 31「被災者生活再建支援制度の概要」』参照

### (2) 支援金の支給手続き

「生活支援班（生活支援課）」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、り災台帳、り災証明書を基に、支給申請書の必要書類を取りまとめ、県に送付する。

#### 【支援金の支給手続】

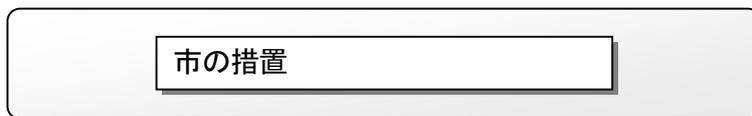


### (3) 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用）。

## 2.5 住宅の再建 ⇨ 『財務部、環境経済部』

火災、地震等の大災害によって住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融支援機構法の規定によって災害復旧住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。



### (1) 市の措置

#### ① 災害復興住宅資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を速やかに調査し、住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るように努める。

#### ② 災害特別貸付金

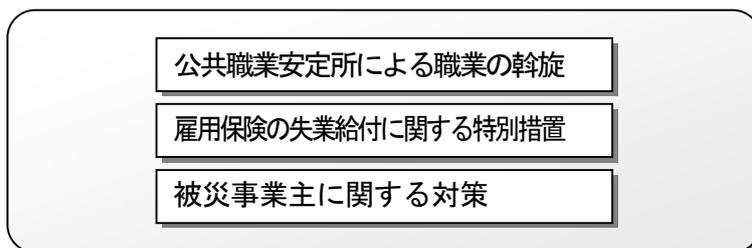
災害によって滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合は、市長は被災者の希望によって災害の実態を調査した上で、被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構南関東支所に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込み希望者に対して借入れの指導を行うものとする。

⇨ 『【資料編(1)】第32「災害復興住宅建設資金に基づく融資の概要」』参照

⇨ 『【資料編(1)】第33「災害復興住宅補修資金に基づく融資の概要」』参照

## 2.6 職業の斡旋 ⇨ 『環境経済部』

災害により離職を余儀なくされた被災者に対する職業の斡旋について、市は、離職者の状況を把握し、国（春日部公共職業安定所）に報告するとともに、状況によって臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を国（春日部公共職業安定所）に要請する。



### (1) 公共職業安定所による職業の斡旋

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害によって離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講じるものとする。

#### □公共職業安定所の措置

- 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- 職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等
- 災害救助法が適用された市長から労務需要があった場合の労働者の斡旋

## (2) 雇用保険の失業給付に関する特別措置

### ① 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する職業安定所の長は、災害によって失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によって失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

### ② 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

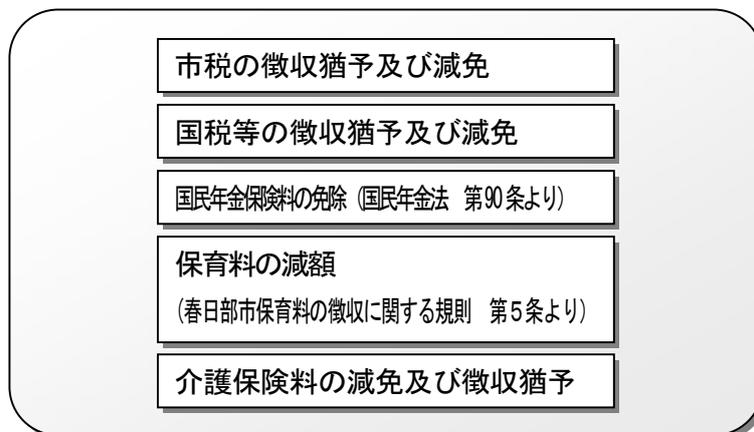
激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する職業安定所の長は、地震災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号、以下「激甚法」という。）第 25 条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保健の被保険者（日雇労働被保険者を除く）に対して、失業しているとみなして基本手当を支給するものとする。

## (3) 被災事業主に関する対策

被害により労働保険料の所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金、若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

## 2.7 租税等の徴収猶予及び減免等 ⇨ 『関係各部』

被災した納税義務者、又は特別徴収義務者（以下、「納税義務者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法、国民年金法等の法令及び条例等の規定に基づき、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じて実施する。



### (1) 市税の徴収猶予及び減免

市長は、被災した納税義務者等に対し、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### ① 期限の延長(春日部市税条例 第 18 条の 2 より)

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することが出来ないと認められるときは、次の方法により災害等がやんだ日から 2 ヶ月以内（特別徴収義務者については 30 日以内）に限り、当該期間を延長する。

ア. 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

イ. その他の場合、被災した納税義務者等による申請があったときは、市長は速やかに納付期限を延長する。

② 徴収猶予(地方税法 第15条より)

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、市税を期間内に納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

③ 滞納処分の執行の停止等(地方税法 第15条の8より)

災害により被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予、延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

④ 減免

被災した納税義務者等に対し必要があると認める場合、該当する各税目について次により減免を行う。

市民税(春日部市税条例 第51条より)

被災した納税義務者本人又は住宅、家財の被災の程度に応じて減免を行う。

固定資産税(春日部市税条例 第71条より)

り災した固定資産(土地、家屋、償却資産)の被災程度に応じて減免を行う。

特別土地保有税(春日部市税条例 第139条の3より)

り災した土地の被災の程度に応じて減免を行う。

(2) 国税等の徴収猶予及び減免

国、埼玉県及び本市は、地震災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、国税地方税(延滞金等を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

① 減免(春日部市国民健康保険税条例 第24条より)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険税を減免する。なお、保険税の納付期限の7日前までに申請を提出した後、同措置を行う。

② 徴収猶予(地方税法 第15条より)

災害により財産に損害を受けた納税義務者が保険税を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

(3) 国民年金保険料の免除(国民年金法 第90条より)

被災した年金加入者又はその世帯員が災害によって財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、申請に基づき、市が内容審査の上、社会保険事務所に免除申請者を進達する。

(4) 保育料の減額(春日部市保育料の徴収に関する規則 第5条より)

災害により損失を受けた場合には、その損失の程度に応じて減額する。

(5) 介護保険料の減免及び徴収猶予

① 減免(春日部市介護保険条例 第18条より)

災害により生活が著しく困難となった者に対し、被災の状況に応じて保険料を減免する。なお、保険料の納付期限の7日前までに申請を提出した後、同措置を行う。

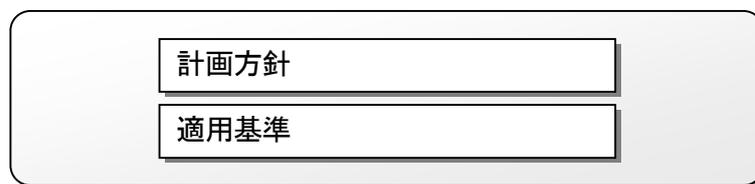
② 徴収猶予（春日部市介護保険条例 第17条より）

災害により財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付金額を限度として、1年以内において徴収を猶予する。

2.8 生活保護 ⇨ 『福祉部』

被災に伴う生活困窮者の生活確保のため県及び市は、生活保護法に基づく保護の要件に適合している者に対しては、その実情を調査の上、最低生活を保証する措置を講ずる。

2.9 借地借家の特例の適用に関する計画 ⇨ 『関係各部』



(1) 計画方針

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じ、住宅の復興が阻害されるおそれのあるときは、本部長（市長）は、迅速適切に「り災都市借地借家臨時処理法」の適用を図るものとする。

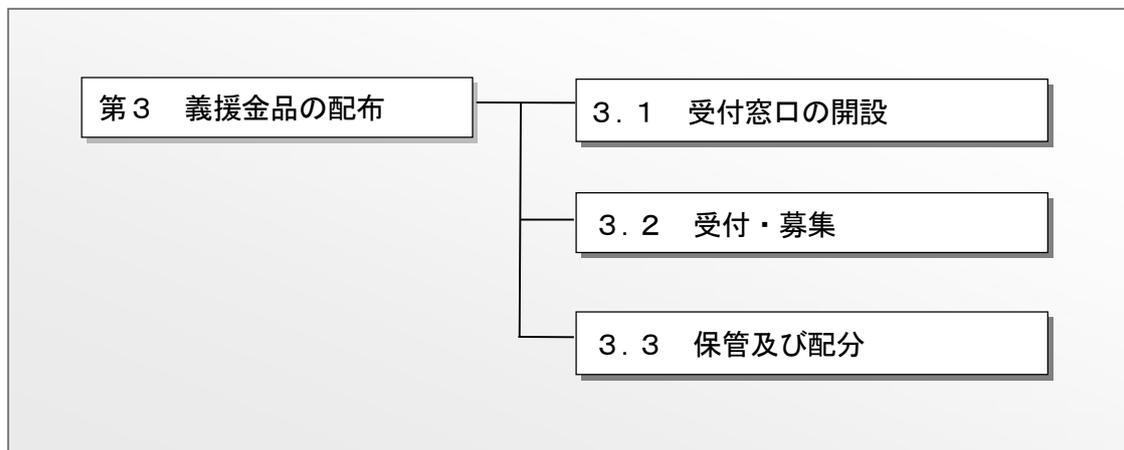
(2) 適用基準

災害が一定規模以上である場合、本部長（市長）の意見の申し出に基づきり災都市借地借家臨時処理法第25条の2に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

## 第3 義援金品の配布

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保する。

また、市と関係機関で構成される配分委員会を組織し十分に協議の上、配分計画を定める。

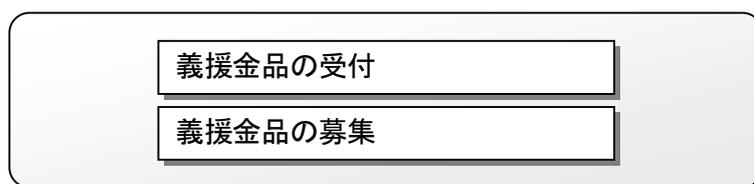


### 3.1 受付窓口の開設 ⇨ 『福祉部、会計班』

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

### 3.2 受付・募集 ⇨ 『総合政策部、福祉部、会計班』

義援金品の受付・募集は次の要領で実施する。



#### (1) 義援金品の受付

##### ① 義援金品の受付

市民・企業や他の自治体から、及び、県・日本赤十字社から寄託された義援金品の受付は、「福祉部」及び「会計班」が行う。

受付方法は、原則として本市が開設した窓口での受領及び銀行振込みとする。

義援品の受付は、保存の効く物であることを基本とする。

##### ② 受領書の発行

受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

③ 委員会への報告

会計班は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。

(2) 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「総合政策部」及び「福祉部」が本市の広報紙、市ホームページ、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広く広報して募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

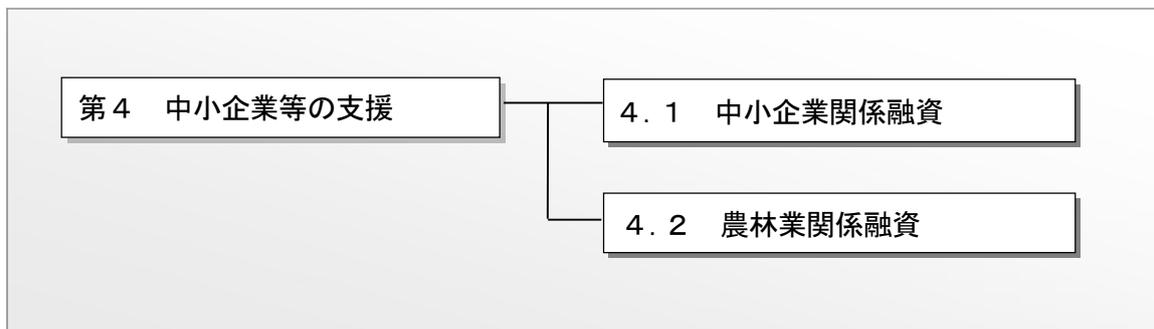
3.3 保管及び配分 ⇨ 『福祉部、会計班』

副本部長（副市長、教育長）は送金された義援金品を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

- ア. 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。また、義援品については市民体育館に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- イ. 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。
- ウ. 「福祉部」及び「会計班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また、義援品については、赤十字奉仕団や自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- エ. 寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において処理する。
- オ. 被災者に対し、市の広報紙、市ホームページ、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について広報する。
- カ. 義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- キ. 「福祉部」及び「会計班」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。
- ク. 県又は日本赤十字社から県配分委員会を通じて送金された義援金は、県配分委員会が決定した配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。また、支給状況について県配分委員会に報告する。

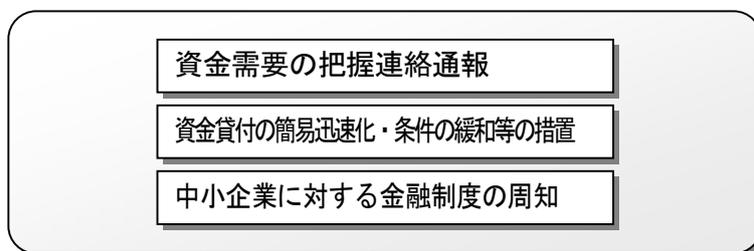
## 第4 中小企業等の支援

地震により被害を受けた中小企業者及び農林業者等の復旧に資するため、市及び県は、協力金融機関等に特別の配慮を要請し、中小企業者及び農林業者に対する融資を実施し、事業の安定を図る。



### 4.1 中小企業関係融資 ⇨ 『環境経済部』

市は、災害により被害を受けた中小企業が再建と経営の安定を図るため、一般金融機関及び政府系金融機関に特別の配慮を要請し、災害復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう促進する。



#### (1) 資金需要の把握連絡通報

市は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

#### (2) 資金貸付の簡易迅速化・条件の緩和等の措置

市は、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

#### (3) 中小企業に対する金融制度の周知

市や中小企業関係団体は、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業に周知を図る。

□中小企業関係融資

- |   |   |
|---|---|
| ① 被災中小企業に対する復興資金の貸付<br>② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間の特例<br>③ 埼玉県信用保証協会による災補償の別枠の設定<br>④ 日本政策金融公庫の復旧資金融資<br>⑤ 商工組合中央金庫の復旧資金融資 | 等 |
|---|---|

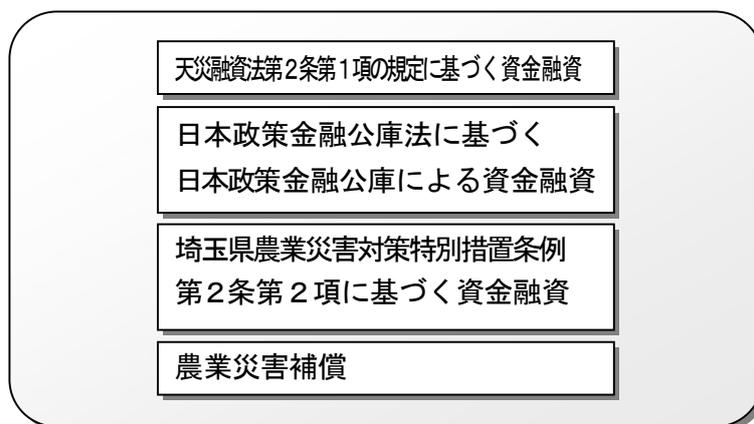
#### 4.2 農林業関係融資 ⇨ 『環境経済部』

災害によって被害を受けた農林業者又は団体に対して復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例によって融資する。

また、融資に当たっては、災害復旧に必要な資金の融資が円滑に実施されるよう業務の適正かつ迅速化に努める。

□農林業関係融資

- |   |
|---|
| ① 天災融資法第2条第1項の規定に基づく融資<br>② 日本政策金融公庫法に基づく日本政策金融公庫による融資<br>③ 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく融資 |
|---|



(1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づく資金融資

⇨ 『【資料編(1)】第34「天災融資法に基づく融資の概要」』参照

(2) 日本政策金融公庫法に基づく日本政策金融公庫による資金融資

⇨ 『【資料編(1)】第35「日本政策金融公庫災害復旧関係資金の概要」』参照

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例第2条第2項に基づく資金融資

⇨ 『【資料編(1)】第36「埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要」』参照

(4) 農業災害補償

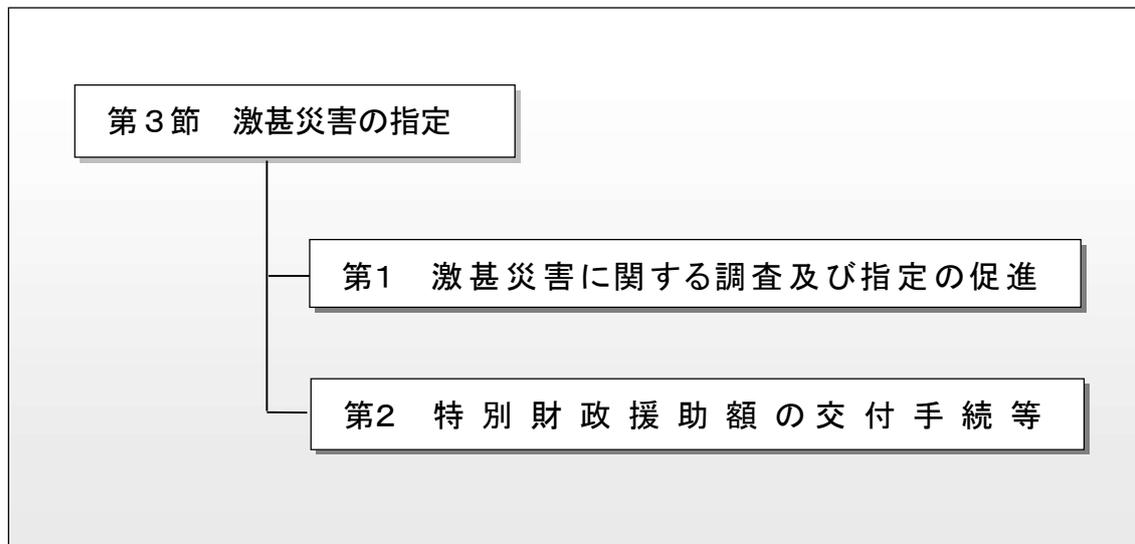
農業災害補償法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済事業について、災害時に農業共済団体に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図り、仮払いによって早期に共済会の支払いができるように措置する。

⇒ 『【資料編(1)】第 37「農業災害補償の概要」』参照

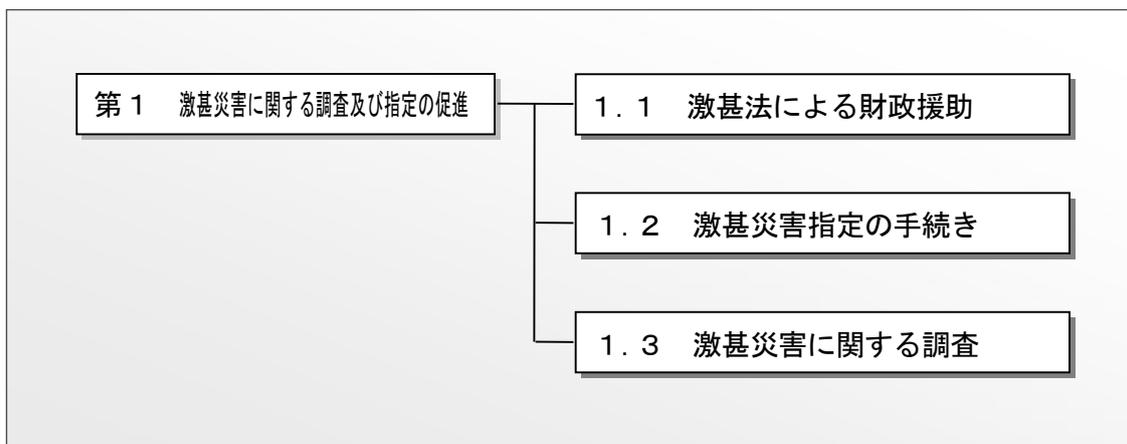
## 第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずる。

### 【 激甚災害の指定に係る事項 】



## 第1 激甚災害に関する調査及び指定の促進



### 1.1 激甚法による財政援助 ⇨ 『各部共通』

著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化、及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」が制定されている。

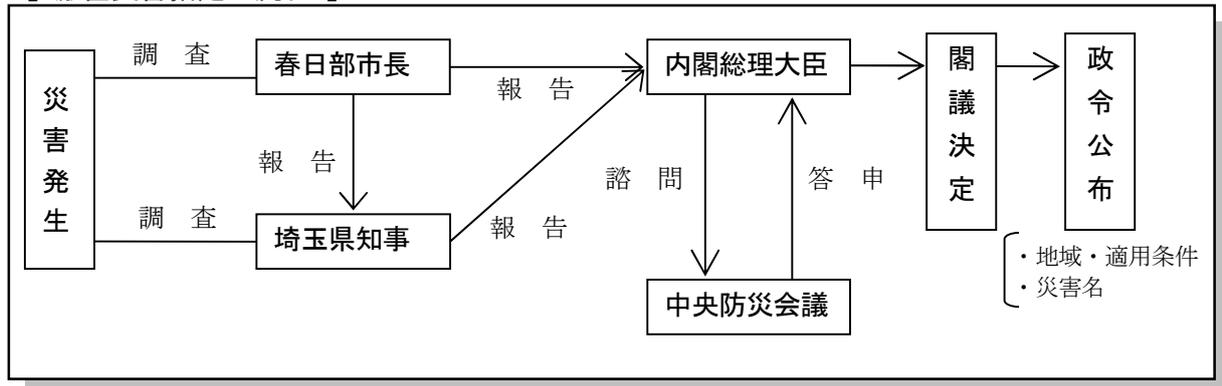
この法律は災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

### 1.2 激甚災害指定の手続き ⇨ 『各部共通』

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（激甚災害）の基準については、「激甚災害指定基準」（昭和37年（1962年）12月7日・中央防災会議決定）と「局地激甚災害指定基準」（昭和43年（1968年）11月22日・中央防災会議決定）の2つがあり、この基準により指定を受ける。

【 激甚災害指定の流れ 】



1.3 激甚災害に関する調査 ⇨ 『 各部共通 』

市長は、埼玉県が実施する激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について、協力するものとする。

## 第2 特別財政援助額の交付手続等

本部長（市長）は激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県知事に提出しなければならない。

激甚法に定められた事業は、埼玉県の関係部により、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きその他が実施される。

激甚法により財政援助等を受ける事業は、以下のとおりである。

### 【 財政援助措置の対象 】

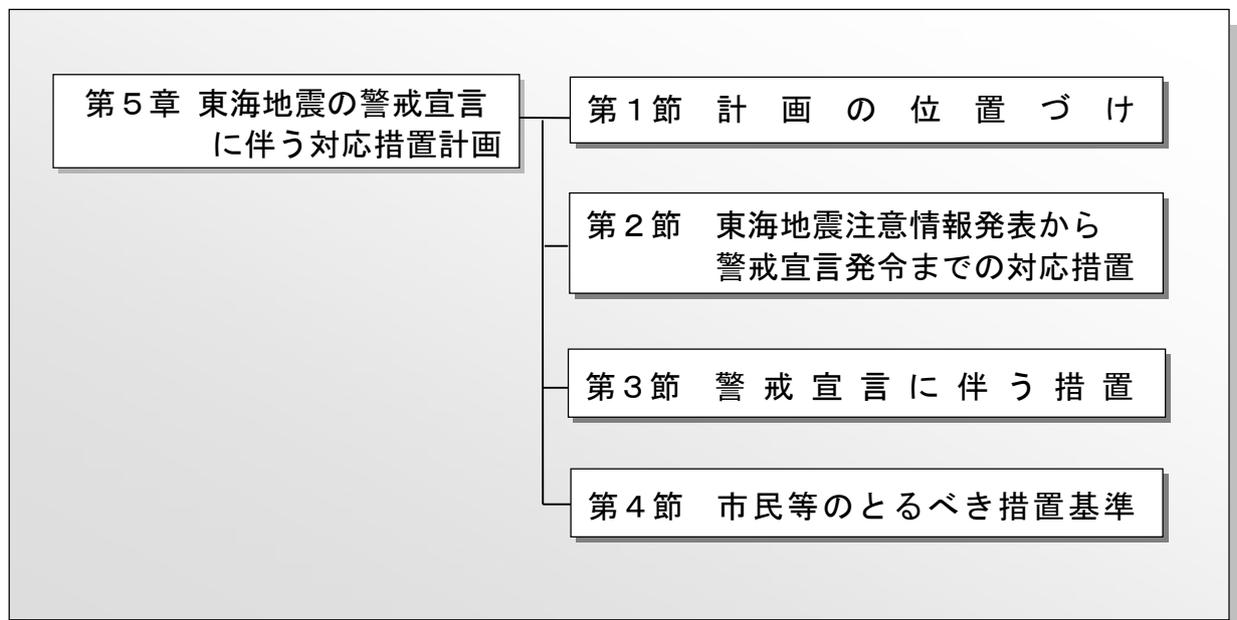
助成区分	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	① 公共土木施設災害復旧事業 ② 公共土木施設復旧事業関連事業 ③ 公立学校施設災害復旧事業 ④ 公営住宅災害復旧事業 ⑤ 生活保護施設災害復旧事業 ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業 ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業 ⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業 ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業 ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業 ⑫ 感染症予防事業 ⑬ 堆積土砂排除事業 ⑭ たん水排除事業
農林水産業に関する特別の助成	① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 ④ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
中小企業に関する特別の助成	① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例 ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
その他の財政援助及び助成	① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ③ 日本私学振興財団の業務の特例 ④ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例 ⑤ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例 ⑥ 水防資材費の補助の特例 ⑦ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ⑧ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 ⑨ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 ⑩ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助



## 第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

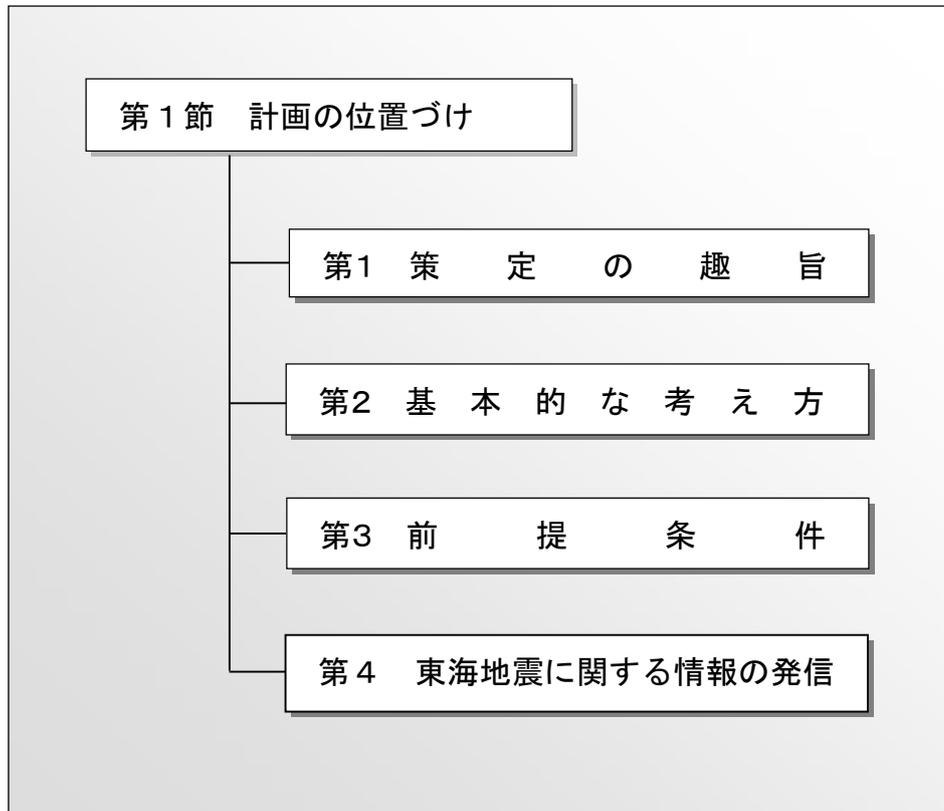
この計画は、大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震について本市及び関係防災機関のとるべき事前措置の基本的事項について定めたものである。

### 【 施策の体系 】



## 第1節 計画の位置づけ

【 計画の位置づけに係る事項 】



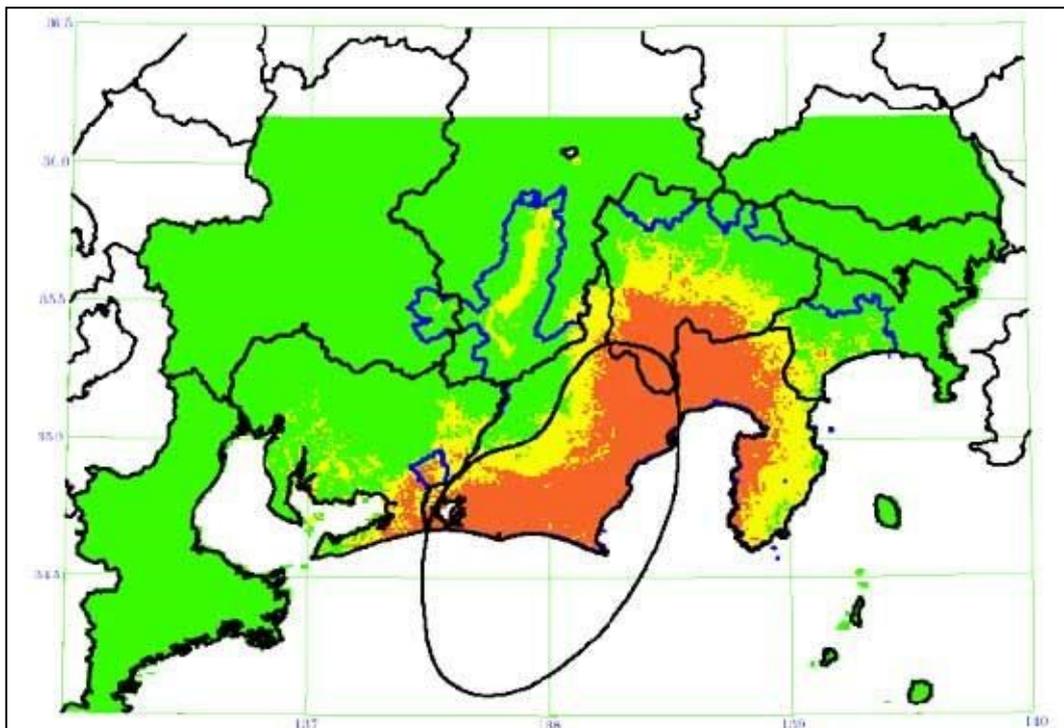
## 第 1 策定の趣旨

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）は、大規模地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい災害が生じるおそれのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定し、強化地域に係る地震観測体制の強化及び防災関係機関や事業所等における地震防災体制の整備等により、被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

そのなかで東海地震は、その発生メカニズムや予想震源域・歴史的資料がある程度判明していることから、現在日本で唯一予知の可能性が高いとされている地震である。

平成14年、大震法の施行からその後20数年間の地震学の進展を踏まえ、最新の地震学の知識やこれまでの観測成果を用いて中央防災会議の専門調査会で検討が行われた結果、震源域の見直しが行われた。この震源域の見直しにあわせて見直された新しい強化地域が、静岡県全域と東京都・神奈川・山梨・長野・岐阜・愛知・三重の各県にまたがる157市町村である（平成23年4月24日内閣府公示）。

### 【 東海地震の想定震源域 】

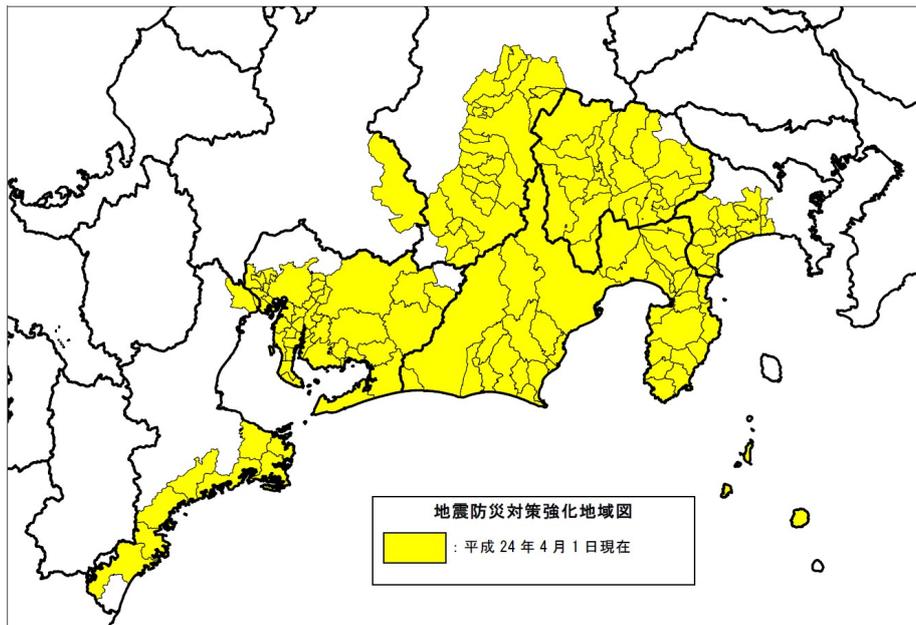


#### 《参考》

##### ◆ 強化地域の指定条件

- ① 地震の揺れによる被害については、震度6弱以上の地域
- ② 津波による被害については、20分以内に高い津波（沿岸で3m以上、地上で2m以上）が来襲する地域

## 【 地震防災対策強化地域 】



本市は、東海地震が発生した場合の震度は5強以下と予想され、強化地域には指定されなかったことから、大震法に基づく地震防災強化計画の策定、地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、東京都など首都圏地域において大規模地震の発生を前提とした警戒宣言が発表されることは、市民にとって未だかつて一度もなかった経験であり、それに伴い社会的混乱の発生が懸念される。

このため、本市は、警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、東海地震の発生にあたっては被害を最小限にとどめることを目的として、「東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」を策定した。

一方で、中央防災会議に設置された「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」が平成29年8月25日に、確度の高い地震予測はできないとしたことを受け、平成29年9月26日の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」は、不確実な地震予測に基づく防災対応のあり方について報告書をまとめた。

この報告書に基づき、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始し、南海トラフ沿いで発生する大規模地震につながる可能性がある現象を観測し、その分析や評価結果の発表に努めることとなった。

これにより、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」は発表されなくなったが、新たな防災対応が定められる（「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」をはじめとする東海地震に関する既存の計画等が見直される）までの当面の間は、大規模地震対策措置法の主旨に基づき、本市においても、「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合には、本計画に示されていた「東海地震に関する情報」が発表された場合に順じて、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・社会活動への影響のバランスを考慮しつつ、適切な対応を取ることとする。

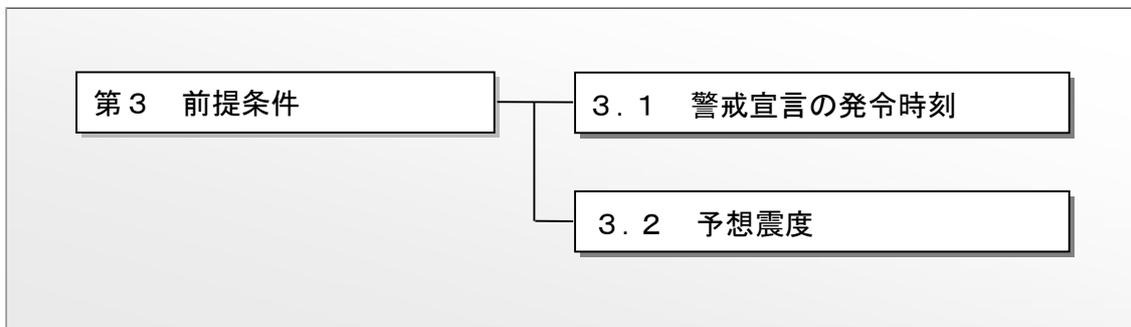
## 第2 基本的な考え方

対応にあたっての基本的な考え方は、次のとおりである。

- ア．警戒宣言発令中においても都市機能は、極力平常どおり確保する。
- イ．警戒宣言の発令に伴う社会的混乱の発生を防止するとともに、市民の生命、身体、及び財産の安全を確保するため、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずる。
- ウ．原則として、警戒宣言発令時から地震が発生するまでの間にとるべき対応措置を定めるものとする。なお東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため必要な措置を講ずる。
- エ．災害発生後の対策は、「春日部市地域防災計画」により対処する。
- オ．本市の地域は、地震防災対策強化地域でないことから大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の策定及び実施に関しては、行政指導及び協力要請により対応する。

## 第3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は次のとおりとする。



### 3.1 警戒宣言の発令時刻

警戒宣言が発令される時刻は、原則として最も社会的混乱が予想される社会経済活動の盛んな平日の昼間（おおむね午前10時～午後2時）とする。

ただし、各機関の対策遂行上、特に考慮すべき時間帯がある場合は、個別に対応策を考慮する。

### 3.2 予想震度

東海地震が発生した場合の予想震度は、地質地盤によって異なるが、本市でおおむね震度5強以下と予想される。

第 4

東海地震に関する情報の発信

気象庁では、地震学の進歩により東海地震の前に発生する異常な現象が想定されるようになってきたことにより、その想定シナリオに沿った現象が観測された場合には、地震発生の可能性が高まったことをより早く伝達できるように、平成 16 年 1 月 15 日に情報体系を修正した。

各情報の内容及び防災対応は、以下に示すとおりである。

【 東海地震に関連する情報と防災対応 】 平成 29 年 10 月 31 日まで

情報名	発表基準	解除基準	防災対応
東海地震に関連する調査情報 (臨時) (青信号)	東海地震の前兆現象について直ちに評価できない場合 (少なくとも 1 ヶ所の歪計で有意な変化が観測された場合等、又は、顕著な地震活動が発生した場合であっても東海地震との関連性について直ちに評価できない場合等)	① 東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合 ② 発生した地震が直ちに東海地震に関連性がないと判断できる場合、安心情報である旨を明記して発表	国や自治体では情報収集連絡体制がとられる。
東海地震注意情報 (黄信号)	東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 (2 ヶ所の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものである可能性が高まった場合等)	東海地震発生のおそれなくなったと認められた場合、その旨を発表	○ 防災の準備行動がとられる(児童・生徒の帰宅、救助・救急・消火部隊、医療機関関係者等の派遣準備)。 ○ 気象庁において判定会が開催される。 ○ 住民に対する適切な広報の実施。
東海地震予知情報 (赤信号)	東海地震が発生する恐れがあると認められた場合(3 ヶ所以上の歪計で有意な変化が観測された場合であって、前兆すべりによるものと認められた場合等)		○ 警戒宣言の発令。 ○ 地震災害警戒本部の設置。 ○ 住民避難、交通規制等、地震防災対策の実施。

※ 平成 29 年 11 月 1 日から気象庁において、東海地震のみに着目した東海地震に関連する情報の発表は行われなくなり、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始され、その後、中央防災会議で「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が令和元年 5 月 31 日に変更されたことを受け、「南海トラフ地震に関連する情報」として、次ページの表に示す種別の情報提供を始めることとした。

本市では、次ページに示す「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合には、本計画に示されていた「東海地震に関する情報」が発表された場合に順じ、適切な対応を取ることとする。

【南海トラフに関連する情報と防災対応】 令和元年5月31日から

情報名	発表基準	解除基準	防災対応
南海トラフ地震関連開設情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の推移等を発表する場合、又は評価委員会の定例会合における調査結果を発表する場合	—	○情報収集に努める。
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	M6.8 程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるすべりが発生した場合	評価委員会により、評価したとき	○災害対策本部又は警戒本部の設置準備 ○国や自治体では情報収集連絡体制がとられる。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	評価委員会により、プレート境界のM7 以上の地震又は通常とは異なるゆっくりすべりと評価した場合	M6.8 程度以上の地震地震発生後又は「巨大地震警戒」から「巨大地震注意」に切替後、1 週間程度、もしくは、すべりが収まったと評価されたとき	○災害警戒本部の設置 ○日頃からの地震への備えを再確認する。 ○必要に応じて自主的に避難をする。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	評価委員会により、プレート境界のM8 以上の地震と評価した場合	M6.8 程度以上の地震地震発生後、1 週間程度	○国緊急災害対策本部による対応 ○災害対策本部の設置 ○地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況に応じて自主的に避難する。
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	評価委員会により、「巨大地震警戒」及び「巨大地震注意」となる条件を満たさない場合	—	—

※評価委員会とは、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価委員会」をいう。

## 第2節

### 東海地震注意情報発表から 警戒宣言発令までの対応措置

気象庁が強化地域等で常時監視している観測データに異常が認められ、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められる場合は東海地震注意情報が発表される。

このため、注意情報発表に伴う社会的混乱を防止する観点から実施すべき必要な措置について定める。

#### 【 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置に係る事項 】

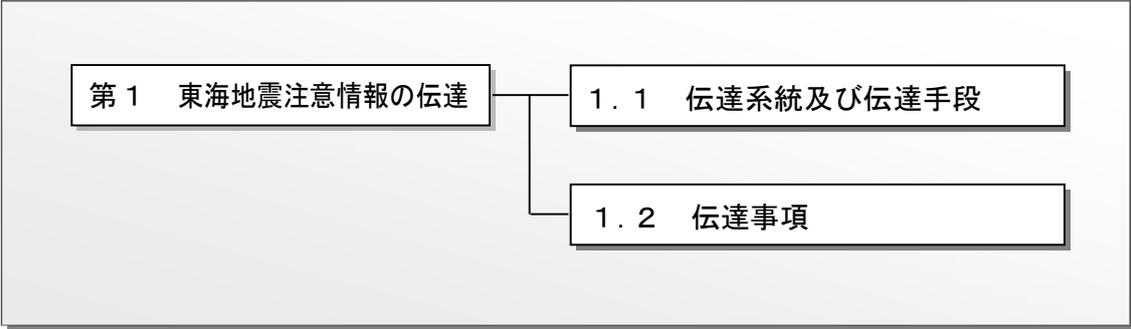
### 第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1 東海地震注意情報の伝達

第2 準備体制の確立

第3 準備行動に係る広報

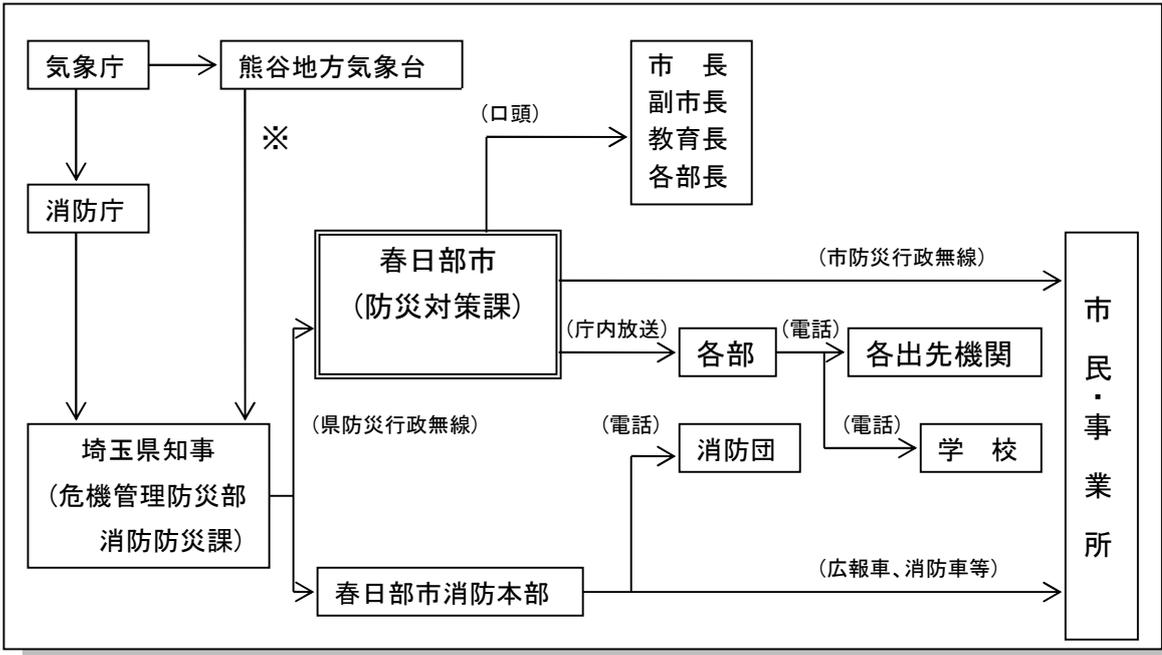
**第 1 東海地震注意情報の伝達**



**1.1 伝達系統及び伝達手段** ⇨ 『市長公室、各部共通』

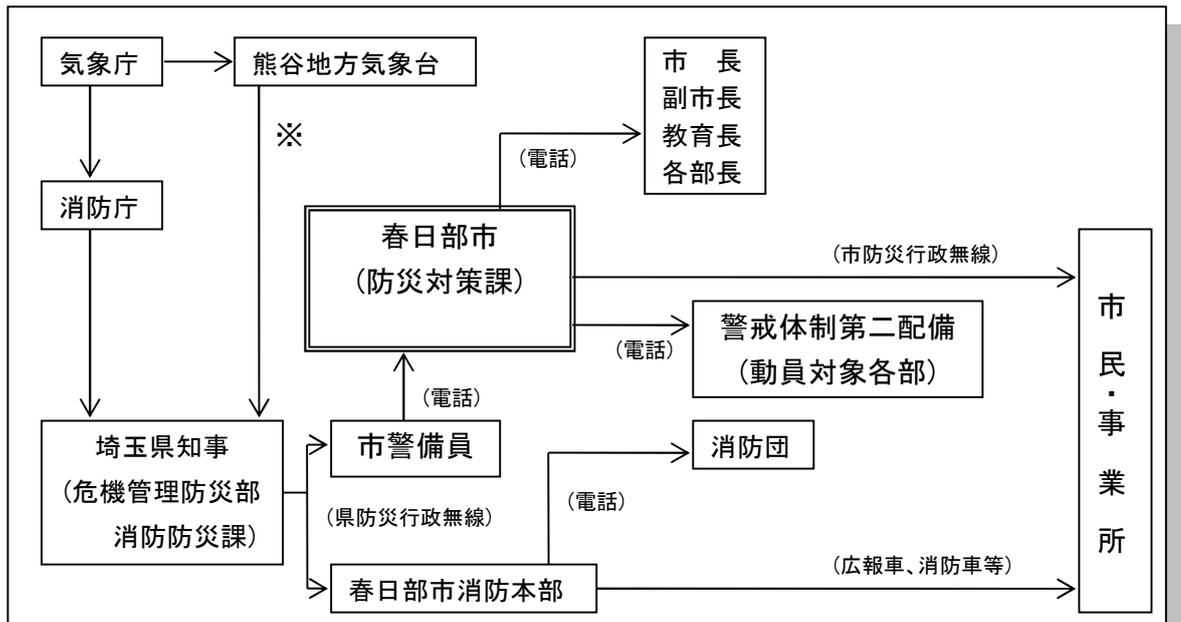
県から防災行政無線等により東海地震注意情報が伝達されたときは、直ちに庁内、防災関係機関及び市民に対して、次の伝達系統により伝達する。

【東海地震注意情報伝達系統図（春日部市関連）】〔勤務時間内〕



注) ※知事への伝達は消防庁ルートを通じ、熊谷地方気象台を副とする。

【東海地震注意情報伝達系統図（春日部市関連）】〔勤務時間外〕



注) ※知事への伝達は消防庁ルートを主とし、熊谷地方気象台を副とする。

## 1.2 伝達事項 ◯ 『市長公室、各部共通』

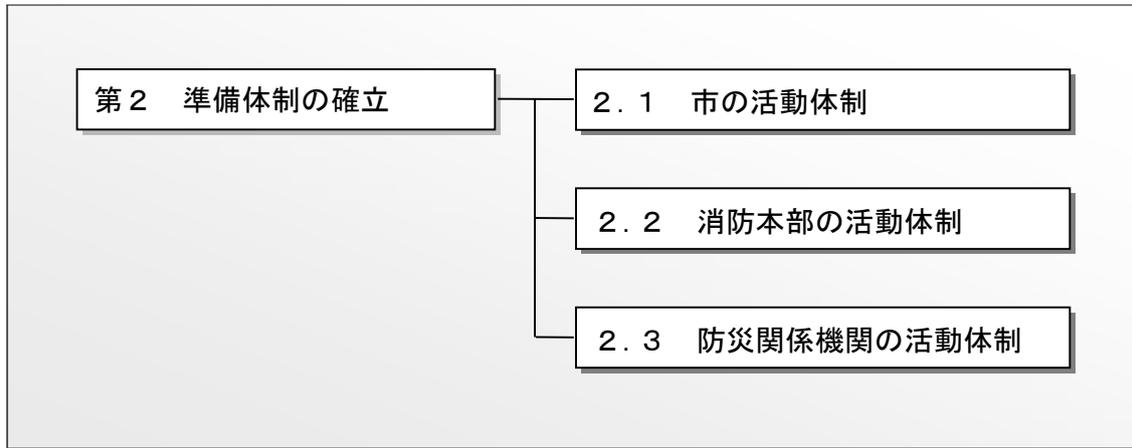
伝達事項は、以下に示すとおりである。

- ア. 東海地震注意情報又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う意思決定を行った旨の消防庁からの連絡内容
- イ. 警戒宣言が発令されることを考慮して必要な体制をとること等
- ウ. 東海地震注意情報の解除された旨の連絡内容
- エ. その他必要と認める事項

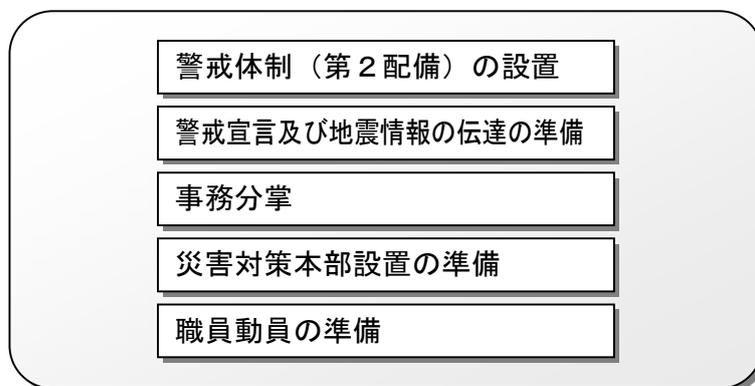
## 第2 準備体制の確立

本市が東海地震注意情報の通知を受けたときは、直ちに警戒体制を敷き、警戒宣言の発令に備えて速やかに対応がとれるよう準備を整えるとともに、社会的混乱の発生に備えるものとする。

なお、主な準備項目は、以下に示すとおりである。



### 2.1 市の活動体制 ◻ 『各部共通』



#### (1) 警戒体制（第二配備）の設置

市は、東海地震注意情報が発表された場合、「第2編 第3章 第1節『第2 活動体制』」（p. 2-123 参照）に従い災害警戒本部を設置し、警戒体制の第二配備をとるものとする。

#### (2) 警戒宣言及び地震情報の伝達の準備

次の情報が正確かつ速やかに伝達できるように準備を整えるものとする。

- ・東海地震予知情報
- ・その他防災上重要な情報

(3) 事務分掌

- ・ 東海地震予知情報、その他防災上必要な情報の収集伝達
- ・ 社会的混乱防止のための必要な措置
- ・ 防災関係機関との連絡調整

(4) 災害対策本部設置の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに災害対策本部が設置できるよう準備を整えるものとする。

(5) 職員動員の準備

警戒宣言の発令に備えて、速やかに職員の動員がなされるよう準備を整えるものとする。

2.2 消防本部の活動体制 ⇨ 『消防部』

緊急連絡体制をとるとともに、「防災対策課」との連絡を密にし、災害対策本部の設置に備える。

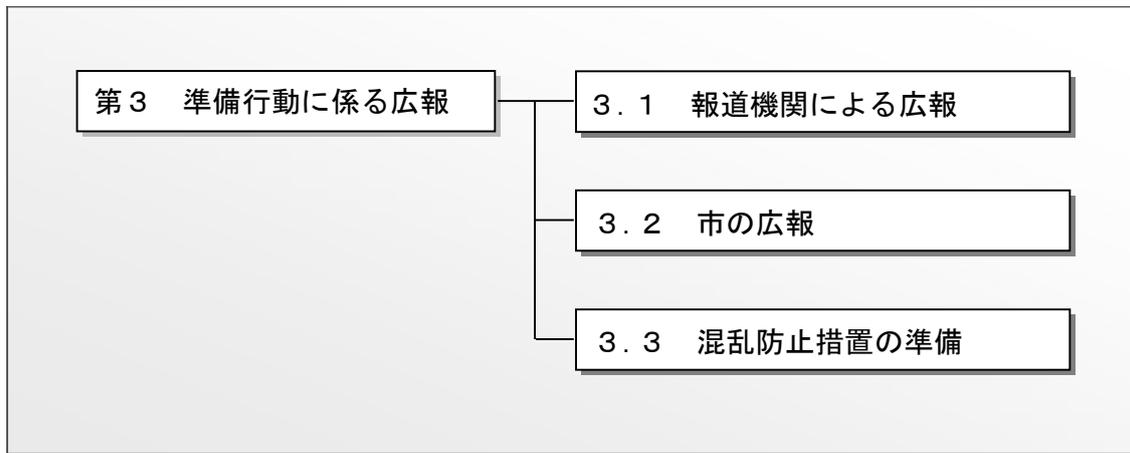
2.3 防災関係機関の活動体制

ライフライン関係の防災関係機関の活動体制は、以下に示すとおりである。

【 防災関係機関の活動体制 】

防災関係機関名	活動体制
東日本旅客鉄道株式会社	① 地震防災対策本部の設置 ② 地震対策関係者は、東海地震注意情報の通知に接したときは、直ちに地震防災本部等あらかじめ定められた箇所に参集する。 ③ 東海地震注意情報が一般に報道されたときは、旅客列車は運行を継続する。ただし、長距離夜行列車及び貨物列車は、強化地域への進入を禁止する。
東日本電信電話株式会社	防災業務計画に基づく所定の体制・対策をとる。
東京電力パワーグリッド株式会社	非常災害体制を発令し、所定の体制をとる。
東彩ガス株式会社	警戒宣言等の情報を受けた場合、社内『災害対策基準』に則り、所定の対策、体制をとる。

## 第3 準備行動に係る広報



### 3.1 報道機関による広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、テレビ、ラジオの臨時ニュース等により、次の内容の速報が流される。

#### □情報内容

- 東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められたので、東海地震注意情報を発表した。
- この異常な観測データが東海地震の前兆であるかを判定するために判定会が開催された。
- 冷静に対応するように、今後の情報に注意する呼びかけ。

### 3.2 市の広報 ⇨ 『市長公室、総合政策部、消防部』

市は、速やかに市民に対する広報活動の準備を整え、防災行政無線、広報車、市ホームページ、安心安全メール、ツイッター、消防車等を活用し、冷静な対応を呼びかける広報を行う。

情報の確認を求める問い合わせには、専用の窓口を開設し、その段階での確かな情報を正しい理解が得られるよう注意し適正に回答する。

混乱の発生が予想される現場では、必要な広報及び措置を講ずるとともに、関係機関（県危機管理防災部消防防災課、警察署等）へ緊急に通報する。

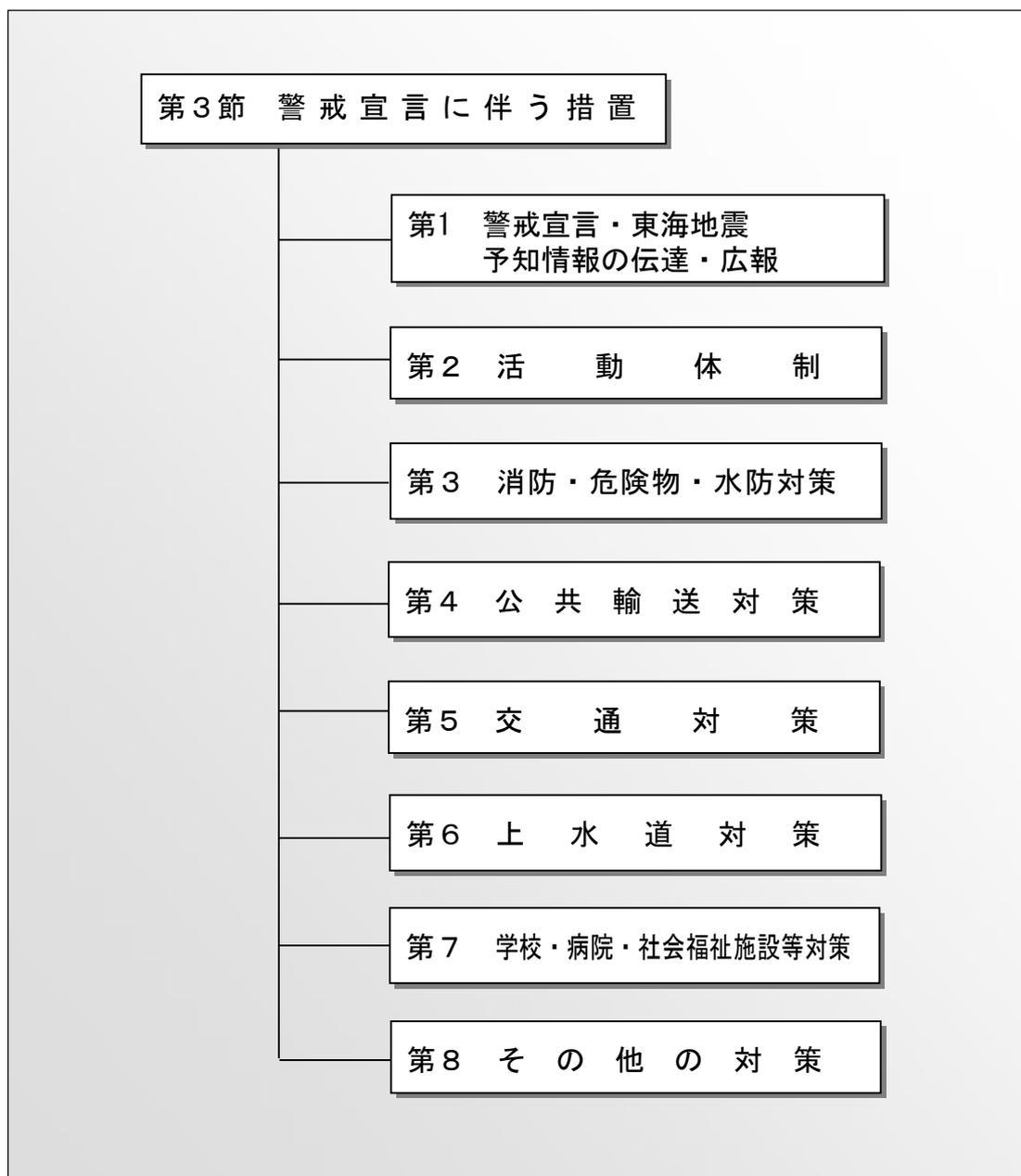
### 3.3 混乱防止措置の準備 ⇨ 『各部共通』

市は、市民に対する広報を実施するほか、各防災関係機関への市民からの問い合わせ内容、電話の回線利用状況、気象情報等を把握し、さらに、鉄道機関の運行状況、駅周辺における市民の集中状況、バス・タクシーの運行状況及び幹線道路の交通状況等の混乱防止に必要な情報を収集する。

### 第3節 警戒宣言に伴う措置

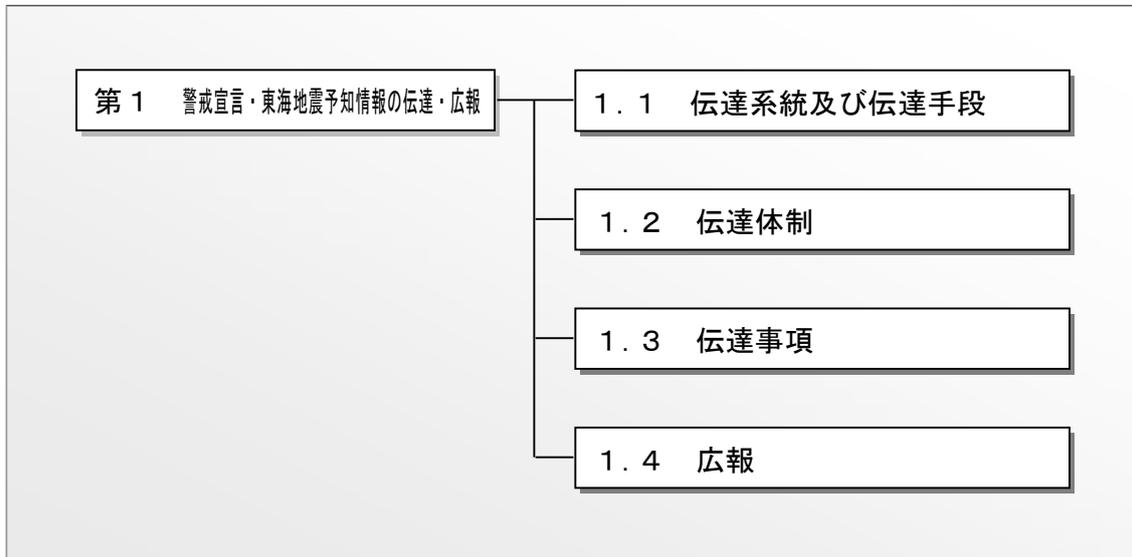
本節では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間においてとるべき措置について定める。

#### 【 警戒宣言に伴う措置に係る事項 】



第 1 警戒宣言・東海地震予知情報の伝達・広報

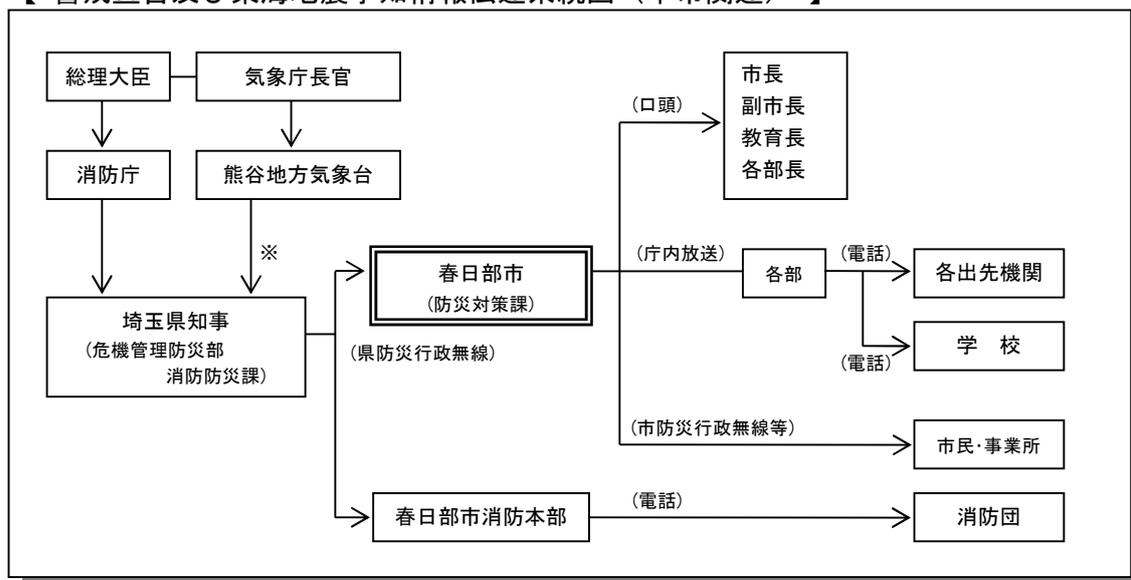
市は、県から警戒宣言の発令及び東海地震予知情報の連絡を受けた場合は、直ちに市の幹部職員、関係部署及び市民等に伝達する。



1.1 伝達系統及び伝達手段 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

県からの警戒宣言、東海地震予知情報の伝達系統及び伝達手段は、下図のとおりである。

【 警戒宣言及び東海地震予知情報伝達系統図（本市関連） 】



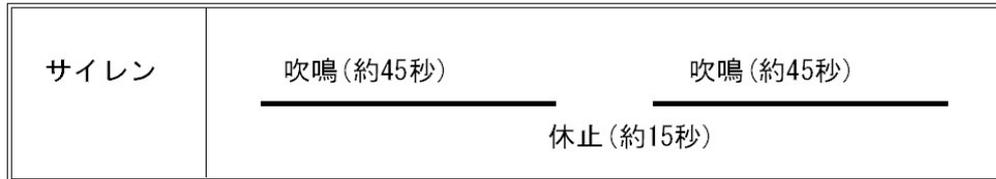
注) ※知事への伝達は、東海地震予知情報については消防庁ルート为主とし、熊谷地方気象台を副とする。警戒宣言については、消防庁ルートのみとする。

## 1.2 伝達体制 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

市は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報を受けたときは、直ちにその旨を庁内に伝達するとともに、防災対策上重要な機関、団体等に伝達する。

一般市民に対しては、防災行政無線、広報車及びサイレン等により伝達する。

### 【地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則）】



注) 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。  
必要があれば警鐘又はサイレンを併用すること。

## 1.3 伝達事項 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

「防災対策課」及び「総合政策部」が、庁内及び防災対策上重要な機関、団体等に伝達する事項は以下のとおりである。

- 警戒宣言通知文
- 東海地震予知情報に関する情報文
- 警戒宣言発令に伴いとるべき措置事項
- 警戒解除宣言に関する通知（地震が起これないで解除になる場合）
- その他必要と認める事項

## 1.4 広 報 ⇨ 『総合政策部』

市は、防災関係機関と連携し、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、本市、事業所等のとるべき措置を周知させるため広報活動を積極的に行う。

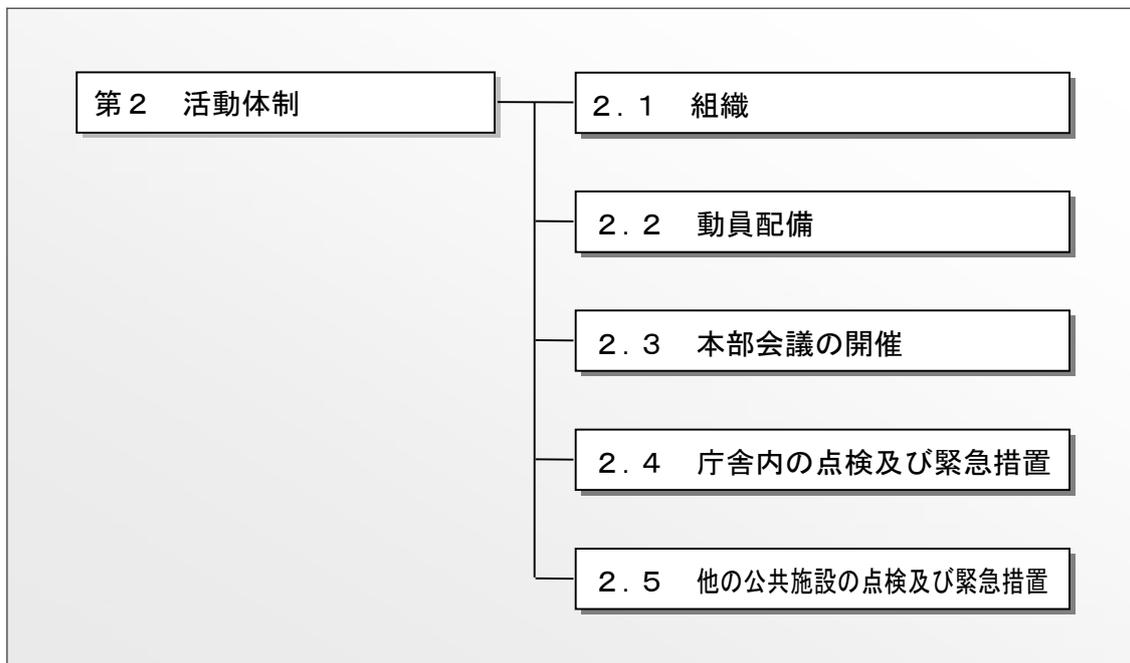
「総合政策部」は、警戒宣言が発令されたときは、防災関係機関と密接な連絡のもとに、次の事項を中心に広報活動を行う。

広報は、防災行政無線、広報車両、自治会、自主防災組織、市ホームページ、安心安全メール、ツイッターを通じて行う。

- 警戒宣言等の内容の周知徹底
- それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- 防災措置の呼びかけ
- 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

第 2

活動体制



2.1 組 織 ⇨ 『各部共通』

警戒宣言が発令された場合、市は市役所に災害対策本部を設置し、非常体制の第一配備により災害応急対策活動を実施する。

なお、地震発生後の体制は「第2編 第3章 第1節 『第2 活動体制』」(p. 2-123 参照)による。

2.2 動員配備 ⇨ 『各部共通』

警戒宣言が発令された場合、災害対策本部への動員は「第2編 第3章 第1節 『第2 活動体制』」(p. 2-123 参照)による。

2.3 本部会議の開催 ⇨ 『市長公室』

警戒宣言が発令された場合、災害対策本部各部各班の対応状況を把握し共有化を図るため、本部会議を随時開催する。

なお、災害対策本部の事務分掌は、次のとおりとする。

□災害対策本部の事務分掌

- 警戒宣言、東海地震予知情報等各種情報の収集伝達
- 防災関係機関の業務に係る連絡調整
- 社会的混乱防止に係る施策の実施
- 報道機関等への情報提供
- その他必要な事項

## 2.4 庁舎内の点検及び緊急措置 ⇨ 『関係各部』

### (1) 点 検

□火気使用設備の点検

各班は、火気の使用を極力制限し防火措置を講じる。やむを得ず使用する場合は、地震が発生した際直ちに消火できるような措置を講じる。

□自家発電装置、可搬式発電機の点検

地震発生の際の停電に備えて自家発電装置の点検確認を行う。

□消防用設備等の点検

消火器、消火用水、火災報知設備及び防火戸の点検確認を行う。

□落下、倒壊の危険性のある物品の点検

各班は、屋内にあるロッカー、パソコン、表示板等、転倒、落下しやすい物品の固定及び屋外の落下危険性のある看板等の補強措置を講じる。この措置が困難な場合は、警告措置を講じる。

□発火性、引火性及び爆発のおそれのある危険物の点検

貯蔵又は使用中の危険物や高圧ガスは、所定の場所に保管するか、転倒防止、漏洩防止措置を講じ、緊急遮断装置、安全装置類は作動確認を実施する。

### (2) 緊急措置

□防災資機材等の準備

各班は、地震発生時の防災活動に必要な資機材等の準備を行う。

□公用車両の確保

各班は、公用車両の運行を極力制限し、公用車両を確保しておく。

□通信手段の確保

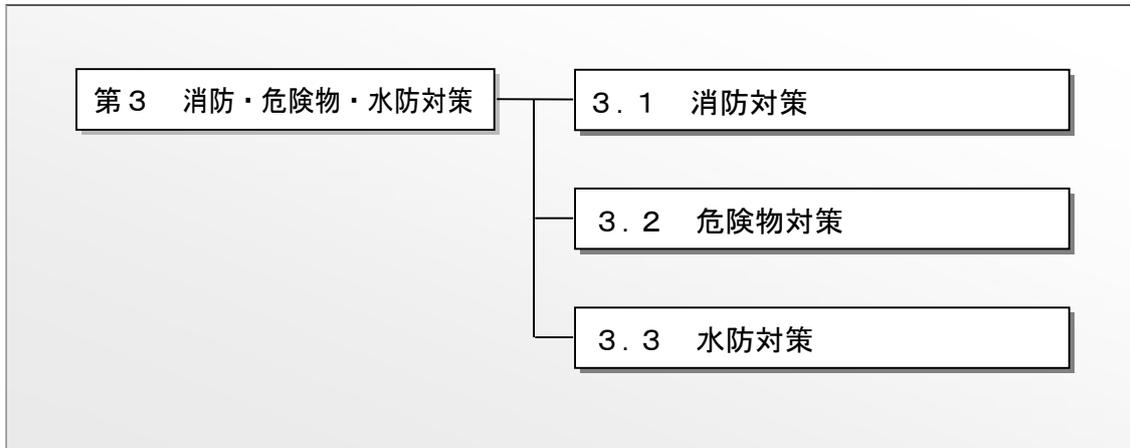
各班は、市防災行政無線（移動系）等の連絡手段を確保しておく。

## 2.5 他の公共施設の点検及び緊急措置 ⇨ 『各部共通』

各公共施設の管理者は、各々の施設について「2.4 庁舎内の点検及び緊急措置」に準じた対策を講じる。

第3

消防・危険物・水防対策



3.1 消防対策 ⇨ 『消防部』

「消防部」は、次のとおり対応措置を講じる。

□防災措置の内容

- 正確な情報の収集及び伝達
- 火災、水害等防除のための警戒
- 浸水避難地域の把握及び警戒避難体制の整備
- 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- 資機材の点検整備の実施
- 火災発生の防止、初期消火等に関する市民、事業所への広報

3.2 危険物対策 ⇨ 『消防部』

「消防部」は、危険物取扱施設等に対し、次の防災措置を指導する。

□防災措置の内容

- 転倒・落下・流出拡散防止等の措置
- 引火又は混合・混触等による出火防止措置
- 操業の制限、停止
- 火気使用の制限又は禁止
- 消火設備等の点検確認

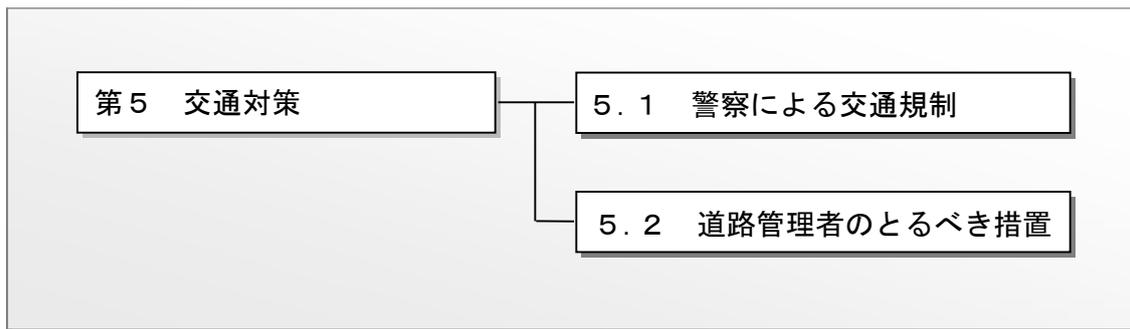
3.3 水防対策 ⇨ 『建設部、市長公室』

市は、市管理の河川施設等の点検を行う。

## 第4 公共輸送対策

バス会社及びタクシー会社は、（一社）埼玉県バス協会、埼玉県タクシー協会及び国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局の指導のもと、地域の実情に応じ可能な限り運行を確保する。

## 第5 交通対策



### 5.1 警察による交通規制 ⇨ 『警察署』

春日部警察署は、警戒宣言が発せられたときは緊急交通路確保のため、次の措置を行う。  
また、上記の交通対策の実施等によって生じる交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

#### □防災措置の内容

- 緊急通行車両等の通行を確保するための交通規制
- 緊急通行車両等の確認

### 5.2 道路管理者のとりべき措置 ⇨ 『市民生活部、建設部』

市は、警戒宣言が発せられた際の運転者のとりべき行動について広報を行い周知徹底を図るとともに、県公安委員会の定める交通規制計画に協力するとともに、必要に応じ警察署と協議し対策をたてる。

また、市が管理する道路について、次の措置を行う。

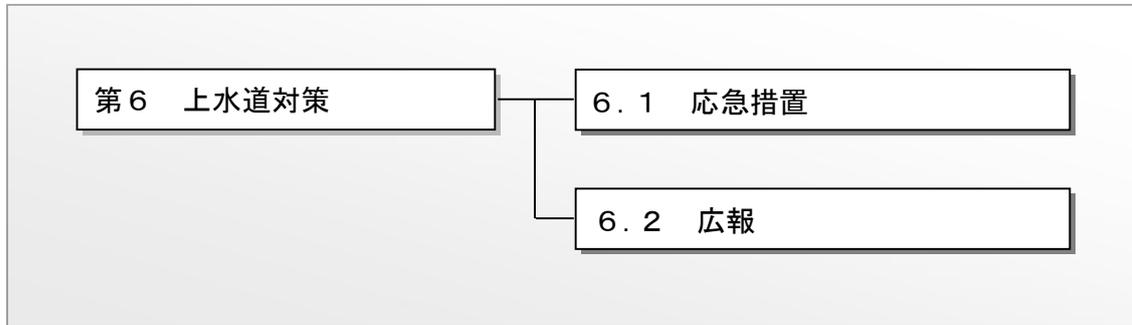
#### □防災措置の内容

- 危険箇所の点検  
避難に有効な道路、緊急輸送路等の点検の実施
- 工事中の道路についての安全対策  
工事を中止し、保安対策の実施

## 第6

## 上水道対策

「水道部」は、警戒宣言が発令された場合、おおむね次のような措置をとる。



### 6.1 応急措置 ⇨ 『水道部』

原則として供給を継続する。

また、居住者等が緊急貯水を実施することに留意し、増加する需要に対処するとともに、地震発生時の緊急給水活動等に備える。

#### □要員の確保

- 「水道部」職員、春日部市管工事業協同組合等への連絡
- 資機材の点検整備

#### □施設の保安措置等

- 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。
- 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、市民、事業所等の緊急貯水に対応できるよう講じる。
- 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講じる。

## 6.2 広報 ⇨ 『水道部、総合政策部』

市民等に対する緊急貯水の呼びかけを重点とし、次のとおり広報活動を行う。

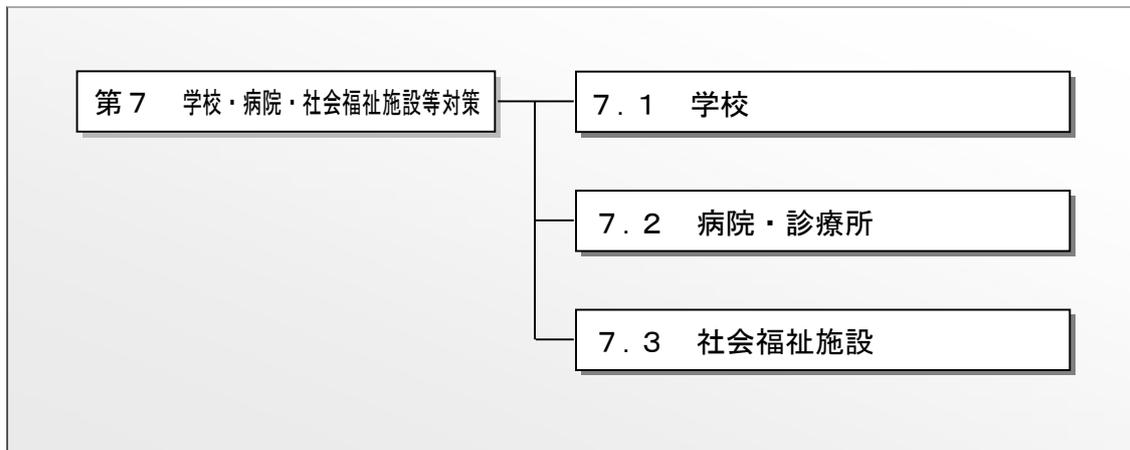
### □広報内容

- 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること。
- 地震に備え、飲料水、生活用水を貯水すること。
  - ・ 飲料水の汲置き（ポリタンク、バケツにフタをして利用し、概ね3日毎に新しい水に汲替え、水質保持に留意する。）
  - ・ 生活用水の汲置き（浴槽等を利用し、貯水する。）
  - ・ その他（汲置き容器転倒防止及び汲置き水の流出防止策を講じる。）
- 必要以上の水道水の使用を控えること。
- 発生後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制

### □広報手段

- 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼
- 広報車両による広報
- 公共施設等への掲示
- 市ホームページや安心安全メール、ツイッターによる情報提供

## 第7 学校・病院・社会福祉施設等対策



### 7.1 学校 ⇨ 『学校教育部』

「学校教育部」は、児童・生徒等の安全の確保及び学校施設の保全を図るため、次のとおり措置を行う。

#### □ 「学校教育部」のとり措置

- 警戒宣言発令後は、直ちに授業を中止し、下校（避難場所への移動を含む）の措置をとる。
- 児童・生徒等の下校方法は、次のように行う。
  - ・ 通学路の安全を確認し、集団で下校させるか、震度5弱以上の場合には、連絡網を通じ保護者の来校を求める。
  - ・ 交通機関を利用している児童・生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。
- 学校に残留し保護する児童・生徒等については、人数をあらかじめ把握し、職員の職務内容にしたがって対処する。
- 家族への連絡は、通信不通の事態も考慮の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め徹底させておく。
- 警戒宣言が解除されるまで、臨時休業とする。
- 防災上急務と思われる校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、必要な措置をとる。
- 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。
- 地域の関係機関・団体との連絡を密にし対応する。

### 7.2 病院・診療所 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

「健康保険部」及び「医療センター」は、市内の病院、診療所等に、次のような対応の協力を要請する。

□診療対策

- 外来患者の診療は状況に応じ可能な限り平常どおり行う。
- 入院患者のうち退院及び一次帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- 救急患者の受入体制を講ずる。
- 手術中の場合は、医師の判断により安全措置をとる。
- 手術予定については、緊急やむを得ない場合を除き延期するなどの措置を講ずる。

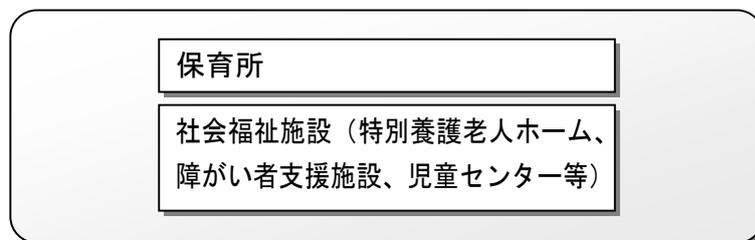
□来院者、入院者への情報伝達、指示

- 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう必要に応じ適宜連絡、伝達する。
- 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

□入院患者の安全確保、施設の保安措置等

- 建物、設備の点検を行い、危険物及び可燃物設備については、災害発生による被害防止又は軽減を図るため必要な措置を与える。
- 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講ずる。

### 7.3 社会福祉施設 ⇨ 『福祉部、こども未来部』



#### (1) 保育所

「こども未来部」は、警戒宣言発令後、原則として保育等を中止して臨時休所とし、次の措置をとる。

□帰宅措置

- 入所児童は名簿確認の後、あらかじめ定められた方法で保護者に引き渡す。
- 保護者の引取りが済むまで、入所児童は保育所で保護する。
- 所外における指導時は、帰所後入所児童を保護者に引き渡す。  
また、交通機関、道路の状況等によって帰所が困難な場合、保育所及び市に連絡を取り、適宜の措置をとる。

□防災措置

- 施設設備、消火器、火気等の点検
- 転倒、落下物の防止措置
- 飲料水の確保、食料、ミルク等の確保
- 医薬品等の確保

(2) 社会福祉施設（特別養護老人ホーム、障がい者支援施設、児童センター等）

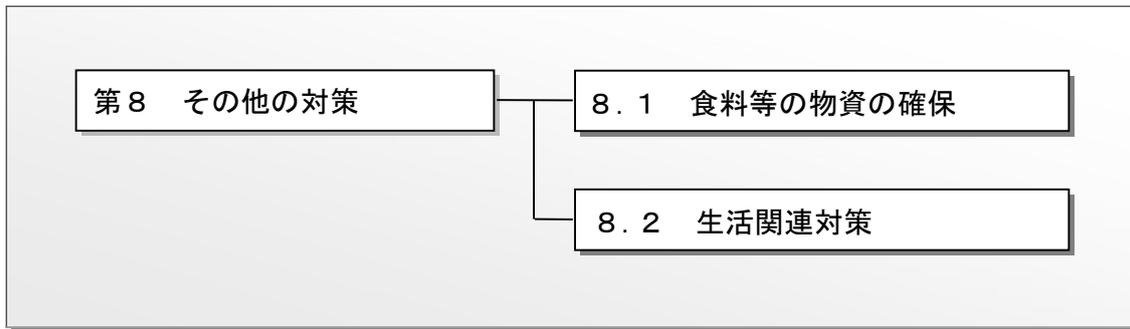
市は、施設の種類、通所（園）者・収容者の特性等、施設の実態に即した措置をとる。

□社会福祉施設への措置

- 保護者への伝達
- 保護者への引渡し
- 施設の防災点検
- 出火防止
- 引渡しが困難な者の保護
- 食料、医薬品、生活必需品等の確保

第 8

その他の対策



8.1 食料等の物資の確保 ⇨ 『環境経済部』

市は、警戒宣言発令時において、商工団体を通じ若しくは連携を図り、次の措置をとり物資を確保する。

□食料等の物資の確保

- スーパーマーケット、小売店等に対し営業の継続を呼びかける。
- 市民に対して小売店等の営業状況、買い占め・買い急ぎ等の抑制を呼びかける。

8.2 生活関連対策 ⇨ 『関係各部』

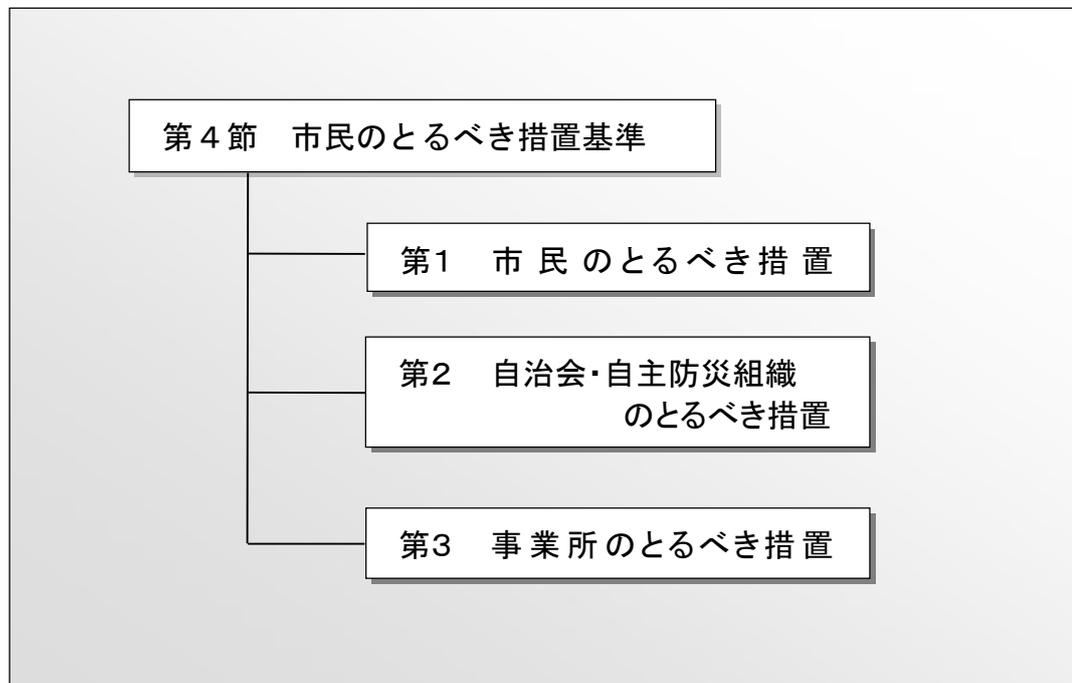
- ア. 市民に対して緊急貯水を呼び掛ける。
- イ. 応急給水に必要な資機材、プール、ろ水機の点検を行う。
- ウ. 井戸の点検を行う。
- エ. 生活必需物資の供給協定店と連絡を取り、体制の確認と保有量の確認を行う。

## 第4節 市民等のとるべき措置基準

東海地震注意情報及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。国・県・市をはじめ各防災関係機関は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、これらの機関がすべての防災活動を行うことは不可能であり、市民・事業所等がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要である。

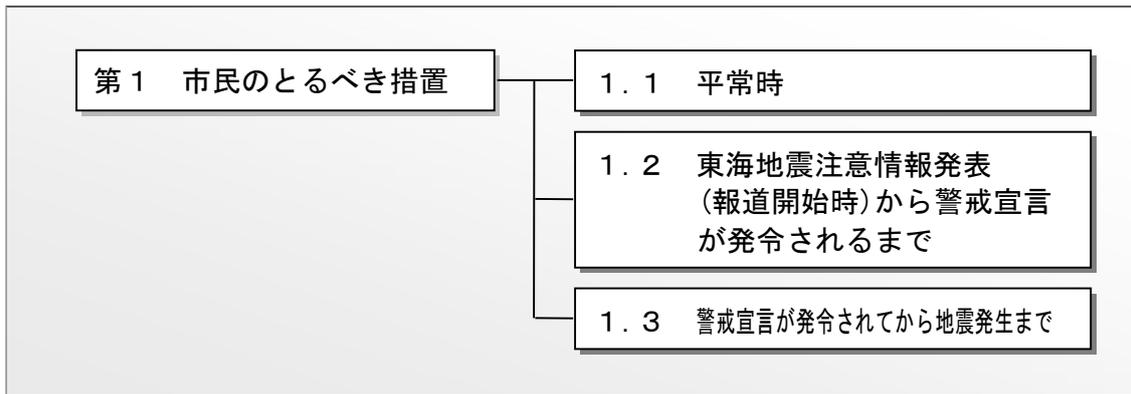
市民、事業所が、東海地震注意情報及び警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置の基準を以下に示す。

### 【 市民等のとるべき措置基準に係る事項 】



## 第1 市民のとりべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市民のとりべき措置は、以下に示すとおりである。



## 1.1 平常時

- ① 家や塀の耐震化を促進する。
  - わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。
  - ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適格なものは改築、補強する。
- ② 家具類の転倒、落下防止措置をとる。
  - タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定する。
  - 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。
  - 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分を補強する。
- ③ 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。
  - ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。
  - LPガス容器等は固定し、設備の定期点検を行う。
  - 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。
  - 火気使用場所周辺に易・可燃性物品を置かない。
- ④ 消火器、消火用水の準備をする。
  - 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。
  - 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。
- ⑤ 非常用飲料水、食料の準備をする。
  - 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の生命水、約3ℓ）。
  - 食料は、長期保存ができる食品を3日分程度準備しておく。
- ⑥ 救急医薬品の準備をする。

傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、絆創膏、三角巾などを救急箱等に入れて準備しておく。
- ⑦ 生活必需品の準備をする。

下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ロウソク等を準備しておく。
- ⑧ 防災用品の準備をする。

トランジスターラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。
- ⑨ 防災講習会や訓練へ参加する。

市、消防署、自主防災組織が行う防災講習会や訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- ⑩ 家族で対応措置の話し合いをする。
  - 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。
  - 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。
- ⑪ 自主防災組織に積極的に参加する。

## 1.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

- ① テレビ・ラジオ等で正しい判定会情報を入手し、冷静な行動をとる。
- ② 電話の使用を自粛する。
- ③ 自家用車の利用を自粛する。
- ④ 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。
- ⑤ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
- ⑥ 強化地域方面への不要不急な旅行等を自粛する。

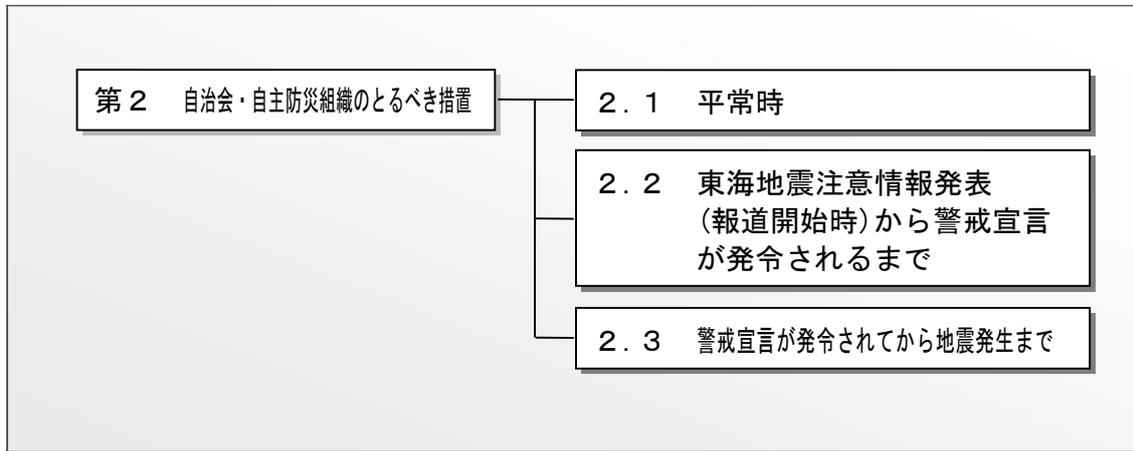
### 1.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 警戒宣言情報の入手
  - 防災信号（サイレン）等に接した時は、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。
  - 県・市・警察署・消防機関・防災機関の関連情報に注意する。
- ② 家具類の転倒、落下防止措置を確認する。
  - 家具、棚等の上の重いものをおろす。
  - 窓ガラスにガムテープ等をはる。
  - ベランダの置物等をかたづける。
- ③ 火気使用器具の安全確認と火気管理の確認
  - 火気の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。
  - ガス器具等の安全設備の確認をする。
  - LPガス容器の固定措置の確認をする。
  - 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。
- ④ 消火器、消火用水の置き場所を確認する。
- ⑤ ブロック塀、石塀、門柱を点検する  
危険箇所について安全措置を実施し、付近に近寄らないようにする。
- ⑥ 非常用飲料水、食料の確認
- ⑦ 救急医薬品の確認
- ⑧ 生活必需品の確認
- ⑨ 防災用品の確認
- ⑩ 電話の使用の自粛  
(県・市・放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。)
- ⑪ 自家用車の利用の自粛
  - 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。
  - 走行中の車両は、減速走行し目的地まで到着した後は車両を使わない。
- ⑫ 要配慮者への措置  
高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊婦及び外国人住民等の安全を確認するとともに、登園・登校している場合は、定められた園、学校との打合せ事項により、対応措置をとる。
- ⑬ エレベーターの使用を避ける。
- ⑭ 不要な生活物資の買い急ぎの自粛
- ⑮ 不要な預貯金の引き出しの自粛

## 第 2

## 自治会・自主防災組織のとりべき措置

自主防災組織が結成されていない地域にあつては、自治会等がこの基準に準拠して対応措置をとる。



### 2.1 平常時

- ① 組織の編成と各班の役割を明確にする。
- ② 防災知識の普及活動を行う。
  - 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置の普及・啓発を行う。
  - 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。
  - 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区等災害危険箇所を把握する。
  - 地域内の消防水利を把握する。
  - 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。
  - 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。
- ③ 防災訓練を行う。

災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。
- ④ 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。
  - 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導。
  - 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導。
  - LPガス容器の点検を指導。
- ⑤ 防災資機材等を整備する。

地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。
- ⑥ 情報の収集、伝達体制を確立する。
  - 市、消防機関・防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。
  - 自治会等ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。
  - 要配慮者に対する伝達体制を確立する。

## 2.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

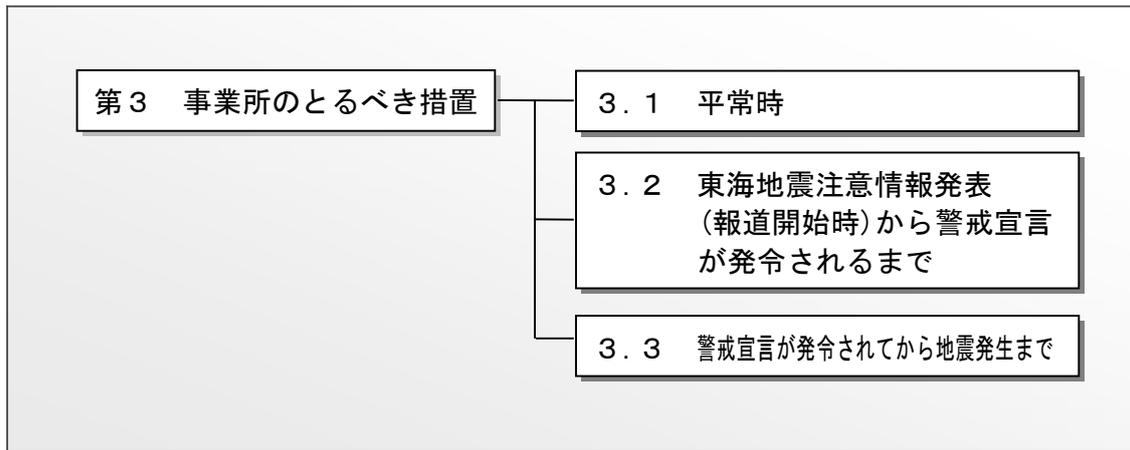
- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① テレビ・ラジオ等で正しい判定会情報を入手する。</li><li>② 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</li></ul> |
|---|

## 2.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 自主防災組織の活動体制を確立する。<ul style="list-style-type: none"><li>○ 自主防災組織の編成及び役割分担を確認する。</li><li>○ 自主防災組織本部を設置する。</li></ul></li><li>② 県・市・警察署・消防機関・防災機関から伝達された警戒宣言情報を周知する。</li><li>③ 地域住民に対し、とるべき措置の呼びかけを実施する。</li><li>④ 防災資機材等を確認する。</li><li>⑤ 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊婦及び外国人住民等の安全対策措置の呼びかけを実施する。</li><li>⑥ 非常用飲料水、食料の確保及び調達方法の確認をする。</li></ul> |
|---|

### 第3 事業所のとるべき措置

「平常時」、「東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで」及び「警戒宣言が発令されてから地震発生まで」の各段階で市内の各事業所のとるべき措置は、以下に示すとおりである。



### 3.1 平常時

消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法でいう防火管理者にあたるもの）を定め消防計画を作成する。

消防計画作成上の留意事項は次のとおりである。

- ① 自衛防災体制の確立
  - 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成
  - 組織の役割分担の明確化
- ② 教育及び広報活動
  - 従業員の防災意識の高揚
  - 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修
- ③ 防災訓練  
災害時に備えた情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練
- ④ 危険防止対策
  - 施設、設備の定期点検
  - 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下防止措置
- ⑤ 出火防止対策
  - 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検
  - 消防水利、機材の整備点検
  - 商品の整備点検
  - 易・可燃性物品の管理点検
- ⑥ 消防資機材等の整備  
情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。
- ⑦ 情報の収集、伝達体制の確立
  - 県・市・警察署・消防機関・防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。
  - 事業所の実情に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。

### 3.2 東海地震注意情報発表（報道開始時）から警戒宣言が発令されるまで

- ① テレビ、ラジオ等で、正しい東海地震注意情報を入手する。
- ② 自衛防災体制の準備、確認をする。
- ③ 消防計画等による警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。
- ④ その他顧客、従業員に対する安全対策措置等必要に応じた防災措置をとる。

### 3.3 警戒宣言が発令されてから地震発生まで

- ① 自衛防災組織の活動体制を確認する。
  - 自衛防災組織の編成を確認する。
  - 自衛防災本部を設置する。
  - 自衛防災本部の役割分担を確認する。
- ② 情報の収集、伝達体制をとる。

県・市・警察署・消防機関・防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。
- ③ 危険防止措置を確認する。
  - 施設、設備を確認する。
  - 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒、落下の防止措置を確認する。
- ④ 出火防止措置を確認する。
  - 火気器具類等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。
  - 火気使用場所及び周辺を確認する。
  - 消防水利、機材を確認する。
  - 易・可燃性物品を確認する。
- ⑤ 防災資機材等の確認  
情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給水給食用資機材等を確認する。
- ⑥ 食料品等生活必需物資を販売する事業所においては、生活の確保と混乱防止のため原則として営業を継続する。ただし、不特定かつ多数の者が出入りする文化施設、遊興施設等の集客施設等においては、混乱防止のため原則として営業を自粛する。
- ⑦ 石油類、火薬類、高圧ガス等の出火爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。
- ⑧ バス、タクシー及び生活必需物資を運送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。
- ⑨ 一般事業所においては原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して時差退社させる。なお、近距離通勤者については、徒歩等により原則として交通機関を利用しない。
- ⑩ 電話使用を自粛する。県・市・放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。
- ⑪ 不要な預貯金の引き出しを自粛する。